

福井県文書館研究紀要

第 19 号

福井県文書館講演

“春嶽政権”と家臣たち

－長谷部甚平と由利公正を中心に－…………… 本川 幹男 …… 1

研究ノート

近世中期における福井藩松平家の奥向

－福井藩法を中心に－…………… 柳沢芙美子 …… 19

幕末福井藩における武術修行

－「御家中武術免状受候面々取調書」の分析を通して－… 長野 栄俊 …… 39

松平試農場のリンゴ栽培…………… 田川 雄一 …… 69

文書館による資料所在確認調査について

－2021年度の調査結果－…………… 三好 康太 …… 85

資料紹介

「明治の大合併」と「新村撰定事由調」…………… 堀井 雅弘 ……107

令和4年3月

福井県文書館

福井県文書館講演

“春嶽政権”と家臣たち —長谷部甚平と由利公正を中心に—

本川 幹男*

はじめに

1. 慶永政権の成立と展開
 - (1) 政権の成立と課題
 - (2) 安政4年(1857)、藩政改革実施と幕政改革の提言
2. 春嶽政権と殖産興業策
 - (1) 安政5年(1858)7月、慶永の隠居謹慎と茂昭の相続
 - (2) 殖産興業策の推進と東北論争
 - (3) 文久3年(1863)、挙藩上京計画中止と強硬論者の処分
3. 春嶽政権の再建と維新の動乱
 - (1) 政権の再建
 - (2) 再度の富国強兵策
 - (3) 慶応3～4年(1867～68)、新政府への参加と動揺

はじめに

ご紹介いただきました本川と申します。コロナの大変難しい時期にこうしてたくさんお集まりいただき、本当に恐縮に存じます。

本日は「“春嶽政権”と家臣たち」というテーマでお話しさせていただきます。ご承知のように、福井藩は松平春嶽を先頭に、明治維新という歴史の大転換に非常に大きな役割を果たしました。そのことを春嶽とその周囲の家臣たちとの関係を通して考えていければと思います。

ここでの春嶽の家臣として主な対象とするのは、全体としてはトップの家老、春嶽を傍らで支える側用人、そして藩が決めた政治を進める目付や各奉行などの役人たちということになります。当時は家老を執政、側用人を参政、目付を執法とも呼んでいました。

なお、春嶽の呼称ですが、藩主時代は慶永であったことはもちろんご存じだと思います。ところがかれは安政5年(1858)7月5日幕府から処分されると、名を号の春嶽と改めました(処分が弛められる前後から慶永も併用)。この春嶽と改めた頃から明治元年(1868)新政府が動き出した頃までが本日のお話と関わります。

*地域史研究者

併せて本日は長谷部甚平と由利公正という二人の家臣に注目したいと思います。長谷部甚平は辞典などでは実名の怨連であがっていることが多いですが、福井藩時代はほぼ甚平で通しますので今日はこれに従います。由利公正については皆さんもよくご存じでしょう。最初は三岡石五郎、文久2年（1862）八郎と名を替えます。由利公正は明治3年（1870）以降となります。今日はそれぞれの時期に合わせた呼び名を用います。

1. 慶永政権の成立と展開

（1）政権の成立と課題

それでは本題に入らせていただきます。こちらは先ほど申しました松平春嶽です（画像1）。慶応期（1865～68）、40歳頃の写真ですけれども、落ち着いてある意味完成された姿ですね。でも、当時、すごく悩みながら維新を迎えようとしていました。

まずは春嶽と名をかえる前の慶永の時代からみていきます。慶永は徳川御三卿の一つ田安家の八男として、文政11年（1828）に生まれました。江戸城内で幼少期を過ごし、11歳の天保九年（1838）に福井藩主の養子に迎えられ、すぐに藩主となって君臨することになります。当初は側近の家臣たちに支えられて藩主としての厳格な教育を受けます。優れた資質にプラスして将軍家との深い縁戚関係などにも恵まれ、見事な成長を遂げていきました。20歳の頃には青年君主としてすでに福井藩政をリードする立場に立っています。同時にそこから内外の危機、福井藩が抱える深刻な財政危機や、幕府が直面している対外危機にも自覚し目を向けていきます。



画像1 松平春嶽肖像
(福井市立郷土歴史博物館蔵)

（2）安政4年（1857）、藩政改革実施と幕政改革の提言

春嶽を支えた決定的な人物が橋本左内、皆さんもちろんよくご存じですね。右の画像は左内生前の頃、近くにいて学び活動していた佐々木権六（長淳）が、明治8年（1875）に描いたものです（画像2）。皆さんは島田墨仙が描いた左内の肖像画、りりしい武士像の方をよくご存じでしょうか。

さて、その左内は嘉永2年（1849）秋、大坂緒方洪庵の適塾でオランダ医学を学び始め、そこから進んで西洋の学問全体に目を向けていきます。20歳の半ば近く、ある意味当時の日本が抱える課題についてもっとも開明的な域に到達していたといわれます。それが安政4年、24歳のあたりですね。この年、福井藩は全面的な藩政改革にかかりました。



画像2 橋本左内肖像
(福井市立郷土歴史博物館蔵)

その先頭に立ったのが、当時藩校明道館の学監の一人で、実質館の運営を任されていた左内ですが、彼は人材育成だけでなく、医学・洋学や兵学などの面でも指導者として腕を振ります。ただし藩政改革に戻れば、もう一つ財政や民政面における改革も重要です。これらに直接左内が関わったことは確認できませんが、行政の統一支配を目指すもので、私はおそらくかれの影響もあったと考えています。中心人物は勘定方を統括する御奉行の一人長谷部甚平でした。かれは左内とも親しく連絡を取り合いながら改革に力を尽くします。

このような藩内を背景に藩主慶永は同4年4月25日、参勤交代で江戸へ出立しました。当時の幕府はハリスの要求する日米修好通商問題や将軍継嗣問題について大騒ぎです。江戸に着いた慶永も早速これに関わり、前水戸藩主徳川斉昭や薩摩藩主島津斉彬らとともに論陣を張ります。だが今後の幕政、ひいては日本の将来をどうすべきか、どうも見通しが立ちません。

そこで慶永は国元で改革に懸命の橋本左内を江戸に呼ぶことにしました。左内は8月に江戸へ到着、それからは慶永の片腕として国政問題に没頭することになります。間もなく驚くべき意見を展開しました。

まず幕府体制を決定的に変えるべきと論じます。国政改革ですね。これまでの独裁政治を改めて、全国のすぐれた大名や優秀な旗本などとともに役務分担し議論しあえる、現在の内閣制度のような組織づくりの提案です。明治維新より10年も早く、まだだれも考えもしなかった近代的な構想です。次に外交問題では、上下を問わず多くの人々がハリスの貿易要求に対し、「夷狄である外国人に日本を汚されるな」と叫んでいたときでしたが、それを左内は一気にひっくり返します。かれは列強のことも頭に入れた上で、むしろ日本は積極的に開国・貿易してかれらと並び、アジアへも進出すべきだと主張しました。

実は、慶永はペリー艦隊が来航したとき、全国の大名中でももっとも強硬な鎖国維持論者でした。藩全体もそうで攘夷論を叫んでいました。神国である日本は朝廷のもと、攘夷のための戦争で江戸の町が焼け野原になっても構わないといった考えです。その慶永が左内の主張で一気に開国・通商論者となって幕府に迫ります。

2. 春嶽政権と殖産興業策

(1) 安政5年(1858)7月、慶永の隠居謹慎と茂昭の相続

慶永たちはそんな風に頑張っていましたが、思うように進展しないままの安政5年4月、井伊直弼が大老に就きます。するとかれは慶永や水戸斉昭たちの主張を無視し、後継の14代将軍(家茂)を決めたり、ハリスの求める日米通商条約に調印したりと専権を振ります。怒った慶永たちは6月25日に不時登城して井伊に撤回を求めますが厳しく拒絶され、しかも7月5日、かれらは不時登城を理由に処分されるのですね。

その日、慶永も隠居謹慎を命じられ、後継藩主として越前松平一族ながら越後糸魚川藩1万石の藩主松平直廉(茂昭)が来ることとなります。かれはこのとき23歳、藩内の家臣たちがどのように受けとめたか想像がつかますね。それまでの慶永の活躍は華々しく、大老職の話もあったほどでしたから、一同地獄に落とされた思いでしょうか。誰よりショックだったのは側近の中根雪江や橋本左内です。

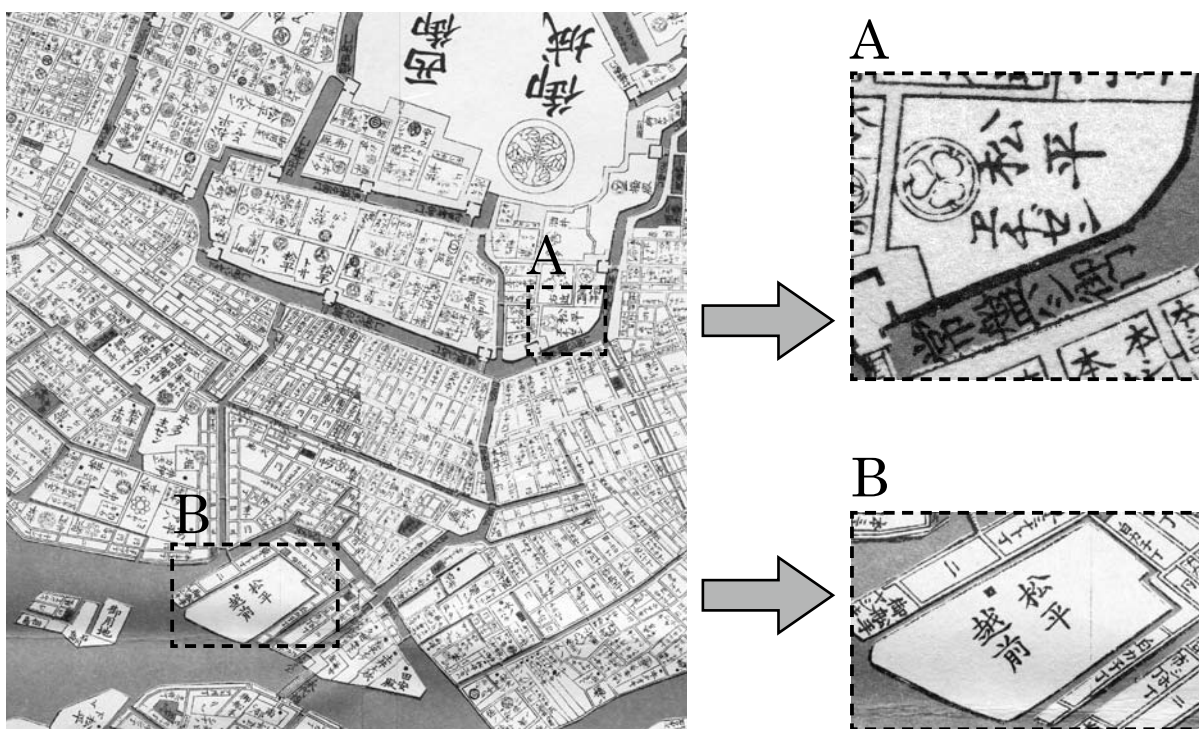
特に中根は責任を感じ切腹して詫びようとも考えたそうです。

ところで、藩内では落ち着いてくると、慶永の処分を招いたのは誰か、左内が間違っただのではないかといった声や、それまでの急激な藩政改革に対する不満から責任を問う声など、いろいろとあがってきました。これまで藩内は慶永の下に一丸となって諸改革を行ってきたはずですが、実は批判の声もかなりあったわけです。

また、新しい若い藩主に代わったけれども当然福井のことは何も知りません。だから藩内の緊張が弛み、今までよりは良いことが起こるような期待を持つ者さえ現れます。文武一致の教育・訓練や洋式鉄砲の購入などを強制されて、とりわけ生活の苦しい家臣たちは大変だったのです。繰り返しますが、藩政に対して不満・批判をもつ武士たちもかなりいたわけです。

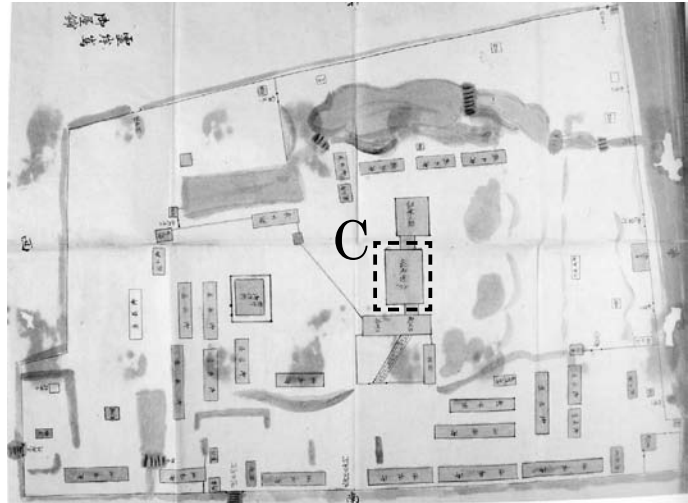
さて、その後の慶永のことです。隠居・謹慎の生活を送ることになり、最初に申しましたように名も春嶽を用いるようになりました。こちら（画像3）は安政6年の江戸図の一部です。江戸城から少し東へ下った所に「松平エチゼン」（点線部A）とあります。ここが福井藩の上屋敷、常盤橋邸です。春嶽は5年11月にここを出て、隅田川がちょうど江戸湾に出る直前、図に大きな四角に囲んで「松平越前」（点線部B）と書かれた霊岸島中屋敷に移ります。越前とはこの場合新藩主の越前守茂昭のことです。その屋敷図が次ページです（画像4）。図の作成年月日はわかりませんが、広くて2万5,000坪もありました。1万3,000坪ほどの上屋敷の2倍以上です。

図の中央に「表御建物」と書かれたところがありますが（点線部C）、謹慎はここで行われたのでしょうか。その左側には「御住所」と書かれています。奥方の勇姫はこちらの方に住んだものと思われる（二人の居住地はあくまで想像です）。慶永は、当初は部屋に籠もって毎日読書などで過ごし、部屋の掃除も自身で行いました。でも馴れてくると廊下、次に庭に出て散歩や運動をしたりする



画像3 常盤橋邸と霊岸島邸（安政6年「江戸古絵図」より）

ようになります。6年の4月初め一時体調を崩して苦しみますが10日ほどで回復し、その後は勇姫との散歩や乗馬などを楽しみ、図上部の池で小舟に乗り釣りに興じることもありました。万延元年（1860）9月に「急度慎」が免じられたものの、でも結局、文久2年（1862）4月に謹慎が解かれるまでの約4年間、屋敷外へは一步も出られませんでした。



画像4 江戸霊岸島御屋敷図（松平文庫、福井県文書館保管）

（2）殖産興業策の推進と東北論争



画像5 横井小楠肖像
（福井市立郷土歴史博物館蔵）

春嶽が処分された後の国元の藩政はどうだったでしょうか。実は処分少し前の安政5年4月、とてつもない人物、横井小楠が福井に到着していましたね（画像5）。熊本藩士で儒学者、当時もっとも進歩的な政治思想をもった人物です。

慶永はかれのことを以前に家臣の村田巳三郎（氏寿）を通して知りました。それで橋本左内を江戸に呼ぶにあたり、明道館教育を心配して熊本藩主へ頼み、藩の賓師として招いたのです。50人扶持の待遇（およそ300石取の武士格）です。来福するや接した家臣たちはすぐにかれの思想に傾倒していきました。

ところが間もなくの7月に慶永が処分を受けてしまいます。ですが藩内は混乱しつつも藩政改革など慶永路線を守ろうとし、小楠もそれに納得して福井に留まりました。やがて福井藩を大きく

飛躍させていくことになります。

その決定的な成果を先に申し上げておきます。万延元年10月、「国是三論」という福井藩のあるべき姿（藩是）をまとめた所論を家臣たちとの厳しい討論を重ねて完成させたことです。それはやがて幕府政体を変えていく力ともなります。文久2年（1862）に幕府改革を提起した「国是七条」です。こんなふうにして小楠はすごい役割を果たします。じゃあ福井藩では具体的に何をしたのでしょ。それが殖産興業と呼ばれる独自の経済産業政策でした。

殖産とは産物生産、産業を盛んにし経済全体を豊かにすることです。藩では安政5年11月、「制産方」という組織を設けました。それまでは列強との戦争を念頭に洋式の鉄砲や大砲、火薬の製造に懸命になり、その役職は「製造方」と呼ばれていました。「制産方」はそれを切り替える形で発足した組織です。「制産」という用語は橋本左内が藩の産業経済を動かすのに使い出したもので、普通は「生産」ですが、それを制御する意味を込めて「制産」としたようです。

このように「制産方」は橋本左内の思想を受け継ぐ形（反対意見もある）で新たな殖産興業策を担

い展開されます。6年8月には御奉行長谷部甚平が同勝木十蔵とともに「制産方頭取同様」の肩書を与えられました。ただし実質は長谷部が全体を統括・牽引したようです。象徴的な成果が先の「国是三論」と時を同じくしてできた産物会所です。長谷部は領民に資金を貸し与えて福井の特産物である生糸などをどんどん生産させ、それらを販売して藩・領民を豊かにしようと考えました。それらの産物を藩営の産物会所に集め、品質や直段なども確認して流通・販売させるわけです。会所は城下九十九橋北詰東側に家を構える藩の札所元締の一人荒木祐右衛門宅としました。横井小楠の指導が大きかったのですが、それを受けた長谷部が精力的に豪商たちへ働きかけ、とりわけ三国湊に出入りする北前船や、それらが持ち込む諸産物を管理する同地の湊役人（問丸）たちへの働きかけが実った形です。産物会所の設立は藩の殖産興業に決定的な意義をもつものだったのです。



画像6 由利公正肖像
（『由利公正伝』より）

ところで、殖産興業の立役者には他に三岡石五郎がいますね。後の由利公正です（画像6）。かれは安政4年段階では製造方頭取として武器製造を担っていました。殖産興業がある程度軌道に乗り出した万延元年4月頃でしょうか、新たに制産方頭取になります。取り組んだのが長崎貿易でした。

ご承知のように安政6年6月、横浜・長崎で西洋列強との自由貿易が始まります。三岡は前年12月横井小楠の熊本帰省に同行して九州視察を行い、長崎でオランダとの交易を知って目覚めたようです。小楠ともこのとき一気に親密になりました。6年5月に福井に戻りますが、同年9月には再度長崎へ向かい、同地で福井産物交易の道筋をつけたといわれます。



画像7 長谷部甚平肖像
（『濃飛両国通史』下巻より）

では次の長谷部の写真を皆さん見たことあるでしょうか（画像7）。当時長谷部は三岡の上位に立っており、私は殖産興業策でも三岡以上に貢献したと考えています。でもその後も含め、かれのことは皆さんあまりご存じないみたいですね。この写真も、後に述べますが、かれが明治に入り岐阜県令になって以降の、55、6歳頃のもので。二人を比べると共に中級家臣ながら、前述の万延元年、長谷部は知行200石で年43歳、もっとも充実していた時期です。対して三岡は100石で32歳、新設の制産方頭取でした。家格や経験において相当の差があります。長谷部は立場や経験・業績を含めはるかに三岡を上まわっていたわけです。2年ほど後には立場上は両者ほとんど並ぶのですが……。

長谷部について中根雪江も言っています。「長谷部は学識あって剛明可決」と。実際学問知識に優れ、性格は剛胆で行動力に富むと評価も高かったようです。町人たちからも好評でした。長谷部は万延元年には福井町の町奉行も兼ねていましたが、城下一番の豪商であった米問屋の山口小左衛門は翌文久元年（1861）、家の記録（『山口家譜』、『福井市史資料編7近世五』）に、「国内一統人気が高く、前代未聞の御奉行」と手放しの褒めようです。長谷部は藩財政はも

もちろん、町人・百姓たちの生活面にも目を配っており、そのようなことから評判が良かったのでしよう。

長谷部のことをもう少し見ておきましょう。下の図はみくに龍翔館が所蔵する慶応元年（1865）の三国湊を描いた景観の一部です（画像8）。日本海を上下する北前船が沢山湊に出入りしている様子が描かれており、各地物資の流通が盛んであったことが窺えます。図の中央右側（点線部D）に「内田」と見えますが、当湊きっての廻船業を営む内田惣右衛門家です。先ほど触れましたように、長谷部はこの豪商内田氏や湊の産物流通を管理する問丸たちに対し、万延元年4月、三国町のためだといって出入りの産物などに藩が課す口銭（税の一種）引き下げの提案をしました。特に米や塩、それに日用品など、人々の生活に直結する品物の値を安くして産物の流通量を増やし、それで町が豊かになると説いたのです。だが当時湊の口銭は年間2,000両ほど、財政難の藩にとっては大切な収入の一つのはず、それに問丸たちはその一部を分与されていましたから減らされるかと気にしたでしょう。長谷部の意図が理解できず容易に話に乗りませんでした。

しかし、長谷部は諦めません。恐らくは横井小楠のいう「民を豊かにし国を豊かにする」という民富論をふまえ、口銭の引き下げは「湊の繁盛」のためであり、「国中融通」のためだと説得したと思われる。問屋たちは納得し、こうして三国湊の産物出入りが増え、三国町は隆盛期を迎えることとなります。

いっぽう、三岡の方ですが、先に触れましたように長崎交易に懸命でした。次ページの図は慶応2



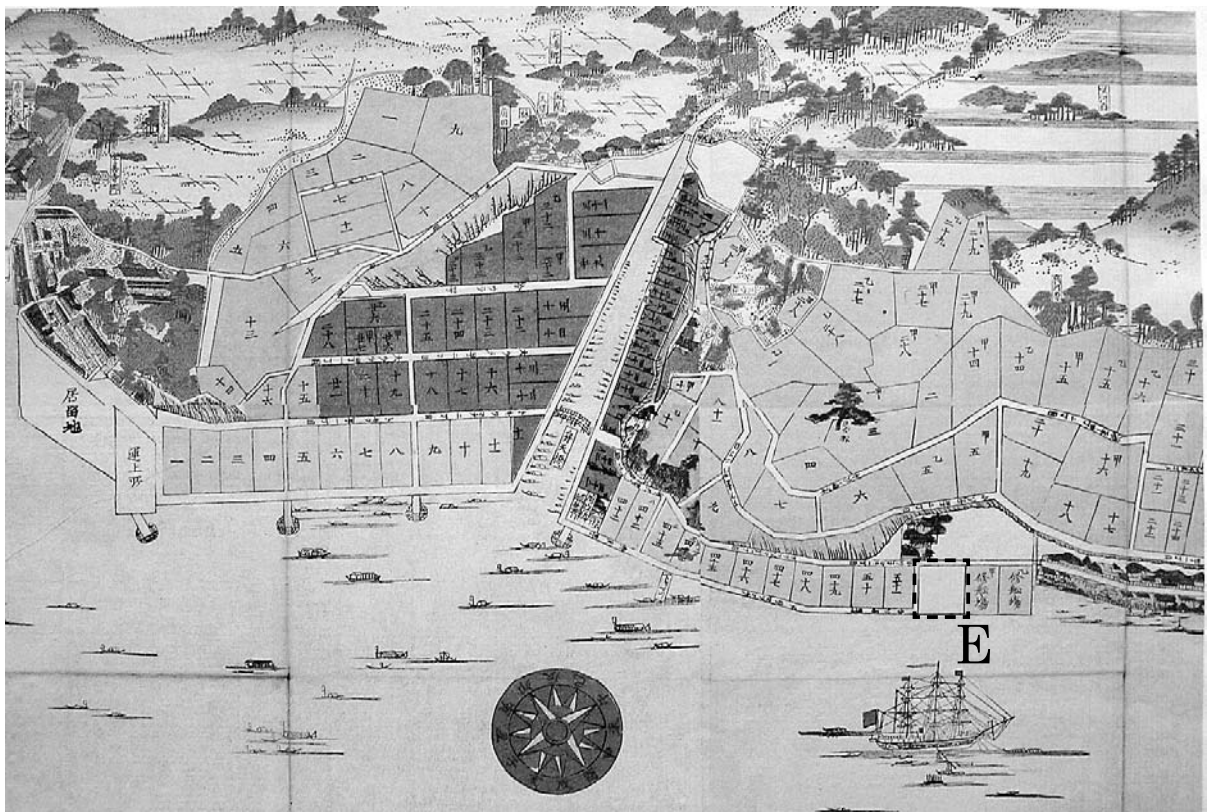
画像8 慶応元年「越前三国湊風景之図」（みくに龍翔館蔵）

年当時の長崎港の入口近くを示しています（画像9）。上部左端に唐人屋敷が見え、出島、そして長崎の町は更にその左に続きます。ここで三岡はオランダ商館へ福井藩との交易を持ちかけました。後年にかれの口述をまとめた伝記（『由利公正伝』『子爵由利公正伝』）によれば、安政6年（1859）の時点ですでに莫大な利益をあげたそうです。ただし実際のところそれを証明する史（資）料はほとんど確認されていません。

図をよく見ておきましょう。港から背後の丘に向かう一帯が細かく区画され番号がふってあります。これは自由貿易で増える外国人来航者の居留地を造成するためでした。工事請負人の一人に長崎きつての豪商小曾根乾堂がおりました。かれは幕府の方針を知ると、素早く土地を確保して造成にかかり、売り込みをはかります。万延元年頃には開始しており、その一角（右下帆船付近の点線部Eの上）に自身の大きな屋敷も設けました。三岡は同家に接した無番号地に藩の産物保管蔵を確保したらしいです。かれは小曾根を頼ってオランダ商館と話をつけ、交易の道筋を付けたのでした。

というのも安政期早く、藩主慶永が小曾根を知り、おかげで橋本左内もかれと西洋書物などのことで接触しており、当時江戸に来ていた三岡も左内の用件で小曾根を訪ねたことがあって顔見知りだったからです。小曾根は三岡の来崎目的を知り、福井藩から居留地造成の資金借用をもちかけ、藩は安政6年中に5,000両貸与しています（『御用日記』（松平文庫））。

けれども小曾根が取り組んだ造成事業は、長崎奉行が幕府直轄の居留地に改めたりして、思うようにはいきませんでした。藩と小曾根は貸した金子の返済でもめまします。小曾根との関係がまずくなり、文久元年（1861）、藩は長崎町の一角に福井屋を設けて交易を進めました。貸付金の方は長崎奉行が

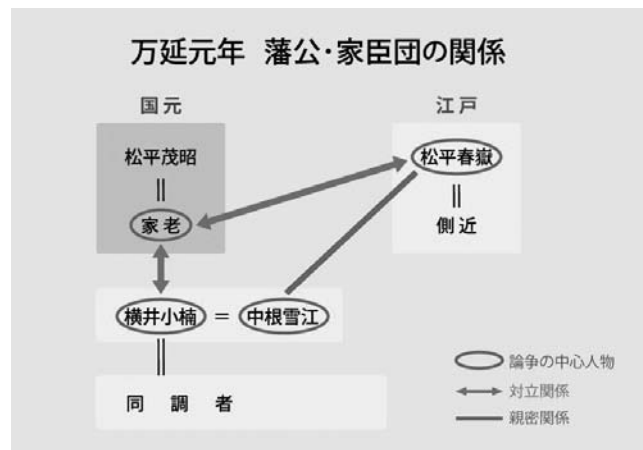


画像9 慶応2年「長崎居留場全圖」（早稲田大学図書館蔵）

中に入って返済されることになり、一部は戻りましたが多くはそのままに維新を迎えてしまいます。そんなわけで三岡が進めた長崎交易については、後にかれ自身大成功だったと誇っていますが、オランダ商館との交易実施は事実ながら、実状ははっきりしないのです。

このような経過を辿りながらですが、長谷部や三岡が頑張って殖産興業策は諸産物の生産、流通、販売に至るまでかなり見通しが立つことになるんですけど、実は藩内にはもう一つ政治上の重大な問題が起こっていました。やはり万延元年の東北論争です。東は江戸の春嶽、北とは北国、国元の福井のことで、両者の人事や殖産興業など藩政のあり方をめぐる論争です。

ことは謹慎生活に慣れてきた春嶽が人事に意見を漏らし始め、国元の家老たち（文久3年に挙藩上京問題で処分を受けることになる、本多飛騨や松平主馬など）が反発したのです。かれらは国元で若い藩主茂昭を支え、小楠の指導を得て懸命に働いているのに、謹慎中のはずの春嶽から人事で反対され我慢できなかったのです。それも春嶽のもっとも信頼する中根雪江、春嶽が処分を受けた後やがて福井に帰り、静かに隠居のように生活を送っていた中根が、密かに家老たちの人事を伝えるなど連絡し合っているとの噂が流れ、険悪になったようです。しかも双方共わかりあっていると信じていた横井小楠が裏で中根と通じているとの話や、それぞれに加担する家臣もあって、藩内上層部が激しく紛糾し、殖産興業策についても激論となったのです。おおまかにまとめると図のような対立構造ですが（画像10）、家老共は直接春嶽に反論できず、むしろ小楠との対立が強まりました。



画像10 東北論争関係図

頂点に達したのは万延元年10月15日のことです。最初小楠は今日決着できないなら槍一本提げて熊本へ帰ると息巻き、家老たちは小楠が納得しないのなら熊本へ返すといった剣幕です。それこそ「大議論」を必死に詰め交わしたところ、しだいに各々の私欲などが自覚され、ついには大逆転、疑念は一挙に氷解し一同「開悟」「大笑」となりました。顛末はよくわかりませんが、小楠独特の討論による導きが見事に結実し、家老以下は「落涙」にむせんだそうです。劇的な展開だったことが想像できます¹⁾。直後、家老たちは春嶽様へ申訳なかったと、松平主馬が目付を連れて江戸へ走り、事態を説明し詫びました。それで春嶽も感動し同じく詫びます。見事両者は和解し、今後はともに藩のため国家のため力を尽くすことになりました。

10月15日を境に状況一変、一同「新政」に走り出します。議論してきた「国是三論」が出来上がり、国を豊かにする「富国」、外国から国を守る「強兵」、武士のあるべき姿を求めた「士道」を柱とする福井藩の目指すべき理念・目標が確定しました²⁾。また産物会所の設立も了承され、領内豪商・豪農たちの協力を求めて三岡たち制産方が各地へ飛びます。ここに殖産興業策が本格的に動き出したとってよいでしょう。そして何より、春嶽はいまだ謹慎中ですが、かれの下で一致協力することが確

認され、ここに改めて春嶽政権とも呼ぶべき状況が出現したといえます。

(3) 文久3年(1863)、挙藩上京計画中止と強硬論者の処分

その後の文久2年4月25日、春嶽の処分は完全に御免となりました。そればかりか時勢の進展により同年7月9日政事総裁職に任じられ、幕政のトップに立って活躍することになりますね。そして翌年1月には将軍家茂の上京に従って京都へ赴き、公武合体を確かにして天皇・朝廷と協力し、開国問題など日本が直面する課題を解決しようとしします。でも京では尊王攘夷運動が相変わらず強くて見通しが立ちません。落胆した慶永は3月21日に勝手に京を発って福井へ帰り、横井小楠たちと相談しました。

すると今は日本中本気で国家のあり方を考えるべきときであり、そのため京に「公議會」を設け、公武関係者や諸大名・有志すべてが参加して議論すべきとの意見でまとまります³⁾。外国人も参加させるとの開かれた議会です。春嶽は同意しました。5月、万一に備え藩兵4,000人を擁して上京し、その実現を図ることを家臣団に告げます。ある意味クーデターに近いですね。

ところがその意気込みはすぐにしほみ出します。残念ながら京都に滞在中の将軍が江戸へ帰ってしまったのです。これでは何より公武合体の見通しが立ちません。藩内では挙藩上京中止が叫ばれ始め、春嶽もその方向に傾いていきました。強硬派の家老や長谷部・三岡たちを押さえ始め、ついに7月23日、かれらの処分に踏み切るのです。その日「思召」だとして家老本多飛驒と松平主馬の職を解いて謹慎を命じ、それを皮切りに次々と同調者に処分を下していきました。もっとも、家老たちの謹慎だけは1週間ほどで解かれます。他の多くも似た扱いでした。

しかし長谷部と三岡だけは違いました。長谷部も7月23日に「思召」で「御役御免」となり「遠慮」の扱いでした。それが8月3日、再処分となります。「勤役中近来別して我意ニ募り」勝手な計らいなど「品々御政道ニ相触候」などとの理由をつけて「蟄居」を命じ、家督も伯父に相続させるのです⁴⁾。三岡の場合はその頃九州熊本藩や薩摩藩へ派遣されていたため、処分は帰国翌日の同月29日でした。理由や処罰内容は長谷部とほぼ同様です⁵⁾。ただ春嶽は三岡の方がより罪が重いと見ていたようです。とにかく二人はこうして藩政から完全に追放されます。この事態に横井小楠も失望し熊本に帰るしかありませんでした。

3. 春嶽政権の再建と維新の動乱

(1) 政権の再建

藩内は混乱し、春嶽も今後の藩運営に悩んだことでしょう。ところで、京では8月18日の政変が起こり、急進的な攘夷派が京から一掃されて一気に公武合体の気運が高まります。春嶽へ上京を促す知らせが届きました。

でも藩のことが心配です。小楠は去り、かれの同調者は処分しましたが、藩内に浸透した小楠の影響が色濃く残っていたからです。上京するとなると事情は挙藩上京を計画したときと同じだし、京の事情を知る長谷部・三岡たちの罪を許し、同行させるべきとの声さえ出ていました。

もちろん春嶽は処分の撤回を認めません。悩んだと思いますが10月13日に京へ向かいました。で

も上京してみるとどうも期待はずれです。翌元治元年（1864）正月に「参与」、2月には「京都守護職」に任じられますが、名前のみで参与会議は進展せず、何より幕府・一橋慶喜などの改革意欲が見えません。またも意気消沈して4月23日、福井に帰るのです。

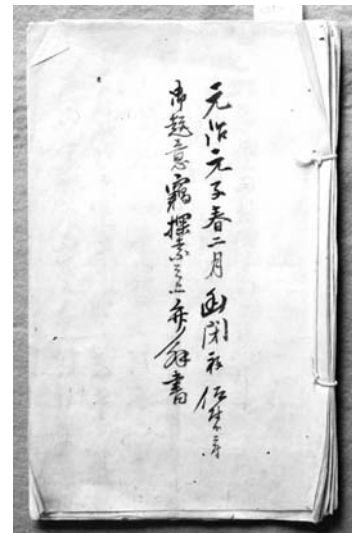
ところでその前、参勤のため江戸にいた藩主茂昭は、幕府の指示で上京し、京の警固などに就いていました。一応の役割を終え帰国することになった2月5日、春嶽は茂昭を招き今後について話し合います。

一つは二人の役割分担です。春嶽は中央で徳川家・朝廷のために働く。「我が越国は徳川家第一の親藩」であり、その立場に立って日本を外国に畏敬される「大信義大強国」になるよう尽くし、いっぽう、茂昭はそんな春嶽を支えられるよう国元の藩政に責任をもつといった内容です。このとき二人は分担のことも含めて今後の目標を六か条にまとめました。

もう一つは横井小楠の影響についてです。春嶽は、以前に小楠が領民のため家臣のためにならない愚かな君主なら養子を迎えて国が治まるようにするのが「君職」の役割だと言っていたことを挙げ、それは君臣の名分を誤る危険な考え方だと茂昭に注意を促しました。春嶽は「国是三論」など、かれの卓越した思想を評価しつつも、全面的に心服するのは君臣間の基本である名分論の立場からも危険だと改めて考えたようです⁶⁾。そのことが世に広まったり、また藩政に小楠の影響が残らないか心配だったんですね。

これらのことを確認して2月13日に福井に帰った茂昭は、翌14日に重大な処分を発表しました。元家老の本多飛驒・松平主馬、現家老岡部豊後、大番頭牧野主殿介、目付千本藤左衛門の五人に対するものです。岡部だけ前年処分されませんでした。残る四人は再処分、しかも今度は前回よりはるかに厳しい内容です。特に本多と松平の二人が蟄居と重く、「在職中臣子の名分を忘却致し、容易ならざる儀共妄議」を行ったと決めつけています⁷⁾。臣下の名分、家臣としてもっとも大切な本分を忘れ、かつ「容易ならざる儀」すなわち反逆ともいえる企て「妄議」があったというのです。予期しない事態で一同さぞ驚いたことでしょう。

この処分についても史料が残っておらず、なぜそんな罪名がついたのかもこれまでわからないままでした。幸い近年、みくに龍翔館で本多重方家文書が公開され、飛驒の書いた「弁解書」が確認されました（画像11）。



画像11 「本多飛驒弁解書」
（本多重方家文書、みくに龍翔館蔵）

本多飛驒は処分申渡しの後、その理由を知りたいと知人に調べてもらったそうです。すると文久3年7月、飛驒は挙藩上京計画の中止を知って落胆し、藩主茂昭と春嶽の両君の引退を図り、その話が老中の一人である丸岡藩主有馬道純にまでも届いていたらしいとの話が入ります。飛驒は驚きました。だれかの「讒言」であり、「冤罪」だと怒ります。確かにあのと時言葉が強過ぎたことがあったかも知れないが、それは春嶽や幕府・国家のことを思っていることであり、それに前の処分のときはそれが問題にされたことは一切なかった、と不服でいっぱいです。けれども藩主の処分決定には逆らえませ

ん。「一点（も）君臣名分ヲ忘却」したことはなかった、とせめて子孫に伝え、いつか冤罪が雪がれることを願って「弁解書」を残したのです⁸⁾。

もっとも、これだけでは確かなことは言えませんね。ただ春嶽はある意味飛驒たちを見せしめにして藩内の動揺を抑えまとめようとしたのかも知れません。何故なら当時の春嶽は、中央で幕府のため、ひいては朝廷、日本国家のためだと大義名分をかかげて諸問題で「正論」を力説していたからです。受け入れられないのは藩内に名分に違う家臣を放置していると疑われているかも、と心配したように見えます。

処分を終えた翌2月15日、茂昭は春嶽と京で決めた6か条の「直書」を家臣に「諭告」し、「節儉」と文武に邁進し「士道」を実践するよう促しました。もっともそれで春嶽が幕閣から見直されたりすることはありませんでした。当時外国側が要求していた大坂開港なども進展することは見込めません。結局、春嶽は失望して福井に帰るしかなかったのです。

付け加えておきます。本多飛驒や松平主馬の罪が解かれるのは慶応元年（1865）でした。前年8月に隠居謹慎となったままの長谷部甚平や三岡八郎が許されたのは一年遅れて同2年6月です。

（2）再度の富国強兵策

福井の春嶽は今や中央ではだれも頼れず、しばらく自藩の建て直し、足下を固め富国強兵に専念するしかないと考えたと思います。そのために取り組んだのが薩摩藩との交易でした。当時一定の信頼関係にあった薩摩藩島津久光にもちかけ、慶応2年3月、交易協定を結ぶのです。

薩摩藩はこの頃すでに倒幕の方向にかじを切っており、同藩と福井藩との提携が一般に知られば、幕府や朝廷ばかりか親しい有志大名なども、これまで公武合体を唱えてきた春嶽を信用しなくなるかも知れません。ですからことは秘密裏に進められたはずで。一方で薩摩藩は福井藩に期待したと思います。両者の思惑が重なって福井藩は薩摩藩から17万両の大金を受け取りました。代わりに領内はもとより越前一带、それに美濃や北陸各地から産物を集めて薩摩に送る約束です。薩摩側は福井から送られた諸産物をオランダなどへ売却し、より大きな利益をあげる算段だったでしょう。

慶永はこのようにして富国を進め軍事強化も図ろうとしたのですが、しかし、それには小楠時代の産物会所の体制を整え直すしかないとわかってきます。でもそれにはこの方面に経験がある、横井小楠に同調して処分した連中を許し、復職させることが必要です。福井藩はある意味また小楠時代に戻ることになるわけです。先ほどの家老たちや長谷部・三岡たちを除き、実務に堪能な制産方及び産物会所関係の家臣たちを復活させ要職につけました。

（3）慶応3～4年（1867～68）、新政府への参加と動揺

慶応3年10月大政奉還、12月王政復古へと歴史は大展開しますね。その王政復古にあたり、福井藩は薩摩や安芸・尾張・土佐の4藩と共に新政府樹立に参加し、重要ポストを占めます。福井藩からは春嶽が議定、家臣の中根雪江・酒井十之丞・毛受鹿之介、そして三岡八郎が参与として加わりました。三岡も入るんですね。もちろん、春嶽がかれを推薦したわけではありません。ご存じのようにあの有名な坂本龍馬が引っ張り出したわけです。龍馬の死後かれの遺志を継いだ岩倉具視の力も大きかった

らしいです。

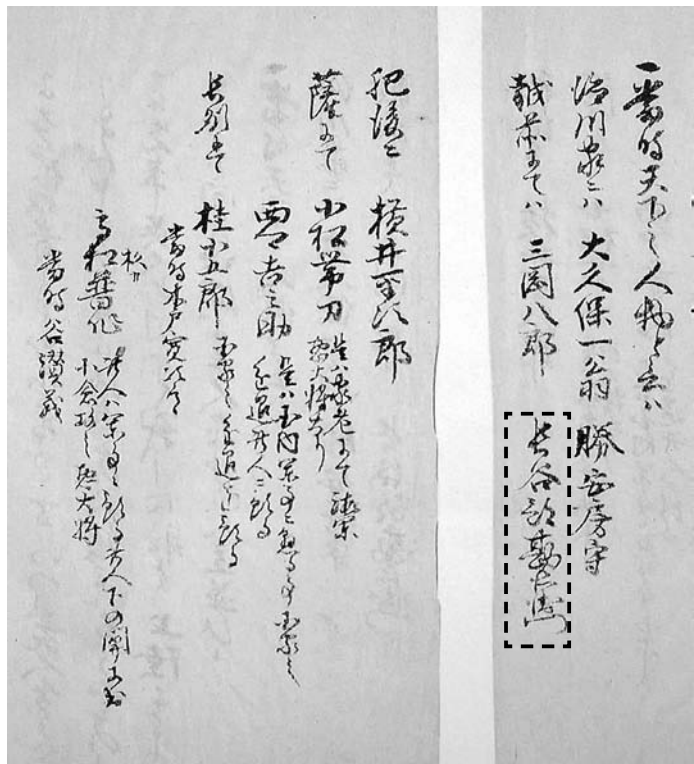
初め春嶽は三岡の登用には大反対だったのですが、押し切られ諦めたようです。このことでは2014年に発見された龍馬の「越行の記」が大きな反響を呼びましたね。それには新政府で「惣して金銀物産とふの事を論し」られるのは三岡しかいないと書かれていたからです⁹⁾。

ただし、なぜこれほどに龍馬が三岡を評価したのかということになると、どうもはっきりしません。將軍慶喜が大政奉還した後の10月28日、龍馬が福井の三岡を訪ねてきて、2日後の30日、二人は4年ぶりに再会し面談しました。そのとき三岡が、「わしは藩財政でこんなことを行った」と相当な手柄話を吹聴します。そんな話は文久3年5月、二人が福井で初対面した時もあったようですが、聞いた龍馬はその話を全部本当だと思いこんだようです。それが三岡を新政府の財政担当に迎えるもとなつたみたいです。

しかし、そう、今までの話しからいえば、福井には財政ではもう一人長谷部甚平がいました。1年前の慶応2年、龍馬が国元の家へ出した手紙があります(画像12)。それには「当時天下之人物」として、徳川家では大久保一翁(忠寛)と勝安房守(海舟)、越前は三岡八郎と長谷部勘右衛門、他に肥後の横井平次郎(小楠)や薩摩の小松帯刀・西郷吉之助(隆盛)、長州の桂小五郎(木戸孝允)・高松普作の名が挙がっています¹⁰⁾。

先に申し上げれば、龍馬は長谷部のことも三岡と並ぶ重要人物と知っていたこととなります。ただ直接会ったことがなかったためか、名を「勘右衛門」と誤っています。でも直接会って

敬服している横井小楠の名も平四郎を「平次郎」と間違えています。高松普作には杉の字を松と書いた横に「杉か」と付記があります。普作は「普作」です。他にもありますが、だから長谷部の名を書き間違っても不思議ではありません。そして、ここに見える長谷部以外の8人は龍馬自身よく知り、いずれも維新変革に多大の役割を果たした「天下」の人物たちです。とすると長谷部についてもこのときは同じ扱いだったと考えられます。それが彼だけは抜け落ちるのですね。とにかく龍馬は三岡に惚れ込み、かれの話だけを信じて、新政府への登用となつたわけです。もっとも、この手紙は写しです。龍馬自身が実際にこの通りに書いたのかどうかはわかりません。でも現在確認されているたくさん龍馬の手紙には、かなりの誤字や当て字が見られます。それに彼は物事にあまり頓着する人柄ではなかったといわれます。したがってここでの誤字や間違いもあまり気にしなくてよいかも知れ



画像12 慶応2年12月4日付坂本龍馬書簡写 坂本権平一同宛(部分)(個人蔵、高知県立坂本龍馬記念館寄託)

ません。そう考えると何故ここに長谷部の名があったのか、この点、幕末の福井藩を正しく理解する上からも検討してみる必要があるのではないのでしょうか。

長谷部は三岡だけが新政府へ呼ばれてあせったそうです。でも春嶽は三岡の登用にも反対でしたから頼れず、手をこまねくしかなかったでしょう。幸い慶応4年(1868)5月、推挙の経過は不明ですが、かれは美濃笠松県の知事に取り立てられました。福井藩時代の殖産興業の経験を生かし、明治4年(1871)の廃藩置県後は更に岐阜県令として活躍します。残念ながら翌年11月に病死し、家族も福井に戻ることはありませんでした。

さて、新政府ができあがり、次第に体制を整えていきます。慶応4年3月14日、三岡の手書に始まった「五箇条の御誓文」が発布され、近代的な国家を目指す方針が掲げられました。

福井藩ではこれまで春嶽が主張してきた公議政体のことだと受けとめたのではないのでしょうか。評定局という藩政組織を設けるべく、その構成人事案としてトップを藩の別格家老本多興之輔(副元)とし、家老松平主馬(間もなく備後と改名)以下役職に合わせた有力家臣の名が次々挙げられました。

これが藩主茂昭から京都の春嶽に届くと、間もなく返事が返されてきます¹¹⁾。まず府中本多はまだ若くて経験がないからトップは無理、松平主馬は元々無能で不適格、などといった手厳しい意見です。となると実のところ中級家臣の村田巳三郎や千本弥三郎など、藩政に経験のある、かつ横井小楠の影響を強く受けていた人物たちが藩の実権を握ることになるというのです。村田や千本は長谷部甚平や三岡八郎に近く、かれらの意見を聞くことになり、折角新しく開かれた藩体制に改めようとして、実は長谷部・三岡政権ができたのと同じになると心配するわけです。春嶽には長谷部・三岡、その背後にあった小楠の大きな影が残り続けていたようです。

ところでこの時期、戊辰戦争が勃発し、反政府の会津藩を中心に東北一帯が戦乱に巻き込まれますね。日本海側では越後長岡で大規模な戦争が起こり、これに福井藩も出兵を命じられました。しかし春嶽は、ハリスとの日米通商交渉以来、一貫して国内に内乱が起こらないよう主張してきました。ですから今度もこの戦争には反対です。ただし新政府は強硬で、命に従わず反逆のつもりかと迫ってきました。春嶽はここはやむなしと諦めるしかなかったようです。すると先ほどの府中本多など、藩内から一部激しい反発が起こりました。福井藩は親藩として徳川家に尽くすべきと思ってきたのに、その徳川家を潰す戦争に参加するのは間違いだと強硬です。最終的には福井藩は出兵を決め、本多は病気の藩主茂昭の名代となって出陣するのですが、春嶽と府中本多の関係は相当に厳しかったことが窺えます¹²⁾。明治3年(1870)に本多家中や府中領民が一体となって起こした武生騒動も、あるいはこれが伏線になったのでしょうか。

話を戻しますが、新政府は福井藩内の状況を知ってか、なかなか出兵しないため春嶽に対する不信感を強めました。側近の中根雪江は必死に弁解しますが、状況は変わりません。気落ちしたのか、かれは出兵直後の8月、福井に帰り二度と政治の表舞台に出なくなりました¹³⁾。

春嶽もまた政府のあり方、また福井藩の事態に失望し、明治3年7月、新政府への辞意を決意します。理由に次の「三不堪」をあげました(『越前松平家家譜 慶永4』)。

- ①朝廷に対し恐懼きょうくに堪えず、
- ②衆人しゅうじんに対し愧赧きたんに堪えず、

③国情を疑われ憂^{ゆうざん}暫に堪えず、

①は、朝廷の指示に応じられず、誠に恐れ多いということ、②は、新政府を代表する一人でありながら、戊辰戦争を招いてしまい恥じ入るばかりだ、③については、福井藩内では様々な話が飛び交い、政府から全く信用されていないことを憂える、といったことです。引退は認められなかったのですが、この深い歎きをみると、少なくとも福井藩における春嶽政権、春嶽の時代はここで終わったことになりそうですね。

春嶽以下家中共どもこのような中で福井藩は明治維新を迎え、廃藩に至ります。私はこのような展開を何かここで悪く評価しようとしているわけではありません。幕末の福井藩は実に大きな役割を果たしましたが、内部でこういう様々な苦悩を抱えつつ、維新へと向かったのだということをお伝えしたかったのです。春嶽は春嶽の、家臣たちには家臣たちのそれぞれの主張や動きがあり、そういう中でやがて近代福井が生まれて来たんだと考えております。解明すべき問題はまだまだありますが、本日はこれで話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔付記〕本稿は2020年（令和2）9月13日に、福井県立図書館多目的ホールで行われた講演会「“春嶽政権”と家臣たち－長谷部甚平と由利公正を中心に－」の講演録を加除・修正したものです。

なお、次の注1)～13)は、講演の各指示の箇所に関係する主要な史料として、出席者に配布したものです。

注

- 1) 万延元年10月17日 中根雪江言上書（中根雪江筆「秘書」、春嶽公記念文庫、福井市立郷土歴史博物館蔵）
……（横井小楠）此度之一議ハ国家興廢之境候へハ、時宜ニよつてハ槍一本引提、即座にも罷帰候覚悟ニ而有之、又御家老共も今度ハ小楠でも先生でもどこ迄も合点行く処まで押詰、自然詰らぬ事候へハ、たとひ訣別相成候而も引留ハ致さぬ決心なりしと、互ニ一六勝夫にてかゝり候次第迄も打出したる物語にて大笑と相成、転禍為福之次第とハ相成候得共、実ハ甚以危殆至極之事ニ而、……
（中根雪江）執政聚是迄君臣之大義を心得違被致候故、種々之事共致済来候得共一段發明有之、君に対し臣たる道を尽さんと志を決せられ候上ハ、上にも亦君道を御尽し不被下候而ハ不相済候、是迄ハ臣ハ君を責め、君は臣を責め、君臣互ニ相責め、原頭を誤りしより自ら違乱も生候得共、臣已ニ臣道を尽す上ハ君亦君道を被為尽、執政衆近年之勤勞も寔に不容易候次第を深く御体察被為在候様仕度儀と申候、又是迄ハ当公も執政衆と君公との御際に御立被遊、如何斗り御心勞御迷惑被遊候御事ならん、此度執政衆如此開悟有之、……
- 2) 文久元年1月4日 荻角兵衛・元田伝之丞宛横井小楠書簡（『横井小楠遺稿』、山崎正董編、日新書院、1942年）
……扱又国是三論出来、一は富国、一は強兵、一は士道、此三論を以て一国を経綸する土台に立、……扱又町・在へは至窮民救恤は勿論、第一大問屋と云役所を建、何品によらず民間職業之物をかひ上る、其役人は官府にては町奉行・勘定奉行・製産方当時専三岡主として取斗ふ、……此問屋一条にて上下一致に相成、初て上之仁心下に通じ、下の良心上に通じ、是迄聚斂など之旧習も一時に消融致し、只々上よりは下之富を楽み、下の貧を憂る元来之心と相成候て、下又是迄疑惑不信之心解候て、上を信ずる本心と相成候、元より此一事にて政事相済む事にて勿論無之、是より郡政を初家中之仕置・強兵之手段など漸々相立候事に有之候、……
- 3) 文久3年5月26日 在熊社中宛横井小楠書簡（『横井小楠遺稿』、山崎正董編、日新書院、1942年）
（挙藩上京を）一藩中一人も異儀申者無之、何も御尤々と競立、何も必死の心底相顕心地能き事に御座候、就中御家老にて本多飛驒・松平主馬・狛山城など感激尽力無残処、其外御役人にては長谷部甚平・三岡石五郎・村田巳三郎など、御番頭御用人にて誰某、誠に尽力感心仕候、
- 4) 文久3年8月3日 長谷部甚平への処分申渡し（『福井藩士履歴』5、福井県文書館資料叢書、2017年）
勤役中近来別而我意ニ慕り、自己之取斗なども有之、品々御政道ニ相触候儀共追々達御聴不届ニ付蟄居被仰付、伯父協江家督相続被仰付、式百石被下置、大御番組江被入、遠慮被仰付候、兩人共急度相慎罷在候様被仰付、協

- 義他国御用留守中ニ付罷帰候上可申渡旨、長谷部作内江被仰付候、
- 5) 文久3年8月29日 三岡八郎への処分申渡し(『福井藩士履歴』6、福井県文書館資料叢書、2018年)
 近来我意ニ募り、専ら自己之取斗より既ニ人心を害ひ、其上品々御政道ニ相触候儀共達御聴不届ニ付蟄居被仰付、
 弟友蔵へ家督相続被仰付、知行百石被下置、大御番組江被入、遠慮被仰付候、兩人共急度相慎可罷在、友蔵義他
 国御用留守中ニ付、一家共之内へ申渡取扱候様、
- 6) 元治元年2月4日 松平春嶽、横井小楠の君臣論を批判
 (『続再夢紀事二』、日本史籍協会叢書、東京大学出版会、1974年)
 第一君君たらずとも臣臣たるの道を尽すと云へり、然るを(小楠は)(君が)不才庸劣なれハとて是を閉蟄せし
 めて他より養子をして其主を新たにし、国家を治むるか君職也、治むること不能れば、君といへとも君ならず、
 臣在ての君なり、左すれハ社稷国家ニハ難換候故、君といへとも国家を保つ事肝要也といふ儀ハ毎ニ入耳聴候義、
 便(小楠説は)君臣の紀綱紊乱之端緒を開けり、夫よりして其説に乘し不可言説紛々蜂起し、終ニハ此説よりし
 て朝廷・幕府之上にも致関係、軽蔑朝廷侮慢幕府之説頻ニ起り……
- 7) 文久4年2月14日 本多飛驒へ処分申渡し(『福井藩士履歴』5、福井県文書館資料叢書、2017年)
 在職中臣子之名分を致忘却、不容易儀共及妄議候段、重々不届至極ニ付急度も可被仰付処、皇国之御為与存込候
 次第も有之ニ付、格別之御有怨を以御加増知式百石御取揚、蟄居被仰付、
- 8) 元治元年春 本多飛驒「弁解書」(本多重方家文書、みくに龍翔館蔵)
 (探索の上、飛驒)自註ニ云、扱々案外千万驚愕ニ不堪候、無勿体も数代御厚恩ヲ蒙り居候大身之家柄、況ヤ近
 来格別之知遇ヲ戴キ、日夜粉骨碎身、乍不及国務ヲ致勉勵候身分、夢々左様之事無之はず者勿論聞も汚ら敷次第
 也、何など之為ニ両君を可廢哉、三歳之童子も可知事、仮令寸毫ニ而も左様之事相工ミ候逆何之詮も無之儀、国
 家ヲ誤り悪名ヲ千歳ニ顯シ、家ヲ亡シ身ヲ失ひ、利害ヨリ見テモ何一ツ微益之事無之、況ヤ道義之一端も心得居
 候者、毛頭左様之事者無之はず、……唯々国家之御大事ヲ存込一身ヲ抛チ致精勵候事、君を思之余り多難迫切
 之御時態故、自然言語之激切ニ過キ候弊ハ可有之哉ニ候得共、一点 君臣之名分ヲ致忘却候事二者無之、君ヲ
 シテ世界中之 明君ニ仰キ、国家ヲシテ信義ヲ天下ニ立ント而已思込候事、取も不直臣子之名分ヲ明らかニする
 到トコソ存候事、
- 9) 慶応3年10月30日 坂本龍馬「越行の記」
 (『幕末維新の激動と福井』、福井県立歴史博物館特別展図録、2018年)
 朝(龍馬宿へ)三岡八郎及松平原太郎来ル、……^(三岡八郎)三八日ケ、將軍家信ニ反正すれば何そ早く形を以て天下に示
 さゝる、近年來幕府失策のミ、其末言葉を以する事ハ天下の人皆不信さるなり云云、是より金錢国用の事を論ス、
 曾而春嶽侯総裁職たりし時、三八自ラ幕府勘定局の帳面をしらへしに、幕の金の内つらハ唯銀座局斗りなりとて
 気の毒かり居候、御聞置可被成候、惣して金銀物産とふの事を論し候ニハ、三八へ^(名カ)置かハ他二人なかるへし、
 ……
- 10) 慶応2年12月4日 坂本龍馬「天下之人物」
 (『幕末維新の激動と福井』、福井県立歴史博物館特別展図録、2018年)
 一、当時天下之人物と云ハ、
 徳川家ニハ 大久保一翁 勝安房守
 越前にてハ 三岡八郎 長谷部勘右衛門(長谷部甚平)
 肥後ニ 横井平次郎(横井平四郎=横井小楠)
 薩にて 小松帯刀 是ハ家老にて海軍惣大将なり、
 西郷吉之助 是ハ国内軍事ニ懸る事、国家之進退此人ニ預る、
 長州にて 桂小五郎 国家之進退を預る、当時木戸寛次郎(貫治)
^(移カ)高松普作 此人ハ軍事ニ預る、此人下之関に出小倉攻之惣大将、当時谷讚蔵(潜蔵)
- 11) 慶応4年3月10日 評定役人事につき藩主茂昭宛松平春嶽書簡
 (『松平春嶽未公刊書簡集』、伴五十嗣郎編、福井市立郷土歴史博物館、1991年)
 ……我など(春嶽)考にてハ^(附中本多)興之輔へ者方今不容易御時体柄にも候間、御政務筋を始万般御補佐役被仰付候方可

然、本多修理^(家老)・松平備後^(家老)国政総督振退勤……村^(村田巳三郎)巳・千^(千本弥三郎)本参謀是甚以不可然哉ニ存候、……興之輔何申ても
いまた年若、備後と申ても正直之体はかりにて才力乏少、左すれハ権ハ村・千之両手ニ落ち可申ハ必定と存候、
局々之総督懐不平候義今より指見之申候、局々之総督村・千之声息を仰き候義必定ナリ、終に長^(長谷部甚平)谷・三^(三岡八郎)岡之
両手ニ権を握り候通りと存候、……

12) 慶応4年6月 本多興之輔の越後出兵反対論

(本多修理『越前藩幕末維新公用日記』、谷口初意校訂、福井県郷土誌懇談会、1974年)

再小^(水野)刑部斗御前へ被召出、興之輔ノ佐幕ニテ御入り被成候事、又宰相様へ御相談申上ハセスト云ニ御入り被成、
何分趣意申上タケハ出来ルはずト説得シテ、委曲ノ上京へ指出、宰相様へ申上候事ト決シ候御断有之由、……
(同九日)

△ハツ半頃興之輔着之由、而今日ハ府中旅館ニテ大評之由也、邸中よりハ一人も不行、終日彼方より一人も出テズ

13) 慶応4年7月10日 春嶽につき岩倉具視宛中根雪江弁解

(本多修理『越前藩幕末維新公用日記』、谷口初意校訂、福井県郷土誌懇談会、1974年)

(雪江)申上候ハ、書面も御座候通、国情やかましく申候へハ、即今ニ起り候事之様ニ相聞候得とも、素々一朝
一夕之儀ニハ無之、……何ソト申朝廷幕府ノ為とて国家を不顧、度々之上京ハ天下ニ統兼々重畳之不服ニ相成
居候、乍併^(老公)〇〇ニおゐてハ報国ノ志願御座候故、上京之評議毎ニいつもイサカイをスル様ニいたし、致出立候ハ
定例位之事ニ御座候、別而昨冬之処ハ、不容易時勢と見込候故、士民トモニ上京ハさせぬと申位之勢ニ御座候得
とも、宗家たる幕府政権を還し奉行、王政御復古に可相成折柄、 朝幕之召命難辞と申て罷出候事ニ御座候、右
様之国情も無理ならぬ事御座候ハ、度々之上京ニハ御座候へとも、一度として是と申成功の見へ候廉ハ曾て無之、
いつも仕方カナイ様成事にて帰国ニ及候手際ヲ見透し居り、深く案勞仕候事ニ付、昨冬来之上京ニも、早春已ニ
大敗ヲ取り、其後迎も宗家より起り追々不容易御時態と相成候事ニ候へハ、兼々之憂勞一層相迫り、且此度出兵
ニ付而も、在職候而者徳川氏方より見候処ハ、朝廷ニ立甘シして宗家を倒候様ニも怨望可仕、又徳川氏方ならぬ
方にてハ、何角ニ付宗家ノ為ニ致候歟と疑われ、両方トモニ覚へなき事ニ困窮仕候処、……何分にも辞職にて国
元へ引取候得者、天下善悪之批判も不受ニテ、身狭キ事無之と申か国情ニ御座候、

その他主要史料と参考文献

「越前世譜 茂昭様御代」(松平文庫、福井県文書館保管、資料番号 A0143-01973~01992)

『越前松平家家譜 慶永1~5』(福井県文書館資料叢書、2010~2011年)

『橋本景岳全集 上・下』(景岳会、1939年)

『戊辰日記』(日本史籍協会叢書、東京大学出版会、1973年)

『再夢紀事・丁卯日記』(日本史籍協会叢書、東京大学出版会、1974年)

『奉答紀事-春嶽松平慶永実記-』(中根雪江、新編日本史籍協会叢書1、東京大学出版会、1980年)

『福井市史 資料編』(4 近世2・1988年、5 近世3・1990年、6 近世4下・1999年、7 近世五町方・2002年)

三岡丈夫『由利公正伝』(光融館、1916年)

山口宗之『橋本左内』(人物叢書、吉川弘文館、1962年改装判)

三上一夫『公武合体論の研究 改訂版-越前藩幕末維新史分析-』(思文閣出版、1990年)

高木不二『横井小楠と松平春嶽』(幕末維新の個性2、吉川弘文館、2005年)

高木不二『日本近世社会と明治維新』(有志舎、2009年)

松浦玲『横井小楠』(1976版の増補版、ちくま学芸文庫、筑摩書房、2010年)

本川幹男「福井藩産物会所の設立と横井小楠」(『横井小楠と変革期思想研究』第6号、2011年)

本川幹男ほか『幕末の福井藩』(福井県郷土誌懇談会編、岩田書院、2020年)

研究ノート

近世中期における福井藩松平家の奥向

—福井藩法を中心に—

柳沢美美子*

はじめに

1. 藩法にみる福井藩の奥向
 - (1) 福井藩の奥向関係法令
 - (2) 「広敷」と広敷向・奥向の職制整備
 - (3) 「女使」の開始と儉約令
2. 正室儀礼の制限と「表御錠口」の制度化
 - (1) 正室の住居「御守殿」
 - (2) 正室儀礼の形式化と「表御錠口」

まとめにかえて

はじめに

一般に大奥は、江戸城内にある幕府の大奥を指すものとされているが、畑尚子が指摘¹⁾したように近世後期では福井藩でも尾張藩徳川家、薩摩藩島津家などの大名家と同様に大奥の呼称を用いていた。このことは「(1820年)文政三庚辰年八月改」の「大奥女中分限帳」(画像1)により、14代治好代(在任期間1799~1825、以下同様)の後半には大奥の呼称が使われていたことが確認できる。また15代斉承代(1826~35)の側頭取の日記「少傅日録抄」でも次のように用いられていた。

(文政12年3月25日の条)

一、御菓子折、(松平定信)楽翁様へ大奥廻り被進之(朱書)(a)(以下、下線は筆者による)

(同年3月29日の条)

一、今日、(浅姫、斉承室、徳川家斉娘)大奥姫君様御住居向為見分²⁾、御年寄山岡との・関浦との・中年寄浜沢・表使等罷出候二付、於大奥御座之間御逢被遊候、(御付用人木曾七郎右衛門)木曾殿始も見分有之由(b)

ここでは大奥が、藩邸奥向にある正室の住居空間(b)の意味で使われるとともに、大奥という組織と役務(a)という意味でも用いられていた。すなわち「大奥廻り」とは、「菓子折」が福井藩大奥の役人によって調達・準備され、奥向を通して松平定信へ進上されたことを意味していた。

もちろん、幕府の大奥であっても、近世前期から一貫して大奥と呼ばれていたわけではなかった。「おく方」「おく」「奥」などと称されながら、寛文期(1661~73)に奥方と大奥が併用されはじめ、元禄・宝永期(1688~1711)に大奥にとって変わった³⁾とされている。それでは、福井藩ではいつごろからどのような状況において大奥の呼称を用い、そこでの広敷向・奥向の組織や職制はどのように

*福井県文書館副館長

表 向	奥 向			
儀礼 対面 藩政	表 方	奥 方[広敷・大奥]		
	生活 重臣・側 近との 執務	広敷向	御殿向 [御守殿]	長局向
表殿舎		奥殿舎		

江戸城本丸御殿の呼び方

表	奥	大 奥
---	---	-----

図 福井藩の表向・奥向の概念図

- 注1 江戸城の表向と奥向の概念図（作成：柳谷慶子『新書版性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年）に依拠して作成し、一部修正した。
- 2 ■は男性の空間、□は女性の空間を示す。
- 3 [] 内は一時的に用いられた呼称。
- 4 —は表御錠口、—は御錠口によって隔てられ管理されている。



画像1 「大奥女中分限帳」
松平文庫 A0143-01332

形作られてきたのだろうか。

福井藩の奥向については、これまで自治体史や女性史の先行研究において短く触れられることはあったが、歴史的な検討を加えられることはほとんどなかった⁴⁾。また『福井藩史事典』⁵⁾では、「大御奥」として奥向女中の職制や切米（給金）・諸手当、年中行事等を解説しているが、これは元福井藩士鈴木準道が大正期に記した「福井藩役々勤務雑誌」を編集したものであることから、主に幕末の様相を反映したものとみるべきだろう。家臣の禄高・格式等を記した給帳において、奥向女中の職制が窺われるものは7代綱昌代（1676-86）のもの⁶⁾があるが、詳細な内容を持つ15代斉承、18代茂昭の給帳⁷⁾および松平文庫（福井県文書館寄託）における奥向関係資料⁸⁾は、いずれも19世紀に入ってからのもので大半である。

本稿は、こうした資料的制約の中で福井藩の奥向関係法令を手掛かりにして、近世中期における福井藩の奥向をめぐる呼称、その組織や職制の成立について検討するものである。

ここでは奥向にかかわる用語を近年の先行研究⁹⁾に学び、下記のように整理した上で用いることとする（図）。福井城および江戸屋敷の空間を表向と奥向に大別し、表向は儀式・対面等を行う儀礼と藩政のための空間である。奥向をさらに表方と奥方とに分けて、奥向表方は藩主の日常生活と重臣・側近との日常の執務の空間、奥向奥方は藩主妻子の生活空間である。奥向のそれぞれの領域には、奥向表方に勤務する側用人・側頭取や小姓・近習番など男性役人、奥向奥方でその事務・会計・警備を行う広敷向の男性役人、奥向奥方において藩主・正室等に仕える奥向女中と、ジェンダーによって分けられた組織と役務が対応している。

また、藩法に併用されている「広敷女中」「大奥女中」の意味を読み解くうえで、正室の有無が重要となるため、表2では布達時の藩主と正室を補記した。表1とともに参照いただきたい。

表1 福井藩松平家の歴代藩主と正室

藩主 (院号、生没年、 在任期間)	父・母名 (備考)	正室 (院号、生没年、 婚姻年・離死別年)	父名 (備考)
1 秀康(浄光院、1574-1607、 1600-07)	徳川家康・万 (永見吉英娘)	鶴 (蓮乗院、?-1621、 1590-1607)	結城晴朝養女 (孫、水戸重道娘、 1607離縁、烏丸光広と再婚)
2 忠直(西巖院、1595-1650、 1607-23)	結城秀康・岡山 (中川一茂妹)	勝 (天崇院、1601-72、 1611-23)	徳川秀忠(1611北庄入興、24出府)
3 光長(慧照院、1615-1707、 1623-23)	忠直・勝	(土佐)	(毛利秀就娘)
4 忠昌(隆芳院、1597-1645、 1624-45)	結城秀康・岡山	花 (黄梅院、?-1623、 1619-23) 道 (慶寿院、?-1658、 ?-1645)	浅野幸長 (和歌山藩主) 広橋兼賢 (1636・37福井で出産、 1846出府)
5 光通 (大安院、1636-74、 1645-74)	忠昌・道	国 (清池院、1636-71、 1655-71)	松平光長 (1655江戸霊巖島屋敷へ 入興)
6・ 8 昌親(探源院、1640-1711、 1674-76) (吉品) (1686-1710)	忠昌・奈津 (浦上宗春娘)	万 (松桂院、1641-86、 1662-86)	森長継 (津山藩主)
7 綱昌 (清浄院、1661-99、 1676-86)	松平昌勝 (松岡藩主)・菊 (松 山藩主松平定行娘)	清(清照院、1663-1712、 1678-86)	昌親養女 (飛鳥井雅直娘、1700福 井へ引移、1712福井で逝去)
9 吉邦(昇安院、1681-1721、 1710-21)	松平昌勝 (松岡藩主)・知久 (秋 山安大夫娘)	梅 (陽寿院、?-1733、 1708-21)	吉品養女 (日野国豊娘、1719箱根 塔ノ沢へ湯治)
10 宗昌(豊仙院、1675-1724、 1721-24)	松平昌勝 (松岡藩主)・葉津 (中 根好貞娘)	菊 (梅林院、?-1712、 1697-1712)	小笠原忠雄養女 (小倉藩主、守山 藩主松平頼元娘)
11 宗矩 (徳正院、1715-49、 1724-49)	松平知清 (白河新田藩主)・(清 心院)	勝(照光院、1720-1743、 1733-43)	松平吉邦 (「家譜」では、初姫)
12 重昌 (源隆院、1743-58、 1749-58)	徳川宗尹 (一橋徳川家)・俊 (一 条兼香娘)	(品)	(徳川宗勝、尾張藩徳川家、婚約 のみ)
13 重富(隆徳院、1748-1809、 1758-99)	徳川宗尹 (一橋徳川家)・遊歌 (細田氏娘)	致 (光安院、1750-94、 1763-94)	徳川宗将 (和歌山藩徳川家)
14 治好(威徳院、1768-1825、 1799-1825)	重富・致	定(麗照院、1767-1812、 1787-1812)	徳川宗武 (田安徳川家)
15 斉承 (天梁院、1812-35、 1826-35)	治好・寿満 (千種竜沢娘)	浅 (松栄院、1803-57、 1819-35)	徳川家斉
16 斉善 (諦観院、1820-38、 1835-38)	徳川家斉・伊登 (高木広充娘)	(昌宮)	(閑院宮孝仁、婚約のみ)
17 慶永 (-、1828-90、 1838-58)	徳川家斉 (田安徳川家)・連以 (木村政辰娘)	勇 (-、1834-87、 1849-87)	細川斉護 (熊本藩主、1863-70在福 井)
18 茂昭 (-、1836-90、 1858-71)	松平直春 (糸魚川藩主)・若枝 (田辺氏娘)	(賀代) 幸 (-、1849-77、 1868-77) 幾子 (-、1858-1911、 1879-90)	(松平斉裕、徳島藩主、婚約のみ) 久我建通 広橋胤保

注)「越前松平家系図」「福井市史」資料編4、1988年による。「家譜」(越葵文庫)、『徳川諸家系譜』2・3・4、1974年・1979年・1984年で補った。

表2 福井藩法における奥向関係事項

年 [藩主・正室]	月日	法令名	奥向・女中等関連の記述
1663年(寛文3) [光通・国]	6.5・6	太鼓門女出入定・切手門女出入定・本丸并二ノ丸女出入定	城下へ乗物にて通る際、下女、局、召仕の女などそれぞれに対し、またはその組合せによって門番所での手形改の有無を規定
76年(延宝4) [昌親・万]	7.1	江戸屋敷女中等通方触	「女中并比丘尼・こぜ(替女)」の門通行には、以後証拠判が付添人が必要
76年(延宝4) [綱昌・-]	9.25	奥方へ御機嫌伺定	表題は「御前様江定」。正室へ機嫌伺ができる家臣を限定し、年寄中を除いてその際の吸物・酒等の接待を禁止。里付藤田加左衛門が仲介している
1719年(享保4) [吉邦・梅]	12.16	太鼓門定書・切手門定書	「女中」が駕籠乗物并歩行で門を通る際には往復とも「附々断」のある場合のみ通す
28年(享保13) [宗矩・-]	6.13	御機嫌伺書状等簡略定	「江戸表女中様方、京都朋姫(8代吉品娘、烏丸光榮室)様」へ家老中よりの書中での機嫌伺等は無用
60年(宝暦10) [重富・-]	12.11	諸向儉約令	「近習役方」へ 「大奥女中」よりの御用の品の申し出のうち、「御身分江掛り候御用之分」は夫々役方にて取り扱うべきであるが、その外は一切取扱い禁止 嶋田清左衛門(近習締り役)へ申談取扱うべきこと 「女中」の霊岸島屋敷への召連れは追々中止するべきであるが、当面これまでの半分とする。各々より「老女」にも申し聞かせおくこと
61年(宝暦11) [重富・-]	3.29	付衆・広敷半知達	「御広敷」(江戸詰) 「御広敷女中」の儀は格別であるとしてこれまで借米を仰せ付けることはなかったが、この度江戸歩割合のとおり少々借米を仰付らる
68年(明和5) [重富・致]	10.29	厳重儉約筋心得方達	用人松平要人へ 「大奥」への紀伊様・民部卿(一橋)様招請の際の取扱は随分事軽に。 「大奥へ御取扱之事、糺町・一橋を始一通り之儀」5か年間中止。 江戸表において大奥へ来客の際、廊下向・道筋へ燭台差出を中止御奉行へ 「奥向」より御進物は5か年の内中止。「大奥」よりの代参時、「御代参」の分のみ駕籠でそれ以外は歩行で 「一橋へ御附之面々并奥向女中」は格別であるので、少々借米(乳持3人を除く)。「此表御広敷女中」は1年遅れで4年間借知 「御広敷女中支配」へ 「大奥」への紀伊様・民部卿様招請の際の取扱は随分事軽に。「大奥へ御取扱之事、糺町・一橋を初一通り之儀ハ五ヶ年之内御断」。 「奥向女中」へも少々借米(乳持3人を除く)。「此表御広敷女中」は1年遅れで4年間借知。「御前様へ御進物之儀」5か年の内中止
70年(明和7) [重富・致]	4.17	格別儉約中心得方達	中老へ 「御前様御膳所御表与御一所ニ可相成事」 御前様御附重役高橋平之右衛門へ 御前様の分料金が近年増大しているが、最初に決めた通り2500両とすべきである。御前様の一橋両方様等への年始は干鯛1箱ずつ、年寄役女・広敷役方への被下物は一切中止。これまで月々奥老女が勤めてきた寺への代参は中止 老女中へ 一橋家はじめ他大名へは年始のみ干鯛箱の祝儀を老女中御使か文使によって取替し、これ以外の五節句・暑寒・吉凶ともにすべて進物取替中止。被下物は年始とも一切中止。年始の一橋家はじめ他縁戚大名からの女使への馳走は一汁三菜等に限る。御前様からの年礼も同様とし、「年寄初役女惣中」・広敷役方への被下物も一切中止 「奥女中・御年寄初末々迄」暮方・着類については、別紙「女中着類之御定」の通り

79年（安永8）	10.30	御守殿・御錠口扱方定	御前様への恐悦を申上る際、「御守殿」御広間へ中老・傳役・用人・御側一所に罷出で取次を申上ってきたが、以後は「大奥」御広座敷へ罷り出、詰合之御年寄・両御附一人ずつ呼出申上げるべきこと。江戸・御国とも御目見や人払御用で藩主御前へ参上する際「表御錠口御杉戸」を開いて通行すべきこと、およびその管理
[重富・致]			
80年（安永9）	7.10	諸向嚴重儉約締方達	広敷御用役へ 江戸・御国2か年の御定金を226両余とする。女中道中支度金は吟味の上割引（削減）すること。右趣老女中へ申聞かすべきこと
	8.17	諸向格別儉約令	用人へ 「大奥」へ田安・清水・一橋・糶町（紀伊徳川家）・西御殿・桜田より女使御断、御文にて済ますこと 広敷用人へ 同上。「大奥向・御広敷向之儀」は表方ではわかりがたいこともあるので、広敷用人夫々取扱うべきこと
[重富・致]			
87年（天明7）	3.17	格別形合改革ニ付諸向勤方規定	中根九右衛門（広敷用人）へ 御前様御分量金の500両削減。「広敷女中」道中、以後一立にて同宿一軒とする。野廻りに御出での際に女中が罷り出ることを禁止。霊巖島屋敷への召し連れる「女中并御供女中」は、ぜひ召し連れねばならない分ばかりとする（治好室定姫も同様）
		格別形合改革ニ付中老以下勤方規定	中根九右衛門（広敷用人）へ 「広式女中并御広式向、以後人割書付相渡候」 「御広式女中御人数之定」メ23人 「内御国江勤番」メ5人 御国抱メ4人 江戸・御国中都合人高27人 若殿（治好）様附女中、定姫様附女中、以後御相合御人少なに仰付らるる筈
[重富・致]			
1803年（享和3）	閏1.23	広敷呼称ニ付達	これまで御前様住居を「御守殿」と称する向きもあったが、以後「御広敷」と称する
[治好・定]			
04年（文化元）	9.23	江戸屋敷儉約令	鈴木新八郎（御奉行）へ 「大奥女中」御暇等の吸物・酒等、諸手当のうち餅米を1割減。 「大奥」へ家中子供が上った際の料理は以後1汁2菜に
[治好・定]			
24年（文政7）	4.28	奥向儉約定	若殿（斉承）様「大奥」の儉約（大奥御寝の際は格別とする）
[治好・-]			
29年（文政12）	8.9	女中衣服定	省略年限中の奥向女中の職制毎の服制に関する定。年寄・若年寄・表使・右筆・三ノ間・中居に言及
[斉承・浅]			
39年（天保10）	10.29	家中諸賄省略方達	側用人・御奉行へ 「広敷女中」宛行3か年半減、「大奥女中」への被下物・代参の際の茶代中止 広敷用人へ 「大奥女中」への被下物・代参の際の茶代等中止
[慶永・-]			
42年（天保13）	4.6	江戸屋敷儉約令	側用人へ 大奥向進物・被下類を公辺格別の仰せもあり差略に御奉行へ 「奥向」入用の油の増渡の中止 広敷用人へ 法事の際の女中への賄（重詰等）の中止
[慶永・-]			
50年（嘉永3）	3.23	大奥服柄定	「大奥向」の儀も城勤のほかは家中同様木綿・紬を着用（これまでの分はそのまま着用、新調分から追々改めるよう）
[慶永・勇]			
54年（安政元）	4.14	大奥向等省略方達	幕府への献上物（御前様よりの物を含む）を5か年間中止。 「大奥女中之儀も過分御人減ニ相成」
[慶永・勇]			
63年（文久3）	10.9	大奥奉公ニ付触	家中の娘どもで大奥奉公を願う面々は、広敷用人まで申出ること。親々の格式に准じ、後家にも30歳までは召し抱える。奉公中縁付いた時には御下げられる筈。勝手向不如意の面々には年賦拝借を仰付ける
[茂昭・-]			

注)「法令名」は、『福井市史』資料編6上・下による。

以下、1(1)では福井藩の奥向に関わる藩法を整理し、(2)で「広敷」の呼称と「広敷女中」を管理する広敷向の体制および奥向女中の職制、(3)幕府大奥への「女使」の開始と次第に具体的に奥向緊縮の様相について検討する。さらに2では、(1)正室住居を指す「御守殿」の呼称が用いられた時期、(2)正室と重臣との儀礼の変容と「表御錠口」の制度化について考察する。

1. 藩法にみる福井藩の奥向

(1) 福井藩の奥向関係法令

ここでは福井藩が布達した諸法令を集めた『福井市史』資料編6(上・下2巻)を手掛かりに、福井藩の奥向をめぐる呼称や組織の変化をみていこう(表2)。なお、『福井市史』資料編6は、江戸時代に藩が編纂した法令集の翻刻にたよらず、多くの法令が収められている「家譜」¹⁰⁾と町在に残る地方文書からあわせて1,489点の法令を収載した資料集である¹¹⁾。

まず、福井藩法における奥向関係法令の概略を確認しておく。福井藩では、幕府の広敷向役人の勤務規定である奥方法度、奥向女中に対して出された女中法度¹²⁾にあたる法令はみいだせなかった。女中法度に準ずるものとしては、定書や達書として関係役向に指示されたものではないが、奥向女中の起請文5点の前文がある。これらはおおむね嘉永期(1848~54)から明治初年まで用いられたものであり、それぞれの職制に応じてその前書に異なる部分があるため職務内容やその心得を知ることができる¹³⁾。

さらに福井藩では奥向に関して単独で定めた法令は少なく、その最初のもは正室への家臣の機嫌伺とそこでの饗応について定めた延宝4年(1676)の「奥方へ御機嫌伺定」であった(表2)。「御前様江定」と題されたこの定書は、7代綱昌(1676~86)の正室清姫に対して機嫌伺に参上できる家臣を、年寄、奏者番、番頭、奉行、小姓頭、横目、留守居、医師等に限定したもの¹⁴⁾であり、家臣と正室との直接の対面を制限するものであった。もうひとつの条項は、年寄中¹⁵⁾を除いて吸物・酒等の饗応を禁止しており、儉約令の側面も持っていた。その後の奥向についての単独法令は、おおよそ100年後の安永8年(1779)「御守殿・御錠口扱方定」であった。これについては、2(1)・(2)で検討したい。

その一方で宝暦期(1751~64)以降にたびたび発せられた儉約令の中には、少なからず正室や奥向にかかわる条項が含まれていた(表2)。

当時、地方知行制を残していた福井藩¹⁶⁾では、あわせて土地の生産力以上の石盛がなされ、年貢率を下げざるをえない「薄免」の土地が多く財政的に不安定であった。そのため歳入不足を補填する方途として、元禄7年(1694)以降藩士の給禄を借り上げる「借米」が恒常化していった¹⁷⁾。とくに13代重富代(1758~99)に入った宝暦11年(1761)からは、「半知」(借用率50%)という厳しさをたびたび実施された。その前年11月の「諸向儉約令」では、宝暦9年の諸経費を半減させるという具体的な目標を掲げて、各役向や担当者ごとに厳しい指示が与えられた。その中ではじめて「大奥女中」に言及する条項が登場する。

一大奥女中ノ御用之品申出候節、御身分江掛り候御用之分ハ夫々役方ニ而其筋を以取扱可申事ニ候、其外之儀者一切取扱申間敷事¹⁸⁾

これは直接には近習役に指示されたものであるが、大奥女中から申し出た品のうちで松平家の「身分」(格式)に関わるものであれば、それぞれの役方で取り扱うべきであるが、これ以外は一切取り扱ってはならないとしている。別に近習締り役¹⁹⁾の嶋田清左衛門と相談して取扱うべき事項として、藩主重富が霊岸島中屋敷に入る際に召し連れる奥向女中をこれまでの半分にすべきことが挙げられた。他方、重富の生家である一橋徳川家家老や用人への献上金の年額や進物とともに、母遊歌への献上金(年額30両)が定められた。

この時点で18歳の重富は未婚であったので正室付女中はおらず、一橋家から従ってきた御付女中を指して一橋家の呼称を踏襲し「大奥女中」と称したと考えられる。こうした一橋家大奥からの影響については、同じ一橋家から入った先代重昌を例に1(3)で検討する。

(2) 「広敷」と広敷向・奥向の職制整備

翌宝暦11年(1761)3月には、「御家中末々迄」に対して以後3年間の借米(半知)が達せられ、藩主の「御附衆」と「御広敷」に対しても申渡しがあつた。藩主「御附衆」と「御広敷」の「広敷女中」はそれまで「格別之儀」であるとして半知の対象から除外されていたが、この達書によってそれがなくなったのである。「御広敷」に関する部分は以下の通りである。

御広敷

御勝手必至之御指支誠ニ被成方も無之ニ付、^(宝暦13年) 来ル未年迄三ケ年之間御家中末々迄過分之増御借米被仰付候、年来御借米被仰付置一統困窮至極之段、甚御苦勞ニ被思召候得共不被得止被仰付候、御広敷女中之儀者格別之儀候間、是迄御借米被仰付候儀者無之候得共、此度之儀者右之趣共ニ付御充行之内、乍難儀江戸歩割合之通少々御借被成候、何分ニも致勤弁取統被相勤候様ニ可申渡旨被仰出候²⁰⁾

ここでは奥向表方に勤務する男性役人の「御附衆」と対になる奥向奥方を「広敷」と称し、その主な構成員である「広敷女中」に言及している。藩主重富は依然未婚であったので、この達における「広敷女中」は藩主付女中を指している。

大名家の中には、広敷の用語を幕府のような「大奥勤務の男性役人が詰めていた場所」²¹⁾ という意味ではなく、奥向表方あるいは奥方として用いていた例がある。たとえば、藩主付女中(「表局」)が勤務する奥向表方を「御広敷御居間」と呼んできた鳥取藩池田家の例²²⁾ や奥向奥方を広敷と呼んだ広島藩浅野家の例²³⁾ である。この2例はいずれも幕末の例であるが、尾張藩徳川家では元禄期に奥向奥方を広敷と称していた²⁴⁾ ことが明らかにされている。この尾張藩と同様に福井藩でも宝暦期(1751~64)には奥向奥方を広敷と呼んでいたと考えられる。ただ、この法令だけでは十分論証できたとはいえず、今後も検討が必要である。

次に致姫(紀伊藩徳川宗将娘)との婚姻が済んだ明和5年(1768)の「嚴重儉約筋心得方達」をみてみよう(表2)。翌年からの5か年嚴重儉約のために出されたこの達の中で「御奉行」(他藩では勘定奉行にあたる)へ渡された書付では、紀伊藩徳川家・一橋徳川家と「大奥」との間の招請や進物等の儀礼は、軽減あるいは5か年間中止とされた。借米については、「一橋御附之面々并奥向女中」(乳母は除く)は、格別であるので少々宛とし、在国の「此表御広敷女中」については一年遅れて

実施するとされた。借米を減額された「一橋ヶ御附之面々」は一橋家から付けられた近習、「奥向女中」は正室致姫付女中を指し、在国の「広敷女中」は藩主在国時の重富付女中と考えられる（在府時の藩主付女中の呼称は不明）。

このように重富代において藩主付女中を「広敷女中」と呼ぶのは、その後天明7年（1787）の二つの勤方規定においても同様であった。そこでは広敷用人に対して参勤交代で藩主付女中が同道する際には「一立」（まとめて同時に出発）とし、宿を同宿一軒とすることを命じていた。あわせて野廻りの際に女中を召し連れることを禁止しており、福井藩では18世紀後半まで鷹狩などの野廻りに藩主付女中を同行することがあったことがわかり興味深い。

なお、藩主付女中を「広敷女中」と称する²⁵⁾のは、17代慶永襲封直後の天保10年（1839）の「家中諸賄省略方達」（表2）においても同様であった。この時点で慶永は12歳で未婚であったが、「大奥女中」という呼称が併用されているのは、田安德川家から付き従ってきた御付女中がいたからだろう。

正室付女中については、「奥向女中」「大奥女中」が併用されながら、17代慶永と勇姫との婚姻（嘉永2年）を経た後の嘉永3年の「大奥服柄定」から藩主付女中と正室付女中をあわせて「大奥女中」と総称するようになったと考えられる²⁶⁾。

ところで奥向奥方の組織を考える上では、明和5年（1768）の儉約令において「広敷女中支配」²⁷⁾が存在していたことは重要である。貞享2年（1685）以降の福井藩の主要役職者を一覧にした「諸役年表」²⁸⁾によれば、「広敷女中支配」はすでに明和元年から置かれていた。その広敷向の長官として「大奥一切の事務に関し、取締を為し、会計事務監督」²⁹⁾する広敷用人も、少し下の安永9年（1780）に「広敷御用役」を改称して設置³⁰⁾され、幕末まで継続していた。このように福井藩では明和・安永期（1764～81）に藩主付の「広敷女中」を管理する体制が形作られていたといえよう。

奥方の女中組織についてはどうだろうか。寛文3年（1663）の定書で下女や召仕の女の上に「局」が置かれていたことがわかる（表2）。その後では貞享3年（1686年）春改めの綱昌給帳から、上臈、局、介添、中臈を含む32名の御前様付女中が知られる³¹⁾。

同じ徳川家の一門大名である松江藩松平家について、石田俊は寛文9年（1669）に藩主松平綱隆娘（玉簾院）が久留米藩に嫁いだ際に御付女中の上位に上臈・局・介添の三職がいたことを紹介し、この後18世紀前半から半ば以降、「奥向の中心は三職から老女へ移っていった」³²⁾ことを示した。

福井藩でも、1(3)でも論じるが一橋家から養子に入った重昌には、寛延元年（1748）に年寄崎尾・八十田、若年寄村瀬のほか中臈1、表使1、右筆1、御次が付けられ、明和7年「格別儉約中心得方達」でも年寄のほかに「役女」と総称される役職があったことがわかる。

その後、天明7年（1787）「格別形合改革二付中老以下勤方規定」（表2）では、広敷用人に対して以下のように広敷（広式）女中の職制と人数が示された。

御広式女中御人数之定

一御年寄	二人	一御者方	一人
一若年寄	二人	一御中臈	二人
一御錠口	二人	一御右筆	一人
一表使	二人	一御次	二人

一呉服之間 二人 一御三之間 二人
 一御使番 一人 一御末頭 一人
 一御中居 一人 一御末 二人

ノ式拾三人³³⁾

このうち「御国江勤番」は、年寄1、御者方1、中臈1、御錠口1、使番1(御末兼任)の5人とされ、これ以外に「国抱」として御錠口介1(表使介共に)、御次1(呉服之間兼任)、呉服之間1(三之間兼任)、使番1(御末兼任)の4人を加え、江戸屋敷・福井城の奥向女中は計27人とされた。

次の条項には「於江戸表、御目見以下之女中御指支有之筈ハ、御前様方介合相勤候様被仰付候、依之介相勤候者へハ吟味之上失脚金少々可被下事」とあり、ここでの「^(マ)広式女中」が藩主付女中を意味し、正室致姫付の女中は含まれていないことがわかる。

儉約のためにぎりぎりに規模を縮小したかたちだが、御者方を除いて幕末まで福井藩の奥向女中の職制の基本となる年寄、若年寄、中臈、御錠口、右筆、表使、御次、呉服之間・三之間・使番・末頭・中居・御末という職制が天明7年頃までにおおよそ整っていたとみていいだろう。

(3) 「女使」の開始と儉約令

次に江戸幕府大奥との交流を担った「女使」についてみていこう。將軍家や縁戚大名家への儀礼のために使者を務める奥向女中の役務は、「女使」「表使」と呼ばれた。慶永(春嶽)の明治期の回想「幕儀参考稿本」では「表使ハ、大奥中ノ表役人ナリ。権威頗ル盛大ナリ」³⁴⁾と記している。これは直接には幕府大奥についての叙述ではあるが、福井藩においてもその役割は「奥向の表役にて登城を為し、照会を為し、また、諸侯方杯へも御使に罷出掛合事を為す」³⁵⁾要職とされた。

とりわけ幕府大奥への「女使」は、「御三家・御三卿のほか、將軍姫君が嫁いだ大名家など、將軍家と由緒の築かれた家のみ許された権威的な儀礼務め」とされ、仙台藩伊達家の幕府大奥への「女使」の派遣は、2代藩主となる伊達忠宗が將軍秀忠の養女振姫を正室に迎えたことが契機となったという³⁶⁾。薩摩藩島津家でも3代藩主島津綱貴の娘亀姫の近衛家との縁組がきっかけとなり、宝永期(1704~11)から幕府大奥との継続的な女使が開始されたとされる³⁷⁾。

これに対して福井藩から幕府大奥への女使の派遣は、「家譜」でみる限り寛延2年(1749)12月の12代重昌の襲封が契機となっていた。この時重昌(於義丸)は数え7歳で一橋徳川家初代宗尹の嫡男、前將軍徳川吉宗の孫であった。將軍の甥であり存命の大御所の孫であるという親族関係³⁸⁾の濃さと、幼少のため大奥御錠口の内まで駕籠で入れたことで、幕府大奥との結びつきを一気に深めることになった。

加えてこの養子縁組は前代宗矩が正室勝姫の死去後も再婚せずに將軍家一族から養子を迎えることで家格再興を果たそうとした成果でもあった³⁹⁾。

重昌の江戸城表向への初登城は、元服直前の宝暦5年(1755)3月であったが、本丸大奥への初登城ははるかに早く、養子縁組が決まり福井藩常盤橋上屋敷へ引き移った翌年、寛延元年(1748)4月のことであった。年始御礼を名目とした大奥への登城のようすは、かつては元になる記録があったようで「家譜」に比較的詳しく記載されている。

この時、6歳であった重昌は、江戸城平川口御門から広敷御門へ、さらに広敷玄関まで年寄が乗り添えて駕籠で入った。式台下板の間には広敷番頭が出迎え、下男が受け取って駕籠のまま御錠口から入り、その後は末女中の取扱いで御錠口内御座敷まで入った。その後大奥対面所で將軍家重と後の家治に御目見した。その際の介添は一橋家大奥の年寄室田が行い、福井藩の年寄は縁頼（控えの間）に詰めていたという。なお、將軍からの銀拝領の記録から福井藩松平家の奥向には年寄崎尾・八十田、若年寄村瀬のほか中臈1、表使1、右筆1、御次が置かれていたことがわかる⁴⁰⁾。翌月には、同様にして西の丸の大奥へも登城し大御所吉宗にも御目見した。

こうした年始御礼のための大奥への登城では、8歳となった寛延3年から駕籠で入れるのは平川口御門から上梅林の内切手御門外までとなったが、元服前年の12歳となる宝暦4年（1754）まで継続⁴¹⁾された。享保6年（1721）の幕府の奥方法度で奥への幼少男子出入りは9歳までと定められ、その後定式化した⁴²⁾とされているが、重昌の大奥登城は例外的な措置だったのだろうか。

大奥初登城の翌年寛延2年（1749）2月には「尾張殿息女」（品姫）との縁組についての將軍の「内意」が大奥女中によって伝えられた（正式な婚約は寛延3年11月）。その調整と、10月に宗矩が没した後の重昌の家督御礼が幕府大奥への「女使」を開始する契機となった。

福井藩では、今後こうした儀礼を「女使」でも行いたい旨を幕府に伺い、あわせて大奥老女中に対しても「一橋御年寄室田を以大奥江承合」を経たうえで12月、重昌付老女が使いとなって諸品の目録を献上し、酒肴を差し上げた⁴³⁾。

こうして開始された「女使」による儀礼は、翌寛延3年では表3のようになる。本丸と西の丸大奥への女使は、前述のように重昌の婚約があったため、1年で9度に及んだ。このうち年始と歳暮以外は「内証」として内々に行われたものであり、將軍（家重）・大御所（吉宗）・大納言（家治）への女使は、すべて藩主付年寄の崎尾と八十田の2名が勤めていた。このうち崎尾は一橋家から付けられた⁴⁴⁾年寄であった。

もちろん表向の男性役人からは、太刀・馬代、国産の鱈など、定期の贈答や文通がこれと同等以上に行われており、双方合わせた経費の増加は相当なものであったと推測される。

宝暦8年（1758）に重昌が16歳で死去した後は、再び一橋徳川家から13代重富が11歳で養子となり襲封し、寛政11年（1799）まで42年間という長期にわたって在任した。この間に藩職制等が「俄ニ公儀ノ風ト相成」ったとする後の回想⁴⁵⁾もあり、奥向も少なからず一橋家奥向の影響を受けたものと考えられる。

一方先に1(1)で述べたように、重富代は当初から厳しく具体的な儉約令が奥向にも及んでいった時期であった（表2）。藩主重富と正室致姫の御膳所を統合する「御一所」（明和7年）や、若殿の治好付女中と、婚姻が予定されていた定姫付女中とをあらかじめ「相合」とする、すなわち双方に仕えるようにするという緊縮策（天明7年）が採用されていった。こうした御付女中数の削減と並行して安永9年（1780）には縁戚大名への「女使」が中止された（表2）。

19世紀に入ると齊承が將軍家齊娘の浅姫と縁組したことで奢侈の風が一層高まり、そのための財政の窮迫から文政7年（1824）以降では、直接奥向のみを対象とした儉約令が出されるようになる（表2）。御付女中の統合については、冒頭で紹介した文政12年（1829）に浅姫が霊岸島中屋敷類焼後に常盤橋

表3 寛延3年(1750)の福井藩主松平重昌(於義丸)からの女使による贈答・文通

月日	出来事	女使・文等		
		将軍	吉宗	家治
1. 1	老女中奉文(年始、鏡餅1飾・干鯛1箱・樽1荷拝領)	御礼、女使崎尾	御礼、西の丸へ女使八十田	
1.29	機嫌伺(将軍増上寺参詣から還御)	[内証] 本丸老女中へ文		
2.13	山王札守1通・干鯛1箱献上(年賀)	将軍より女使への拝領物あり。本丸老女中へ御礼(文)		
3. 6	老女中奉文(3.15大奥登城いたすべく)	御礼(文)	御礼(文)	御礼(文)
3.15	(本丸大奥登城)	(各御付老女中はじめ惣女中へ贈物)		
3.16	本丸大奥登城御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
3.25	西の丸大奥登城の書付への御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
3.27	(西の丸大奥登城)		御付女中へ贈物	
3.27	西の丸大奥登城御礼	各御付老女中へ御礼(文)		
4.20	機嫌伺(将軍寛永寺参詣から還御)	[内証] 本丸老女中へ文		
5. 4	老女中奉文(端午、時服5、干鯛1箱拝領)	[内証] 御礼、女使八十田 将軍より年寄崎尾・八十田へ拝領物		
7.15	老女中奉文(中元、蓮飯1飾・鯖1箱、樽1荷拝領)	[内証] 御礼、女使崎尾	[内証] 御礼、西の丸へ女使八十田	
9. 4	老女中奉文(重陽、時服3、干鯛1箱拝領)	[内証] 御礼、女使		
11.28	尾張殿息女と於義丸との縁組違	[内証] 御礼、女使	[内証] 御礼、女使	
12.11	縁組仰出らるにつき御礼	[内証] 御礼、鮮鯛1折、女使八十田	同献上女使崎尾 拝領物につき御礼(文)	同献上女使八十田
12.19	機嫌伺(寒中)	[内証] 国産干鰯 5枚1箱献上、女使崎尾	同献上女使八十田	同献上女使崎尾
12.22	歳暮祝儀	干鯛献上、女使 女使へ拝領物、御礼(文)	女使へ拝領物、御礼(文)	女使へ拝領物、御礼(文)

注)「家譜」59、越葵文庫、A0150-01067による。

上屋敷に引き移った9月から齊承と若殿(於義丸)・菊姫(齊承娘)・謹姫(齊承妹、後に阿部正弘室)の半下女中を分かつた、総数12人で勤めることとした⁴⁶⁾。さらに幕末に勇姫が福井城へ引き移った文久3年(1863)7月の春嶽(慶永)・勇姫・安姫の各御付女中の構成⁴⁷⁾、明治2年(1869)の茂昭・幸姫、春嶽(慶永)・勇姫の各御付女中の構成⁴⁸⁾をみると、幸姫・勇姫には雑用を担う末頭・中居・使番・半下が付けられていない。このように幕末では藩主付・正室付女中のうち下女系列⁴⁹⁾の女中を統合することは常態化したと考えられる。

2. 正室儀礼の制限と「表御錠口」の制度化

(1) 正室の住居「御守殿」

また江戸中期の福井藩では奥向女中の呼称のみならず、正室の住居にも幕末にはみられない表現が用いられていた。すなわち安永8年(1779)の「御守殿・御錠口扱方定」⁵⁰⁾では、正室を「御前様」と呼び、その住居を「御守殿」と称していた。その後享和3年(1803)の達書によって、それまで

「御守殿」と呼ぶことがあった正室住居の呼称を以下のように「御広敷」に変更した（表2）。

是迄御前様御住居を御守殿与称し来候向も有之候、以来御広式と相唱候様被仰出候、左様可被相心得候⁵¹⁾

この時点の藩主は14代治好（極官は正四位下）で、正室は定姫（田安徳川宗武娘）であった。一般に「御守殿」は、將軍の息女で三位以上の大名に嫁した者、またその住居⁵²⁾とされるが、畑尚子によれば、將軍家光の実子千代姫から「御守殿」の称号が与えられ、家治の代（1760～86）までは婚家の家格にかかわらず御守殿と称された⁵³⁾とされる。これに対して福井藩では正室が將軍の娘でなくとも「御守殿」の呼称が藩法や「家譜」に散見される（下記はいずれも「家譜」による）。

（正徳3年6月29日の条）

一、六月廿九日、常盤橋御屋敷御守殿御普請御出来ニ付、梅姫様御移徙御祝儀有之^{（吉邦正室）}

（元文3年正月18日の条）

一、正月十八日朝六半、勝姫様、靈巖島御屋敷（宗矩正室、勝姫）常盤橋御屋敷江御引移、初姫様御守殿ニ而御見立之御料理被進之

（元文3年正月28日の条）

一、同日、為御舅入松平大膳太夫宗広様江九半時御出被成、勝姫様御守殿ニ而三献之御祝有之とくに元文3年（1738）正月の条では、長州藩主毛利宗広に嫁す勝姫（10代宗昌娘）に対して、常盤橋屋敷の11代宗矩正室初姫（勝姫、吉邦娘）の住居「御守殿」において送別の饗応があったことが記され、同月28日の宗矩が毛利宗広のもとに出向いた「御舅入」の祝儀においては、毛利方の「勝姫様御守殿」で行われたと記されている⁵⁴⁾。すなわち福井藩の正室住居のみならず、毛利家の正室となった勝姫の住居も同様に「御守殿」と呼んでいたことになる。

ただ編纂物である「家譜」の資料引用以外の部分には、編纂時点における常識や表現が入り込んでいる場合が少なくない⁵⁵⁾。これを検証するため、ほぼ同時代の資料である「御家譜御下書之草案」によって正徳3年（1713）に常盤橋上屋敷を拝領した際の記事をみてみよう。そこでは6月29日の梅姫の「御守殿」移徙には触れられていないが、翌4年に「御居間・御守殿・表御門、段々当年二月迄ニ出来」とあり、18世紀初めには正室の住居の御殿向を「御守殿」と称していたことが確認できる。

尾張藩徳川家でも4代徳川吉通（1689～1713）の正室輔姫（九条輔実娘）の殿舎について「御守殿」の呼称が使われた例⁵⁶⁾がある。近世中期においては「御守殿」は將軍の娘に限らず、公卿や御三家の娘であっても、また婚家が福井藩のような三位以下の大名であっても用いられていたと考えられる。

福井藩では享和3年（1803）の達以降、正室住居に「御守殿」の呼称は用いられなくなったようだが、かわって用いるべきとされた「広敷」について、これ以降正室住居の意味で広く用いられたかどうかは疑問である。少なくとも翌文化元年（1804）以降の儉約令においては正室住居の意味で「広敷」が用いられたとはいいいがたい。19世紀以降の正室住居の呼称については今後とも検討していきたい。

(2) 正室儀礼の形式化と「表御錠口」

一方、安永8年(1779)の「御守殿・御錠口扱方定」では、下記のように正室への機嫌伺や年始・節句等の際の挨拶の場所や作法とともに、「表御錠口」の取締り方が定められた(表2)。この「表御錠口」は、奥向表方・広敷と奥向奥方との間にある「御錠口」ではなく、表向と奥向表方との間の境界にあった。

一御前様江都而恐悦申上候節、御守殿御広間江御中老・御傅役・御用人・御側一所ニ罷出、御取次迄申上来候所、左之通書付を以仰出

一恐悦事

一御機嫌伺之事

一年始・五節句

右之節是迄御家老・御中老・御傅役・御用人・御側迄御広敷江罷出申上候得とも、右以下之面々江も同様之事ニ付、向後者大奥御広座敷江罷出、詰合之御年寄・両御附一人ツ、呼出可申上事

但御家老・御中老・御傅役者、御前様江御目見も有之節不及其儀事

右之通向後被仰付候得者、重キ御役儀之所も相立宜被為思召候事

右之通被仰出候得者、両殿様江都而御用人御使相勤候節、且又朔望之御祝儀申上候儀、御書付ニ不相見候故追而相伺候処、是又於御広敷御年寄迄何れも申上候筈相極

(但書中略)

一御前様都而御出之節、御家老中初御役人共迄御守殿御玄関江罷出候得共、向後ハ右之面々不及罷出候、併御用人ハ御忍ひ御出之節たりとも一人ツ、罷出可申旨、尤其外者不及罷出候

メ

一御役人共御用取計之儀者、是迄之通御用人之儀者御錠口ひらき候故、メりのためニ罷出候儀ニ候間、御役人共御用有之、御錠口ひらき候たん奥之番相達候筈ニ候間、其節一人罷出可申事

(中略)

メ

金津奉行／町奉行／御預所元メ役／御奉行／

御預所郡奉行／郡奉行／御目付／江戸御間番

右之面々江戸・御国共御目見并不時御人私御用ニ付御前江罷出候節者、表御錠口御杉戸明キ罷通候事

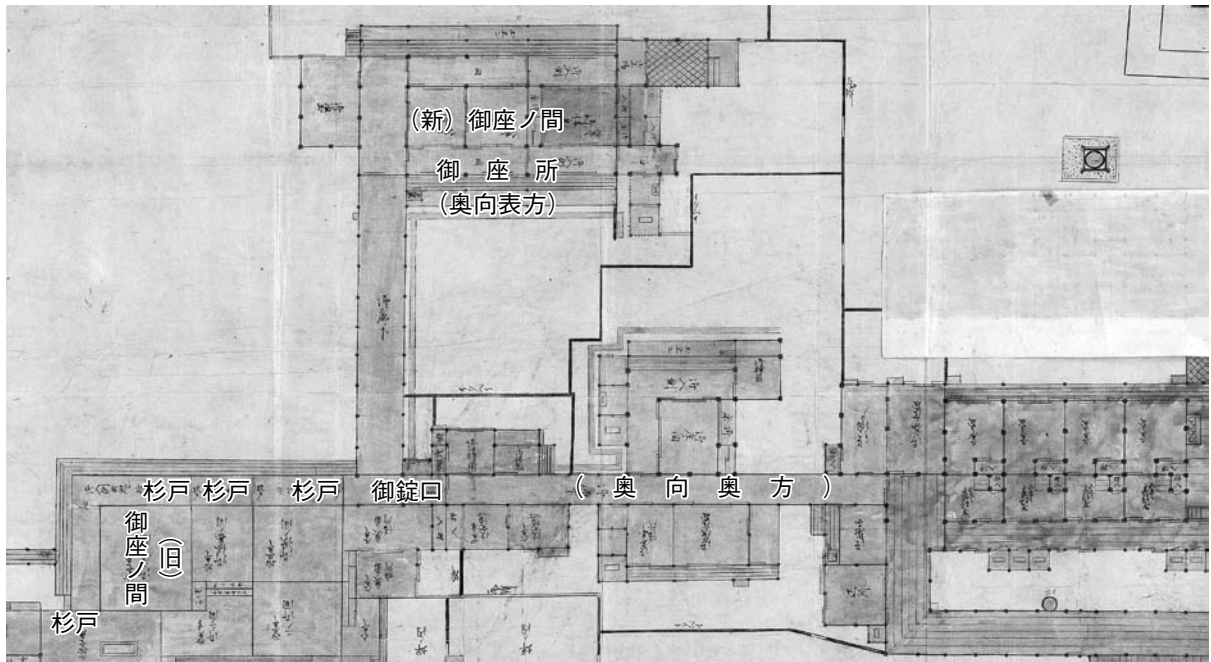
但平日何茂罷通候御廊下通ハ表御役人不罷通様、右之通ニ而前格之通ニ候事

一右罷出候節者表御錠口御杉戸内ニ詰合之御用人、御側之内一人相詰候事

右之通江戸・御国共相心得可申候事

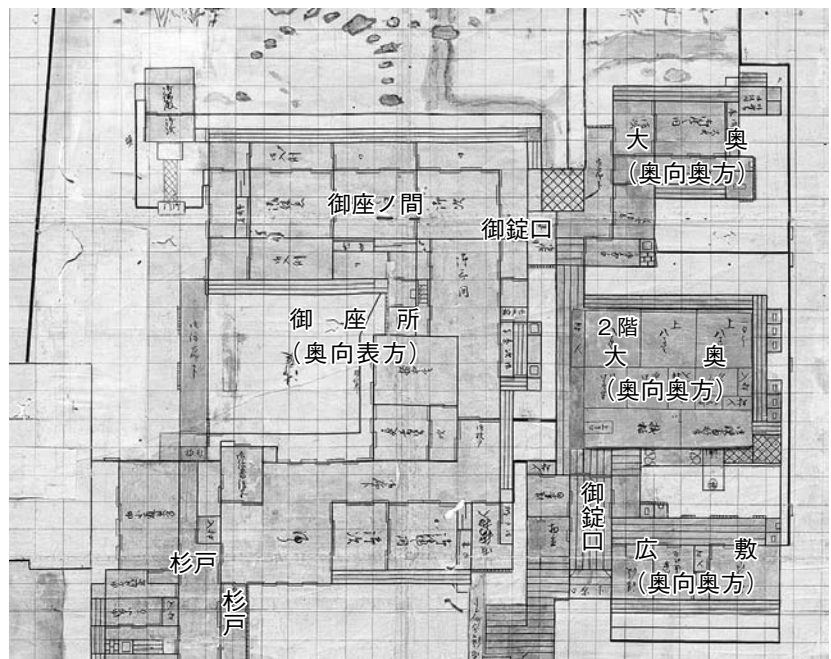
「メ」で区切られたこの定は3つの事項を規定していた。最初の条項は、前述した延宝4年(1676)「奥方へ御機嫌伺定」と同様に正室と重臣との関わり、具体的には正室の住居である「御守殿」への重臣の立入りを制限したものであった。

すなわち、それまで13代重富の正室致姫(紀州徳川宗将娘)が「御守殿御広間」で受けていた家



画像2 福井城本丸の御座所絵図 (天保2年以降) 「御本丸御殿ノ図」松平文庫、A0143-21371

老・中老・傳役・用人・御側らの御機嫌伺等の挨拶は、致姫の御目見がある時を除き、「大奥御広座敷」において「年寄」(老女) およびその御付女中を介して受けることとされた。この「大奥御広座敷」の位置は不明であるが、正室住居とは別の奥方であったと考えられる。また外出の際に「御守殿御玄関」で受けていた家老らの見送りも、用人一人のみが行うことに変更された。



画像3 福井城西三ノ丸の御座所絵図 (弘化4年) 「御座所御絵図」松平文庫、A0143-21379

この定によって、18世紀後半まで残されてきた正室と重臣が奥向奥方で対面する年中儀礼や機嫌伺が制限され形式化することになった⁵⁷⁾。そして儀礼において両者を仲介する新たな役割を、成立しつつあった奥向女中組織の頂点にある年寄が担うことになったのである。

しかしながら、その一方でこの定が出された安永期 (1772~81) 以降でも、家老ら重臣の「大奥御広座敷」への儀礼時の立入りは可能であったことに留意する必要がある。

さらに二つめと三つめの条項では、表向と奥向表方との間の「御錠口」の開閉について用人が管理

すべきこととし、金津奉行・町奉行・郡奉行などの民政向の役人や江戸御聞番などが奥向表方の藩主の元に参上する際には、江戸・国元共に必ず「表御錠口杉戸」を開けて通ることが明文化された。

ここで注目したいのは、藩主の日常生活の場であり重臣・側近との執務の場である御座所が、御錠口（ここでは「表御錠口」）の内側にあったことである。その意味で「將軍の御座之間（常の御座所）のある奥（中奥）の本質は奥向であり、奥向（奥御殿）の表方として理解すべき」⁵⁸⁾とする福田千鶴の指摘は的確である。福井藩では安永期（1772～81）に「表御錠口」の運用を定め、奥向表方の藩主の御座所を法的に位置づけたといえよう。

ただこの「表御錠口杉戸」は、齊承の御座所が完成した天保2年（1831）以降の図とされる福井城の「御本丸御殿ノ図」（**画像2**）では「杉戸」とのみ表記され、御錠口とは記されていない。この点では弘化4年（1847）の慶永の福井城西三ノ丸御座所の絵図（**画像3**）も同様であり、さらに二つの絵図ともに、「杉戸」の横には「錠前番」部屋のような監視所は設けられていない⁵⁹⁾。「表御錠口」は、近世後期には御錠口としての意味付けを失なうのだろうか。

そうではなかったことが、側向頭取の日記からわかる。「表御錠口」の記述は、齊承代（1826～35）では在国時（福井城本丸）、在府時（常盤橋上屋敷）いずれにも登場する⁶⁰⁾。たとえば、文政12年5月17日の条では、「一、八時過〆表御メ切姫君様被為入候、但、表御錠口并御廊下口、御小道具役所前口都合三ヶ所御メリ付候事／姫君様〆 蕎麦切 二重 被進之」とあり、表御錠口ほかの入口を締切り（「表御メ切」）にして、奥向表方にある齊承の御座所に正室浅姫が入り、齊承に蕎麦を進上していた。

慶永代（1838～58）でも、慶応元年（1865）5月に菩提寺孝顕寺の方丈が御座所（福井城三ノ丸）へ入って回向を行った際には、「其節表御錠口〆敬左衛門致案内候」とあり、外部からの訪問者は「表御錠口」を通していた。また慶応4年5月に京都岡崎屋敷に滞在していた際にも、「表御錠口」が設けられていたことがわかる⁶¹⁾。

このように「表御錠口」は、重い杉戸で仕切られていたものの絵図で確認する限り錠前番などが常時出入りを監視する詰所は置かれておらず、見張りをつけた管理はなされなかったと推測されるが、安永期に法的に位置づけられた「表御錠口」の設置と運用は、幕末まで継続したことは間違いない。

「表御錠口」を締切りにして、奥向奥方にいる正室や奥向女中が奥向表方の藩主の御座所に入る「表御メ切」の事例とその意味については、稿を改めて検討したい。

まとめにかえて

福井藩法では、奥向に関して単独で定めたものは少なく、その中で延宝4年（1676）「奥方へ御機嫌伺定」、安永8年（1779）「御守殿・御錠口扱方定」は、それまでの正室と家臣との儀礼的関わりを次第に制限し、重臣であっても正室との対面の機会を限定し形式化するものだった。その中で18世紀後半には儀礼において両者を仲介する新たな役割を、成立しつつあった奥向女中組織の頂点にあった年寄が担うようになったことを明らかにした。

奥向女中については、宝暦期（1751～64）頃から藩主付女中を「広敷女中」と称し、正室付女中については、「奥向女中」「大奥女中」の呼称が併用されながら、慶永の婚姻が済んだ嘉永3年（1850）

「大奥服柄定」から藩主付女中と正室付女中をあわせて「大奥女中」と総称するようになった。

藩主付の「広敷女中」を管理する体制は、明和・安永期（1764～81）に広敷用人のもとに形作られた。さらに天明7年（1787）頃には幕末まで奥向女中職制の基本となる年寄、若年寄、中臈、御錠口、表使、右筆、御次、呉服之間・御三之間・使番・末頭・中居・御末という職制がおおよそ整っていた。

寛延2年（1749）、幼年の重昌の襲封は、将軍家大奥への「女使」が開始される契機となったが、この時期は厳しく具体的な儉約令が奥向にも及んでいった時期であった。

また福井藩では少なくとも正徳期（1711～16）には正室の住居を「御守殿」と称し、この呼称は18世紀を通して用いられた。

安永期（1772～81）に法的に明文化された表向と奥向表方の境界「表御錠口」は、幕末まで継続して置かれ、運用されていた。しかし、その管理・運用の実態については、奥方の二つの御錠口（奥向表方との間、広敷向との間）を含めて江戸屋敷と福井城それぞれにおいて時代を通して検討する必要がある。あわせて安永8年以降でも儀礼時において重臣の奥方への立入りは可能であり、同年の定書にみられる正室の御忍びでの外出、天明7年（1787）の規定にみられる奥向女中の野廻りへの同行、文化元年（1804）の儉約令にみられる家臣子供の大奥へ立入りなどとあわせ、奥向奥方への出入りの実態は今後も検討する必要がある。

これまで述べてきたように近世中期の福井藩松平家の奥向は、幕府大奥や一橋家大奥の影響を受けながらも、幕末のあり様を遡及するかたちではけっして捉えられない個性的な様相を示していた。ここでは『福井市史』資料編6の藩法集に依拠して近世中期の奥向を概観したが、同時代の資料における検証はほとんどできていない。19世紀に入ってからの15代斉承以降の奥向の検討とともに、引き続き福井藩松平家の奥向の実態と変容を実証的に考察することが今後の課題である。

〔付記〕本稿の作成にあたり、本川幹男氏、長野栄俊氏に御教示をいただいた。

注

- 1) 畑尚子は、松平文庫の「大奥女中分限帳」など大奥と付された数点の資料の存在と、斉承の福井城本丸御殿大奥御座所の一部を移築した瑞源寺（福井市）の建具の墨書から、福井藩松平家でも大奥という呼称を用いていたとした（畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』2009年、p.21・p.111）。
- 2) 文政12年（1829）3月の江戸大火によって霊岸島中屋敷と浅姫の「御住居」が類焼した。江戸城本丸に避難していた浅姫は、同年4月21日に常盤橋上屋敷の仮住居へ帰興したが、その際の仮住居見分のようなすを記している（『家譜』162、越葵文庫、A0150-01170）。
- 3) 江戸城広敷向に勤務する男性役人の最初の勤務規定である奥方法度（元和4年（1618））では「奥方」と呼ばれていた（福田千鶴『女と男の大奥—大奥法度を読み解く』2021年、pp.40-41）。「柳営日記」の寛文10年（1670）8月3日・4日の条で「奥方」と「大奥」が併用され始めたとされる（松尾美恵子「大奥の呼称と変化」『徳川「大奥」事典』2015年、p.8）。
- 4) 注1)の畑尚子以外では、『福井市史』資料編5（1990年）の広敷役人・奥向女中起請文の解題（pp.911-912）が、「松平斉承給帳」をもとに広敷向・奥向の職制を紹介し、起請文前書の概要、署名にみる奥向女中の職階ごとの名前の特徴を論じている。

また『福井市史』通史編2（2008年）では、「中奥と大奥」の小見出しを設け、それまで『福井県史』等におい

て建築史以外で全く言及がなかった「中奥」「大奥」をはじめ取り上げたが、近世後期の藩職制を前提としており、その変容あるいは展開を実証的に検討するものではなかった。

なお福井藩において「中奥」が法的に位置づけられるのは、明治2年(1869)9月に家政を統括する「家扶」「家従頭」等の職制が定められ、年末12月28日に春嶽付女中を「中奥」と称して「家従頭」(男性役人)が管轄し、勇姫付女中を「大奥」とし「裏取締」が取りしきるとされた時点である(福井県文書館資料叢書7『越前松平家家譜』慶永4、2010年、p.86・p.97)。

5) 鈴木準道著・舟沢茂樹校訂『福井藩史事典』1977年。

6) 福井県立図書館・郷土誌懇談会共編『片聳記・続片聳記 上』(1955年)によれば、寛文11年(1671)5代光通の給帳で局が置かれていたことがわかり、7代綱昌の延宝7年(1679)給帳では、「麻生御前様」(光通娘で佐賀藩鍋島綱茂正室、布与姫)付女中44名がいた(人数のみ判明)。同じ綱昌の貞享3年(1686年)春改めの給帳では、上臈、局、介添、中臈ほか、比丘尼1名を含む32名の正室付女中の名前・切米(給金)が知られる。同給帳には、「麻布御前様方」として布与姫付の上臈・局・小上臈ら39名の名前と切米が記載されている。その年6月の「貞享の半知」の際には江戸詰奥女中6名、「姫様付」7名、在国の女中1名、比丘尼5名が召し放たれた(「貞享三寅年御家中未々迄被減覚」『福井市史』資料編4、1988年、pp.257-277)。「貞享の半知」は、綱昌が將軍綱吉によって改易となり領知47万石余を没収され、養父昌親(のちの吉品)に新たに越前のうち25万石を再封せられた事件である。

なお職制や人数は不明であるが、8代吉品代(1686~1710)では、清照院(綱昌正室)付、明姫(綱昌娘)付、浄照院付の女中があわせて切米195石、228人扶持にのぼったことがわかる(「探源院様御再勤後給帳」『福井市史』資料編4、1988年、pp.277-293)。

7) 天保初年のものとされる「松平齊承給帳」は、比丘尼、藩主齊承、若殿、浅姫(徳川家斉娘・正室)、謹姫(妹)、箏姫、貞照院(齊承母)付の奥向女中175名を掲載し、その切米(給金)・諸手当等が記された詳細なものである。この給帳では、これ以外に浅姫「御住居」付用人2名、同御用達2名、医師1名、添番格侍3名、侍並2名に「合力銀」が出されている(「齊承給帳」『福井市史』資料編4、1988年、pp.377-384)。

茂昭給帳としては「福井藩職員録」がある(松平文庫、A0143-01322)。なお慶永の「給帳」(嘉永5年)には、「勇姫殿附役」の役人2名が掲載されているのみである(2名には合力銀が支出、『福井県史』資料編3、1982年、p.152)。

8) 福井県文書館寄託の松平文庫における奥向関係資料は、「大奥女中分限帳」や広敷諸役人と奥向女中の起請文15点、他に勇姫の福井引移りに関連した「奥向諸記録」(袋入り5冊・2枚)、「安姫様御行列帳」、親類書や書状類等である。

9) 「性差の日本史」展示プロジェクト編『新書版 性差〈ジェンダー〉の日本史』2021年、p.111。

10) 福井藩の「家譜」は、初代結城秀康から最後の藩主茂昭にわたって福井藩松平家が編纂した歴史書である。系図的性格の強い一般的な「家譜」とは異なり、幕命や藩法、藩政や家政全般にわたる書状等の資料も引用されている。これらの「家譜」「世譜」、下書等の諸本については、長野栄俊「越前松平家の家史編纂について―「家譜」「世譜」の史料解題」福井県文書館資料叢書8『越前松平家家譜』慶永5、2011年参照。

11) ただ「命令之部」「御触之部」(松平文庫)の2資料については、「大部であるという理由」で資料編の選択対象から外されており、これについては今後検索・補足する必要がある。

12) 幕府の奥方法度は、壁書として示された元和4年(1618)をはじめとして、元和9年、万治2年(1659)、貞享元年(1684)、享保元年(1716)、享保6年に出され、その後も数度再令された。女中法度については、寛文10年(1670)、元禄12年(1699)、正徳2年(1712)、享保6年に出されている(前掲注3)福田千鶴『女と男の大奥』)。

13) 起請文は、広敷役人では広敷用達、同添役、同勘定役(書役兼役)、同徒、書物役、出居番、錠前番、同小人、仕丁、同小使について10点、女中では、表使、御次・右筆・呉服之間、三之間、使番・中居・半下、乳持について5点が確認できる。なお「書物役」起請文は、浅姫の住居である「御住居」の御付用人の下に置かれたもので、前書と神文のみで、署名を欠いているため実際に使われたかどうかはわからない。

- 14) 国元からの使者、正室「里付」藤田加左衛門が呼んだ者を除く。
- 15) 「年寄中」は、「年寄衆」である永見志摩、狛木工允、稲葉采女、本多左兵衛を指す（「越前少将綱昌御給帳」大塩八幡宮文書 E0048-00164-005）。
- 16) 福井藩では貞享3年（1686）の「貞享の半知」まではすべての給人が地方知行であったが、これ以降では550石以下の約230人は代官の指示に従って給禄米を受け取る「蔵出」となったが、600石以上の30人は地方知行にとどまった。
- 17) 元禄7年（1694）から嘉永元年（1848）までの154年間で借米が免除された年はわずか3年間という常態化の様相については、『福井市史』通史編2、2008年（pp.556-559）による。
- 18) 『福井市史』資料編6 4上、1997年、pp.483-484。
- 19) 福井県文書館資料叢書11『福井藩士履歴』3、2015年、p.152。
- 20) 『福井市史』資料編6 4上、pp.511-512。
- 21) 深井雅海「広敷向の構造」『徳川「大奥」事典』2015年、p.24。
- 22) 福田千鶴によれば、鳥取藩池田家では、安政4年（1857）に江戸藩邸における藩主の「御広敷御居間」を「御奥御休息」と改め、藩主付女中はすべて正室付となった。さらに正室が鳥取城に移った元治元年（1864）には、国元でも「奥向の事一切御前様御広式一手」となったという。ここでは池田家では奥方を「広式（敷）」と称していたことが示されている（『近世武家社会の奥向構造－江戸城・大名武家屋敷の女性と職制－』2018年、pp.310-311、pp.344-345）。
- 23) 広島藩主浅野長勲（1842～1937）の明治期の回想から、奥向（奥御殿）の奥方を「広敷」と呼んでいたことがわかる。なお、浅野長勲と養父長訓には回想時に正室はいなかった（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』pp.342-344）。
- 24) 大塚英二は、尾張藩の元禄7年から11年頃の資料に基づいて、奥向の女中が「広敷女中」と呼ばれ、奥に戻ることを「広敷へ罷帰」と表現していたことから、この時期の尾張藩では、「御広敷＝奥と考えざるをえない」とした（「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」『徳川林政史研究所研究紀要』27、1993年）。
- 25) 表2には含まれていないが、下記の天保15年（1844）の借米についての達書は、現在のところ確認できる「広敷（鋪）女中」のもっとも遅い用例である。

御勝手向必至御差支ニ而被成方茂無之ニ付無扨御家中半減御借米被仰出候、依之御広鋪女中御宛行之内四ヶ年御借被成候

但、割方之儀者去ル丑年之通上納之事（「大奥女中分限帳」松平文庫、A0143-01332）
- 26) 前掲注25)「大奥女中分限帳」。弘化4年（1847）に翌年からの借米の年限明けを報じた達書でも「広敷女中」は用いられず「大奥女中御宛行」とされている。
- 27) 『福井市史』資料編6 4上、p.555。
- 28) 「諸役年表十二 大奥向御附」、松平文庫、A0143-01128。
- 29) 前掲注5)『福井藩史事典』p.34。
- 30) 河崎三郎助および中根九右衛門の安永9年（1780）5月27日付の履歴による（福井県文書館資料叢書10『福井藩士履歴』2、2014年、p.198、同12『福井藩士履歴』4、2016年、p.180）。ただし、安永9年「諸向厳重儉約締方達」では、7月10日付であるが旧称の「広敷御用役」のままである。
- 31) 注6) 参照。
- 32) 石田俊『近世公武の奥向構造』2021年、pp.204-209。石田は、ほぼ同時期における老女（年寄）を筆頭とする職制への移行は、萩藩、鳥取藩、久保田藩でも推定できるとする（石田俊「近世前・中期萩藩毛利家における「裏」の構造と老女制の成立」『山口大学文学会志』71、2021年）。
- 33) 『福井市史』資料編6 4上、p.690。
- 34) 「幕儀参考稿本」『松平春嶽全集』1、1973年（1939年の復刻版）、p.495。
- 35) 前掲注5)『福井藩史事典』p.37。
- 36) 柳谷慶子「大名家「女使」の任務－仙台藩伊達家を中心に－」『女性官僚の歴史』2013年、p.108・p.110。伊達家

- の「女使」は振姫没（1659年）後にいったん途絶えたが、延宝6年（1678）以降再開し、幕末まで継続したとされる。
- 37) 近衛家は、徳川家宣の正室熙子の実家にあたる。亀姫は宝永2年（1705）の婚礼後間もなく死去するが、その後も近衛家との縁組が計画され、正徳2年（1712）に4代島津吉貴の娘満姫と近衛家久との婚姻が実現した（松崎瑠美「近世前期から中期における薩摩藩島津家の女性と奥向」『歴史』110、2008年4月）。
- 38) 福田千鶴は、将軍家大奥と交際できる大名家を「徳川三家・三卿の当主とその本妻（「御簾中）」、将軍の息子和その本妻、将軍の娘（「姫君」）や孫等、将軍家と縁戚関係を持つ個人等、将軍家と親族関係にある大名家」と整理している（前掲注22）『近世武家社会の奥向構造』pp.181-182）。
- 39) 『福井県史』通史編4、1996年、pp.65-66、永井博「福井藩主松平宗矩の家格昇進運動—一橋小五郎の養子をめぐって—」『茨城県立歴史館報』32、2003年。
- 40) 「家譜」57、寛延元年4月15日条、越葵文庫、A0150-01065。
- 41) 吉宗が死去する寛延4年（1751）までは、本丸・西の丸大奥へ、その後は本丸へ登城しているが、どこまで入ったから記されていない。
- 42) 前掲注3）福田千鶴『女と男の大奥』pp.164-165。
- 43) 「家譜」58、寛延2年12月15日条、越葵文庫、A0150-01066。
- 44) 「家譜」57、寛保3年12月21日条、越葵文庫、A0150-01065。
- 45) 松平慶永は、「真雪草紙」において、奥向の職制等に限らず重富代について「隆徳公一橋家御養子ニ被為入候後、俄ニ公儀ノ風ト相成、家老・側用人〔元／中老〕、奏者を用人とし、小姓・近習番等ノ如キ、皆一橋家之例ニ照準シテ、役名大ニ変革ニ至れり」と老軍師の井原源兵衛から聞いた話を書き記した。奥向についても「又奥女中年寄、若年寄、中臈、次、三の間、表使、使番、末頭、仲居、末等の名称も改メらるゝ。夫迄ハ小々姓あり、納戸といふあり、皆改称せられ、今日の事万端一橋家の風を学ふ御様子也。右ゆへに以前の質朴儉素ハ、追々ニ消却して、公儀風の奢侈ニなり、女中などの髪もかはりたるかと覚ゆ」とした（『松平春嶽全集』1、1973年（1939年の復刻版）、p.23・p.84）。
- 46) 前掲注25）「大奥女中分限帳」。
- 47) 前掲注25）「大奥女中分限帳」。
- 48) 前掲注7）「福井藩職員録」。
- 49) 福田千鶴は、奥向女中をその役務によって「役女系列」「側系列」「下女系列」に大別している（前掲注22）『近世武家社会の奥向構造』p.311）。
- 50) 「家譜」安永8年10月30日の条。『福井市史』資料編6 4上、pp.628-629。
- 51) 用人嶋田清左衛門への達書。『福井市史』資料編6 4下、1999年、p.161。
- 52) 『日本国語大辞典』8、1974年、p.165。
- 53) 前掲注1）『徳川政権下の大奥と奥女中』p.77。
- 54) さらに元文4年3月11日の条では「初姫様御守殿御修復出来ニ付、靈巖島御屋敷御引移被成」とある。
- 55) たとえば、「秀康様御在世中」の江戸参府の慣例に言及した部分では、江戸城に登城した際に「秀康様ニ茂御玄関迄御駕ニ被為召、秀忠様御会釈ニ而御先江被為入、夫於大奥御饗応有之」と記されている（「家譜」1巻末の「秀康様御在世中」、A0150-01009）。前述のように近世前期の江戸城奥向は「奥」「奥方」と呼ばれることが多く、結城秀康の存命した時期（1574～1607）に「大奥」と称されていたとは考えにくい。この部分と享保3年（1718）成立の「家譜」草案とを照合してみると、この饗応の場所は「於御奥」とされていることから「於大奥」は後年の改変であったことがわかる（「御家譜御下書之草案」松平文庫、A0143-01513）。
- 56) 白根孝胤「尾張徳川家」『徳川「大奥」事典』2015年、p.318。
- 57) 長野ひろ子は、「「奥」の分離化・特殊化の動きは、幕藩制国家の成立・展開に伴ってより徹底化される傾向」にあり、将軍・大名の妻娘は儀礼的側面を中心に政治的役割を担っていたことを指摘した（『日本近世ジェンダー論—「家」経営体・身分・国家—』2003年、pp.220-222）。
- 58) 前掲注3）福田千鶴『女と男の大奥』、p.11。

- 59) もっとも**画像 2・3** (福井城) では、藩主御座所 (奥向表方) と奥向奥方との間の御錠口にも監視所は描かれておらず、広敷と奥向奥方との間の御錠口にのみ「錠前番」の部屋が描かれている。これに対して幕末の「江戸常盤橋邸表奥ノ図」(松平文庫 A0143-21410) には、藩主御座所 (奥向表方) と奥向奥方の御錠口にも「御錠口詰所」が描かれている。
- 60) 齊承の「少傅日録抄」における「表御錠口」の記述は、たとえば文政12年 (1829) の在府時では5月17日、6月27日、9月3日、9月9日に見られる。
- 61) 「御用日記」慶応元年5月21日の条、同4年5月30日の条。このうち慶応4年では岡崎屋敷を訪れた池田章政と戸田忠至が退出する際に慶永 (春嶽) が「御廊下御喰違 [表御錠口/界] 迄御見送被遊」とある (松平文庫 A0143-00520・00526)。いずれも福井県文書館「御側向頭取御用日記 データセット」による。<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/05/2018goyounikki.html> [2021.12.17閲覧]

幕末福井藩における武術修行

— 「御家中武術免状受候面々取調書」の分析を通して—

長野 栄俊*

はじめに

1. 福井藩における武術の流派
2. 「御家中武術免状受候面々取調書」
3. 分析と考察

おわりに

はじめに

福井藩公認の武術（武芸）には、鎗術・兵学・居合・剣術・柔術・弓術・炮術・馬術の8種があった。各種目には藩から2人以上の師役（師範）が任じられ、藩士は師役の屋敷地内に置かれた稽古所に通って流儀の指南を受けた（ただし、馬術師範は「御馬方」と呼ばれ、稽古は馬場で行われた）。

手当金の下賜などはあったものの、稽古所での「弟子引立方之儀」は基本的に各師役に任せられていた。しかし、安政4年（1857）9月、藩校改革の一環として明道館敷地内に惣武芸所が置かれ、師役の稽古所がここに集約されたことで、武芸稽古は初めて藩の直接的な監督下に置かれることになる。

そのためここに至るまでの師家道場での武術修行の実態については不分明なところが多い。例えば、稽古所はどの程度の広さだったのか、また各流派にはどの程度の門人がいたのか、家格・身分によって入門する流派に違いはあったのか、あるいは親子兄弟で異なる流派に入門する例はあったのか、さらには各流派に免状（印可）を受けた者はどの程度いたのかなど、福井藩についてはそのほとんどが明らかにされていない。

そこで本稿では、これらの問いに一定の回答を与えてくれる資料として、嘉永2年（1849）の年紀を持つ「御家中武術免状受候面々取調書」（松平文庫〈福井県文書館保管〉A0143-02479-012。以下「取調書」と略す）を取り上げる。武術免状の取得状況の分析を通じて、幕末における福井藩士の武術修行の実像の一端を明らかにすることが目的である。

以下、特に断らないかぎり、資料は松平文庫のものを用いる（文書館の資料群番号 A0143）。また、基本的に「炮術」と「鎗術」の語を用いるが、資料からの引用等で「砲術」「槍術」「銃」の語も併用している。

*福井県文書館主任

1. 福井藩における武術の流派

幕末期の状況を理解する前提として、まずは福井藩の武術の流派を概観するところから始めたい。

(1) 研究史と問題点

同藩の武術に関して最初にまとめた記載を持ったのは、大正2年(1913)「福井新聞」の連載記事「武道師範家列伝(一～七)」(a)である¹⁾。同紙記者の森恒救^{つねのり}が「藩へ提出の流儀伝来由緒書」を典拠として、弓術7家、馬術6家、鎗術4家、剣術3家、居合2家、柔術2家、炮術4家、兵学2家の師役を取り上げたものである。

ついで昭和16年(1941)刊『稿本福井市史 下巻』(b)では、主に幕末期成立の史書『続片聾記』を典拠にして、各師役家の出仕時期や歴代当主の履歴などが紹介されている²⁾。

戦後になると、昭和32年刊『続片聾記 下』(c)で『稿本福井市史』の典拠となった部分が翻刻され³⁾、同52年には類似資料の「諸師範家先祖由緒人名書」の翻刻を含む『福井藩史事典』(d)が刊行された⁴⁾。

さらに平成に入ると、元年(1989)刊『藩史大事典 第3巻』(e)が流派と起源、師範家をまとめた一覧表「藩の武術」を掲載し⁵⁾、同8年刊『福井県史 通史編4』(f)も『続片聾記』を典拠に各流派の師役を簡略に列挙⁶⁾、同20年刊『福井市史 通史編2』(g)は「越藩諸師家由緒記」(A0143-02035)を典拠に「表93 寛政5年(1793)福井藩の武芸師家」を掲載する⁷⁾など、同藩の武術の流派と師役の名が広く紹介されるに至った。

ところが、これらの文献はそれぞれに類似する資料を典拠にしているにもかかわらず、11の流派について、例えば鎗術の「本間流(神道流)」(b,c,e)と「神道流」(a,d,f,g)、剣術の「新陰流」(b,c,d,g)と「新影流」(a,e,f)、炮術の「極寄流」(a,b,c,d,e,f)と「極気流」(g)、馬術の「神当流陰渡辺流(a,b,c,d)」と「神当流」(e,f,g)のように表記の揺れが見られる⁸⁾。このなかには、実際に複数の表記が併用されていた例もあるが、明らかな誤記も含まれるようである。

また、各文献で扱われた流派数にも違いが見られ、鎗術は4流5家(b,d)と4流4家(a,e,f,g)、柔術が2流2家(a,b,c,d,e,g)と1流1家(f)、炮術に至っては4流5家(d)と4流4家(a,c)、3流3家(b,e,g)、2流2家(f)の4通りの扱いとなっている。

(2) 寛政4年の師役

ここからは(a)～(g)の文献が依拠した寛政期(1789～1801)の資料の検討を通じて、嘉永2年(1849)時点の武術師役を確定する作業を行う。

まず、諸書が典拠とした『続片聾記』(c)は、当該部分の奥書に「右書ハ寛政七乙卯年冬十二月七日、飯嶋芳長与記有之」と見え、元は寛政7年(1795)に飯嶋氏が記したものという。

また、松平文庫にはこれに類似する内容の資料として、前掲「越藩諸師家由緒記」のほか「諸師家由緒書」(A0143-02036)、「師家由緒録」(A0143-02037)、「越藩師家由緒記」(A0143-02038)の計4点があり、越前史料(国文学研究資料館蔵)にも謄写本「越藩師家由緒録」(X0145-01120)が含まれている。この5点は収載する師役の順序、用字に細かな異同はあるものの、ほぼ同じ内容の写本とみてよい。前掲(a)で参照された「藩へ提出の流儀伝来由緒書」もこれに類し、また(c)が拠った飯嶋書も同系統からの写本と思われる。

これらの由緒記・由緒録は、書写奥書から寛政4年11月4日の幕命を受け、諸師役が藩に提出した由緒を集成したものであることが読みとれる⁹⁾。師役は36家あり（弓術7、馬術11、鎗術5、剣術3、居合2、柔術2、炮術4、兵学2の順に収載）、それぞれの由緒には「十二月」あるいは「子十二月」の日付があることから、同年12月に提出されたものと判断できる。この時の幕命は「家譜百二十一」（越葵文庫〈福井市立郷土歴史博物館保管〉A0150-01129）11月の部分に次のように引用されている。

一、同月^{日不詳}武術御尋之儀ニ付、大目付桑原伊予守殿々左之通御書付被相渡之

別紙ニ申達候趣、足輕備打等之類者、何方ニ而も致調練候事ニ候得共、此度書出之儀者代々格別相伝世話致候類之儀ニ而、譬ハ犬追物、又者騎射、或者船方調練、水馬、備打火業杯之類ニ候、其外乗初之式等之類迄も、他方ニ無之、前々伝来候類之儀ニ而候事別紙

諸家ニ而前々々相伝教習致し来候^(武脱カ)武術備等、其次第書出様ニ寄々可被達候、并面々家中之内、武芸格別拔群成者等、是亦書出候様可被達候

すなわち、各藩で以前から相伝教習されている武術について、武芸格別拔群の者を報告するよう命じた内容である。寛政4年は松平定信による寛政改革の時期にあたり、幕府は改革に着手した天明7年（1787）時点で「大名・旗本・御家人がともに質素儉約に努め、武技に専心すべき」ことを奨励し、同年中には幕臣のなかで「文学ならびに軍学、天文学、諸武芸の師匠の姓名、流派名、年齢、居所」を報告させるなど、文武の奨励を積極的に進めていた。寛政4年の達書もこの文武奨励策を受けて出されたもので、今度は諸藩にまで調査・報告の範囲を広げるものであった¹⁰⁾。

翌寛政5年11月26日、福井藩から幕府への報告が行われ、現在は申上する程の「武芸格別拔群成者」はいないが、「古来々代々師範流儀致相統候者之内、先祖共流儀ニ取格別規模有之家柄之者」として、「宝蔵院流十文字鎗術 中村市右衛門勝行」、「五ノ坪流鎗術 慶増安大夫初繩」、「柔気流術 市橋右衛門定美」の3人分の由緒が列挙された（「家譜 百二十二」A0150-01130）。この時の報告とは別に36家分の由緒集成が幕府に報告されたか否かを確認することはできないが、この幕命があったおかげで寛政4年末時点の流派名と師役名、由緒などを明らかにすることができるのである¹¹⁾。

（3）嘉永2年の師役

その後、嘉永2年（1849）までの57年間で師役を免ぜられた家はなかったが、新たに筒井と西尾の2家が炮術師役に任じられていた。前掲36家とは異なり、この2家には師役としての由緒資料が確認できないことから、以下に判明する限りで経緯を概観しておく。

まず、筒井の就任時期は不明であるが、『越前松平家家譜 慶永』¹²⁾（以下『慶永家譜』と略す）天保14年（1843）7月29日条には「於御本丸、津田伝七指南之面々、筒井十大夫同道之面々、鉄砲御覧有之」と見え、この頃までには筒井が炮術の技芸を藩主の上覧に入れるほどの立場にあったことがうかがえる。また、嘉永2年8月に筒井十太夫が屋敷替を命じられた際の『福井藩士履歴』¹³⁾（以下『藩士履歴』と略す）の記事には「但、鉄砲場出来候地面江替被下候御内評也」とあり、この頃から屋敷地内に稽古のための鉄砲場を備えるようになっていた。

一方の西尾は、嘉永2年段階で源太左衛門が自由齋流津田源之丞家の「古老」（後述）であり、そ

の子十之丞も同流派の免状を受けている。しかし、2人はその2年前の弘化4年（1847）、藩命を受けて幕臣で高島流炮術師範の下曾根金三郎信敦に入門していた。

公、兼而西洋炮術の皇国に勝れたる事を聞召せし故、かゝる御時節と申、旁当勤番御奉行役西尾源太左衛門并召連れし倅十之丞^{後、}_{十左衛門}其他十余人、於旗下西洋炮術高島流師範下曾根金三郎殿へ入門、炮術及銃陣調練法伝習を被命たり。源太左衛門父子ハ曾て自由斎流炮術の印可を極めたる^(ママ)拔郡の上手なりけれハ、下曾ね氏も殊ニ感賞にて、不閲数月て高島流皆伝あり。^(ママ)（中略）此後、西尾父子於御国師範ニ被命、執心之者へハ伝習候様被仰付、追々入門の者も出来し（以下略）

これは『奉答紀事』¹⁴⁾ 弘化4年の記事であるが、『続片聾記 中』¹⁵⁾ 同年5月の部分には次のように記されている。

同十七日、江戸表ニ而西洋流炮術師下曾根金三郎殿へ弟子入被仰付候面々、西尾源太左衛門、村田竜之進、筒井十大夫、青木吉蔵右衛門、柴田忠蔵、十九日、数賀山彦右衛門弟子入被仰付
注目すべきは西尾だけでなく、筒井の名も見えることで、2人はともに高島流炮術に入門していた。上述のとおり、筒井はこの時点ですでに他流の師役に任じられていた可能性が高いが、西尾は同年中に高島流の印可を受け、帰国後に同流師役に任じられたと『奉答紀事』嘉永元年の次の記事は伝えている。

当年ハ専ら海岸防禦の御備あるへきの御心算にて、夫々御評議有之、又、西洋炮術為御端立、西尾源太左衛門師範并稽古所御渡等之義被仰出（以下略）

こうして嘉永2年時点での武術師役は、鎗術5、兵学2、居合2、剣術3、柔術2、弓術7、炮術6、馬術11の計38家であったことが確定できる。表1には各師役の流派名、姓名、家格・身分、給禄、師役就任時期を示した。このうち流派名については、比較的誤記の少ない「諸師家由緒書」に記載される名称をそのまま採録したが、推測によったものは〔 〕で示している。このうち弓術の「印西派射術」と「日置伝来吉田派弓術」は同じ流派を指すと思われたが、統合せず転記するにとどめた。また、家格・身分は『福井市史 通史編2』の「表18 嘉永5年（1852）福井藩家臣団の構成」に依拠し、給禄と就任時期は『藩士履歴』、諱は「姓名録」（A0143-02010～02019）によって補った。

なお、翌嘉永3年には居合田宮流師役の鰐淵が長剣術の師役を兼ね¹⁶⁾、同年末には炮術師役6人が新たに制定された御家流炮術の師役を兼ねることになる（西尾の「高嶋流之儀ハ其儘ニ被立置」とされた¹⁷⁾）。

その後、廃藩までの師役の動向を『藩士履歴』および「越前世譜 茂昭様御代」（A0143-01973～01992）によってたどっておく。

まず、弓術であるが、嘉永5～安政元年（1852～54）にかけて下士の組之者（足軽）のうち全ての弓組が順次鉄炮組へと改められたため、藩内では弓術が徐々に衰微して各流派が立ち行かなくなっていく。元治元年（1864）には師役一統が自ら師役御免を願い出ており、それが翌慶応元年（1865）閏5月晦日に認められた。藩主の「御師範家」である飯嶋家を除く6家に対して「弓師役御免」が言い渡されたのである（飯嶋は次の当主の家督時、慶応3年12月22日に弓術師役御免）。

次に炮術については、慶応3年10月21日に「御趣意ニ付炮術師役之面々御免被成、新ニ西尾十左衛門儀炮術奉行被仰付」として、6人の師役が免ぜられ、西洋炮術を主導してきた西尾だけが改めて炮

表1 嘉永2年(1849)の福井藩の武術師役

	流派名	姓名	資格・身分		給禄	就任時期	印
鎗術	宝蔵院流十文字鎌	中村政右衛門尚武	中士	番士(大番)	100石	天保14.7.25	中
	無辺流鎗術	村田新八秀勝	中士	番士(大番)	100石	天保8.7.25	村
	五坪流鎗術	山田弥三右衛門縄友	中士	番士(大番)	18石5人	文政4.9.16	山
	本間流	荒川喜代太 一	下士	一統目見(徒)	15石3人	天保14.1.25	荒
	五坪流鎗術	慶増安太夫 一	下士	与力(笹治大学)	23石5人	不明	慶
兵学	義経流軍伝	井原源兵衛頼賛	中士	役番外	150石	文化6.2.18	井
	武田流兵学	明石甚左衛門豊弘	中士	番士(書院番)	100石	文政13.11.25	明
居合	竹内流	高島甚五左衛門信尹	中士	番士(書院番)	100石	文政9.5.3	高
	田宮流居合	鰐淵三郎兵衛幸貞	中士	役番外	150石	文化8.9.25	鰐
剣術	新陰流兵法	出淵伝之丞盛親	中士	番士(大番)	150石	天保9.3.5	出
	新影松田方幕屋流	横山十郎兵衛時庸	中士	番士(留守番)	25石5人	文政2.2.20	横
	富田流剣術	坂上彦八郎時敏	中士	番士(大番)	25石5人	天保7.3.5	坂
柔術	柔气流	市橋万右衛門定省	中士	番士(書院番)	100石	天保6.11.29	市
	拍子流居合柔	久野猪兵衛昌近	中士	番士(大番)	20石3人	天保10.9.29	久
弓術	[日置伝来吉田派弓術]	飯嶋三五左衛門由要	中士	番士(大番)	100石	天保10.1.29	飯
	[印西派射術]	坂田助右衛門政棟	中士	番士(留守番)	25石5人	文化12.2.11	サ
	印西派射術	吉田茂左衛門貞成	中士	役番外	130石	文政9.4.5	吉
	[日置伝来吉田派弓術]	伊藤助十郎長邦	中士	番士(大番)	100石	文政12.11.16	伊
	日置伝来吉田派弓術	落合丈右衛門由成	中士	番士(留守番)	100石	文政7.9.25	落
	竹林流	荻野助太郎正修	中士	番士(大番)	100石	天保14.11.4	荻
	道雪流	岡田長兵衛 一	下士	与力(有賀内記)	100石	不明	岡
炮術	長谷川流	長谷川八十郎勝昭	中士	番士(大番)	130石	天保9.3.5	長
	自由斎流	津田源之丞時中	中士	番士(大番)	150石	文政12.12.11	津
	極寄流	宇都宮五郎助綱孝	中士	番士(大番)	100石	天保9.12.5	宇
	自由斎流	津田伝七則徴	中士	新番	15石3人	不明	ツ
	(不明)	筒井十太夫光政	中士	番士(大番)	100石	不明	筒
	高島流	西尾源太左衛門教寛	中士	役番外	250石	嘉永1.-	西
馬術	八条流馬術	柄田与次内直重	中士	番士(大番)	100石	不明	-
	大坪流	国分次郎太夫忠治	中士	番士(書院番)	100石	文化13.10.20	-
	大坪流	関平太夫英宣	中士	番士(大番)	100石	文政3.9.16	-
	大坪流	国沢助左衛門苗久	中士	番士(大番)	100石	不明	-
	大坪流馬術	町田左衛馬利成	中士	番士(大番)	100石	天保5.2.29	-
	大坪流	伊藤利藤太正澄	中士	番士(大番)	17人	文化10.8.29	-
	大坪流馬術	松本小平太福茂	中士	番士(大番)	18石3人	不明	-
	[神当流陰渡辺流馬術]	山田藤内幸年	中士	番士(大番)	100石	天保10.6.25	-
	神当流陰渡辺流馬術	勝村三太左衛門利貞	中士	番士(大番)	25石5人	文政3.11.5	-
	神当流陰渡辺流馬術	安西梅干之助為如	中士	番士(大番)	20石4人	弘化5.3.16	-
	神当流陰渡辺流馬術	長谷川熊三郎一貞	中士	番士(大番)	20石4人	天保13.11.16	-

* 給禄の表記、100石は知行100石、18石5人は切米18石5人扶持、17人は17人扶持を意味する

術奉行に任じられている。

また、明治2年(1869)になると1月29日に御馬方が「家業御廃止」、2月20日には鎗術師役、11月28日には居合・剣術・柔術・兵学に関しても「流義之師役」や「流儀之兵学世話之儀」が免ぜられることとなった。

2. 「御家中武術免状受取候面々取調書」

ここからは「取調書」の成立経緯と記載事項に検討を加え、藩士の免状取得状況を一覧表にする作業を行う。

(1) 成立経緯

「取調書」は「文武」と書かれた袋入り資料約30点のうちの1つである¹⁸⁾。縦7.1×横18.8cmの小型の横帳で全30丁。表紙には題名「御家中武術免状受候面々取調書」のほか、朱で「辰二十」、墨で「文武」の書き入れがある(図版1)。奥書に「嘉永二酉年調(中略)土屋貴純」とあることより、嘉永2年(1849)、目付の役にあった土屋十郎右衛門貴純が、藩内の武術免状取得者を調査した結果であることが判明する。

その経緯は『奉答紀事』嘉永2年3月の記事に「御発駕前になり、文武勧誘取調之儀本多四郎右衛門へ被命、御目付ニ而浅井八百里へ文事、土屋十郎右衛門へ武事掛りを被仰付たり」と見えることで説明できる。すなわち家老の本多を通じて、目付の浅井が「文事之儀者厚相心得取調候様」、同役の土屋が「武事之儀者厚相心得取調候様」との主命を受け、それぞれに取調を行ったことになる(下命の日付は『藩士履歴』より3月18日)。

藩主慶永自身、天保10年(1839)の鎗術(中村)を皮切りに、翌11年に剣術(出淵)と兵学(井原)、同13年に柔術(市橋)、同14年に居合(高島)と弓術(飯嶋)、弘化3年(1846)に炮術(長谷川)に入門しており、いずれも数年のうちに免状や目録を取得していた(『慶永家譜』・『奉答紀事』)。また、初入国した天保14年からは「御家中武芸御覧」を開始し、御座所御稽古所に召し寄せるだけでなく「諸流稽古所御立寄」も行った。これは「御覧ニ難罷出次男・弟或ハ御目見已下の者共の武芸も御覧にて、士気御奨励可被遊との思召」であったという(『奉答紀事』)。

嘉永2年3月8日には、藩士の手本となるべき高知席の面々に対して、武術稽古は「別日内稽古」だけでなく「常稽古日」に厚く修行すべきことを命じ、同月23日には御用人に対して「壮年之者厚修行可致、役儀相勤候面々も余力を考、無油断心掛可申候」と「文武之儀一統心懸之儀」の貫徹を申し渡していた(『慶永家譜』)。

慶永による文武振興策は、海岸線を脅かす異国船渡来と無関係ではなく、海岸防禦を視野に入れた士気振興とも関連するものであった。「取調書」はこうした経緯を背景に作成されたものだったのである。

(2) 「取調書」の記載事項

「取調書」の記載事項は凡例部分と免状取得状況を示す本文とに大別される。本文にあたる藩士姓名と師役一字印が列挙された部分は稿末に別表として掲載するため、ここでは凡例と項目名、奥書部分のみを翻刻しておく。

一、一字印ヲ以何方之免状与申覚

(27人分の師役の姓名と一字印 表1・図版2)

御馬方弟子之分ハ総而馬印与認置候事

早引之為ニイロハ分ニ仕置候事

(古老与唱候面々ハ、前印ノ側ニ朱点ヲ加候ハ古老与唱候分ニ御座候事

新番格已上与申内、御鷹方・御料理方・御馬医等之面々、免状受不申人ハ相除候事

定府同断

▲名ノ下ニ此印、文政十三寅十月十七日御手元ノ御下緒一掛ツ、被下置候印

●此印、文学出精ニ付孝経被下候印

一、新番格以上ニ而武術免状以上之手数有無覚

(第1グループ997人分〈新番格以上〉の姓名と一字印 **別表 No.1～997・図版3**)

(第2グループ12人分〈師役〉の姓名と一字印 **別表 No.998～1009**)

(第3グループ45人分〈与力〉の姓名と一字印 **別表 No.1010～1054**)

是ヨリ以下免状受候者斗姓名書之候事

(第4グループ4人分〈御徒目付〉の姓名と一字印 **別表 No.1055～1058**)

(第5グループ15人分〈御徒〉の姓名と一字印 **別表 No.1059～1073**)

(第6グループ29人分〈陪臣〉の姓名と一字印 **別表 No.1074～1102**)

嘉永二酉年調

右数多之内万一相違モ御座可有哉、御免奉希候

土屋貴純

(2 a) 採録対象

まず、本資料の採録対象を6つのグループに分けて概観する。ここでも上士・中士・下士の区分は『福井市史 通史編2』の「表18 嘉永5年(1852) 福井藩家臣団の構成」に依拠する。

まず、第1グループは「新番格以上」すなわち士分(上士と中士)および卒(下士)の最上席に位置する新番格を含む997人である。苗字のイロハ順に分けられ、さらにその中は受けた免状の多い順に配列されている。免状を1つも取得していない者でも上士・中士は基本的に全員採録対象となっているが、御鷹方・御料理方・御馬医や江戸定府の者は採録の対象外である。また、当主だけでなく「同 小三郎」(青山弥五右衛門惣領)や「弟 鉄吉」(厚治丈助弟)、「同 辰五郎」(宇都宮長十郎伯父)、「同 城太郎」(秋田三五左衛門孫)のような当主の子弟や伯父、孫は採録対象に含まれる。かれらは藩の軍簿である「軍帳」に採録された者とみられ、軍事動員の際の対象者と言い換えることができるだろう。

第2グループは、他の種目や自身の流派以外から免状を受けた師役とその子弟あわせて12人で、やはり免状の多い順に配列されている。このうちには御馬方(馬術師役)が1人含まれる一方、下士(徒・与力)に属する師役はここには採録されていない。

第3グループは、下士に位置づけられる与力45人である。貞享3年(1686)の半知以降、福井藩では与力は家老と城代等に付けられ、幕末には家老3人に各10人、城代に9人の計39人の与力が付けられた。本資料には3人の家老、狛木工に付けられた11人(うち子弟1人)・狛帯刀の13人(うち子弟3人)・笹治大学の10人、また城代有賀内記の11人(うち子弟2人)が載る。

以上3グループは、免状のない者でも特定の役を除く全員の名が記載されるが、以下に示す新番格を除く下士や陪臣については、「免状受候者斗」すなわち免状取得者だけの姓名が記されている。

第4グループは「御徒目付」4人、第5グループは「御徒」15人である。徒目付は徒の中から選ばれた者で、嘉永5年の慶永代の「給帳」¹⁹⁾では14人の名前が確認される。一方、徒には定員がなかったとされるが(『福井藩士事典』)、上記「給帳」では徒組頭3人と徒組62人の名が載り、中士や下士の子弟が家督までの期間に徒として召し出される例もあったようである。

最後の第6グループは、士分でも卒でもない、上士の家来すなわち陪臣29人である。本多内蔵助家来7人をはじめ狛木工2人・狛帯刀1人・笹治大学1人・本多肇2人・松平庄兵衛1人・本多四郎右衛門2人・酒井波門2人・有賀内記4人・酒井外記2人・芦田内匠1人・萩野小四郎2人・明石健吉1人・笹治権右衛門1人となっている。陪臣は藩からみれば又者であるため、全ての人数が藩に把握されていたわけではないが、府中2万石を領する本多内蔵助については明治初年「給禄高控」²⁰⁾に204人、

知行4025石の酒井温（外記の養子）には明治2年（1869）時点で28人²¹⁾、また知行1000石の菅沼与市郎（市左衛門物領）には同年時点で4人の譜代の家来がいた²²⁾。ここではこれら陪臣のうち免状取得者のみが採録されている。

「取調書」の記載内容から、その人物がどの流派の免状を取得したか、あるいはどの流派の古老であるかを知ることができるが、それ以上の詳細な分析を行うには情報が少なすぎる。そこで「取調書」記載の姓名を『藩士履歴』や「士族略履歴 壺～拾参（六欠）」（A0143-00471～00482）、「姓名録」、「諸役人并町在御扶持人姓名（五）御徒目付御徒組頭」（A0143-01001）、「古御軍帳」（A0143-20981）などと照合し、当該人物の家格・身分、さらには子弟である場合どの当主の子弟であるかを特定する作業を行った（別表）。

採録対象について、嘉永5年「給帳」と嘉永2年「取調書」を比較したものが表2である。「給帳」は給禄を受ける者すなわち当主のみが記されるのに対し、「取調書」は「軍帳」掲載の子弟まで載せる点に違いがある。この表からは、「取調書」は上士については府中本多家を除いて漏れなく採録しているが、中士は番士クラスで御鷹方・御料理方・御馬医や江戸定府の者が除外され、また医師その他も採録していないことがわかる。また下士は、与力のみ全員採録対象となっているが、小役人・小役人格では徒目付4人、一統目見席では徒15人が採録されるだけである。したがって下士の大半を占める目見以下約1,700人のうちには、免状を受けた者がいなかったこともわかる。

表2 家格・身分ごとの採録対象人数

嘉永5年「給帳」			嘉永2年「取調書」				
家格・身分			当主	子弟	計	グループ	
士分	上士	本多家	1	-	-	-	G1
		高知席	16	16	8	24	
		高家	2	2	1	3	
		寄合席	38	38	36	74	
		定座番外席	14	15	7	22	
	計		71	71	52	123	-
	中士	役番外	106	97	87	184	G1・2
		書院番・小姓・大番・留守番	495	437	184	621	
		新番	68	51	18	69	
		医師その他	49	0	0	0	
計		718	585	289	874	-	
士分計		789	656	341	997	-	
卒	下士	新番格	13	7	5	12	G1
		与力	39	39	6	45	G3
		小役人・小役人格	84	4	0	4	G4
		一統目見席	87	11	4	15	G5
		目見以上					
	目見以下	小算・中判・小寄合・坊主・下代	347	0	0	0	-
	組之者	1341	0	0	0	-	
卒計		1911	61	15	76	-	
合計		2700	717	356	1073	-	
陪臣			-	29	0	29	G6

* 嘉永5年「給帳」の数は『福井市史 通史編2』の表18に依拠

(2 b) 免状の受取状況の表示

「取調書」では藩士がどの流派の武術免状を受けたかを、師役の苗字「一字印」を付すことで示している。ただし、馬術だけは流派の別にかかわらず「馬」の1字とし、津田家は炮術に2家あるため、津田源之丞を「津」印、津田伝七を「ツ」印、また弓術に坂田家と剣術に坂上家があるため前者を「磔」印（本稿では便宜的に「サ」と表記）、後者を「坂」印としている（表1参照）。例えば、「馬津坂荒 中根鞆負」との表記がある場合、これは中根が馬術師役、炮術師役津田源之丞、剣術師役坂上彦八郎、鎗術師役荒川喜代太の4人から武術免状を受けたことを意味する。

また、師役一字印の脇に朱点が付されるものは、その人物が単に免状を受けただけでなく、その流派における「古老」であることを意味する（別表では一字印+「2」で表記）。この件に関連して、『由利公正伝』に載る以下の逸話が注目される。

由利公正（1829～1909）がまだ三岡石五郎と称していた弘化4年（1847）のこと。無辺流鎗術師役である村田の道場には「古老」の嶋津波静（右太夫弘信。1760～？）が来ていて、師役の新八（秀勝）からも一目置かれる存在だった。波静は若い頃、石五郎の曾祖父・次郎左衛門（武樹。1726～1774）から鎗術の教えを受けていたが、その次郎左衛門は村田新八の曾祖父にあたる安右衛門（英至）の後見を務めた人物だったという²³⁾。

『藩士履歴』の村田安右衛門の項には「明和七寅七月廿五日養父市郎左衛門跡目無相違、大番入、家芸可致出精旨、後見河村五左衛門・三岡次郎左衛門被仰付」、続けて「安永六酉七月廿九日指南」とあることより、明和7年（1770）の家督相続後、安永6年（1777）に師役に任じられるまでの7年間、河村五左衛門（氏意）と三岡次郎左衛門（武樹）の2人の「後見」を得て鎗術の技芸を磨いていたことがわかる。嶋津波静もまた天明元年（1781）に安右衛門の家督を相続した村田新之丞（秀彪）の後見を津田大吉（成庸）とともに務めており、寛政元年（1789）に新之丞が「流儀之鑑指南」を命じられると、2人は後見を免じられている。

また「取調書」と同じ袋に入った「辰十五（文武ノ書付）」（A0143-02479-006）には「嘉永二年己酉七月十日」の日付とともに師役の面々の名列が載るが、「江戸詰 長谷川八十郎」に対し「名代 小栗治右衛門」、同じく「江戸詰 伊藤助十郎」に対し「名代 平田幾郎右衛門」、「忌中 坂田助右衛門」に対し「名代 野治小兵衛」の名前が見える。この「名代」として記された3人は、いずれも「取調書」では朱点を付された古老として記録される人物である。

このほか『奉答紀事』には、嘉永2～3年（1849～50）に出府中の慶永の文武稽古の相手として、高野半右衛門（儒者）、長谷川八十郎（炮術師役）のほか、文武御相手近習席の松波甚左衛門（鎗術・居合）、近習番の坂井又八郎（剣術）、使番供頭兼帯の川瀬次郎右衛門（柔術）、小姓の岡部半兵衛（弓術）の名が挙げられる。「何れも流義印可之者にて御師範代ニ被仰付」とあるように、「取調書」では松波は鎗術（中村）と兵学（明石）・居合（高島）、坂井は剣術（出淵）と炮術（宇都宮）、川瀬は柔術（市橋）、岡田は弓術（飯嶋）の古老印が打たれた人物であった。

炮術師役になって時間の浅い筒井と西尾に古老は存在しないが、少ない流派でも3人（居合鰐淵・弓術坂田）、多いところでは15人（鎗術村田・同荒川）の古老がいた。かれらは師役の後見や名代、師範代を務められる経験と技芸を備えていたのである。なお、安政4年（1857）9月11日には古老を

「世話役」とよび、師役とも相談のうえ流儀を盛んにすべきことが藩から命じられている（『慶永家譜』）。

この古老印とは別に、姓名の下に▲印が付された人物が8人いる（雪吹牛兵衛・本多五郎右衛門・大谷半平・大橋金兵衛・土屋十郎右衛門・上坂五右衛門・松波甚左衛門・坂井又三郎）。この点に関して、『続片響記 上』文政13年（1830）10月17日条には「師役之面々并弟子へ御下緒被下」として次のように載り、下緒を下賜された者として上記8人を含む13人の名が記されている²⁴⁾。

各弟子中格別武芸御覧被遊、御満悦被思召、一統御褒詞被成下度候得共、大勢之事故不被任思召候二付、御目見ニ留り候者へ御手先御下緒一掛ツ、被下置候、此余相洩候面々追而御褒美可被遊候、尚以出精いたし候様可被引立候、右之通御中老天方孫八ニ而渡候（以下13人の人名略）

嘉永2年「取調書」時点では8人全員がそれぞれ2～5の流派で免状を取得しており、なおかつ2～3の流派で古老となった人物であったため、印を打って特記されたものと思われる。

また、これとは別に●印が付された13人は、『続片響記 上』文政13年11月5日条に「読書心掛之面々江、孝経一冊・筆一对・墨一延被下置候」の対象となった者たちである。このうち田川清助・高野半右衛門・荒川小三郎の3人は、嘉永2年3月21日の文事取調の成果である「覚（学塾覚）」（A0143-02479-033）において「二十人斗 高野半右衛門」「四十人斗 荒川小三郎」「三十四五人 田川清介」²⁵⁾と記されており、私塾で数十人の門弟に学問を教える立場であったことがわかる。

3. 分析と考察

ここからは別表を組み替えながら、統計的な分析を行う。これによって、「はじめに」で掲げたいくつかの疑問に対する回答が得られるはずである。

（1）家格・身分および種目ごとの免状受取者総数

家格・身分を上士・中士・下士・陪臣の4つに区分し、師役・流派の別を無視して8つの種目ごとの免状取得者数を示したのが表3である。

取得者数が最も多いのは鎗術（師役5人）で344人、次に弓術（師役7人）で339人、ついで剣術（師役3人）の227人と続く。柔術161人と

居合146人、兵学126人はそれぞれ師役が2人で、稽古所数が少ないことから取得者数も少ないように思われるが、11人の師役（御馬方）がいる馬術が最も少ない。

次に家格別の状況を概観する。上士での取得者数は多い順に1弓術、2鎗術・馬術、4兵学、5剣術、6居合、7炮術、8柔術であり、柔術が極端に少ないのが特徴的である。また中士では1鎗術、2弓術、3剣術、4柔術、5居合、6炮術、7兵学、8馬術の順となり、上士の順序とは入れ替わりが見られる点が注目される。鎗術と弓術の順位が高いのは上士と共通するが、上士では5位・7位・8位だった剣術・炮術・柔術が、中士ではそれぞれ3位・6位・4位と上昇している。下士と陪臣ではそもそも取得者数自体が少ないが、下士では1鎗術、2弓術、3炮術、4剣術、5柔術、6居合、7兵学の順で馬術の免状取得者はいない。陪臣では1弓術、2馬術、3鎗術、4剣術、5兵学・炮術、

表3 家格・身分および種目ごとの免状受取者総数

家格	種目ごとの免状取得者数							
	鎗	兵	居	剣	柔	弓	炮	馬
上士	39	35	25	28	6	50	17	39
中士	265	85	116	180	148	255	114	71
下士	35	3	4	15	5	24	16	0
陪臣	5	3	1	4	2	10	3	7
合計	344	126	146	227	161	339	150	117

7柔術、8居合の順序となり、馬術が上位に来る点に特徴がある。

なお、下士で注目される点は、戦時に長柄組・弓組・鉄炮組などとして鎗隊・弓隊・銃隊に編成される組之者（足軽）に免状取得者がいない点である。しかし、嘉永5年（1852）の「給帳」で1,341人を数える組之者が1人も武術師役のもとに入門しなかったわけではなかった。

天保14年（1843）11月21日、御座所に各稽古所の面々が呼び寄せられて寒稽古の上覧が行われた。『奉答紀事』によれば、そもそも慶永としては「夫々の稽古所へ可被為入思召」もあったが、「却而迷惑之情実」もあったため御座所の御稽古所に呼び出すことにしたとし、「稽古所同様出精之者ハ御目見不相叶者并足軽・陪臣迄も罷出たり」と見える。すなわち、普段のそれぞれの稽古所同様に、修行出精の者は御目見以下の者や「足軽・陪臣」までもが御座所に招かれたというのである。この記事から、足軽（組之者）も師役に入門して武術修行をしていたことが裏付けられる。

「称号の授与には、既定による金銭の納入をともない、この制度の背景には武術家の経済的利益が結びついていた」²⁶⁾との指摘があるように、免状を取得するには師役に納めるそれなりの金銭が必要だったと推測される。下士層に取得者が少ないのは、それに耐えうるだけの収入を持たなかった点も一因となっていたのだろう。

（2）1人あたりの免状数

つぎに藩士1人あたり、いくつの武術免状を取得していたかを確認する。取得した免状数の分布を当主と子弟に分けて示したのが表4である。

嘉永5年「給帳」に載る新番格以上と師役・与力の当主の総数は841人であるが、同2年の「取調書」では特定の役が除外されているので採録人数は当主が702人、子弟が352人となっている（第1～3グループ）。このうち1つでも免状を取得している当主は560人（約80%）、子弟では188人（約53%）である。また、複数の流派から免状を取得している当主は343人（約49%）、子弟は111人（約32%）で、当主では少なくとも半数が複数の稽古所に通い、武術修行をした経験を持つことがわかる。

なお、1つの種目で複数流派から免状を取得している人物が3人いる。兵学の義経流軍伝（井原）と武田流兵学（明石）の両方の免状を持つ芦田内匠（上士）は、鎗術（中村）・柔術（久野）・馬術の免状も併せ持ち、弓術（落合）と炮術（宇都宮）では古老である。また、杉浦幸右衛門（中士）は弓術（吉田）では古老、鎗術（荒川）と馬術に加えて炮術では自由齋流（津田源之丞）と高島流（西尾）の2流派で免状を取得する。さらに数賀山彦右衛門（中士）は、鎗術（慶増）と炮術の高島流（西尾）で免状、さらに炮術の自由齋流（津田伝七）では古老となっている。高島流は師役の西尾父子自身もそれぞれ自由齋流（津田源之丞）の古老と免状取得者であったことから、先に自由齋流を修行した者が、新しい西洋式の高島流を修行し直すという流れがあったのだろう。

（3）当主と子弟の入門先

「取調書」では312人の当主に対し、その子弟と断定・推定できる者が356人採録されている。1人

表4 「新番格以上」1人あたりの免状数

免状数	当主数	子弟数	人数計
7	1	0	1
6	3	5	8
5	15	6	21
4	42	16	58
3	100	30	130
2	182	54	236
1	217	77	294
0	142	164	306
人数計	702	352	1054

*免状数には古老の数も含む

の当主に対し複数の子弟が載る場合もあるため家数としては312となる。このうち同一種目内で同一師役から免状を受けた例が103家で確認された。例えば、味岡甚左衛門（中士）とその子弟3人は全員が共通して鎗術（中村）と弓術（坂田）で免状を取得し、上坂五右衛門（中士）と惣領五郎助は鎗術（中村）・剣術（横山）・弓術（坂田）・炮術（津田伝七）の4師役からともに免状を取得している。

その一方で当主と子弟が同一種目で別々の師役から免状を得た例が20家で見られた。例えば、有賀内記（上士）とその惣領此面は、ともに鎗術（荒川）・兵学（明石）で同一師役から免状を受けているが、弓術では内記が吉田、此面が坂田から異なる師役からの取得である。また、原平左衛門（中士）と惣領甚太郎は兵学（明石）・剣術（出淵）・炮術（津田源之丞）では共通するが、鎗術では村田と中村、弓術では飯嶋と荻野に分かれる。さらには五坪流鎗術師役・山田弥三右衛門（中士）の惣領安之丞が同じ流派とは言え、別の師役の慶増から免状を受けている点が注目される。『藩士履歴』によれば、安之丞は「実松村市兵衛弟」とあり、兄の市兵衛もまた慶増から免状を受けていた。つまり、松村家では兄弟揃って慶増のもとで修行を積んでいたところ、弟の五坪流の技術が見込まれて同じ流派師役の山田家に養子に入ったという例である。

総じて家族が同一の師役のもとで武術修行し、免状取得にまで至る例が一般的と言えそうだが、一部に例外もあったことになる。

（4）家格・身分ごとの師役別免状数

ここからは各種目につき、家格・身分ごとの師役別免状数を詳しく分析する（表5）。

表5 家格・身分ごとの師役別免状受取数

家格・身分	人数	鎗術					兵学		居合		剣術		柔術		弓術					炮術				馬術						
		中	村	山	荒	慶	井	明	高	鱈	出	横	坂	市	久	飯	サ	吉	伊	落	荻	岡	長		津	宇	ツ	筒	西	
府中本多家	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高知席	24	5	0	0	2	0	4	12	7	0	4	3	0	1	1	0	1	2	0	3	4	4	0	0	2	0	0	1	15	
高家	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0		
寄合席	74	18	0	0	5	0	7	8	8	1	7	4	5	0	2	6	1	7	1	1	0	7	2	8	0	0	0	0	19	
定座番外	22	4	0	0	4	0	2	2	5	4	2	2	0	0	2	5	3	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	5		
計	123	27	1	0	11	0	13	22	20	5	13	10	5	1	5	11	6	11	1	5	5	11	5	9	2	0	0	1	39	
中士	役番外	184	21	19	0	18	1	8	22	21	16	17	24	5	12	8	11	21	10	4	12	6	2	8	15	3	4	0	0	28
	書院番・小姓・大番・留守番	621	63	41	26	22	35	27	24	37	40	49	47	28	69	46	24	32	24	27	25	25	21	12	14	14	24	1	2	42
	新番	69	0	5	1	0	13	4	0	2	0	0	5	5	10	3	0	0	0	1	0	2	8	1	0	3	13	0	0	1
	医師その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	874	84	65	27	40	49	39	46	60	56	66	76	38	91	57	35	53	34	32	37	33	31	21	29	20	41	1	2	71
下士	新番格	12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	与力	45	0	0	0	0	27	1	1	2	0	0	0	9	0	1	0	1	0	0	0	2	16	0	1	0	11	0	0	
	小役人・小役人格	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
	一統目見席	15	0	0	1	0	5	1	0	1	1	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	0	0	
	小算・中判・小寄合・坊主・下代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組之者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	76	0	0	1	0	34	2	1	3	1	0	1	14	2	3	0	1	0	0	0	0	3	20	0	1	0	15	0	0	
陪臣	29	0	3	1	0	1	3	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	3	0	3	1	3	0	2	1	0	0	0	7	
総計	1102	111	69	29	51	84	57	69	84	62	79	89	59	94	67	46	60	48	33	45	42	65	26	41	23	56	1	3	117	

(4 a) 鎗術

鎗術では家格・身分の違いによる顕著な傾向が認められる。上士123人中、39人の免状取得者の師役の内訳は、多い順に中村27人・荒川11人・村田1人で、山田と慶増は0人である。この傾向は中士最上席の役番外でも見られ、59人の内訳は中村21人・村田19人・荒川18人・慶増1人・山田0人である。したがって、上士に加え役中は上士待遇を受けた中士の役番外は、宝蔵院流十文字鎌（中村）と本間流（荒川）への入門に偏る傾向があり、その一方で五坪流（山田・慶増）での修行者はほとんどいないことになる。

中士の中核である番士（書院番・小姓・大番・留守番）の免状取得者187人で特徴的なのは、五坪流（山田）が藩全体で29人の取得者がいるうちの26人、同様に無辺流（村田）も全体で69人の取得者がいるうちの41人がこの家格に集中する点である。

なお、中士のうち下士から昇格した新番、それに下士と陪臣とでは、全体的に鎗術の免状取得者が少ない。これらの家格では宝蔵院流十文字鎌（中村）と本間流（荒川）の取得者は皆無であり、無辺流（村田）と五坪流（山田）も僅かである。その一方で下士の与力では、27人全員が五坪流（慶増）で、他流はいない。この点は、師役の慶増自身が嘉永5年に新番に取り立てられるまでは、家老の笹治大学方に付された与力であったこととの関連をうかがわせる。与力は城下北部の与力町に集住しており、慶増の稽古所が近所にあったことも集中の要因とみられる。

(4 b) 兵学

義経流軍伝（井原）と武田流兵学（明石）の両流儀で126人の免状受取者がいるうち、上士35人・中士85人に対し、下士と陪臣は各3人ずつしかいない。兵学は他の武術とは異なり、個の技を磨くものではなく、用兵や攻城の方法を学ぶことが目的である。そのため兵を率いる側ではなく、率いられる側の下士に兵学を学ぶ者は少なかったのではないだろうか。反対に上士では当主71人中22人と高い割合（約31%）で免状を受け取った者がいる点が注目される（別表）。

(4 c) 居合

竹内流（高島）・田宮流居合（鰐淵）の両流儀で146人いる免状受取者のうち、上士が25人、中士が116人に対し、下士と陪臣はあわせて5人しかいない点は兵学の傾向と類似する。また、家老や城代を出す門閥家最上席にあたる高知席、藩主の親類にあたる高家では、田宮流居合（鰐淵）の免状取得者は皆無で、上士では竹内流（高島）の方が好まれたと言える。

(4 d) 剣術

新陰流兵法（出淵）は中士の新番と下士・陪臣の取得者が皆無であるのに対し、富田流剣術（坂上）では取得者59人の内訳が上士5人、中士38人、下士と陪臣で16人となっており、特に与力にいる9人の取得者が際立つ。

同じ刀剣を用いる武術でも、剣術が抜きあって構えてからの剣技であるのに対し、居合は基本的に座位からの抜刀の技をいう。そのため異なる武術として兼修する者もあり、新陰流兵法（出淵）79人の免状取得者のうちの6人、新影松田方幕屋流（横山）89人中の14人、富田流剣術（坂上）59人では1人が居合の免状を受けている。ただし、居合の竹内流（高島）に18人の兼修がいるのに対し、田宮流居合（鰐淵）は4人しかおらず、稽古内容に起因する相性のようなものがあつたことも推測される。

(4 e) 柔術

一般的に、柔術は「幕末まで、剣術のような武士必修の表芸とはならず、むしろ貴人警護・凶賊逮捕などに必要な実技として、棒術などとともに下士卒によって修行されることが多かった」とされる²⁷⁾。しかし、高知席の岡部造酒が柔気流（市橋）、同じく高知席の芦田内匠や寄合席の荒川十右衛門惣領の八十郎、寄合席仙石万右衛門惣領の藤之丞ら5人が拍子流居合柔（久野）の免状を取得しており、福井藩では大身の上士であっても柔術修行をする例が見られた。また、中士では柔術の免状取得者が148人あり、藩全体の取得者の9割以上がこの家格に集中する。その一方で下士は5人、陪臣は2人が免状を受けているだけで、特にこの家格・身分に多いという傾向はない。

(4 f) 弓術

師役が7家あるため免状取得者も分散されるが、日置伝来吉田派弓術（飯嶋）は中士の番士以上にしか免状取得者がいない。その一方で道雪流（岡田）65人の取得者のうち、中士の新番8人、下士の新番格1人、与力16人、徒1人に徒目付2人、陪臣3人と比較的家格・身分の低い層が多い。特に与力に取得者が多いのは、鎗術師役の慶増同様、岡田もまた城代の有賀内記に付けられた与力であったことと関連があるだろう。

(4 g) 炮術

炮術全体150人の免状取得者の家格・身分ごとの内訳は、上士17人、中士114人、下士16人、陪臣3人である。このうち自由斎流（津田伝七）の免状取得者56人に上士が皆無で、新番13人、与力11人が際立って多い点は、師役自身が天保12年に徒目付から新番に取り立てられたことと関連があるだろう。なお、師役に任じられた期間が短い筒井と西尾には嘉永2年時点での免状取得者は少ない。

(4 h) 馬術

「取調書」では11の御馬方（馬術師役）は流派や師役の別なく、全て「馬」の一字印で示されるため、細かな傾向はつかめない。馬術全体でみれば、上士では当主71人中29人が免状を取得していて高い割合を示しており（約41%）、高知席の当主16人に絞ると取得者は10人となりさらに割合は高まる（約63%）（別表）。その一方で「馬乗り勤なるによりて一騎或は二騎」と数えられた与力には免状取得者はおらず、下士全体でみても皆無であり、馬術の免状取得者が上士と中士だけに特化したものであったことがわかる。

(5) 御師範家の傾向

藩主慶永自身が入門した師役すなわち「御師範家」として、鎗術の宝蔵院流十文字鎌（中村）、兵学の義経流軍伝（井原）、居合の竹内流（高島）、剣術の新陰流兵法（出淵）、柔術の柔気流（市橋）、弓術の日置伝来吉田派（飯嶋）、炮術の長谷川流（長谷川）があった。上記で検討した傾向を踏まえると、これら7人の師役のうち兵学を除く6流派には、上士の免状取得者数が比較的多く、下士が少ない傾向が見られ、師役のうちでもある種の「格」の違いがあったことが推測できる。

(6) 家格・身分の壁

流派によっては、上士の高知席と下士の徒のどちらにも免状取得者がいる例が見られる。しかし、実際に最上位の家格の当主や子弟が、下士とともに修行の時間を共有したのかとの疑問が生じる。この点については『奉答紀事』天保14年11月16日条に注目したい。

於御稽古所、御城代・高知之面々へ御武術御稽古拝見被仰付、畢而銘々擣ひ方御所望有之、但是迄高知之面々門閥に誇り、武術ハ其師範を私宅へ招き、一月三四次修行致候事にて、形斗りにて実用の心懸薄く相成来候故、右等の弊風御改正の思召にて態と被為召、且爾後ハ諸流稽古所へ罷越候様御沙汰有之

すなわち、高知席の面々は自らの家格・身分の高さを誇って師役宅の稽古所へは赴かず、逆に自邸に師役を招いて月に3～4回ばかり修行をするという弊風がみられた。そのような形ばかりで実用の心がけの薄い武術稽古を改正せんがため、慶永は御座所の御稽古所へ高知の面々を呼び寄せて自身の稽古の様子を見せるとともに、かれら自身にも武術を演じさせたという。しかし、この弊風は簡単には改まらなかったとみえ、嘉永2年3月8日にも家老本多肇から高知席岡部造酒に、次のような慶永の意向が伝えられた（『慶永家譜』）。

高知之面々武術稽古之儀、別日内稽古等斗ニ而者果敢行致間敷哉ニ付、席柄之事二者候得共、以来者常稽古日ニも勝手次第罷越候而厚致修行候様思召候事

この「別日内稽古」とは、通常の稽古（常稽古）ではなく、別日に内々に行う稽古あるいは自邸に師役を招いての内々に稽古すること指すものと思われる。こうした内稽古だけでは修行の敢行ができないおそれもあるので、家格・身分の事情はあるだろうが、日常の稽古にも行って厚く修行すべきことが言い渡された。つまり、上士から下士までが入り交じって修行に勤しむ光景は、家格の壁によって容易には見られなかったのである。

（7）門人数

「取調書」が藩内の「武術免状受候面々」の取調書である以上、当然のことながらこれまで示した統計上の数字も免状取得者の数であって、門人数とは一致しない点は注意が必要である。例えば、門人は多いが免状は容易に与えない師役もいれば、逆に門人は少ないがそのほとんどに免状を出す師役もいたかもしれないからである。

厳密な門人数を知ることのできる資料は、今のところ存在が確認できない。唯一、大坪流馬術の御馬方・伊藤家に伝来した「(門人名簿)(上～下)」(伊藤家文書〈福井県文書館蔵〉A0213-00006～00008)が、享保16～文久3年(1731～1863)の133年間の門人数を伝えてくれるだけである。これによれば、この期間中に伊藤に入門したのは341人で、新規の入門者数は年平均で2.56人となる。馬術は師役(御馬方)人数が11人と多い割に免状取得者が少ないため、各師役のもとにいた門人数の規模もあまり大きなものではなかったのかもしれない。

また、嘉永2年7月10日の「武芸師役手当方達」では、藩から各師役に対して手当として下賜される稽古道具の数が列挙されており、ここからも各師役のもとにいた門人数の規模が推測できる（『慶永家譜』）。

まず、兵学の井原[57]と明石[69]に対しては同数の筆・墨・硯が、居合の鱒淵[62]・高島[84]に対しても同数の^{しない}撓竹500本・撓革5筋・手袋2指が下賜されている(師役名後ろの[]の数字は免状取得者数。以下同)。つまり、この2つの種目では各師役のもとにいた門人数の規模にはさほど大きな隔たりはなかったものと思われる。

その一方で下賜品の数に差異の見られる種目もある。弓術では師役7家に共通して的弓5張・芝弓

5張・的^や矢^の筈（射的用の矢柄）100本・絃^{つる}鱧^{べに}代銀（弓に張る弦と弓製作に必要な膠の代金）100匁がそれぞれ下賜されたが、角木^{つのき}（巻藁用の羽根のない棒矢）は吉田 [48]・荻野 [42]・岡田 [65] の3家に各1,000本、落合 [45]・伊藤 [33]・飯嶋 [46]・坂田 [60] の4家には半分の各500本が下賜された。つまり3家には門人が多く、それに比較して4家の方は少なかったと判断できるのである。

同様に炮術師役についても、津田源之丞 [41]・長谷川 [26]・宇都宮 [23]・津田伝七 [56] に下賜された合薬（火薬）は各10斤であったのに対し、師役としての歴の浅い筒井 [1] に対しては5分の1の2斤しか下されていないことから、筒井のみ門人数の規模が小さかったことが推定できる。

さらに剣術では出淵 [79] と横山 [89] にはそれぞれ撓竹1,000本・撓革10筋・手袋2指に対し、坂上 [59] に対しては半数の撓竹500本・撓革5筋と手袋2指・木刀5本が下賜されており、ここでは免状取得者数と推定門人規模との間に相関関係が見られる。同様に柔術でも市橋 [94] へ撓竹300本・撓革5筋に対し、久野 [67] へは撓竹200本・撓革5筋に居合刀修復料銀25匁が下賜されていて相関の関係が確認される。

なお、鎗術に関しては、直鎗^{すぐやり}（穂先の真っ直ぐな素鎗）の下賜数が中村 [111]・山田 [29]・荒川 [51] の3家には10筋、村田 [69]・慶増 [84] へは15筋と差異が見られるが、中村にはこれとは別に十文字鎗（穂が十字の形をした十文字鎌）15筋、慶増へは竹鎗5筋、荒川へは長刀3振も併せて下賜されている。流派による稽古内容の差異も考慮すると、鎗術に関しては単純な比較は避けねばならないのかもしれない。

（8）高知席家中における師役

「取調帳」には陪臣の免状取得者29人の名が採録されているが、このうち本多内蔵助家来の成田逸平は自由齋流（津田源之丞）の古老であり、その子弟と思しき成田半五郎も同流から免状を受け取っている。逸平の名は「越府中給帳 安永四年より弘化三年」に「十人扶持 御目付鉄師 成田逸平」と載り、また「越府給帳（安政三年より文久三年まで）」には「五十石 自由齋流鉄師西ノ坊流 成田半之助」が載っている（半五郎から改名カ）²⁸⁾。「鉄師」とは「鉄炮師役」を指すものであり、知行2万石の府中本多家家中では、本藩で修行した人物を師役に任命していたことになる。

「越府給帳」にはこのほかにも「師範家」として、林崎流居合師・大貫伝太郎、印西流弓師・滝多忠、新当流鎗師・若代勝之助、拍子流居合師・若林五大夫、武田流御家流兵学・都築半十郎、荻野流御家流鉄出藍流赤星山流箭師・松本童照、大坪流馬師・三上九左衛門、直心影流兵法師・増田為之介らの名前が載り（儒学教授と幼儀師は除く）、福井藩とは異なる流派も採用されていることがわかって興味深い。

また、明治時代に国内外で活躍した奇術師・松旭齋天一（1853～1912）の父親・牧野海平は、狛家（南狛家）の家来であったことが明らかにされているが²⁹⁾、天一は聞き語りで「父は親^{（春嶽カ）}覚公の御師範役を勤めて居りました真影流^{（ママ）}の剣客で御座いまして」と語っていた³⁰⁾。「牧野家過去帳」には「牧野家ハ元加賀藩士ニシテ剣道指南ナリシ由ナルモ人傷セシ為、福井ニ逃走シ来リ、市内米町（本町ノ北裏通新町名佐久良町）ニ道場ヲ開設、町家ノ子弟ニ教授（柳生神影流^{（ママ）}）中、福井藩上席家老狛家ニ見出サレ、同家ノ師範役トナリ」との記載もあるという³¹⁾。知行4500石の狛家にも多くの家来がいて、明治2年（1869）に福井藩の士分に編入された者だけでも34人を数えることから、同家でも府中本多

家同様に剣術師役を置いていた可能性が指摘できる。

おわりに

本稿では「御家中武術免状受取候面々取調書」の分析を通じて、幕末における福井藩士の武芸稽古について考察してきたが、未解明の部分はまだまだ多い。

各師役の稽古所について、『藩士履歴』等のなかで「手狭」を理由に隣接地からの「拝借」や「下置」などの記事が散見されるが、本稿では取り上げることができなかった。資料から坪数が判明する惣武芸所の稽古場との比較や、弓術師役の「稽古所射小屋」、炮術師役の「鉄砲場」などの検討により、師家道場の実態を捉える手がかりになるはずである。

また、藩公認の武芸とは別に「金剛角心流」という柔術の流派があり、徒の中山十兵衛（5人扶持）が嘉永5年（1852）11月16日に「出精相勤其上金剛角心流致世話候ニ付、勤向是迄之通ニ而御充行」として切米15石3人扶持を下し置かれていた（『藩士履歴』）。中山は「取調書」では兵学（井原）と柔術（市橋）の免状を受けた人物として載るが、その養父政右衛門が松岡町の町人に宛てた「金剛角心流柔術手数目録序」等も伝来している（吉野屋文書〈福井県文書館蔵〉B0030-01211）。陪臣が指南した流派も含め、表1で挙げた以外の流派の存在にも検討を加えるべきであろう。

武芸稽古は藩士の日常の一齣であり、本稿はその実態の一端を解明する基礎作業としての位置づけを持つと考えているが、ひとたびそれを「幕末期の武術修行」として捉えなおすとき、課題は途端に大きくなる。幕末福井藩の藩政改革を捉えるうえで、嘉永期から特に盛んになった文武振興策が、同時進行していた軍制改革とどうリンクしたかという視点が重要である。嘉永3年、福井藩に新たに導入された長剣術と御家流炮術は、いずれも武術の実戦化を進める動きを反映したものであり、安政4年（1857）に新設された惣武芸所でも長剣術と御家流炮術の稽古が行われていた。しかし、この「文武不岐」を目指した藩校改革は翌年頃には頓挫したとされる³²⁾。師役御免への流れも含め、従来の武芸稽古と藩軍制の洋式化の動向を総体的に捉えることが大きな課題となるであろう。

注

- 1) 「福井新聞」大正2年5月21日～27日の連載記事「史談 福井城の今昔（廿八～三四）」同連載は写本からの翻刻が『福井藩史話－福井城の今昔（上・下）』（歴史図書社、1975年）として刊行されており、同書「解説」（舟沢茂樹）では、連載に「松平侯爵家の蔵本が、豊富に駆使されている」点が指摘されている。
- 2) 『稿本福井市史 下巻』（福井市、1941年）pp.136-162「第三篇 兵制」の「一 藩政時代の兵制（第五章 兵学二流）」および「二 藩政時代の諸武芸（第一章 弓術～第七章 馬術）」。
- 3) 『続片聳記 下』（福井県立図書館、1957年）pp.235-284。なお、本稿では福井市立郷土歴史博物館ウェブサイト「デジタル原本『続片聳記』」で画像を参照し、適宜翻刻文を改めた。
- 4) 鈴木準道著、舟沢茂樹校訂『福井藩史事典』（歴史図書社、1977年）pp.348-355「武芸師範諸家〔諸師範家先祖由緒人名書〕」。
- 5) 『藩史大事典 第3巻 中部編 I－北陸・甲信越』（雄山閣出版、1989年）pp.256-257「藩の武術」（舟沢茂樹）。
- 6) 『福井県史 通史編 4 近世二』（福井県、1996年）pp.641-643「福井藩の軍学と武芸」（岡田要）。
- 7) 『福井市史 通史編 2 近世』（福井市、2008年）pp.430-434「義経流軍学と武田流軍学」「さまざまな武芸」（西村英之）。

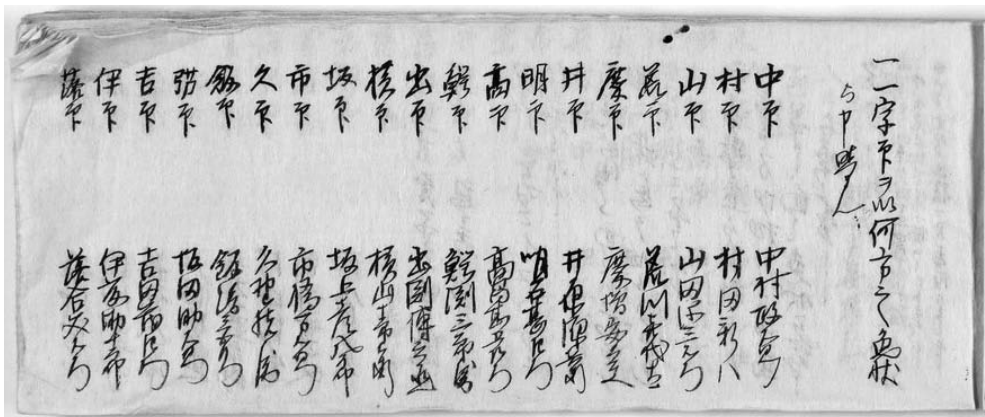
- 8) このほかの表記の揺れに、剣術の新影松田方幕屋流 (b,c,d,f) / 新影流松田形幕屋流 (a) / 新影幕屋流 (e) / 新陰幕屋流 (g)、鎗術の「宝蔵院流十文字鎌 (d) / 宝蔵院十文字鎌 (c) / 宝蔵院流 (b,e,f,g)、鎗術の無辺流 (b,c,d,e,f,g) / 大内無辺流 (a)、鎗術の五坪流 (a,c,d,f,g) / 五ノ坪流 (b,e)、弓術の日置伝来吉田派 (c) / 日置伝来吉田流 (a) / 日置流印西派 (f) / 印西流 (d,e) / 印西派 (b,c,g)、弓術の竹林流 (a,d,e) / 日置流竹林派 (f) / 竹林派 (b,c,g)、弓術の道雪流 (a,d,e) / 日置流道雪派 (f) / 道雪派 (b,c,g) が確認された。
- 9) 「寛政 諸事御用留拔書下書 十」(A0143-02417) 寛政4年12月14日条には、家老の岡部左膳から御用人多賀谷権兵衛に対し、「諸師家之面々、芸術ニ取規模之義惣而由緒書御吟味可被仰付候事」「御家中之面々、諸稽古所ニ而印可相極候芸術之分ハ書出候様御吟味可被仰付候事」の2つが命じられている。
- 10) 宇田川武久「旗本本多家武芸関係資料の紹介」(『国立歴史民俗博物館研究報告』83集、2000年)。
- 11) 注7『福井市史 通史編2』(g) 収載の「表93 寛政5年(1793) 福井藩の武芸師家」は、この寛政4年末段階の師役を示すものであるが、槍術「五坪流 山田彦三」と砲術「自由齋流 津田八郎左衛門」が脱漏している。また「越藩諸師家由緒記」を典拠にしているため、剣術の「新影松田方幕屋流」が「新陰幕屋流」、砲術の「極寄流」が「極気流」と誤記されている。なお、兵学は別項で言及されたため本表には記載がない。
- 12) 『越前松平家家譜 慶永1～5』(福井県文書館、2010～11年)。
- 13) 『福井藩士履歴 1～10』(福井県文書館、2013～22年)。
- 14) 『奉答紀事－春嶽松平慶永実記』(東京大学出版会、1980年)。なお、本稿ではデジタルアーカイブ福井の画像(A0143-01260)を参照し、適宜翻刻文を改めた。
- 15) 『続片聳記 中』(福井県立図書館、1956年)。
- 16) 拙稿「剣士としての佐々木権六－福井藩における「長剣術」導入との関連で」(『福井県史研究会会報』No.7、2014年)。
- 17) 『福井市史 資料編6 近世四下』(福井市、1999年) 1215号「御家流砲術派立ニ付達」・1216号「同」。
- 18) 「文武」の袋に入った資料については、「(九頭竜川河口絵図)」(A0143-02479-034)を検討した平野俊幸「松平文庫「九頭竜川河口絵図」について」(『若越郷土研究』52巻2号、2008年)、「辰卅六」(嘉永5子年7月23日支合覚他)」(A0143-02479-018～021)を主題とした注16拙稿「剣士としての佐々木権六」がある。
- 19) 『福井県史 資料編3 中・近世一』(福井県、1982年)。
- 20) 「給禄高控(明治初年)」(『武生越前府中本多家家臣録(二)』丹南史料研究会、1994年)。
- 21) 舟澤茂樹「福井藩における陪臣について」(『福井県地域史研究』10号、1989年)所載「酒井家陪臣録」。
- 22) 「菅沼家譜代家来ノ記」(菅沼家文書(福井県文書館寄託) A0206-00060)。
- 23) 三岡丈夫編『由利公正伝』(光融館、1916年) pp.10-11「一日、武術の古老、島津波静^{年八十八}村田の道場に來り觀る。村田、座に請し、石五郎をして、佐々木権六^{後長淳と改む}と技を角せしむ。事終りて後、島津曰く、余は三岡氏の曾祖父次郎左衛門武樹氏の門人なり。武樹先生は、槍法に於ける非凡の名人にして、村田家の先師弟右衛門氏も、亦武樹先生の教を受けたり、島津右大夫、佐野内十兵衛、平田幾良右衛門氏等、亦皆其の門より出て、名人と成れり」。ここに「先師弟右衛門氏」とあるも、安永3年(1774)に49歳で没した次郎左衛門に、文化13年(1816)家督相続時に「鎗指南」を命じられた弟右衛門(忠典)が教を受けることは難しいことから、このくだりは本書に多く見られる記憶違いの類であろう。『藩士履歴』等の記載より、次郎左衛門の教を受けたのは「先々々師の安右衛門」と判断できる。なお「弘化四丁未歳正月ヨリ同年三月十八日迄 御用日記」(宮崎長円家文書 A0180-00001) 2月9日条には「右大夫養父休息鳴津波静」が松平慶永に「米寿餅壺箱」を献上した記事が見え(柳沢美美子「鈴木主税の弘化四年『御用日記』」『福井県文書館研究紀要』12号、2015年)、上掲の「年八十八」の記載と一致することより、本逸話は弘化4年のものと判断した。
- 24) 『片聳記・続片聳記 上』(福井県立図書館、1955年)。
- 25) 『覚(学塾覚)』には「三十五六人 前田彦次郎(梅洞)」「二十人斗 高野半右衛門(真斎)」「四十人斗 荒川小三郎(汶水)」「三十四五人 田川清介」「二十人 岸田藤次」「二十人 内藤彦左衛門」「百四五十人 伴圭左衛門(閑山)」「三十人斗 覚兵衛養子 末松嘉十郎」「二十人 剛右衛門弟 三寺三作」「三十人斗 小役人奥右衛門 倅 山本平太郎(木齋)」「二百人斗 御書物方御坊主勤 吉田梯蔵(東篁)」「二十九人 佐々木小左衛門組 牧田順

蔵」との記載があり、私塾ごとの門人数が把握できる（括弧内の号は筆者が補記した）。

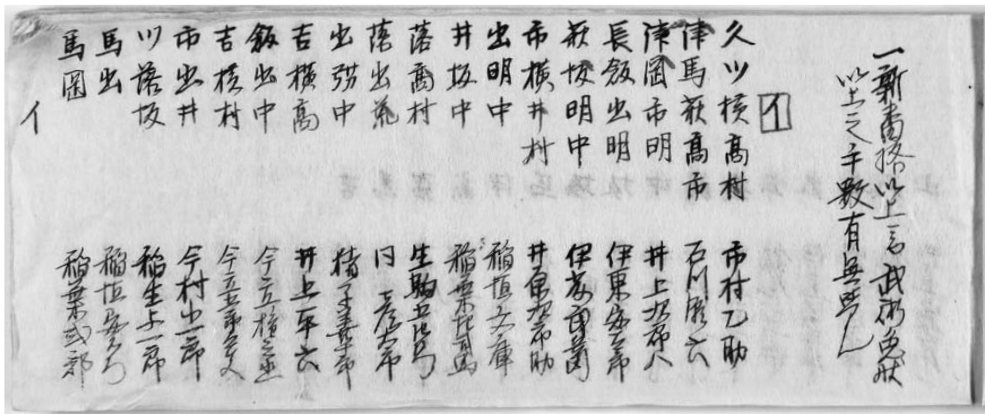
- 26) 『日本史小百科〈武道〉』（東京堂出版、1994年）所載「諸流の分派と免許制度の発達」（二木謙一）。
- 27) 『国史大辞典 7』（吉川弘文館、1986年）の「柔道」の項（島田貞一）。
- 28) 注20『武生越前府中本多家家臣録（二）』所載。
- 29) 拙稿「松旭斎天一と福井藩陪臣牧野家－再読『松旭斎天一の生涯』」（『若越郷土研究』56巻2号、2012年）。
- 30) 「松旭斎天一の話」（『新古文林』1巻5号、1905年）。
- 31) 青園謙三郎『松旭斎天一の生涯－奇術師一代』（品川書店、1976年）所載。
- 32) 高木不二「越前藩安政改革について－学校政策を中心に」（『史学』51巻3号、1981年）。



図版1 「取調書」表紙



図版2 「取調書」師役姓名と一字印（部分）



図版3 「取調書」第1グループ冒頭

別表 嘉永2年武術免状取得一覽

* 姓名の明らかな転り(修正した)
 ** 家格・身分の別に当主と子弟の別を記し、誰の子弟か特定できた場合はその当主のNo.を示した

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
1	市村乙助	中士 役番外	村2		高	横	久				
2	石川順六	中士 番士(大番)	当主		高		市	萩	津2	馬	
3	井上次郎八	中士 番士(留守番)	当主				市	圓2	津		
4	伊東安太郎	中士 番士(大番)	当主					飯	長		
5	伊藤武兵衛	中士 番士(大番)	中					坂2			
6	井原次郎助	中士 番士(書院番)	当主	井2			市	萩			
7	稲垣文庫	上士 寄合席	17	明		出					
8	稲葉左司馬	上士 寄合席	18	明		出					
9	生駒五左衛門	中士 役番外	当主	井	高2	坂		落			
10	同 彦太郎	中士 役番外	当主	荒2		出		落			
11	猪子善十郎	中士 番士(小姓)	当主	中	高	横		吉			
12	井上平六	中士 番士(大番)	当主			出		飯			
13	今立権之丞	中士 番士(大番)	当主	中	高	横		吉			
14	今立五郎太夫	中士 番士(大番)	当主	村		横		吉			
15	今村小一郎	中士 番士(大番)	当主	井		出	市				
16	稲生与一郎	中士 番士(大番)	当主			坂		落	ソ		
17	稲垣安右衛門	上士 寄合席	当主			出				馬	
18	稲葉式部	上士 寄合席	当主					岡		馬	
19	市橋政藏	中士 番士(書院番)	当主	慶	高						
20	猪子丈右衛門	中士 番士(小姓)	当主	村							
21	市橋文太夫	中士 番士(大番)	当主	山2				伊	長		
22	今立立太夫	中士 番士(大番)	当主					飯			
23	飯尾惣太夫	中士 番士(留守番)	当主			出		伊			
24	生田祐三郎	中士 番士(大番)	当主	中		横					▲
25	雪吹牛兵衛	中士 番士(留守番)	当主	中2			市2				
26	飯田十太夫	上士 寄合席	当主					吉			
27	市村勘右衛門	中士 役番外	当主	荒				サ			
28	石原甚十郎	中士 役番外	当主		高						
29	村上繩太夫	中士 役番外	当主								
30	同 鏡五郎	中士 役番外	29					伊		馬	
31	石川弥五太夫	中士 役番外	当主								
32	生駒弥五右衛門	中士 役番外	当主			坂2					
33	同 吉次郎	中士 役番外	32			坂					
34	井戸治兵衛	中士 番士(書院番)	当主	中							
35	井上弥一郎	中士 番士(小姓)	当主		鰐						
36	井上三太郎	中士 番士(大番)	当主					萩			
37	飯尾惣市	中士 番士(留守番)	23			出					
38	伊黒弥三郎	中士 番士(留守番)	当主			出					
39	岩村他三郎	中士 番士(大番)	当主						長		
40	飯沼源左衛門	中士 番士(大番)	当主				久2				
41	井上定右衛門	中士 番士(留守番)	当主	山							
42	雪吹弥太郎	中士 番士(留守番)	25				市				
43	市村八太郎	中士 番士(留守番)	62								
44	同 三吉	中士 番士(留守番)	62					久			
45	伊藤啓次郎	中士 新番	当主								
46	石沢忠右衛門	中士 新番	当主						宇2		
47	市村与八郎	中士 新番	当主	村							
48	今川七左衛門	中士 番士(大番)	当主		高						
49	稲葉政次郎	上士 高知席	当主								
50	磯野石見	上士 寄合席	当主								

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
51	弟 他五郎	上士 寄合席	50								
52	岩城藤左衛門	中士 役番外	当主								
53	同 源太郎	中士 役番外	52								
54	磯野鉄平	中士 番士(留守番)	当主								
55	今立猪三郎	中士 番士(大番)	22								
56	伊藤鑰太郎	中士 番士(大番)	5								
57	伊黒謙太郎	中士 番士(留守番)	38								
58	飯沼太郎吉	中士 番士(大番)	40								
59	石川定之助	中士 番士(大番)	2								
60	稲葉源右衛門	中士 番士(大番)	当主								
61	石井熊吉	中士 番士(留守番)	当主								
62	市村三右衛門	中士 番士(留守番)	当主								
63	市嶋百助	中士 番士(留守番)	当主								
64	井上金次郎	中士 番士(留守番)	当主								
65	岩佐七九郎	中士 新番	当主								
66	伊藤清八郎	下士 新番格	当主								
67	同 新八	下士 新番格	66								
68	今川鳳次郎	中士 番士(大番)	48								
69	今村重太郎	中士 番士(大番)	当主								
70	井原庸之助	中士 番士(書院番)	6								
71	伊藤友四郎	中士 番士(留守番)	当主								
72	原平五衛門	中士 役番外	当主	明2				出	津		
73	同 甚太郎	中士 役番外	72	明				出	津		
74	花水石門	上士 定座番外席	当主	明2	高						
75	長谷部甚平	中士 役番外	当主	荒				横			
76	服部三郎兵衛	中士 役番外	当主					横			
77	萩原金兵衛	中士 番士(小姓)	当主		高			横	長2	馬	
78	林五右衛門	中士 番士(大番)	当主	荒	高						
79	伴五郎左衛門	中士 番士(留守番)	当主	慶2	高						ソ2
80	長谷川善兵衛	中士 新番	当主	慶	高						
81	波々伯部熊藏	上士 定座番外席	当主		鰐						
82	長谷部熊藏	中士 役番外	75	荒							
83	林右忠太	中士 番士(大番)	当主	中							
84	畑中藤八郎	中士 役番外	当主					坂			
85	林作助	中士 番士(書院番)	当主	村2				坂	久2		
86	原田甚五左衛門	中士 番士(書院番)	当主					出	久		
87	波々伯部源右衛門	中士 番士(大番)	当主								馬
88	服部三郎左衛門	中士 番士(大番)	当主								
89	長谷川次郎左衛門	中士 番士(大番)	当主	中							
90	林八右衛門	上士 寄合席	当主								
91	畑中順之助	中士 役番外	84		高						
92	服部甚三郎	中士 役番外	76	中							長
93	長谷部作内	中士 番士(書院番)	当主								
94	林勘十郎	中士 番士(書院番)	当主	明							
95	波多野儀平	中士 番士(小姓)	当主								
96	同 方三郎	中士 番士(小姓)	95								
97	波々伯部十郎三郎	中士 番士(大番)	87					出			
98	原田小十郎	中士 番士(大番)	当主	中							
99	林与太夫	中士 番士(大番)	当主					横			
100	林弥兵衛	中士 番士(大番)	当主								ソ

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	剣術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
151	堀連之助	中士 番士(小姓) 当主									
152	堀江源三郎	中士 番士(書院番) 142									
153	堀十吉	中士 番士 146									
154	本多直四郎	中士 番士(留守番) 当主									
155	本多猪太郎	中士 番士(大番) 当主									
156	堀甚十郎	中士 番士(大番) 当主									
157	堀江戸十郎	中士 新番 当主									
158	星野友次郎	中士 番士(大番) 143									
159	東郷平太夫	中士 役番外 当主									
160	戸田弥太郎	中士 新番 当主		井		横		吉		馬	
161	富永新左衛門	上士 寄合席 当主									●
162	富永三之助	上士 寄合席 161									
163	東郷三郎右衛門	中士 番士(大番) 当主				横		岡			
164	戸枝市郎兵衛	中士 番士(留守番) 当主			高						
165	富田四郎	中士 番士(大番) 当主									
166	戸枝彦作	中士 番士(留守番) 164				横					
167	徳山茂左衛門	中士 新番 当主									
168	同 鉄太郎	中士 新番 167									
169	富永延次郎	上士 寄合席 161									
170	初屋政之助	中士 番士(大番) 175									
171	小栗秋之丞	中士 役番外 175		明		横				馬	
172	岡部造酒	上士 高知席 当主		明		出		萩		馬	
173	太田三郎兵衛	中士 役番外 当主		明		出		市		馬	
174	大谷清三郎	中士 役番外 196									
175	小栗岩右衛門	中士 役番外 当主		明		横		吉		馬	
176	大谷半平	中士 役番外 当主		明	高2	横		落2		馬	▲
177	小栗三次郎	中士 番士(書院番) 当主				横		市		馬	
178	大宮藤馬	上士 寄合席 当主				横		岡			
179	太田熊藏	中士 役番外 173				横		市			
180	岡田喜八郎	中士 役番外 当主		明				岡			
181	岡長之助	中士 番士(書院番) 198				坂					
182	大越篤左衛門	中士 番士(書院番) 当主		井							
183	大岡新五左衛門	中士 役番外 当主		井2							
184	同 石太郎	中士 役番外 183									
185	岡田弥一郎	中士 役番外 215				横					
186	織田仁九郎	中士 役番外 220				出					
187	同 欽一	中士 役番外 220									
188	岡部半兵衛	中士 番士(小姓) 当主		井							
189	萩野太治右衛門	中士 番士(留守番) 当主									
190	大谷八十郎	中士 番士(留守番) 当主				坂					
191	大町岩太郎	中士 番士(留守番) 210				出		久			▲
192	大橋金兵衛	中士 番士(留守番) 当主			高2						
193	小野庄助	中士 番士(留守番) 当主									
194	大谷助六	上士 高知席 当主		明							
195	大宮左金吾	上士 定座番外席 当主				横					
196	大谷藤左衛門	中士 役番外 当主									
197	萩野左十郎	中士 役番外 214				横					
198	岡十次兵衛	中士 番士(書院番) 当主		井		坂2					
199	岡谷弥右衛門	中士 役番外 当主			高						
200	同 鉄吉	中士 役番外 199									

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	剣術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
101	羽中田藤兵衛	中士 番士(留守番) 当主									
102	八田喜内	中士 番士(大番) 当主	荒2			出					
103	萩原左一郎	中士 番士(書院番) 当主						落			
104	原田清七郎	中士 番士(大番) 当主						吉			
105	伴圭左衛門	中士 新番 当主					市				
106	花木壮太郎	上士 定座番外席 74									
107	林外吉	中士 番士(大番) 83									
108	長谷部佐太郎	中士 番士(書院番) 93									
109	波々伯殿一右衛門	中士 番士(書院番) 当主									
110	同 銀吉	中士 番士(書院番) 109									
111	林久太郎	中士 番士(書院番) 85									
112	林久太郎	中士 番士(小姓) 当主									
113	波々伯殿仙吉	中士 番士(大番) 87									
114	同 甚吉	中士 番士(大番) 87									
115	波々伯殿小金吾	中士 番士(大番) 当主									
116	服部弥太郎	中士 番士(大番) 当主									
117	波々伯殿俊助	中士 番士(大番) 当主									
118	服部弥太郎	中士 番士(留守番) 当主									
119	通川仁兵衛	中士 番士(留守番) 当主									●
120	西尾五右衛門	中士 番士(大番) 当主		中						馬	
121	西村又三郎	中士 番士(大番) 当主		中			市			馬	
122	西尾久作	上士 寄合席 当主		荒							
123	丹羽与右衛門	中士 役番外 当主									
124	髭川長助	中士 番士(小姓) 当主									
125	西村勘五兵衛	中士 番士(大番) 当主		中							
126	丹羽十左衛門	中士 番士(留守番) 当主				出					
127	西村源左衛門	中士 新番 当主		荒		横					
128	菲塚庄右衛門	中士 新番 当主							ッ		
129	西脇甚五太夫	中士 番士(大番) 133									
130	西村源五郎	中士 新番 127									
131	西村閑次郎	中士 番士(大番) 125		慶				久			
132	丹羽辰五郎	中士 役番外 123									
133	西脇林右衛門	中士 番士(大番) 当主									
134	新海岩次郎	中士 番士(留守番) 当主									
135	西村平左衛門	中士 新番 当主									
136	本多五郎右衛門	上士 定座番外席 当主		中2		横					▲
137	本多肇	上士 高知席 当主		明	高2				吉2		
138	本多四郎右衛門	上士 高知席 当主		井		横			岡		
139	本多十郎兵衛	中士 役番外 当主		井2							
140	堀樵之助	中士 番士(大番) 当主		井		横			伊		
141	堀武左衛門	中士 番士(大番) 当主				出			伊		
142	堀江九郎左衛門	中士 番士(書院番) 当主				出			劍2		
143	星野織之助	中士 番士(大番) 当主		山2					伊		
144	本多源四郎	上士 高知席 138									
145	堀新左衛門	中士 番士(留守番) 当主				出			吉		
146	堀又七	中士 番士(大番) 当主									
147	堀鉄藏	中士 番士(留守番) 当主									
148	堀十左衛門	中士 番士(留守番) 当主		中		坂					
149	本多七平	中士 番士(留守番) 当主		中							
150	本多茂吉	上士 定座番外席 136									

No.	姓名	家格・身分	資格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
251	大井長十郎	中士 番士(小姓)	当主									
252	大河原喜三太	中士 番士(大番)	224									
253	尾高虎吉	中士 番士(大番)	205									
254	奥村桐之丞	中士 番士(大番)	229									
255	同 和三郎	中士 番士(大番)	229									
256	岡嶋清太夫	中士 新番	当主									
257	同 勝助	中士 新番	256									
258	大谷源吉	中士 新番	213									
259	渡辺三吉	上士 定座番外席	260						吉		馬	
260	渡辺元十郎	上士 定座番外席	当主								馬	
261	渡辺元右衛門	中士 番士(大番)	当主		明							
262	渡辺仁助	中士 新番	当主						岡			
263	渡辺算右衛門	中士 新番	当主							ソ		
264	若森元四郎	中士 新番	268						岡			
265	渡辺左右衛門	中士 役番外	当主									
266	渡辺元之助	中士 番士(大番)	261									
267	渡辺基太夫	中士 新番	263									
268	若森才太夫	下士 新番格	当主									
269	渡辺利右衛門	中士 新番格	当主									
270	同 良助	下士 新番格	269									
271	川村文平	中士 役番外	当主		明2		出		サ			
272	加藤所左衛門	中士 番士(大番)	当主				出	久2	サ	長2	馬	
273	川村忠次郎	中士 役番外	271		明		出		飯	長		
274	加藤文太	中士 役番外	275		明2		出		萩			
275	加藤茂右衛門	中士 役番外	当主							ソ2	馬	
276	梶川半兵衛	中士 役番外	当主						サ	字	馬	
277	川村五右衛門	中士 番士(書院番)	当主									
278	鱒江十太夫	中士 番士(大番)	当主						市		馬	
279	相谷彦左衛門	中士 番士(大番)	当主						市			
280	勝木権太夫	中士 番士(大番)	当主						市		馬	
281	加藤長右衛門	中士 番士(大番)	当主						市			
282	川地半九郎	中士 番士(大番)	当主						横			
283	加藤武右衛門	中士 番士(留守番)	当主		井				横	久		
284	加藤半左衛門	中士 番士(留守番)	当主						坂			
285	同 八郎助	中士 番士(留守番)	284		井				横			
286	勝山七右衛門	中士 番士(留守番)	当主									
287	加藤佐左衛門	中士 番士(留守番)	当主									
288	河村三左衛門	中士 番士(留守番)	当主									
289	加藤長吉	中士 役番外	336									
290	梶川沢之丞	中士 役番外	276									
291	葛巻源三郎	中士 役番外	当主		井							
292	川合五右衛門	中士 番士(書院番)	当主							吉2		
293	川村乙三郎	中士 番士(書院番)	当主									
294	金子十郎平	中士 番士(小姓)	当主									
295	鱒江彦助	中士 番士(大番)	278		明							
296	片山直次郎	中士 番士(大番)	当主									
297	河合久左衛門	中士 番士(大番)	当主		明		出					
298	川地権内	中士 番士(留守番)	当主									
299	加納平右衛門	中士 番士(留守番)	当主									
300	寛弥左衛門	中士 新番	当主									

No.	姓名	家格・身分	資格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
201	大関彦兵衛	中士 番士(書院番)	当主	中								
202	大越五郎作	中士 番士(書院番)	182		井			久	飯			
203	岡半右衛門	中士 番士(大番)	当主	村2								
204	小川六太夫	中士 番士(大番)	当主	中					サ			
205	尾高仁兵衛	中士 番士(大番)	当主	中								
206	大野権之助	中士 番士(大番)	225	中				久	岡			
207	小栗源藏	中士 番士(大番)	当主			高						
208	小野太郎太夫	中士 番士(大番)	当主	慶						ソ2		
209	大内彦十郎	中士 番士(大番)	当主					市	吉		馬	
210	大町左衛門	中士 番士(留守番)	当主				出					
211	岡嶋左太夫	中士 番士(留守番)	当主				出		伊			
212	同 左久助	中士 番士(留守番)	211	山			坂					
213	大谷孫右衛門	中士 新番	当主					市		ソ		
214	萩野治郎左衛門	中士 役番外	当主		明							
215	岡田金左衛門	中士 役番外	当主						吉2			
216	小川治兵衛	中士 役番外	当主						サ2			
217	小栗算三郎	中士 役番外	244									
218	大久保太郎太夫	中士 役番外	当主						吉			
219	織田金左衛門	中士 番士(書院番)	当主					久				
220	織田半左衛門	中士 役番外	当主							津		
221	大嶋七太夫	中士 番士(小姓)	当主						サ			
222	岡嶋恒之助	中士 番士(大番)	当主	山								
223	大久保元作	中士 番士(大番)	当主									
224	大河原助右衛門	中士 番士(大番)	当主				坂					
225	大野三左衛門	中士 番士(大番)	当主									
226	大谷第八	中士 番士(留守番)	当主							字2		
227	大久保善十郎	中士 番士(大番)	当主					市				
228	大河原作左衛門	中士 番士(大番)	当主				出					
229	奥村九助	中士 番士(大番)	当主				横					
230	岡田外太郎	中士 番士(留守番)	当主					市				
231	大井田幾次郎	中士 番士(大番)	当主									
232	大内捨作	中士 番士(大番)	209									
233	小川茂兵衛	中士 番士(大番)	当主									
234	同 時次郎	中士 番士(大番)	233									
235	大平藤次郎	中士 番士(留守番)	当主									
236	大木与右衛門	中士 番士(留守番)	当主						サ			
237	大久保惣兵衛	中士 新番	237									
238	同 金太郎	中士 新番	237				坂					
239	大野宗太夫	中士 番士(大番)	当主									
240	岡部長十郎	上士 高知席	172									
241	大谷英之進	上士 高知席	194									
242	森野小四郎	上士 高知席	当主									
243	小川源五郎	中士 役番外	216									
244	小栗仁右衛門	中士 役番外	当主									
245	大谷徳太郎	中士 役番外	176									
246	大久保惟八	中士 役番外	218									
247	小嶋逸八	中士 番士(留守番)	当主									
248	同 留吉	中士 番士(留守番)	247									
249	大関弥三郎	中士 番士(書院番)	201									
250	織田新左衛門	中士 番士(書院番)	219									

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
351	吉田石五郎	中士 役番外						久			
352	横井芳吉	中士 番主 (大番)	村	井		出		久			
353	吉池角左衛門	中士 番主 (留守番)	村	井		出					長
354	吉倉鉄五郎	中士 番主 (大番)	村			出					
355	横井三郎右衛門	中士 番主 (大番)	山					久			
356	吉田新六	中士 役番外							落		
357	吉田五左衛門	中士 役番外							サ		
358	吉田伝右衛門	中士 番主 (大番)	山								
359	吉田祐藏	中士 番主 (留守番)						市			
360	弟 猶次郎	中士 番主 (留守番)						市			
361	横山吉次夫	中士 番主 (大番)									字
362	吉樹源藏	中士 番主 (大番)						久			
363	吉田新左衛門	中士 番主 (大番)									
364	吉岡孫太夫	中士 番主 (大番)							高		
365	吉田猪兵衛	中士 番主 (大番)									馬
366	横田藤九郎	中士 役番外									字
367	横井吉十郎	中士 番主 (書院番)						350			
368	吉田忠太郎	中士 番主 (大番)						358			
369	吉田捨六	中士 番主 (留守番)									
370	米岡源太郎	中士 番主 (大番)									
371	吉池角兵衛	中士 番主 (留守番)						353			
372	高木庄右衛門	中士 番主 (大番)	慶	井		坂2					萩
373	田辺良助	中士 役番外	村								落
374	高村新五兵衛	中士 番主 (書院番)	中								萩
375	高松彦藏	中士 番主 (大番)	村								馬
376	竹沢五郎右衛門	中士 番主 (大番)	中								馬
377	高嶋仲右衛門	中士 番主 (大番)	慶			出2					字2
378	高松仙右衛門	中士 番主 (留守番)	中	井				久			
379	田辺五太夫	中士 役番外	村					市2			馬
380	高村藤兵衛	中士 役番外	荒								馬
381	高嶋与五郎	中士 役番外	中					久			
382	高嶋与五郎	中士 役番外	中			出					馬
383	武田百助	中士 [番主]	中					市			
384	田中勘助	中士 番主 (書院番)	中								
385	武部作太夫	中士 番主 (大番)	明								
386	高田孫十郎	中士 番主 (大番)	明								
387	高橋左十郎	中士 番主 (留守番)	山								
388	高階市之丞	中士 番主 (留守番)	慶					久			字
389	高須幸八	中士 番主 (大番)	中	井							
390	高屋権太郎	中士 番主 (留守番)	中								
391	高田敏吉	中士 番主 (留守番)	上士					久			馬
392	多賀谷舍人	上士 高合席	荒								馬
393	弟 雅吉	中士 役番外	中								馬
394	大藤治兵衛	中士 役番外	中					久			伊
395	高江友右衛門	中士 役番外	中								馬
396	回 他三郎	中士 役番外	中								字2
397	高嶋市郎右衛門	中士 役番外	村								字2
398	高野半右衛門	中士 番主 (書院番)	慶								
399	高橋吉兵衛	中士 番主 (大番)	中								津
400	田辺謙右衛門	中士 番主 (大番)	村					市			

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
301	上月右衛門	中士 番主 (書院番)									
302	高坂武右衛門	中士 役番外	荒								
303	香西山三郎	中士 役番外	村	井		横					長
304	河合藤左衛門	下士 新番格	慶			横					
305	海福久次郎	上士 定座番外席	村						サ		
306	海福猪兵衛	中士 役番外	村								●
307	加藤伝内	中士 役番外									
308	川瀬次郎右衛門	中士 役番外						市2			
309	河津佐太夫	中士 役番外									
310	同 孫十郎	中士 役番外	井								
311	梯五思太	中士 役番外				横					
312	川合太郎太夫	中士 番主 (書院番)									
313	勝木十藏	中士 番主 (書院番)						市			
314	金子平次郎	中士 番主 (小姓)	294			出					
315	河合滝五郎	中士 番主 (大番)	297					伊			
316	河崎三郎助	中士 番主 (大番)	339					吉			
317	笠原平八郎	中士 番主 (大番)	慶								
318	河合次郎左衛門	中士 番主 (大番)						久			
319	金子六右衛門	中士 番主 (大番)						市			
320	同 小太郎	中士 番主 (大番)									
321	金子小銀太	中士 番主 (大番)									
322	加藤仁九助	中士 [番主]				横		伊			
323	川崎仁右衛門	中士 番主 (留守番)									
324	川地平藏	中士 番主 (留守番)	298								
325	川端小作	中士 番主 (留守番)						萩			
326	片山藤十吉	中士 番主 (留守番)						久			
327	加藤勝太郎	中士 番主 (留守番)						久			
328	藤田与右衛門	中士 番主 (留守番)									
329	高坂源五郎	中士 新番						市			
330	香西益太郎	中士 役番外	302	荒							
331	海福綱三郎	中士 役番外									
332	門野太郎右衛門	中士 役番外	306								
333	同 彦之丞	中士 役番外									
334	加藤常之助	中士 役番外	332								
335	川瀬孫太郎	中士 役番外	307								
336	加藤清兵衛	中士 役番外	308								
337	川村虎作	中士 [番主]									
338	加賀敏吉	中士 番主 (大番)	子弟								
339	河崎清兵衛	中士 番主 (大番)	当主								
340	川崎平三郎	中士 番主 (大番)	当主								
341	同 金次郎	中士 番主 (大番)	340								
342	川崎栄太郎	中士 番主 (大番)	当主								
343	加藤又一郎	中士 番主 (大番)	当主								
344	勝山藤五郎	中士 番主 (留守番)	286								
345	門野八十之丞	中士 新番	当主								
346	勝田拾藏	中士 新番	328								
347	加藤佐太郎	中士 新番	287								
348	上月八郎左衛門	中士 役番外	当主								
349	同 久三郎	中士 役番外	348								
350	横田作太夫	中士 役番外	当主	中	明	高					馬

No.	姓名	家格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
451	竹信徳太郎	中士 番士(大番)	427								
452	園田藤左衛門	中士 番士(書院番)	当主	明		横		寸			
453	同 岩六	中士 番士(書院番)	452								
454	土屋十郎右衛門	中士 役番外	当主	明2	高				津2	馬	▲
455	同 小六	中士 役番外	454	明	高2	横			津	馬	
456	津田弥三郎	中士 役番外	468	村	高	横		落	津		
457	榎植平太夫	中士 番士(大番)	当主	明				寸			
458	津田四郎太夫	中士 番士(留守番)	当主						津	馬	
459	堀七太夫	中士 番士(大番)	当主				久				
460	土多忠次郎	中士 番士(留守番)	当主								
461	津田友右衛門	中士 番士(書院番)	当主					寸			
462	稻植千蔵	中士 番士(大番)	457								
463	津田三作	中士 番士(留守番)	当主						字		
464	土屋八左衛門	中士 番士(大番)	当主						筒		
465	稲笠利八郎	中士 番士(留守番)	当主				久				
466	恒岡安左衛門	上士 寄合席	当主								
467	弟 奈吉	上士 寄合席	466								
468	津田弥太六	中士 役番外	当主								
469	土屋市兵衛	中士 番士(書院番)	当主								
470	同 甚四郎	中士 番士(書院番)	469								
471	津田藤三郎	中士 番士(留守番)	458								
472	土屋五郎八	中士 番士(大番)	464								
473	土屋五郎八	中士 新番	当主								
474	根来左太夫	中士 番士(書院番)	当主		高			飯			
475	同 祐蔵	中士 番士(書院番)	474	中	高						
476	中根鞆負	上士 寄合席	当主	荒		坂			津	馬	●
477	中村半太夫	中士 番士(留守番)	当主	村2			市				
478	永見志馬	上士 寄合席	当主					落			
479	中川十六夫	上士 寄合席	485			出			長	馬	
480	中根新左衛門	中士 役番外	当主	荒2	高				津		
481	同 喜三太	中士 役番外	480	荒	高						
482	奈良勝之助	中士 番士(大番)	当主	明							
483	中山權九郎	中士 番士(大番)	501				市				
484	中村庄左衛門	中士 番士(留守番)	当主	村2				寸		馬	
485	中川主膳	上士 寄合席	当主			出				馬	
486	中村久蔵	中士 役番外	当主		高					馬	
487	中村伸	中士 番士(大番)	当主	慶						馬	
488	同 鉄之助	中士 番士(大番)	487	慶			市				
489	奈良助右衛門	中士 番士(大番)	当主	村					津		
490	中山増次	中士 番士(大番)	520	山				伊			
491	中野平太郎	中士 番士(大番)	当主								
492	中山太郎左衛門	中士 番士(大番)	当主	明		横					
493	中川平太左衛門	中士 番士(大番)	当主	中2		出		寸			
494	中村捨八	中士 番士(留守番)	484	村		出					
495	内藤彦左衛門	中士 番士(留守番)	当主	慶		出					
496	永見集人	上士 定座番外席	当主				久				
497	中山三郎助	中士 役番外	517					寸			
498	永井与五左衛門	中士 番士(書院番)	当主					伊			
499	成瀬幸吉	中士 番士(留守番)	当主		高						
500	奈良藤五郎	中士 番士(大番)	489				久				

No.	姓名	家格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
401	竹内滝右衛門	中士 番士(大番)	当主	山	高						
402	滝沢元右衛門	中士 番士(留守番)	当主	村	高						
403	多田彦左衛門	中士 新番	当主	村		横2					
404	高久官太夫	中士 番士(留守番)	当主			出	久				
405	多郎長作	中士 番士(留守番)	当主	慶		坂			津		
406	高田作之丞	上士 寄合席	当主	392		出					
407	多賀谷孝次郎	中士 役番外	380	荒							
408	高村荒次郎	中士 役番外	当主					鯨2			
409	高村長作	中士 役番外	当主					吉			
410	武田平右衛門	中士 番士(書院番)	当主					岡			
411	武田平右衛門	中士 番士(書院番)	398				久				
412	高野静之助	中士 番士(大番)	385					伊			
413	武部勝之助	中士 番士(留守番)	当主	山							
414	田辺奥右衛門	中士 [番士]	子弟	山				伊			
415	竹内小作	中士 番士(大番)	当主	山							
416	田口五太夫	中士 番士(留守番)	当主								
417	竹内真作	中士 番士(留守番)	当主								
418	高須進五郎	中士 番士(大番)	389				市				
419	高尾半三郎	中士 番士(留守番)	当主								
420	竹内嘉蔵	中士 番士(留守番)	当主	山2					宇		
421	高木藤左衛門	中士 番士(留守番)	当主	村							
422	滝沢長十郎	中士 番士(留守番)	402								
423	多田久平太	中士 番士(留守番)	当主	山			市				
424	高松虎吉	中士 新番	403			横				馬	
425	多田松五郎	中士 新番	当主								
426	竹沢藤太夫	中士 番士(大番)	当主					ツ2			
427	竹沢太郎兵衛	中士 番士(大番)	当主								
428	高田安之丞	上士 寄合席	406								
429	多賀谷他助	上士 寄合席	392								
430	大道寺芳三郎	中士 役番外	当主								
431	高村大言	中士 役番外	409								
432	高間文四郎	中士 役番外	当主								
433	同 長太郎	中士 役番外	432								
434	高橋官蔵	中士 役番外	382								
435	弟 外言	中士 役番外	382								
436	高村岩次郎	中士 番士(書院番)	374								
437	高田新七郎	中士 番士(書院番)	当主								
438	田川清助	中士 番士(書院番)	当主								●
439	同 太郎	中士 番士(書院番)	438								
440	田辺藤次郎	中士 番士(大番)	当主								
441	高嶋小弥太郎	中士 番士(大番)	377								
442	竹内忠左衛門	中士 番士(大番)	当主								
443	多喜田藤内	中士 番士(大番)	当主								
444	高尾小金吾	中士 番士(大番)	当主								
445	武田雄吉	中士 番士(留守番)	420								
446	竹内熊蔵	中士 番士(留守番)	当主								
447	竹下文太夫	中士 番士(大番)	当主								
448	滝政吉	中士 番士(留守番)	当主								
449	竹沢藤五郎	中士 新番	426								
450	高橋素平	中士 新番	当主								

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
551	上坂平八郎	中士 役番外									
552	宇佐美伸右衛門	中士 番士 (大番)	山					飯			●
553	内田作兵衛	中士 番士 (大番)	荒					伊			
554	同 四郎吉	中士 番士 (大番)						吉2			
555	宇目兵衛	中士 番士 (留守番)						吉			
556	野中重左衛門	中士 番士 (留守番)									
557	能勢角太夫	中士 新番	中								
558	野坂源右衛門	中士 番士 (留守番)									
559	野村助十郎	中士 役番外									
560	野治小兵衛	中士 役番外									
561	同 平八郎	中士 役番外									
562	野村直三郎	中士 番士 (大番)									
563	野村十六夫	中士 役番外									
564	野田喜平次	中士 番士 (書院番)									●
565	野村四郎左衛門	中士 番士 (大番)									
566	野村安右衛門	中士 番士 (大番)									
567	同 与三兵衛	中士 番士 (大番)									
568	野村治右衛門	中士 新番									
569	野村万太郎	下士 新番格									
570	野村此右衛門	下士 新番格									
571	同 若吉	下士 新番格									
572	熊谷弥門	上士 定座番外席									
573	国枝小兵衛	中士 番士 (留守番)									
574	久津見三内	中士 番士 (書院番)									
575	国枝藤兵衛	中士 番士 (大番)									
576	来栖半之丞	中士 番士 (留守番)									
577	国枝東吉	中士 番士 (留守番)									
578	久津見多忠	中士 番士 (書院番)									
579	久津松北兵衛	中士 番士 (書院番)									
580	黒沢源左衛門	中士 番士 (大番)									
581	弟 平八	中士 番士 (大番)									
582	久津見記十郎	中士 番士 (留守番)									
583	栗田八十郎	中士 番士 (留守番)									
584	桑山彦助	中士 番士 (小姓)									
585	栗原作兵衛	中士 番士 (留守番)									
586	久保一郎右衛門	中士 番士 (大番)									
587	同 三吉	中士 番士 (大番)									
588	同 与吉	中士 番士 (大番)									
589	来栖八百吉	中士 番士 (留守番)									
590	久世巖吉	中士 番士 (大番)									
591	久保忠太夫	中士 新番									
592	山口作助	中士 番士 (大番)									
593	山本信太郎	中士 役番外									
594	山田藤兵衛	中士 役番外									
595	梁兵右衛門	中士 番士 (書院番)									
596	山口探三郎	中士 役番外									
597	矢嶋準作	中士 番士 (書院番)									
598	矢野市左衛門	中士 番士 (書院番)									
599	八木郡右衛門	中士 番士 (小姓)									
600	築田八太夫	中士 番士 (大番)									

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
501	中山藤右衛門	中士 番士 (大番)									
502	中村甚左衛門	中士 番士 (留守番)	山					飯			●
503	永田四郎兵衛	中士 番士 (大番)	荒					伊			
504	成瀬又五郎	中士 番士 (大番)									
505	中沢七兵衛	中士 番士 (留守番)						吉2			
506	同 甚兵衛	中士 番士 (留守番)						吉			
507	永田彦三郎	中士 番士 (留守番)									
508	中村久太夫	中士 役番外	中								
509	中村久之助	中士 新番									
510	中川小膳	上士 寄合席									
511	永見与吉	上士 寄合席									
512	永見嘉吉	上士 定座番外席									
513	中村宗兵衛	中士 役番外									
514	同 孫太郎	中士 役番外									
515	同 他次郎	中士 役番外									
516	中村藤次郎	中士 役番外									
517	中山仙右衛門	中士 番士 (大番)									
518	奈良藤太郎	中士 番士 (大番)									
519	中野啓助	中士 番士 (大番)									
520	中山半右衛門	中士 番士 (大番)									
521	長崎藤四郎	中士 番士 (大番)									
522	中田他三郎	中士 番士 (大番)									
523	同 久次郎	中士 番士 (大番)									
524	中山八次郎	中士 番士 (大番)									
525	中村仁右衛門	中士 番士 (留守番)									
526	高部源次郎	中士 番士 (留守番)									
527	中野文左衛門	中士 新番									
528	同 文次郎	中士 新番									
529	中川小平太	中士 [番士]									
530	中村市郎左衛門	中士 番士 (大番)									
531	村田竜之進	中士 役番外									
532	村田巳三郎	中士 役番外									
533	村上熊次郎	中士 役番外									
534	村上左伸	上士 定座番外席									
535	村上作右衛門	中士 役番外									
536	武曾金五郎	中士 役番外									
537	武曾權太夫	中士 番士 (留守番)									
538	村田理右衛門	中士 番士 (留守番)									
539	武曾増吉	中士 役番外									
540	上坂五郎助	中士 番士 (大番)									
541	上坂五右衛門	中士 番士 (大番)									
542	宇都宮長十郎	上士 寄合席									
543	宇具八郎右衛門	中士 番士 (留守番)									
544	上坂藤太夫	中士 役番外									
545	浦井藤次郎	中士 番士 (留守番)									
546	上坂入郎左衛門	中士 番士 (大番)									
547	内田唯作	中士 番士 (大番)									
548	宇都宮綱太郎	上士 寄合席									
549	同 辰五郎	上士 寄合席									
550	同 慎之助	上士 寄合席									

No.	姓名	家格・身分	職衛	兵学	居合	劍衛	柔術	弓衛	砲衛	馬衛	ほか
651	松江三郎右衛門	中士 番士(大番) 当主	慶				久				
652	松原次郎左衛門	中士 番士(大番) 当主	慶				市				
653	牧野小太郎	中士 番士(留守番) 当主	慶				市				
654	松村市兵衛	中士 新番 当主	慶	井							
655	松尾新太郎	中士 番士(留守番) 646	中				久				
656	前波忠兵衛	中士 役番外 当主	中								
657	同 常之丞	中士 役番外 656	中								
658	松原信太郎	中士 番士(書院番) 648									
659	松原四郎兵衛	中士 番士(大番) 当主									
660	真杉五太夫	中士 番士(大番) 当主					久				
661	松原鉄吉	中士 番士(大番) 652				坂					
662	松村久右衛門	中士 番士(大番) 当主			鰐2						
663	松井惣一郎	中士 新番 当主									
664	前田彦次郎	中士 番士(大番) 当主									馬
665	松平源太夫	上士 寄合席 当主									
666	同 多門	上士 寄合席 665									
667	松尾源左衛門	中士 役番外 当主									
668	松永与三之助	中士 役番外 642									
669	松波敏太郎	中士 番士(書院番) 643									
670	真杉喜六	中士 番士(大番) 660									
671	松山理左衛門	中士 番士(大番) 当主									
672	松沢勘十郎	中士 番士(留守番) 当主									
673	牧野左次兵衛	中士 番士(大番) 当主									
674	同 金太郎	中士 番士(大番) 673									
675	松原外次郎	中士 番士(大番) 当主									
676	松山清五郎	中士 番士(留守番) 当主									
677	牧山和太郎	中士 番士(留守番) 当主									
678	劍持弥作	中士 番士(大番) 当主	荒2								
679	怪 久太郎	中士 番士(大番) 678									
680	福田甚三郎	中士 番士(大番) 当主	村	明							
681	福嶋森之進	中士 番士(大番) 当主	明								
682	福嶋忠右衛門	中士 番士(留守番) 当主					市				
683	藤井久左衛門	中士 新番 当主									
684	福嶋忠兵衛	中士 番士(留守番) 682									津
685	藤井喜兵衛	中士 番士(大番) 当主	荒								ソ
686	同 清太郎	中士 番士(大番) 685	荒								
687	藤間熊藏	中士 番士(留守番) 当主	慶								
688	古市八兵衛	中士 新番 当主									
689	藤田新左衛門	中士 番士(大番) 当主									
690	藤井文五郎	中士 番士(大番) 681									
691	藤井文五郎	中士 新番 683									
692	狹主税介	上士 高知席 693		明							
693	狹木工	上士 高知席 当主	明		高	出					馬
694	狹帯刀	上士 高知席 当主	明		高	出					馬
695	同 伸	上士 高知席 694			高						馬
696	小宮山周藏	中士 役番外 696	中		高						馬
697	同 伝太郎	中士 番士(書院番) 当主	中		高						馬
698	小林又右衛門	中士 番士(書院番) 当主	荒		高						馬
699	小六郎兵衛	中士 番士(書院番) 当主	荒		高						馬
700	橋本集之助	中士 番士(大番) 706			鰐		久				馬

No.	姓名	家格・身分	職衛	兵学	居合	劍衛	柔術	弓衛	砲衛	馬衛	ほか
601	安原塔五郎	中士 番士(留守番) 当主	村2	明			出				
602	山本源左衛門	中士 役番外 当主	村2								
603	山野十太夫	中士 役番外 619				坂					馬
604	山口与右衛門	中士 役番外 当主				横					
605	矢野虎太	中士 番士(書院番) 598									
606	安川幸助	中士 番士(書院番) 当主	中			横					
607	山形熊之助	中士 番士(小姓) 当主		明							
608	山崎宗左衛門	中士 番士(大番) 当主									
609	山口新右衛門	中士 番士(大番) 当主									
610	山口政八郎	中士 番士(大番) 当主	荒								
611	矢野権平	中士 番士(大番) 当主			高2						
612	安本新助	中士 番士(大番) 当主					市2				
613	山本彦助	中士 番士(小姓) 当主	慶								
614	山田吉左衛門	中士 番士(大番) 当主	慶			坂					
615	山田六兵衛	中士 番士(留守番) 当主	慶								
616	山田金五兵衛	中士 番士(留守番) 当主									
617	山川登弥太	上士 高家 当主									
618	山本猶次郎	中士 [番士] 子弟 当主					久				
619	山本十兵衛	中士 役番外 当主	慶								
620	矢嶋七郎右衛門	中士 番士(書院番) 当主	村								
621	山田次郎太夫	中士 番士(大番) 当主									長
622	柳下久之丞	中士 番士(大番) 当主									
623	山本健藏	中士 番士(小姓) 613									萩
624	山路長五郎	中士 新番 当主									
625	山口藤助	中士 番士(大番) 640									
626	山田小五郎	中士 役番外 594	慶								
627	山本清右衛門	中士 役番外 当主									
628	同 源八	中士 役番外 627									
629	同 駒藏	中士 役番外 627									
630	梁十次郎	中士 番士(書院番) 595									
631	矢嶋忠助	中士 番士(書院番) 620									
632	同 徹之助	中士 番士(書院番) 620									
633	安川弥吉	中士 番士(書院番) 606									
634	山崎三吉	中士 番士(大番) 608									
635	山田定右衛門	中士 番士(大番) 当主									
636	山田重治	中士 番士(留守番) 当主									
637	山田与三吉	中士 番士(留守番) 615									
638	山田隆九郎	中士 番士(留守番) 616									
639	山田茂兵衛	中士 新番 当主									
640	山口半右衛門	中士 番士(大番) 当主									
641	松平庄兵衛	上士 高知席 当主	中	明	高	出					馬
642	松永次郎左衛門	中士 役番外 当主	井								馬
643	松波甚左衛門	中士 番士(書院番) 当主	中2	明2	高2						●▲
644	前波彦三郎	中士 番士(大番) 当主	中								
645	真杉小平次	中士 番士(留守番) 当主	中2		鰐	横	市				馬
646	松尾伝藏	中士 番士(留守番) 当主	中2		鰐						長2
647	牧野主殿介	上士 寄合席 当主	中	井							津
648	松原権左衛門	中士 役番外 当主	中								津
649	松田新四郎	中士 番士(大番) 当主	中			坂					
650	松原兵之助	中士 番士(留守番) 当主	中				市				

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	剣術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
751	浅見伸右衛門	中士 番士(大番)						落			
752	厚治文助	中士 番士(留守番)						伊			
753	弟 鉄吉	中士 番士(留守番)						伊			
754	弟 与三次郎	中士 番士(留守番)						伊			
755	青山弥五右衛門	中士 番士(留守番)						伊			
756	同 小三郎	中士 番士(留守番)									
757	有沢勘助	中士 番士(大番)									
758	跡部又藏	中士 番士(留守番)									
759	有賀清右衛門	中士 番士(留守番)						萩			
760	秋田左太夫	中士 番士(留守番)									
761	同 寅太郎	中士 番士(留守番)						市			
762	安藤久藏	中士 新番						久			
763	赤尾久太夫	下士 新番格									
764	明石健吉	上士 高知席									
765	雨森謙太郎	上士 寄合席									
766	雨森謙太郎	上士 寄合席									
767	同 三次郎	上士 寄合席									
768	雨森儀右衛門	中士 役番外									
769	同 庄九郎	中士 役番外									
770	秋田三五左衛門	中士 役番外									
771	同 城太郎	中士 役番外									
772	浅井弁之助	中士 役番外									
773	青木与一右衛門	中士 役番外									
774	同 作藏	中士 役番外									
775	安陪清兵衛	中士 番士(書院番)									
776	相沢八郎右衛門	中士 番士(小姓)									
777	相沢唯之助	中士 番士(小姓)									
778	浅見徳太郎	中士 番士(大番)									
779	青山茂四郎	中士 番士(留守番)									
780	青山与兵衛	下士 新番格									
781	同 三次郎	下士 新番格									
782	笹治右近	上士 高知席									
783	酒井小隼人	上士 高知席									
784	笹川藤内	中士 番士(小姓)									
785	酒井十之丞	上士 寄合席									
786	佐々木小左衛門	中士 役番外									
787	沢木又八	中士 役番外									
788	榎原仁右衛門	中士 番士(留守番)									
789	相馬孫六	上士 寄合席									
790	笹治大次	上士 高知席									
791	徳治権右衛門	上士 寄合席									
792	斎藤喜五郎	上士 寄合席									
793	沢木八右衛門	中士 役番外									
794	沢田又右衛門	中士 番士(大番)									
795	斎藤門太夫	中士 番士(大番)									
796	坂部多曾右衛門	中士 番士(大番)									
797	笹木七左衛門	中士 新番									
798	相馬一九郎	上士 寄合席									
799	酒井外記	上士 高知席									
800	桜井鉄吉	中士 役番外									

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	剣術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
701	近藤十兵衛	中士 番士(留守番)						落			
702	近藤次右衛門	中士 番士(留守番)						吉			
703	小堀藤太郎	中士 番士(留守番)						久2			
704	古石作之助	中士 番士(留守番)						吉			
705	小石平次	中士 番士(書院番)						萩			
706	権太権太夫	中士 番士(大番)						久2			
707	小林八郎助	中士 番士(大番)									
708	弟 鉄五郎	中士 番士(留守番)									
709	小堀伝右衛門	中士 番士(留守番)									
710	近藤雄藏	中士 役番外									
711	小水新八郎	中士 番士(留守番)									
712	江口源太郎	上士 定座番外席									
713	弟 半吉	上士 定座番外席									
714	榎並佐次右衛門	中士 番士(留守番)									
715	同 熊太郎	中士 番士(留守番)									
716	寺木十右衛門	中士 番士(留守番)									
717	寺沢藤左衛門	中士 番士(大番)									
718	同 八郎	中士 番士(大番)									
719	芦田内匠	上士 高知席									
720	有賀此面	上士 高知席									
721	有賀内記	上士 高知席									
722	天方弁之助	上士 寄合席									
723	荒川十右衛門	上士 寄合席									
724	滝美直記	上士 定座番外席									
725	青木雄藏	中士 番士(大番)									
726	天方孫八	上士 寄合席									
727	浅井小三郎	中士 役番外									
728	浅井小百里	中士 番士(書院番)									
729	荒川三郎太夫	中士 番士(留守番)									
730	秋田水門	上士 寄合席									
731	雨森伝左衛門	上士 寄合席									
732	秋田孫太郎	中士 役番外									
733	浅見七十郎	中士 役番外									
734	味岡甚左衛門	中士 番士(大番)									
735	同 孫九郎	中士 番士(大番)									
736	同 三次郎	中士 番士(大番)									
737	同 捨藏	中士 番士(大番)									
738	雨森彦左衛門	中士 番士(大番)									
739	芦田十右衛門	中士 番士(大番)									
740	瀧美佐太郎	中士 番士(留守番)									
741	荒川蘭平	中士 番士(留守番)									
742	有賀忠兵衛	中士 番士(大番)									
743	青木一右衛門	中士 番士(大番)									
744	荒川八十郎	上士 寄合席									
745	雨森甚四郎	中士 役番外									
746	青木与一郎	中士 番士(大番)									
747	安陪百次郎	中士 番士(書院番)									
748	雨森藤四郎	中士 番士(小姓)									
749	跡部幸八郎	中士 番士(小姓)									
750	浅見忠右衛門	中士 番士(大番)									

No.	姓名	家格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
851	木内源太郎	中士 番士(大番)	843 当主								
852	湯俣藤兵衛	中士 番士(大番)	当主	慶							
853	毛受伝三郎	上士 寄合席	当主	中					津2	馬	
854	同 鹿之助	上士 寄合席	853 当主	明	高						
855	水野幸右衛門	中士 番士(留守番)	当主	慶2		坂		岡	ツ2		
856	水戸但馬	上士 高家	当主	村		横		中	長		
857	皆川左門	上士 寄合席	871 当主	明				吉	長	馬	
858	三好久左衛門	中士 新番	当主	慶	高				ソ		
859	水谷織部	上士 寄合席	当主	中				吉			
860	美濃部金弥	上士 定座番外席	864 当主	井	高			飯			
861	三岡次郎大夫	中士 番士(書院番)	当主	井	高	出			長		
862	三浦左衛門	中士 番士(大番)	当主		高			落		馬	
863	水谷乙吉	上士 寄合席	859 当主	中		出		吉			
864	美濃部半七	上士 定座番外席	当主					飯			
865	瀧口郷右衛門	中士 番士(書院番)	当主		高		市				
866	三岡助右衛門	中士 番士(書院番)	当主		鱈						馬
867	三寺剛右衛門	中士 番士(小姓)	当主	村			久				
868	三上孫大夫	中士 番士(大番)	当主			出		伊			
869	水野五郎八	中士 番士(大番)	当主	井				落			
870	三沢万吉	中士 番士(留守番)	子弟	慶		坂					
871	皆川多左衛門	上士 寄合席	当主							馬	
872	同 謙之助	上士 寄合席	871 当主					吉			
873	皆川善兵衛	中士 番士(大番)	当主					落			
874	水野荒次郎	中士 番士(大番)	当主	山							
875	皆崎次右衛門	中士 番士(留守番)	当主			横					
876	同 鉄太郎	中士 番士(留守番)	875 当主	中							
877	皆川平右衛門	中士 番士(大番)	当主	荒							
878	水野新之助	中士 番士(留守番)	855 当主			坂					
879	水野清兵衛	中士 新番	当主				市				
880	水戸他作	上士 高家	856 当主								
881	水谷五三郎	上士 寄合席	859 当主								
882	皆川金馬	上士 寄合席	871 当主								
883	水野主計	上士 寄合席	当主								
884	同 数馬	上士 寄合席	883 当主								
885	宮北權六	中士 役番外	当主								
886	同 多賀次郎	中士 役番外	885 当主								
887	三岡石五郎	中士 番士(書院番)	861 当主								
888	瀧口兵三郎	中士 番士(書院番)	865 当主								
889	三上孫吉	中士 番士(大番)	868 当主								
890	宮下平四郎	中士 番士(大番)	当主								
891	三沢左助	中士 番士(留守番)	当主								
892	同 勘助	中士 番士(留守番)	891 当主								
893	宮塚又兵衛	中士 番士(留守番)	当主								
894	同 登門	中士 番士(留守番)	893 当主								
895	水野鉄平	中士 新番	879 当主								
896	皆川平太郎	中士 番士(大番)	877 当主								
897	淺谷權左衛門	上士 寄合席	当主	荒2		坂2					
898	嶋田清左衛門	上士 寄合席	当主	荒							
899	嶋田七十郎	上士 寄合席	898 当主	中	高			飯	津	馬	
900	四王天又兵衛	中士 番士(留守番)	当主			横	市				馬

No.	姓名	家格・身分	鎮衛	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
801	真田五郎兵衛	中士 番士(書院番)	当主	明							
802	坂田忠藏	中士 番士(大番)	当主	井				落	津		
803	佐野雄藏	中士 番士(大番)	当主	荒2		横					
804	笹倉石内	中士 番士(大番)	当主			坂		吉2		馬	
805	斎藤文吉	中士 番士[番士]	子弟				久				
806	佐久土市兵衛	中士 番士(大番)	当主	中			市				
807	弟 九八郎	中士 番士(大番)	806 当主				市				
808	斎木佐次右衛門	中士 番士(大番)	当主	慶				岡			
809	桜井定右衛門	中士 番士(大番)	当主			横		飯			
810	沢田弥三郎	中士 番士(留守番)	当主	山				伊			
811	酒井左源太	中士 番士(大番)	当主				市			馬	
812	坂部佐太郎	中士 番士(大番)	796 当主	村							
813	同 勲十郎	中士 番士(大番)	当主					落			
814	酒井金兵衛	中士 番士(留守番)	当主	中				伊			
815	坂本平兵衛	中士 番士(留守番)	当主	中				中			
816	同 佐之助	中士 番士(留守番)	815 当主	中		出2		中			
817	坂井又三郎	中士 番士(書院番)	当主			出			宇2		
818	同 重太郎	上士 寄合席	817 当主								
819	佐野内藤	中士 番士(書院番)	当主							馬	
820	梅原十郎大夫	中士 役番外	当主	中							
821	梅原孫兵衛	中士 番士(大番)	当主				市				
822	同 忠太郎	中士 番士(大番)	821 当主				市				
823	沢田豊作	中士 番士(大番)	794 当主	山							
824	坂野四郎兵衛	中士 番士(大番)	当主								
825	坂井半十郎	中士 番士(大番)	当主				久				
826	沢木林左衛門	中士 番士(大番)	当主							馬	
827	梅原茂三郎	中士 番士(留守番)	788 当主			横					
828	佐々木惣四郎	中士 新番	当主	村							
829	酒井波門	上士 高知席	当主								
830	桜井庄九郎	中士 役番外	当主								
831	梅原小太郎	中士 役番外	820 当主								
832	佐野金吉	中士 番士(大番)	803 当主								
833	笹川庄八	中士 番士(留守番)	当主								
834	桜井興作	中士 番士(大番)	809 当主								
835	同 捨言	中士 役番外	830 当主								
836	坂野銀吉	中士 番士(大番)	824 当主								
837	才川外三郎	中士 新番	当主								
838	坂井安大夫	下士 新番格	当主								
839	同 栞三郎	下士 新番格	838 当主								
840	佐野内泰太郎	中士 番士(留守番)	当主								
841	木内越太郎	中士 番士(留守番)	844 当主	村				飯			
842	喜多嶋能藏	中士 新番	845 当主	村		横			ソ		
843	木内与次兵衛	中士 番士(大番)	当主	山2		出					
844	木内甚兵衛	中士 番士(留守番)	当主								
845	喜多嶋孫次夫	中士 新番	当主	慶		坂		飯2			
846	岸田藤次	中士 番士(留守番)	当主								
847	北川市郎	上士 寄合席	当主				市				
848	木村二十郎	中士 番士(留守番)	当主								
849	木村清右衛門	中士 番士(大番)	当主								
850	木村豊吉	中士 番士	849 当主								

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
951	同 弥三郎	中士 役番外	中	明				サ			
952	瀬尾権八	中士 番士(書院番)	当主	村2		出	横		字		
953	殊尾平八	中士 番士(留守番)	当主	中						馬	
954	関幸左衛門	中士 番士(留守番)	当主	慶					ッ		
955	仙石右衛門	上士 寄合席	当主	井2		出					
956	仙石喜左衛門	中士 番士(大番)	当主			坂			津		
957	関恒三郎	中士 新番	954								
958	関忠夫	中士 番士(大番)	当主								
959	仙石竹三郎	中士 番士[番士]	子弟								
960	同 虎熊	上士 寄合席	955								
961	瀬尾利吉	中士 番士(書院番)	952								
962	仙石万次郎	中士 番士(大番)	956								
963	関誠吉	中士 番士(大番)	958								
964	杉浦幸右衛門	中士 番士(大番)	当主	荒				吉2	津・西	馬	
965	菅沼平兵衛	中士 番士(大番)	当主	慶				市2		馬	
966	鈴木主税	上士 定座番外席	当主	井2		横		サ	津	馬	
967	菅沼作平	中士 新番	当主	慶		高			ッ2		
968	杉田五郎兵衛	上士 高知席	当主	井				岡		馬	
969	数賀山彦右衛門	中士 番士(大番)	当主	慶		出2		サ		馬	
970	数賀山彦右衛門	中士 番士(大番)	当主	慶							
971	杉田五太夫	中士 役番外	当主					サ			
972	鈴木作太夫	中士 番士(大番)	当主	慶2				岡			
973	鈴木牛兵衛	中士 番士(大番)	当主			出		サ			
974	鈴木藤吉	中士 番士(留守番)	当主					久			
975	末松嘉十郎	中士 新番	983	慶				久			
976	菅沼与一郎	上士 寄合席	984								
977	菅沼主水	上士 定座番外席	当主								
978	周防長兵衛	中士 役番外	当主	井							
979	鯉長右衛門	中士 番士(小姓)	当主					久			
980	鈴木百助	中士 番士(大番)	当主								
981	鈴木右衛門	中士 番士(留守番)	当主	中							
982	鈴木丹藏	中士 番士(留守番)	当主			坂					
983	末松覚兵衛	中士 新番	当主								
984	菅沼市左衛門	上士 寄合席	当主								
985	菅沼直衛	上士 定座番外席	977								
986	周防平吉	中士 役番外	978								
987	鈴木音助	中士 [番士]	子弟								
988	杉田七之助	中士 役番外	971								
989	鈴木平馬	中士 役番外	当主								
990	同 鑑太郎	中士 役番外	989								
991	鈴木虎市	中士 [番士]	子弟								
992	鈴木定八	中士 番士(大番)	972								
993	鈴木又三郎	中士 番士(大番)	当主								
994	須崎鷲助	中士 番士(大番)	当主								
995	鈴木政太郎	中士 番士(留守番)	974								
996	鈴木小弥太	中士 番士(留守番)	982								
997	菅沼定次郎	中士 新番	967								
998	西尾源天左衛門	中士 役番外	当主	荒2				サ	津2	馬	師
999	同 十之丞	中士 役番外	998					サ	津		師
1000	横山藤八郎	中士 番士(留守番)	御子弟	中							

No.	姓名	家格・身分	鎗術	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
901	嶋田政之丞	上士	898	中				飯			
902	白石十郎助	上士 定座番外席	当主	荒2							
903	下山彦三	中士 番士(大番)	当主			出				馬	
904	嶋津右太夫	中士 番士(留守番)	当主	村2				萩			
905	下河三右衛門	中士 役番外	当主								
906	同 三之助	中士 役番外	905								
907	嶋津庄右衛門	中士 番士(大番)	当主					岡			
908	下山五郎左衛門	中士 番士(大番)	919								
909	嶋津左伝太	中士 番士(留守番)	904	村				久			
910	渋谷与五左衛門	中士 番士(留守番)	当主					久2			
911	嶋崎小兵衛	中士 新番	当主			坂					
912	嶋田九郎左衛門	中士 新番	当主	慶							
913	白崎甚兵衛	中士 新番	当主								
914	嶋崎伝右衛門	中士 番士(留守番)	当主					岡			
915	渋谷弥兵衛	上士 寄合席	897								
916	嶋川源右衛門	中士 番士(書院番)	当主								
917	同 久三郎	中士 番士(書院番)	916								
918	嶋津徳次郎	中士 番士(大番)	907								
919	下山半左衛門	中士 番士(大番)	当主								
920	渋谷定次郎	中士 番士(留守番)	910								
921	平本作野右衛門	上士 寄合席	当主					吉2		馬	
922	平田幾郎右衛門	中士 番士(大番)	当主			出		伊2		馬	
923	平瀬彦八	上士 新番	当主	山							
924	平本彦八	上士 寄合席	921			横					
925	広部七兵衛	中士 番士(留守番)	当主	荒							
926	久野八三郎	中士 番士(大番)	935	村							
927	久野文四郎	中士 番士(大番)	当主	村							
928	一柳献助	中士 番士(留守番)	当主			出					
929	平瀬長三郎	中士 番士(留守番)	当主	村				市			
930	樋口豊左衛門	中士 役番外	当主								
931	比企五郎左衛門	中士 番士(小姓)	当主					萩			
932	平尾新五兵衛	中士 番士(大番)	当主					落			
933	平岡金左衛門	中士 番士(大番)	当主								
934	樋口安助	中士 番士(大番)	当主					市			
935	久野孫右衛門	中士 番士(大番)	当主					久			
936	日比彦之丞	中士 役番外	当主								
937	彦坂又五郎	中士 番士(小姓)	927						字		
938	久野駒吉	中士 番士(留守番)	928								
939	一柳敬助	中士 番士(留守番)	当主								
940	東新十郎	中士 番士(留守番)	当主								
941	平井献助	中士 番士(留守番)	当主								
942	森田安兵衛	中士 番士(大番)	当主	荒						馬	
943	毛利政右衛門	中士 番士(大番)	当主	荒2				吉			
944	茂呂平三郎	中士 番士(大番)	当主	山							
945	本鏡十太夫	中士 番士(大番)	当主					伊			
946	望月万三郎	中士 番士(大番)	当主								
947	毛御小三郎	中士 番士(大番)	943								
948	本鏡三作	中士 番士(大番)	945								
949	仙石藤之丞	上士 寄合席	955			出		久			
950	平本藤左衛門	中士 役番外	当主	荒2				明2			

No.	姓名	家格・身分	職階	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
1052	杉田清左衛門	下士 与力(有賀内記) 当主						获			
1053	堀彦四郎	下士 与力(有賀内記) 当主	慶					岡			
1054	荒川市郎右衛門	下士 与力(有賀内記) 当主	慶			坂2					
1055	兒玉平兵衛	下士 与力(有賀内記) 当主		明							
1056	藤山三左衛門	下士 与力(有賀内記) 当主			高						
1057	村山加太郎	下士 与力(有賀内記) 当主			高						
1058	中村勘太夫	下士 与力(有賀内記) 当主									
1059	永井宗左衛門	下士 与力(有賀内記) 当主				坂					
1060	赤尾金平	下士 与力(有賀内記) 763 当主	慶								
1061	中山十兵衛	下士 与力(有賀内記) 当主	慶								
1062	真木又左衛門	下士 与力(有賀内記) 当主	慶					获			
1063	柴田忠藏	下士 与力(有賀内記) 当主	慶								
1064	竹下又太郎	下士 与力(有賀内記) 447 当主	慶			鱈					
1065	福嶋喜作	下士 与力(有賀内記) 当主	慶								
1066	伊藤十太夫	下士 与力(有賀内記) 当主	慶								
1067	荒川喜代太	下士 与力(有賀内記) 当主				坂					
1068	水野清次郎	下士 与力(有賀内記) 当主				坂					
1069	吉江尊太郎	下士 与力(有賀内記) 当主				坂					
1070	江上音之助	下士 与力(有賀内記) 当主			高	坂					
1071	矢野九兵衛	下士 与力(有賀内記) 当主	慶								
1072	久連松助藏	下士 与力(有賀内記) 579 当主	慶								
1073	吉市伝太郎	下士 与力(有賀内記) 688 当主	慶								
1074	成田逸平	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶								
1075	成田半五郎	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶			横					
1076	和田茂右衛門	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶								
1077	和田敬之助	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶								
1078	大井祐八郎	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶								
1079	溝江外吉	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶			坂					
1080	林辰之丞	陪臣 本多内蔵助家来 当主	慶			坂					
1081	水戸守庄右衛門	陪臣 狛木工家来 当主	慶								
1082	秋山七左衛門	陪臣 狛木工家来 当主	慶								
1083	屋部助右衛門	陪臣 狛木工家来 当主	慶								
1084	藤井久右衛門	陪臣 狛木工家来 当主	慶								
1085	加藤太兵衛	陪臣 菅治大学家来 当主	慶								
1086	福岡八郎右衛門	陪臣 本多隆家来 当主	慶			横					
1087	山内竜之助	陪臣 松平庄兵衛家来 当主	慶								
1088	天野篤右衛門	陪臣 本多隆家来 当主	慶								
1089	加藤清兵衛	陪臣 本多隆家来 当主	慶								
1090	吉田祐八	陪臣 酒井波門家来 当主	慶								
1091	菅野次兵衛	陪臣 酒井波門家来 当主	慶								
1092	岩井弥右衛門	陪臣 有賀内記家来 当主	慶								
1093	木村重太夫	陪臣 有賀内記家来 当主	慶								
1094	金河八郎右衛門	陪臣 有賀内記家来 当主	慶								
1095	木村原藏	陪臣 有賀内記家来 当主	慶								
1096	相谷弥右衛門	陪臣 酒井外記家来 当主	慶								
1097	山崎百助	陪臣 酒井外記家来 当主	慶								
1098	難波渡右衛門	陪臣 芦田内匠家来 当主	慶								
1099	吉田次郎右衛門	陪臣 稲葉小四郎家来 当主	慶								
1100	吉田七次夫	陪臣 稲葉小四郎家来 当主	慶								
1101	石黒佐次右衛門	陪臣 石黒佐次右衛門家来 当主	慶								
1102	賀藤専兵衛	陪臣 菅治藤石衛門家来 当主	慶								

No.	姓名	家格・身分	職階	兵学	居合	劍術	柔術	弓術	砲術	馬術	ほか
1001	村田新八	中士 番士(大番) 当主									
1002	山田安之丞	中士 番士(大番) 師子弟	慶								師
1003	高島鎌之助	中士 番士(書院番) 師子弟	慶								師
1004	鵜飼喜太郎	中士 役番外 師子弟		明		横					師
1005	伊藤助十郎	中士 番士(大番) 当主			高						師
1006	落谷文右衛門	中士 番士(留守番) 当主			高						師
1007	真谷川彦六	中士 番士(大番) 師子弟									師
1008	宇都宮五郎助	中士 番士(大番) 当主				出					師
1009	岡平太夫	中士 番士(大番) 当主	中								師
1010	奥山助右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1011	塚谷六右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1012	粹 四郎作	下士 与力(船木工) 1011 当主	慶			坂					
1013	丹羽十兵衛	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1014	佐藤五作	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1015	吉江惣左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1016	伊藤彦八	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1017	湯浅甚左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1018	嶋瀬東右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1019	梶川清助	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1020	磯松幸助	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1021	畑又左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1022	粹 小三郎	下士 与力(船木工) 1021 当主	慶								
1023	屋代二百平	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1024	養子 佐之助	下士 与力(船木工) 1023 当主	慶			坂					
1025	松浦衛茂七	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1026	森藤十郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1027	養子 新八	下士 与力(船木工) 1026 当主	慶								
1028	安井藤太夫	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1029	岩崎孫右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1030	尾崎捨一	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1031	水間保介	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1032	依田鉄三郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1033	高橋多次郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1034	養江新左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1035	山田小十郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1036	吉田源八	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1037	松山市藏	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1038	屋代源五右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1039	依田官左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1040	磯谷要右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1041	慶徳安太夫	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1042	寺本仲三郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1043	名越小八郎	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1044	岡田長兵衛	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1045	山岡与三右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1046	次男 左太夫	下士 与力(船木工) 1045 当主	慶								
1047	成見七郎右衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1048	小嶋郷左衛門	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1049	岩路彦太夫	下士 与力(船木工) 当主	慶			坂					
1050	岩路彦太夫	下士 与力(船木工) 当主	慶								
1051	粹 新太郎	下士 与力(船木工) 1050 当主	慶								

松平試農場のリンゴ栽培

田川 雄一*

はじめに

1. 松平試農場の概要
2. 福井城址時代のリンゴ栽培
 - (1) 明治前期の県内リンゴ栽培の概況
 - (2) 栽培方法と品種
 - (3) 収穫量の推移
 - (4) リンゴ栽培の挫折
3. 細呂木村時代のリンゴ栽培
 - (1) リンゴ栽培の再開
 - (2) その後の状況

おわりに

はじめに

私は、令和3年6月～8月に、松平文庫テーマ展34「お城のあとが果樹園に！～松平試農場の記録と蔵書～」を担当した¹⁾（画像1）。坂井高等学校（旧坂井農業高等学校）で60年以上にわたり保管されてきた松平試農場関連の資料が、令和2年度に当館へ寄贈されたことがきっかけである²⁾。これらと松平文庫の資料を合わせて展示し、松平試農場の沿革や功績、農作物の特徴などを紹介した。

展示の見学者や、取材に訪れた新聞記者の反応をみると、特にリンゴ栽培への関心が高かった。明治時代に福井県内でリンゴ栽培が盛んだったことに意外性を感じるのであろうか。あるいは『新修福井市史』などに掲載されている、松平春嶽のセイヨウリンゴにまつわるエピソードなどが影響しているのかもしれない³⁾。

松平試農場に関する先行研究としては、小林健寿郎氏の『越前松平試農場史』⁴⁾があるが、特定の果樹に焦点を当てて書かれた著書や論文は見当たらない。本稿では、松平試農場のリンゴ栽培に焦点を当て、その全体像を明らかにすることを目的とする。以下、1では松平試農場の概要について述べ、2、3でリンゴ栽培について考察する。2は福井城址時代（1893～1921）、3は細呂木村時代（1921～1956）と、便宜上2つの時期に分けた。扱う資料は、当時の帳簿や日記、出版物を中心としている



画像1 展示ポスター

* 福井県文書館企画主査

が、比較検討のために他県の事例や統計なども参照した。

1. 松平試農場の概要

『越前松平試農場史』によると、越前松平家18代当主の松平康莊⁵⁾（画像2）は、農業の振興を立国の柱に据えようとした祖父春嶽の意志を受け継ぎ、明治22年（1889）にイギリスのサイレンセスター王立農学校に留学した⁶⁾。最先端の知識を吸収し、帰国後の明治26年、旧福井城内に松平試農場を創設。このときの志について、「農事試験成績 第壹報」（明治36年）の緒言では、「薄志^{いとも}ト雖精神ヲ農界ニ投シ、弱行ト雖微力ヲ農業ニ貢献センコトヲ決意シ」と述べている⁷⁾。



画像2 松平康莊

明治39年には園芸伝習所を併設し、大正9年（1920）に閉鎖されるまで13期にわたり園芸技術者142名を世に送った⁸⁾。明治43年の日英博覧会では、康莊の英文論文『カキの栽培』⁹⁾に名誉賞が授与された。大正4年には場内で大礼記念農事功労者表彰・農産品評会¹⁰⁾を開催し、来場者は3万人を超えたとされている。

大正10年（1921）、県からの要請を受け入れて旧福井城本丸を県庁移転敷地として無償貸与することになり、細呂木村山室（現あわら市）に移転した¹¹⁾。移転後も農産物の栽培や研究は続けられ、県立坂井農学校（現坂井高等学校）の生徒との交流も行われた¹²⁾。

戦後は、昭和23年（1948）の福井地震による農場建造物の倒壊や、台風による果樹園の被害が大きく経営困難となった。そして昭和31年に県立坂井農業高等学校福松農場として同校同窓会に譲渡され、63年間の歴史に幕を閉じた。なお本稿では、松平試農場が旧福井城内にあった時期を「福井城址時代」（1893～1921）、細呂木村山室に移転してから閉場するまでの時期を「細呂木村時代」としている（表1）。

表1 松平試農場年表

年代	事項	
明治26年（1893）	旧福井城内に松平試農場を創立	↑ 福井城址 時代
明治36年（1903）	「農事試験成績 第壹報」を発行	
明治39年（1906）	松平試農場内に園芸伝習所を併設	
明治43年（1910）	日英博覧会に論文『カキの栽培』を出品	
大正4年（1915）	大礼記念農事功労者表彰・農産品評会の開催	
大正10年（1921）	松平試農場、坂井郡細呂木村（現あわら市）に移転	↑ 細呂木村 時代
昭和5年（1930）	松平康莊死去（享年64歳）	
昭和23年（1948）	福井地震により松平試農場の建造物倒壊	
昭和31年（1956）	松平試農場を坂井農業高校同窓会に譲渡	

2. 福井城址時代のリンゴ栽培

(1) 明治前期の県内リンゴ栽培の概況

まずは明治前期の福井県のリンゴ栽培の状況について概観する。福井県でリンゴ（セイヨウリンゴ）の栽培が始まったのはいつ頃であろうか。内務省勸業寮がリンゴ苗木の全国配布を行ったのは明治7年（1874）以降であるが、明治9年1月10日付の県（当時は敦賀県）の報告によると、配布された果樹7種（ナシ、サクランボ、アンズ、スモモ、モモ、ブドウ、リンゴ）の苗木について「各種損傷ナク生長シ蔓条ヲ発スル」との記述がある¹³⁾。したがって遅くとも前年の明治8年には県内でリンゴ栽培が開始されていたと推測される¹⁴⁾。

では、福井県のリンゴ栽培は順調に進んだのであろうか。松平試農場発行の「農事試験成績 第壹報」（画像3）に、当時のリンゴ栽培について興味深い記述があったので、引用する¹⁵⁾（句読点は筆者により追加、以下の資料も同様）。

元来苹果ハ吾地方ニ於テ嘗テ好事者ニ依リテ広く試植セラレタルモ、其栽培ノ方法ヲ知ラサリシカ為メニ自然ニ放任シテ手ヲ加エシコトナク、徒ラニ条枝ヲ繁茂セシメ、或ハ害虫ノ食餌ニ供シ、更ニ結果ヲ見ルニ至ラス。遂ニ苹果ハ吾地方ニ適セサルモノナリト誤解シ終リス。然レトモ素ト苹果ハ高等ナル果樹ニシテ従テ夫レ丈ケノ技術ヲ施スニアラサレハ天真ノ好果ヲ結ハサルモノ、苹果ニハ苹果ノ栽培法アリテ存ス。（中略）只北海道及ヒ奥羽地方ニ於テハ殆ント苹果園ヲ自然ニ放任スルモ尚良ク充分ノ結実アルノ事実ニ付テ疑惑ヲ生スヘキモ、彼ノ地ノ風土最モ苹果ニ適スルノ地利アルニ依ルト解ス可シ。

元来、福井県ではリンゴの栽培方法が知られておらず、自然放任し、手を加えることをしなかった。その結果、いたずらに枝を繁茂させたり、害虫の被害を受けたりしていた。自然放任でも十分に結実した北海道や東北地方とは違い、比較的温暖な福井県ではリンゴ栽培はなかなかうまくいかなかったようである。

『福井県史』（資料編17 統計）によると、県内リンゴ栽培について、明治18年（1885）に925貫の収穫高が計上されているが、以降は明治38年まで記録がない。おそらく「農事試験成績 第壹報」に書かれているように、明治前期にリンゴ栽培は試験的には広く行われたが、ほとんど定着していなかったのであろう。

しかし、松平試農場はリンゴは「高等ナル果樹」で、「苹果ニハ苹果ノ栽培法」があると指摘している。「農事試験成績 第壹報」からさらに引用する¹⁶⁾。

実ニ吾ガ地方ト雖、剪定ニ、除害ニ、其他栽培ノ法ニ留意セハ、充分ニ苹果ヲ結実セシメ得ヘキハ、本場ノ実験ニ依リテ証明スル処ナリ。吾地方ハ苹果の天恵範囲内ニアルヲ知レリ。苹果ハ吾地方ニ於テ最モ有利ナル、且将来最モ有望ナル果樹ノ一ナルヲ認ムル所ナリ。思フニ其種類ヲ撰



画像3 農事試験成績 第壹報

ミ栽培ノ方法ニ注意セハ、今日不適當ナリト称セラル、暖国地方ニ於テ将来苹果ノ産額ヲ見ルニ至ラン乎。

松平試農場は、福井県のような温暖な地域であっても、適切な品種を選び、栽培方法を工夫すれば十分に結実することを実験によって証明した。さらに、苹果を「将来最モ有望ナル果樹」として高く評価している。では、具体的にはどのように栽培方法を工夫し、どんな品種を選んだのであろうか。

(2) 栽培方法と品種

松平試農場で初めてリンゴの苗木植え込みを行ったのは明治28年(1895)であるが¹⁷⁾、栽培方法が確立したのは「農事試験成績 第壹報」を発行した明治36年頃と思われる。まずは本資料から、特にリンゴ栽培において最も重要な作業といわれる剪定方法に関する工夫をみていこう¹⁸⁾。

剪定ノ方針ハ主枝ヲ三本或ハ四本トシ、主枝ヨリ配置良ク横枝ヲ出シ、横枝ニ多数ノ枝梢ヲ附シ、中空ノ円柱形、或ハ上向半球形ヲナサシムルヲ目的トス。高サハ凡ソ一丈ニ留メ、枝張ノ直径ハ一丈二尺ニ達セシム(植込株距ハ二間正方向隔ナレトモ、実際狭隘ニ過キテ損失アルヲ知リタルヲ以テ爾後ノ植込ハ二間半正方向隔ニ改メタリ)。剪定ニ使用スル器具ハ、剪定者一人ニ付高九尺ノ双脚梯一挺、剪枝鋏一挺、小鋸一挺ナリ。

剪定の方針は主枝を3~4本とし、横枝を配置良く仕立て、樹形は中空の円柱形あるいは上向半球形をなすことを目的とする。樹高は3メートルにとどめ、枝張の直径は3.6メートルに達するようにする。作業は、高さ2.7メートルの脚立と剪定ばさみを用いて行うとのことである。少しあとの時代になるが、松平試農場の剪定作業の写真からも、その様子を確認できる¹⁹⁾(画像4)。

このような剪定方法は「^{はいじょう}盃状仕立」とよばれ、当時は「最モ安全ナル整枝法」と高く評価されていた²⁰⁾。また、明治39年に撮影された松平試農場のリンゴ園の写真²¹⁾(画像5)をみると、木の高さが低く、狭い間隔で均等に並んでいる。これはカンデラブル仕立という樹形で、このことから松平試農場は、生産性や作業効率向上を目的とした高密度栽培にも取り組んでいたことがわかる²²⁾。



画像4 剪定作業



画像5 リンゴ園

次に、松平試農場で栽培されたリンゴの品種についてみていこう。明治7年以降、内務省勸業寮が全国にリンゴの苗木を配布したが、その品種は多種多様であった。「農事試験成績 第壹報」によると、松平試農場では明治36年の時点では21種もの品種を栽培していたことがわかる。その中で、「最モ良ク此ノ地方ニ適シ其優逸ナルコト他種ト同日ノ比ニアラサルヲ認ム」品種として、「紅玉」と「甘露」の二種を挙げている。

「紅玉」は、アメリカ原産で日本には明治4年に導入された品種で、いわゆる「明治七大品種」の一つである²³⁾。昭和初期には「国光」と並んで全国的に主力品種として定着した。戦後は新品种の登場や価格の低下により生産量を大きく減らしたが、現在はアップルパイなどの製菓用として再び生産量が増えている。

松平試農場は早い段階から「紅玉」の普及に力を入れていたようで、明治34年10月21日の日誌には、「苹果紅玉ノ苗木六十六本ヲ各郡農会へ配布シタ」との記録がある²⁴⁾。

なお、**画像6**は明治39年に撮影された松平試農場の「紅玉」の苗木である²⁵⁾。

「甘露」については、どのような品種かはほとんどわかっていない。青森県板柳町が運営するウェブサイト「ヴァーチャルリンゴ博物館」をみると、アメリカ原産のトルーマンスウィートという黄色いリンゴの和名として紹介している²⁶⁾。しかし「農事試験成績 第壹報」によると、「甘露」について「果色ハ条紅ヲ負ヒ」と書かれているので、おそらくトルーマンスウィートとは別の品種であろう。

「農事試験成績 第壹報」には、「紅玉」と「甘露」以外の19品種についても、その特徴や成果が書かれている。中には「劣等種トス」「栽ユヘキモノニアラス」と評価されたものもあり、適正品種を見定めるための努力がうかがえる。先に紹介した剪定方法も、多くの失敗を経てたどりついた方法であろう。このように松平試農場では、試行錯誤を繰り返し、福井県の気候に合ったリンゴの栽培方法を確立してきたのである。なお、明治42年時点では、試農場のリンゴ園の面積は1町1反となり、全耕地面積（約4町）の25%以上を占めるほどであった²⁷⁾。

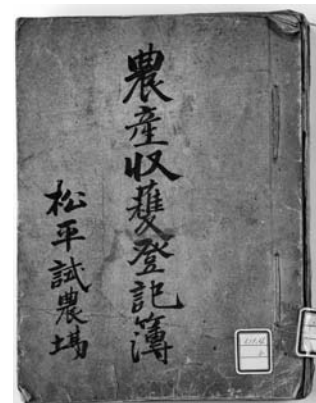
(3) 収穫量の推移

ここでは「農産収穫登記簿」²⁸⁾ (**画像7**)を用いて、松平試農場のリンゴ収穫量の推移について考察していきたい。本資料は、明治31年度(1898)～大正10年度(1921)にかけての農産物収穫量を原簿から転記したものである(明治36年度の果樹収穫量は、事務所火災²⁹⁾による原簿焼失のため欠)。

この中からリンゴ収穫量のみ抜粋し、整理したものが**表2**および**表3**である。明治35年度までは個数表記であり、以降は重量表記であるため、便宜上表を2つに分けた。リンゴの品種については、「明治七大品種(紅魁・祝・紅玉・柳玉・紅紋・倭錦・国光)」に、「甘露」、「小錦」、



画像6 紅玉苗木(右:拡大図)



画像7 農産収穫登記簿

「景岳」、「日本林檎」（日本で江戸時代以前から栽培されていた、いわゆる和リンゴ）を加えた計11種に絞り、それ以外は「その他」とした。なお、「小錦」と「景岳」は明治42年時点で「成績佳良」に指定されていた品種である³⁰⁾。

まずは全体的な収穫量の推移をみると、明治30年代から40年代にかけて順調に増加し、明治末期から大正初期にかけてピークを迎えていることがわかる。大正4年度以降、収穫量は激減し、大正10年度にはついにゼロになってしまうが、その要因については次節で取り上げることにする。

次に、品種に注目してみよう。前節でみたように松平試農場では、明治七大品種の中でも特に「紅

表2 松平試農場のリンゴ収穫量（明治31～35年度） 単位（個）

年度	紅魁	祝	紅玉	柳玉	紅絞	倭錦	国光	甘露	小錦	景岳	日本林檎	その他	合計
明治31													100
32													165
33													3,600
34	222		2,750	368		406		722			3,813	1,992	10,273
35	302		1,610	215		612	140	1,493			注	3,505	7,877

注) 明治35年度の「日本林檎」は、全体の個数とは別に88貫との記載がある。

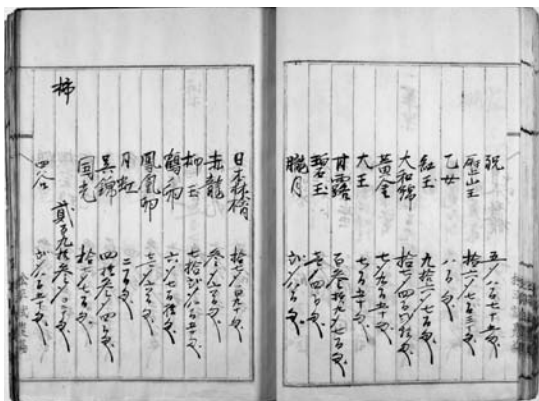
表3 松平試農場のリンゴ収穫量（明治37～大正10年度） 単位（貫）

年度	紅魁	祝	紅玉	柳玉	紅絞	倭錦	国光	甘露	小錦	景岳	日本林檎	その他	合計
明治37	18.6		36.6	52.5		33.5	6.9	50.0			11.5	91.0	300.6
38	6.8	0.4	39.9	14.7				66.4			37.3	17.2	182.7
39	35.1	5.9	96.7	72.9		43.4	17.7	139.7			17.2	70.2	498.8
40	24.0	14.7	32.2	37.8		15.3	16.5	161.4			40.8	25.8	368.5
41	43.8	37.4	157.8	86.1	4.3	64.4	23.8		252.0	36.3	38.3	15.6	759.8
42	52.6	35.1	287.2	12.4	3.2	15.9	12.0		215.1	17.7	38.9	19.8	709.9
43	39.7	79.6	254.2	97.4	10.3		10.0		214.8	26.2	54.7	43.6	840.5
44	27.4	47.6	332.1	81.4	0.8	12.7	12.8		335.6	27.3	38.1	15.0	930.8
大正1	33.0	35.3	204.6	46.4	2.0		20.0		213.8	8.3	32.6	13.1	609.1
2	17.7	46.8	164.9	23.3	3.2	1.0	22.0		286.8	11.5	17.9	41.6	636.7
3	27.8	149.5	333.6	44.6	3.0	0.8	57.0		542.5	19.2	31.5	35.3	1244.8
4	4.5	12.3	21.0	0.8			4.3		48.7	1.5	21.1	5.9	120.1
5	10.6	28.9	75.5				8.4		202.2	0.8		10.7	337.1
6	5.2	16.7	87.3				6.6		222.1		3.0	11.7	352.6
7		4.0	6.9						38.9				49.8
8		13.5	49.7						67.4				130.6
9									1.4				1.4
10													0.0

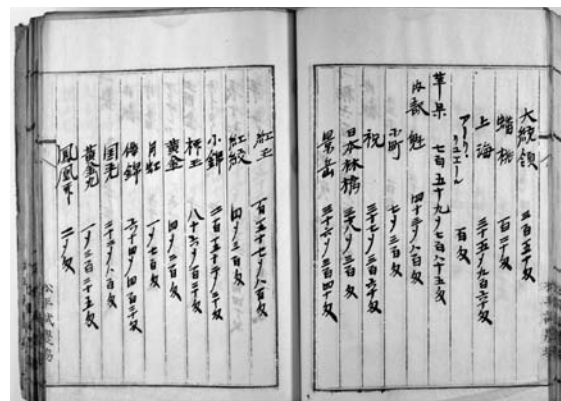
玉」を重視しており、明治30年代から一貫して高い収穫量を誇る。「紅玉」と並んで明治30年代の主力品種であったのが「甘露」である。しかし、明治41年度の記録から突然姿を消してしまった。

その代わりに登場したのが「小錦」という品種である³¹⁾。収穫時期や、収穫量の傾向、帳簿に記載されている順番を比較すると、「甘露」との共通点が多い³²⁾（画像8、9）。当時は品種名を改めることがあったので、「甘露」を「小錦」に改名した可能性はあり得る³³⁾。

最後に「景岳」という品種を取り上げてみよう。「小錦」と同じく明治41年度から登場した品種である。幕末の福井藩士である橋本左内の号と同じ名称であるが、残念ながら関連性はわからない³⁴⁾。収穫量はそれほど多くはないが、「松平試農場一覧」では、「紅玉」や「小錦」らとともに「成績佳良ナル重要果樹種類」に挙げられている。



画像8 明治39年のリンゴ品種（部分）



画像9 明治41年のリンゴ品種（部分）
※「甘露」が消え「小錦」が出現する

ここで、松平試農場が福井県のリンゴ栽培に与えた影響について考察してみよう。明治36年の第5回内国勸業博覧会に、松平試農場からはリンゴをはじめとする数々の農産物が出品された³⁵⁾。このときのリンゴの「出品解説書」には以下のような記述がある³⁶⁾。

本県、苹果ノ適地ナルヲ公示スルニ至レリ。是レニヨリテ、当福井市現今ノ需要ハ当松平試農場ノ産ヲ以テ供給シテ余リアリ。尚、本県下農家ニシテ苹果ヲ植込ムモノ、年ヲ追フテ続出スルノ成果ヲ収メ得タリ。

松平試農場の成功を受けて、福井県内でもリンゴ栽培を始める農家が続出したことが書かれている。当時の県内の果樹園の例として、坂井郡（現坂井市）の晩成園を紹介しよう。創業者の山田敏は、一本田の自邸裏に1町歩の広大な果樹園を開いて、「紅玉」や「晩成子」（＝「国光」）などのリンゴを栽培し、明治42年頃には福井県の「特産リンゴ」として、その名を全国に広めたという³⁷⁾。なお、昭和23年（1948）に山田敏から晩成園を譲り受けた伊藤一意は、松平試農場の技師であった³⁸⁾。

松平試農場が県内のリンゴ栽培に与えた好影響は、統計データからも読み取れる。図は、明治40年度～大正10年度までの、松平試農場と福井県のリンゴ収穫量の推移を比較したものである。これを見ると、松平試農場でリンゴ栽培が盛んであった明治末期から大正初期にかけて、やはり福井県全体で

も収穫量を大きく伸ばしていることがわかる。収穫量が2万貫（=75 t）を超えた大正4年度は、全国でも15位となり、まさに当時は福井県のリンゴ栽培の全盛期であった³⁹⁾。なお参考までに、令和2年度における福井県のリンゴ収穫量は約12 tで、全国37位である⁴⁰⁾。

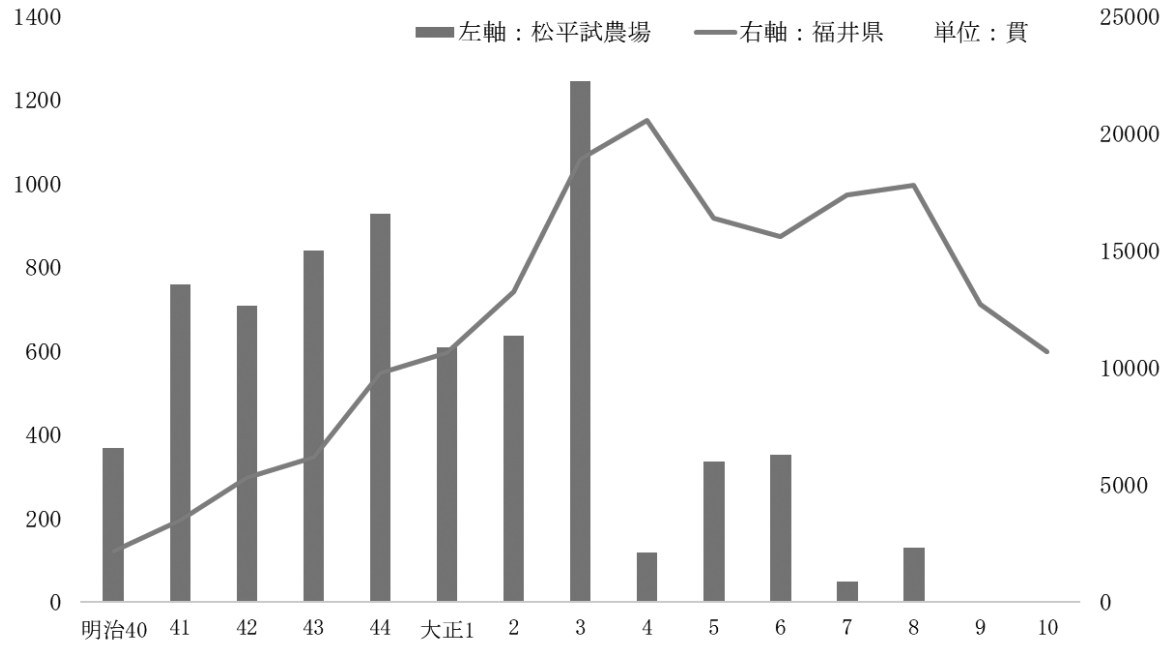


図 松平試農場と福井県のリンゴ収穫量の推移

注) 「農産収穫登記簿」および「福井県史統計データセット」(福井県文書館)より作成

(4) リンゴ栽培の挫折

明治末期から大正初期にかけてリンゴ栽培のピークを迎えた松平試農場であったが、大正4年度以降収穫量が激減し、大正10年度にはゼロとなってしまふ。この要因について探っていこう。

松平試農場の技師で山田惟正という人物がいる。園芸伝習所の所長や県農会の試験場長を務め、福井県の農業、特に園芸作物の発展に貢献した人物である。『福井県農会報』(大正14年4月号)に、彼の寄稿した記事が掲載されているので引用する⁴¹⁾。

本県の苹果は、綿虫の襲撃に因り敗滅の歴史を以て終て居る。其後殆んど十年、再び苹果の復興を謀る人もないのである。本場も以前は苹果栽培に重きを置て居たけれども、綿虫と戦て勝つ事を得ず残念ながら終に降伏した。勿論本県に限らず暖地の苹果栽培は一様に綿虫の為めに之(亡か)ほされたのである。本県に於ける苹果栽培は元より東北地方の如き好結果は望み得難きも、二三の品種を撰て栽ゆれば結構に結実して充分企業の利益を収め得べきを知るを得たるに、実に惜むべき事である。苹果樹に対する病虫害の恐るべきものは少なくない。凡そ皆方法を尽して何ふにか防く事を得れとも、独り綿虫のみは駆除の方法がない。数種の法はあれとも暖地に於ける彼れの繁殖力に抵抗して能く経済的に防き得る方法かない為めに、止むを得ず兜を脱いて時期の至るを待つたのである。

この記事で述べられているように、松平試農場のリンゴ栽培は、「綿虫」によって挫折した。温暖地域における繁殖力が強く、駆除の方法がないとのことである。

「綿虫」とはリンゴワタムシのことで、アブラムシ科の害虫である。体が白い綿状の物質で覆われ、根や枝の切り口、幹の裂け目などに寄生する。寄生部はこぶ状に膨らみ、樹勢が衰え、果実の発育が抑えられてしまう。北海道や東北地方では明治30年代から大量発生し、その被害に苦しめられてきたが⁴²⁾、福井の松平試農場で初めてリンゴワタムシの発生を確認したのは、明治44年9月2日のことであった。試農場の「雑日記」⁴³⁾ (画像10) から引用する。

苹果綿虫発見 今朝松尾氏場内ヲ巡視中、二ノ丸栗ノ木下、景岳五年木ニ於テ綿虫ヲ発見ス。直チニ種樹ヲ焼却シ、尚他ノ二樹ヲ燻蒸シ、是レ一大事ニ付、本時刻ヨリ綿虫撲滅係ヲ置キ、農夫仲山仁作ニ之レヲ命シ、直チニ全苹果ニ付テ巡検駆除ニ着セシハ、三ノ丸四年木ニ於テ七本ノ被害樹ヲ発見ス。

寄生された樹を直ちに焼却し、隣接する二本の木を燻蒸、さらに「綿虫撲滅係」を置いて全樹の点検・駆除を行うなど、迅速な対応をしていることから、リンゴワタムシに対する恐怖と警戒感が読み取れる。

「雑日記」によると、その後も継続して対策を行っていたようで、大正4年の6月には、毎日のようにリンゴワタムシ駆除に奔走する様子が記録されている (画像11)。しかし、その後もリンゴワタムシによる被害は拡大していったようで、大正4年以降、「祝」「景岳」「紅玉」など、主力品種の伐採の記事が目につくようになる⁴⁴⁾。そして

大正10年になると、「苹果樹伐採」の記事が連日のように登場する⁴⁵⁾。おそらくこの頃までに、松平試農場のリンゴ樹はほとんど伐採されてしまったのであろう。

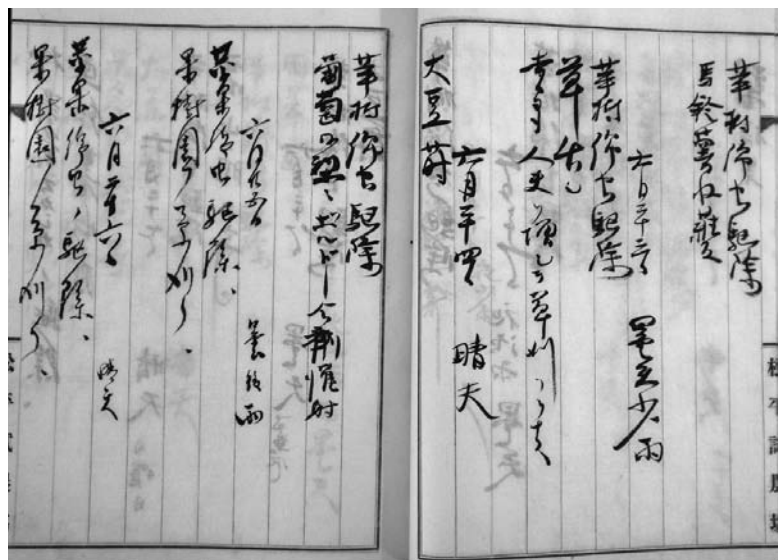
なお、福井県全体のリンゴ栽培もこの時期から衰退し始める。

『福井県史』の統計によると、大正10年度の県内のリンゴ収穫高は1万貫を超えていたが、翌11年度には約5,000貫、12年度

には約3,000貫と減少し、大正15年度以降は1,000~2,000貫台となっている。全国的にはこの時期はむしろ増加傾向となっているので、リンゴ栽培における福井県の地位は相対的に低下していったといえよう⁴⁶⁾。



画像10 雑日記



画像11 大正4年6月の雑日記 「苹果(樹)綿虫駆除」の文字がみえる

3. 細呂木村時代のリンゴ栽培

(1) リンゴ栽培の再開

大正10年（1921）、福井城址を県庁敷地として無償提供するため、松平試農場は細呂木村山室（現あわら市）に移転した。この年から、試農場が閉場する昭和31年（1956）までを「細呂木村時代」として、「福井城址時代」と区別してみたい。

細呂木村への移転作業の様子が書かれた「移転工事中山室農場日誌」⁴⁷⁾によると、大正10年10月8日の記録に、「綿虫ニカカラザル苹果二十四本植込ミ」とある。さらに12月15日の記録には、紅玉苗木12本の植え込みを行ったともあるので、移転直後からリンゴ栽培を再開していたことがわかる。

ところで、福井城址時代に苦しめられたリンゴワタムシへの対策はどうであったのだろうか。前掲の『福井県農会報』（大正14年4月号）によると、山田技師はリンゴワタムシの駆除剤について、今後の展望を述べている⁴⁸⁾。

然るに昨年秋田県農事試験場より、綿虫駆除の良薬に付て福音か発表せられた。夫れは米国の輸入品なるブラックリーフと名付けられたる硫酸ニコチンを濃度に含有すへき駆除剤である。（中略）本場も甚た喜びを以て之れを迎へて直ちに実験に着手したのである。適当なる試料かなりし為めに、非常に猛烈に発生して全樹白化し既に棄却されて居る樹を漸く得て試験した。余り過激の虫勢であるか為めに完全に全滅する事は得さりしも、二回の実験に依りて確実に卓効ある事を認めて大いに喜んだのである。若し新たに苹果園を開いて、常に注意を怠らすして綿虫の発生初期に乗して局部に於て懇ろに此の駆除を行ふとせば、必ず能く綿虫の蔓延を防ぐを得へしと確信したのである。苹果栽培は復活してもよい様である。大栽培は未だ安心すへからさるも、時々綿虫の襲来を覚悟して其場合善処し得るへき丈けの程度に苹果を栽培し初むるは時期の到来と見るへき様である。

山田技師によると、アメリカから輸入したブラックリーフとよばれる硫酸ニコチンを含んだ駆除剤を用いれば、リンゴワタムシの蔓延を防ぐことができる。松平試農場における2回の実験の結果、確実に効果があることが実証されたとのことである。

残念ながら試農場側の資料からはこの実験についての記録は見当たらないが、ともあれリンゴワタムシへの対策は進められていたようである。なお現在、硫酸ニコチンは毒物に指定されており、農薬としての使用が禁止されている⁴⁹⁾。

では、当時の記録から、移転後のリンゴ栽培の実態をみていこう。大正11年度～15年度の「生産物販売簿」⁵⁰⁾（画像12）から、リンゴの販売記録を抜粋したものが表5である。

これまで扱った収穫量の記録とは違い、「販売量」の記録ではあるが、大いに参考となる資料である。大正12年度までは、「日本林檎」を除いて販売実績はないが、翌13年度になると、10月4日に「小錦」0.5貫を販売した記録がみえる。これが移転後、初めてのセイヨウリンゴの販売記録である。その後大正15年度には「紅玉」の販売もみられるようになる。大正10年12月15日に植え込みした12本の苗木が結実したのかもしれない。



画像12 生産物販売簿

表5 松平試農場のリンゴ販売量（大正11～15年度） 単位：貫

年度	紅玉	小錦	日本林檎	合計
大正11				0.0
12			0.4	0.4
13		0.5	6.9	7.4
14		5.0	26.8	31.8
15	9.5	20.8	25.5	55.8

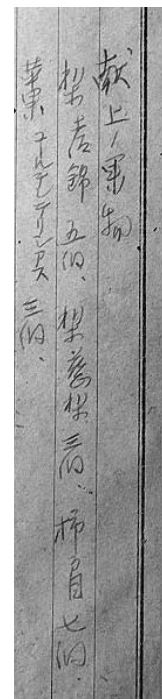
このように、松平試農場は、移転後の早い段階でリンゴ栽培を再開し、大正13年度以降には収穫・販売も本格化していたことがわかるが、福井城址時代と比較すると、量・種類とも大きく減少している。耕地面積についても昭和23年時点で1反4畝20歩と、かなり縮小されている⁵¹⁾。細呂木村時代において、果樹栽培の中心はナシやカキに移行しており⁵²⁾、リンゴについては山田技師の言うように、「ワタムシの襲来があっても善処できるだけの程度」に栽培を続けていたようである。

(2) その後の状況

昭和期の販売簿がほとんど確認できていないため、昭和初期～戦前のリンゴの販売実績についてはよくわかっていない。昭和21～27年度の販売簿が残されていたが、この時期には「小錦」は継続して販売されているものの、「紅玉」はみられず、代わりに「ゴールデンデリシャス」という品種が新たに登場する。

この品種はアメリカ原産で、日本へは大正12年（1923）に導入された。果皮は黄色で、「つがる」や「王林」「ジョナゴールド」「シナノゴールド」など多くの優良品種の親品種でもある⁵³⁾。なお、昭和22年（1947）10月の昭和天皇行幸の際、松平試農場はこのゴールデンデリシャスを献上している⁵⁴⁾（画像13）。

松平試農場は昭和31年（1956）に閉場、坂井農業高校同窓会に譲渡され、福松農場となった。さて、リンゴ栽培は継続していたのであろうか。『坂井農業高校五十年史』に昭和44年（1969）の福松農場平面図が掲載されているが、ナシ園やブドウ園などの記載はあるものの、リンゴ園の記載はない⁵⁵⁾。それ以降も福松農場でリンゴが栽培されていたという記録はない。おそらく昭和30～40年代に、松平試農場（福松農場）のリンゴ栽培は終焉を迎えたようである。



画像13 事務雑記（部分）

おわりに

ここまで、松平試農場のリンゴ栽培に焦点を当て、その歴史を述べてきた。明治28年に始まったリンゴ栽培は、明治30年代には栽培方法の確立や、福井県の気候に適した品種の選定に至る。その成果は県内にも広く知られるところとなり、明治40年代～大正初期には松平試農場、そして福井県のリンゴ栽培の全盛期を迎えることになる。しかし大正期からはリンゴワタムシの被害が著しくなり、大正10年には松平試農場のリンゴ樹は全滅してしまう。それでも移転後に再開し、規模を縮小しながらも

収穫・販売を続けていたことがわかる。

今回の研究を通して、松平試農場のリンゴ栽培についてある程度の全体像を明らかにすることができた。しかし、まだまだ疑問に残る部分が多い。例えばリンゴの品種について、「甘露」と「小錦」の関係や、「景岳」の由来などは明らかにできていない。またリンゴ栽培衰退の要因をリンゴワタムシによる被害と結び付けて論じたが、果たしてこれだけが要因だったのだろうか。生産効率性、価格、他の果樹との兼ね合いなど、他にも要因があったのではないか。

資料の扱いについても不十分である。例えば今回扱った「雑日記」や「事務雑記」は、先行研究で既に紹介された部分を中心である。これら日記・日誌類をもっと深く読み込んでいくことで、今回明らかにされてこなかった新たな事実が浮かび上がってくるかもしれない。今後の課題としたい。

最後に、展示や本稿を通して、松平試農場について少しでも関心を持っていただけたら幸いである。参考資料として、「デジタルアーカイブ福井」で画像閲覧ができる松平試農場関連の資料をまとめたので、興味のある方はぜひご覧いただきたい。

〔付記〕本稿の作成にあたり、山谷秀明氏（元青森県りんご試験場職員）に御教示いただいた。深く謝意を表したい。

注

- 1) 松平文庫テーマ展34「お城のあとが果樹園に！～松平試農場の記録と蔵書～」(2021年6月25日～8月25日、<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/2021exhb/202106m/20210625m.html>)。URL は2022年1月14日閲覧。なお、関連企画として、ゆるっとく「福井城址でリンゴ栽培！？～松平試農場の記録より～」(2021年8月8日)、出張パネル展示「お城のあとが果樹園に！～松平試農場の歴史～」(2021年11月6日～12月22日)が開催された。出張パネル展示は交通まちづくり課主催の「福井城址秋まつり」(2021年11月7日)との連携企画として実施され、当日は300名以上の来場者があった。
- 2) 坂井高等学校(松平試農場旧蔵)文書、福井県文書館資料群番号 C0130。2020年8月に当館に寄贈された。
- 3) 『新修福井市史』1(1970年、p.114)では、松平春嶽が「幕府の総裁職をしていた文久二年(一八六二)、アメリカからリンゴの苗木を取り寄せ、江戸の別邸に植えた。慶永はその後津軽地方(青森県)がリンゴ栽培に適していることを見抜き、津軽藩にリンゴの栽培をすすめ、苗木を贈った」としている。他にも松平春嶽とセイヨウリンゴにまつわる様々な言説があるが、そのほとんどは資料的裏付けがない。詳細については柳沢美美子「福井藩巢鴨下屋敷のリンゴをめぐる」(『福井県文書館研究紀要』7、2010年)を参照されたい。
- 4) 小林健寿郎『越前松平試農場史』(越前松平家、1993年)。
- 5) 松平康荘(1867-1930)は最後の福井藩主である松平茂昭の次男。明治23年(1890)、父茂昭の死去にともない、家督を相続する。貴族院議員、大日本農会会頭などを務めた。画像2は明治期の肖像写真(松平文庫「松平試農場関係写真 松平康荘肖像」、福井県文書館資料番号 A0143-02533)。
- 6) 松平康荘のイギリス留学については、熊澤恵里子「越前松平康荘の英国留学と試農場の創設」(『地方教育史研究』34、2013年)、同「松平康荘の英国農業留学」(『英学史研究』42、2009年)などを参照されたい。
- 7) 坂井高等学校(松平試農場旧蔵)文書「農事試験成績 第壹報」、福井県文書館資料番号 C0130-00001、p.1。
- 8) 友永富「松平試農場誌(二)」(『福井の農業』216-220号、1967-68年)、p.49。
- 9) 『カキの栽培』は、図版3葉と本文46ページからなっており、緒言によると、康荘が留学中、イギリスにはカキの木がないことを知り、良い果実のカキの栽培法を紹介するためにこのテーマに選んだとある(前掲『越前松平試農場史』、p.135)。
- 10) 大正4年11月の大正天皇即位の礼を記念し、同年8月31日～9月4日に松平試農場内で開催された。県内外か

ら1,500点以上の農産物が出品され、取引開始直後から購入希望者が潮のように押し寄せたという（松平文庫「大正四年大札記念 農事表彰者・農産品評会報告」、福井県文書館資料番号 A0143-02554）。また、当時の様子を撮影した写真アルバムも残されている（坂井高等学校（松平試農場旧蔵）文書「（大正四年大札記念品評会写真アルバム）」、福井県文書館資料番号 C0130-00004）。

- 11) 国鉄金津駅（現 JR 芦原温泉駅）の東側に、細呂木村時代の松平試農場があった。現在はレンゴー株式会社（金津工場）の敷地となっている。
- 12) 例えば昭和16年（1941）7～8月には生徒14名を校外実習として受け入れ、20年4月には、果樹園の甘藷畑への転換のため、生徒の勤労奉仕を受け入れている（前掲『越前松平試農場史』、p.277・p.297）。
- 13) 農林省農務局『明治前期勸農事蹟輯録 上巻』、1939年、p.768。
- 14) 石川県では明治8年4月にリンゴなど8種の苗木の植え込みをしたとの記録がある（前掲『明治前期勸農事蹟輯録 上巻』、pp.764-765）。
- 15) 前掲「農事試験成績 第壹報」、pp.219-220。
- 16) 前掲「農事試験成績 第壹報」、p.220。
- 17) 前掲『越前松平試農場史』、p.66。
- 18) 前掲「農事試験成績 第壹報」、pp.200-201。
- 19) 松平文庫「松平試農場関係写真 剪定作業」、福井県文書館資料番号 A0143-02541。
- 20) 恩田鉄弥『実験苹果栽培法』、博文堂、1911年、pp.142-144。
- 21) 松平文庫「松平試農場関係写真 リンゴ園」、福井県文書館資料番号 A0143-02539。
- 22) 草場栄喜『果樹園芸学講義 上巻』、六盟館、1927年、pp.786-787。松平試農場では、カンデラブル仕立をリンゴのほかに梨、モモ、スモモの栽培で導入していた（前掲『越前松平試農場史』、pp.124-125）。
- 23) 青森県りんごTS導入協議会が運営するwebサイト「りんご大学」によると、特に青森県で明治時代に生産が盛んであった「紅魁」・「祝」・「紅玉」・「柳玉」・「紅絞」・「倭錦」・「国光」の7品種の総称を「明治七大品種」という（<https://www.ringodaigaku.com/main/hinshu/old.html>）。URLは2022年1月14日閲覧。
- 24) 前掲『越前松平試農場史』、p.55。
- 25) 松平文庫「松平試農場関係写真 リンゴ苗木（紅玉）」、福井県文書館資料番号 A0143-02549。
- 26) 「ヴァーチャルリンゴ博物館」、<https://www.town.itayanagi.aomori.jp/vrh/default.asp?ThisMenuID=004>。URLは2022年1月14日閲覧。
- 27) 松平文庫「松平試農場一覧」、福井県文書館資料番号 A0143-02528。
- 28) 坂井高等学校（松平試農場旧蔵）文書「農産収穫登記簿」、福井県文書館資料番号 C0130-00006。
- 29) 明治36年11月24日に松平試農場の事務室内で火災が発生、出火原因はエーテルの自然発火であった（前掲『越前松平試農場史』、pp.70-72）。
- 30) 前掲「松平試農場一覧」では、「成績佳良ナル重要果樹種類」として、リンゴでは「紅魁」、「祝」、「景岳」、「紅玉」、「小錦」、「国光」の6種を挙げている。
- 31) 前掲「ヴァーチャルリンゴ博物館」によると、「小錦」は「ジャージースティング」の和名として紹介されており、収穫時期は8月中旬～下旬となっている。しかし大正4年（1915）に発行された「松平試農場」によると、「小錦」は「晩熟種」とされている（加藤竹雄家文書「大正四年松平試農場一覧」、福井県文書館資料番号 A0052-01444）。また、大正時代の松平試農場の販売簿をみると、「小錦」は10月上旬頃に販売されている。これらのことから、おそらく松平試農場で栽培された「小錦」は、「ジャージースティング」とは別の品種ではないかと推測される。
- 32) 「甘露」も「晩熟種」とされている（前掲「農事試験成績 第壹報」、p.210）。「農産収穫登記簿」では、「紅魁」など収穫時期の早い品種は最初のほうに、「国光」など遅い品種は最後のほうに書かれていることから、おおよそ収穫時期順となっていることが推測される。
- 33) 「農産収穫登記簿」の明治40年の記録には「紅絞」の項目に「旧呉錦」との記載がある。他にも、明治30年頃までは「雪の下」とよばれた品種が、皇太子（のちの大正天皇）の成婚にあやかって、「国光」と改名された例が

- ある（梶浦一郎『日本果物史年表』、養賢堂、2008年、p.131）。
- 34) 「景岳」というリンゴの品種に関して、青森県りんごTS導入協議会や福井県農業試験場に問い合わせたが、明確な回答は得られなかった。
 - 35) 松平試農場からの出品物は、リンゴ、ナシ、モモといった果物以外にも、ソバ、カンピョウ、大麻、除虫菊粉、粳米、大麦、裸麦、大豆、杞柳、柳行李、そして書籍として「農事試験成績 第壹報」が出品された。果物類の受賞はならなかったが、「農事試験成績 第壹報」が一等賞、杞柳が三等賞、柳行李とカンピョウが褒賞を受賞した（前掲『越前松平試農場史』、pp.64-69）。
 - 36) 前掲『越前松平試農場史』、p.68。
 - 37) 高椋歴史館「文化遺産」、http://www4.fctv.ne.jp/~takakoh/product_1.html。URLは2022年1月14日閲覧。
 - 38) 伊藤一意は大正10年（1921）から松平試農場の農夫として勤め、昭和2年（1927）に技師として採用された。23年（1948）に退職すると、晩成園を譲り受けて伊藤農園として経営、ナシを中心に栽培した（前掲『越前松平試農場史』、p.311）。
 - 39) 農商務大臣官房統計課「農商統計表 第32次（大正四年）」、1917年。ちなみに大正4年（1915）のリンゴ収穫量の全国1位は青森県で、収穫量407万4,655貫と全体の55%以上を占めており、2位が北海道で118万9,831貫、3位が秋田県で40万2,522貫と続く。青森県が圧倒的なシェアを誇るのとは現在と同様である。
 - 40) 農林水産省「農林水産統計 令和2年産りんごの結果面積、収穫量及び出荷量」、2021年。
 - 41) 福井県農会『福井県農会報』第200号、1925年、pp.47-48。
 - 42) 例えば、青森県では明治30年代にリンゴワタムシが激発し、弘前藩旧士族の宅地内リンゴはほとんど伐採されたという（農山漁村文化協会編『果樹園芸大百科2 リンゴ』、2000年、pp.12-13）。
 - 43) 松平文庫「雑日記」、福井県文書館資料番号 A0143-21632。
 - 44) 例えば、大正4年7月5日に本丸内の「祝」20本の伐採、大正9年7月24日には「景岳」の掘削、同年9月29日には「紅玉」の古木伐採の記録がみられる。同年10月1日には、リンゴ樹の残りは「小錦」のみになったとの記録がある。
 - 45) 例えば、大正10年8月15日～20日にかけて、6日連続でリンゴ樹伐採の記事がみられる。
 - 46) 全国のリンゴ収穫高は、大正12年に800万貫台、13年に1,000万貫台、14年に1,500万貫台、15年（昭和元年）に2,600万貫台と右肩上がりに増加している（農林大臣官房統計課「農林省累年統計表 明治6年 - 昭和4年」、1932年）。
 - 47) 松平文庫「移転工事中山室農場日誌」。
 - 48) 前掲『福井県農会報』第200号、p.48。
 - 49) 農林水産消費安全技術センター「登録・失効農業情報」、<https://www.acis.famic.go.jp/toroku/sikkouseibun.htm>。URLは2022年1月14日閲覧。
 - 50) 松平文庫「生産物販売簿」。
 - 51) 松平文庫「事務雑記」、福井県文書館資料番号 A0143-21633。
 - 52) 昭和23年1月時点の耕地面積は、ナシ園が7反8畝22歩、カキ園が6反9畝29歩であり、この2種で全体の50%以上を占めていたが、その一方リンゴ園の占める割合はわずか3.6%程度であった（前掲「事務雑記」）。
 - 53) 果物ナビ「ゴールデンデリシャス」、<https://www.kudamononavi.com/zukan/apple/goldendelicious>。URLは2022年1月14日閲覧。
 - 54) 前掲「事務雑記」。リンゴ以外にはナシ（土佐錦、慈梨）とカキ（百日）が献上された。
 - 55) 坂井農業高等学校編『坂井農業高等学校五十年史』、1970年、p.188。

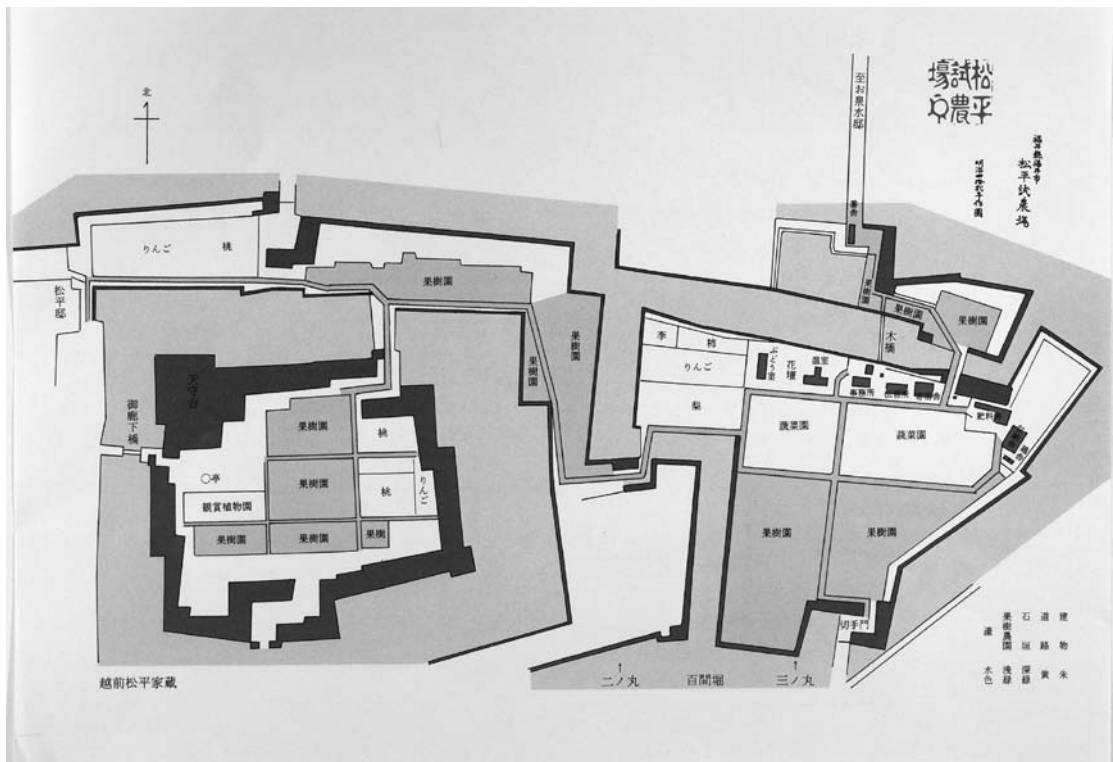
参考 デジタルアーカイブ福井で閲覧できる松平試農場関連の資料一覧 (2022年1月14日現在)

資料群名	資料名	年代	資料番号
加藤竹雄家文書	越山若水(行啓記念写真集) ※12~13コマ目	明治43年(1910)	A0052-01441
	大正四年松平試農場一覧	大正4年(1915)	A0052-01444
松平文庫	松平試農場規定	明治28年(1895)	A0143-02527
	松平試農場一覧	明治42年(1909)	A0143-02528
	松平試農場設計書	明治28年(1895)	A0143-02529
	園芸伝習所所則		A0143-02530
	移転ニ関する要書綴	大正10年(1921)	A0143-02531
	松平試農場関係写真 試農場全景		A0143-02532
	松平試農場関係写真 松平康莊肖像		A0143-02533
	松平試農場関係写真 柳行李編製講習会	明治33年(1900)	A0143-02534
	松平試農場関係写真 農産品評会	明治36年(1903)	A0143-02535
	松平試農場関係写真 試農場 華門 (明治36年第5回内国勸業博覧会賞状)		A0143-02536
	松平試農場関係写真 伝習所設立の場所地形突き作業	明治39年(1906)	A0143-02537
	松平試農場関係写真 果樹の剪定	明治39年(1906)	A0143-02538
	松平試農場関係写真 リンゴ園	明治39年(1906)	A0143-02539
	松平試農場関係写真 オオカミ写真	明治43年(1910)	A0143-02540
	松平試農場関係写真 剪定作業	大正元年(1912)	A0143-02541
	松平試農場関係写真 大札記念農産品評会華門	大正4年(1915)	A0143-02542
	松平試農場関係写真 大札記念農産品評会アルバム	大正4年(1915)	A0143-02543
	松平試農場関係写真 試農場入口(山室)		A0143-02544
	松平試農場関係写真 試農場入口(山室)		A0143-02545
	松平試農場関係写真 試農場温室(山室)		A0143-02546
	松平試農場関係写真 試農場全景(山室)		A0143-02547
	松平試農場関係写真 第一回園芸伝習所修業生	明治41年(1908)	A0143-02548
	松平試農場関係写真 リンゴ苗木(紅玉)		A0143-02549
	松平試農場関係写真 桃		A0143-02550
	松平試農場関係写真 ぶどう		A0143-02551
	松平試農場関係写真 メロン(施設栽培)		A0143-02552
	松平試農場関係写真 メロン(施設栽培)		A0143-02553
	松平試農場関係写真 大正四年大札記念 農事表彰者・農産品評会報告	大正4年(1915)	A0143-02554
	松平試農場全図		A0143-02611
	松平試農場図([明治期諸絵図]のうち)		A0143-21397-001
	松平試農場三ノ丸三十一年度夏作仕付図 ([明治期諸絵図]のうち)		A0143-21397-002
	坂井高等学校 (松平試農場旧蔵) 文書	農事試験成績 第壹報(刊行物)	明治36年(1903)
農事試験成績 第壹報(簿冊)		明治36年(1903)	C0130-00002
松平試農場名簿		昭和3年(1928)	C0130-00003
(大正四年大札記念品評会写真アルバム)		大正4年(1915)	C0130-00004
農産収穫登記簿		大正10年(1921)	C0130-00006
農具便利論 上			C0130-00094
農具便利論 中			C0130-00095
農具便利論 下		C0130-00096	

参考 デジタルアーカイブ福井で閲覧できる松平試農場関連の画像例



画像14 松平試農場全景（加藤竹雄家文書「越山若水（行啓記念写真集）」13コマ目より）



画像15 明治42年時点の松平試農場の敷地図（松平文庫「松平試農場全図」より）

研究ノート

文書館による資料所在確認調査について

—2021年度の調査結果—

三好 康太*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査計画
 - (3) 調査の流れ
 - (4) アンケート作成
2. 2021年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 福井市の資料の状況
 - (2) 吉田郡の資料の状況
 - (3) 丹生郡の資料の状況
 - (4) 足羽郡の資料の状況
 - (5) 資料の散逸要因
3. 今後の展望と課題
 - (1) 5か年計画の調査の総括
 - (2) 来年度以降の取り組み

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2021年（令和3）で開館から18年が経過した。この18年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は982、古文書数は約194,600件である¹⁾。その一方、未整理の資料群は1,018もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾（表1）。

*福井県文書館主事

また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在87で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

しかし、当館の開館から18年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている⁴⁾。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。近年は全国各地で古民家や空き家の改装と活用がブームとなっており、福井県内でも同じような動きが見られる。しかし、改装の際に資料の価値を知らない人間によって資料が廃棄されてしまうことも起こりうるだろう⁵⁾。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している⁶⁾。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている⁷⁾。

表1 地域別資料群数 (2021.4.1現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	176	61	235	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	35	9	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	94	42	136	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	30	68	98
F 鯖江市	35	34	69	O 小浜市	75	97	170
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	121	107	228
				総合計	982	1,018	2,000

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年（平成29）度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度実施した資料所在確認調査について述べる⁸⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者（2,004）を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、今後の資料保存に役立てることとする。

(2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査（1）	敦賀市214 美浜町・若狭町145	359
2018年度	資料所在確認調査（2）	越前町58 越前市・池田町180 鯖江市68 南越前町63	369
2019年度	資料所在確認調査（3）	小浜市171 おおい町・高浜町95 県外233	499
2020年度	資料所在確認調査（4）	あわら市・坂井市136 大野市170 勝山市128	434
2021年度	資料所在確認調査（5）	福井市299 永平寺町44	343
			総計：2,004

20年（令和2）度はあわら市・坂井市・大野市・勝山市の資料群434を対象に調査を行った。

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、各年度の調査対象数は変動してきている。ただし、総計は変わらないため、各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応してきた。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとしている。

(3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

7月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～8月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
8月～9月	調査開始（アンケート送付・回収）
10月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き（必要であれば）
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度もアンケートの発送を8月とした。17年（平成29）度は10月に発送したが、18年（平成30）度から前倒ししている。これは、8月は夏休みの期間であり、特にお盆の時期には家族や親族が集まりやすいと考えられたからである。このようにすることで、所蔵者本人が資料について詳しくなかったとしても、他の家族や親族から資料についての情報を得やすい。実際、8月に前倒ししたことによって所蔵者からの問い合わせが多くなり、一定の効果はあると考えている。

調査を開始するにあたり、7月に福井市・永平寺町で担当者と事前協議を行った。事前協議は少人数で、換気やマスクの着用など、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行った上で対面で実施した。

事前協議を終えた後、市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただいた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。市町の担当者だからこそ入手できる情報があり、地元の協力は必要だと分かる。ただし、市町の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

今年度も引き続き、調査の問い合わせ先は当館で統一した。これにより、市町の担当者の負担を軽減することができた。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、8月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は従来どおり短めに設定した。これはアンケートの返信率をできるだけ高めようと試みたためである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1～4)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものとは若干異なるが、内容は全く同じである。

これまでと同様、アンケートは個人向けのものとは資料保存機関や民間企業といった団体向けのものとは2種類に分けた。1団体につき1枚のアンケートで済むように、個人向けとは別のアンケートを作成することで、回答にかかる負担を減らすことができる。

今年度も所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を送付した⁹⁾。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、A4サイズ1枚である。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

引き続き、アンケートはA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。国文学研究資料館教授西村慎太郎氏¹⁰⁾の助言を受け、質問項目は引き続き必要最低限のものとし、所蔵者にとって回答しやすいものとした。

質問項目は「回答者と所蔵者の名前・住所・連絡先」「資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。

1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際に連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知るためには不可欠の情報である。

今年度も回答者と所蔵者の名前を記入してもらう形式とした。これまでの調査で回答者=所蔵者ではないケースが見受けられたためである¹¹⁾。実際、別件で所蔵者に連絡したところ「資料について分からない」と回答されたことがあった。そこで、調査後に当館から問い合わせがしやすいように、このような形式にしている。

2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。この質問文では具体性がないため、福井県史編さん事業で調査した資料が本当に残っているかどうかは調査できないが、この調査では所在を確認することが第一であり、原則として目録と照合を行わないためこのような問い方とした¹²⁾。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。

3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、資料保存機関の場合は資料の整理や公開を進め、原本閲覧や調査・研究、資料の展示や借用が多く行われているため、この質問を省いても影響はあまりないと考えている。そのため、18年(平成30)度より質問内容を変えている。

最後に、自由記述欄を設けることとした。たとえば、所蔵者から資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

令和3年 月 日
福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄に御記入ください。

回答者（フリガナ）	()
所蔵者（フリガナ）	()
住所	〒 —
電話番号	自宅 () — 携帯 () —
メールアドレス	@

2 そちらに伝えられてきた古文書等の資料は現在も残っていますか？

- (1) はい
 (2) いいえ 理由 ()
 (3) わからない 理由 ()

3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。

- (1) はい 具体的に ()
 (2) いいえ
 (3) わからない

4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由に御記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

御協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封して御返送ください。

図1 資料所在調査アンケート（個人向け）

文 書 館 第 号
令和 3 年 月 日

資料所蔵者各位

福井県文書館長
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに伝えられております下記の資料については、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、19●●年(昭和▲▲)■月■日に調査および撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影された資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

1. 資料の概要 ××文書 △点
 ※△点は調査・撮影した資料の数です。
2. 資料の例 「□□□」
3. アンケート締め切り 令和 3 年 月 日
4. 回収方法 添付の返信用封筒に入れて御返信ください。

このアンケートについて不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福井県文書館
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図2 送付文書 (個人向け)

〇〇〇〇〇 御中

令和3年 月 日
福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が福井県内市町教育委員会と合同で文化財保護を目的とする資料所在確認のために行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。資料の管理者について、以下の欄にご記入ください。

名称（フリガナ）	（ ）
住所	〒 —
電話番号・FAX	電話 （ ） —
	FAX （ ） —
メールアドレス	@

2 別紙記載の資料群は、現在もそちらで保管されていますか？

(1) はい

(2) いいえ 理由（ ）

(3) わからない 理由（ ）

3 別紙記載の資料群について、連絡事項などがあればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図3 資料所在調査アンケート（団体向け）

文書館第 号
令和3年 月 日

資料保存機関 各位

福井県文書館長
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに保管されておられる資料の一部は、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影させていただいた資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 資料の概要 | 別紙及び目録の通り |
| 2. アンケート締め切り | 令和3年 月 日 |
| 3. 回収方法 | 添付の返信用封筒に入れてご返信ください。 |
| 4. その他 | 原本と目録との照合は不要です。 |

福井県文書館
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図4 送付文書 (団体向け)

2. 2021年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、締め切りから約4か月を経過した21年（令和3）12月24日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものもあった。加えて、アンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

（1）福井市の資料の状況

福井市¹³⁾で調査を行うにあたり、福井市教育委員会文化財保護課に協力を仰いだ。

同課では、福井市内の古文書等の資料に関する業務を行っている。しかし、古文書等の資料を収蔵するスペースがなく、資料の受け入れはできないということであった。

（2）吉田郡の資料の状況

吉田郡は福井県史編さん事業当時、永平寺町・上志比村・松岡町で構成されていたが、これら3町村が合併して2006年（平成18）に永平寺町となった。そのため、吉田郡の資料は永平寺町に所在している¹⁴⁾。

そこで、永平寺町で調査を行うにあたり、永平寺町教育委員会生涯学習課に協力を仰いだ。

同課では、永平寺町内の古文書等の資料に関する業務を行っている。しかし、学芸員や認証アーキビストといった専門的な知識や技能を有する職員が配置されていない。

また、古文書等の資料を収蔵するスペースがなく、資料の受け入れはできないとのことであった。

（3）丹生郡の資料の状況

丹生郡は福井県史編さん事業当時、朝日町・織田町・越前町・越廼村・清水町・宮崎村で構成されていた。しかし、2005年（平成17）に朝日町・越前町・織田町・宮崎村が合併して越前町となり、越廼村と清水町は06年（平成18）に福井市へ編入された。そのため、丹生郡の資料は越前町と福井市に所在している。

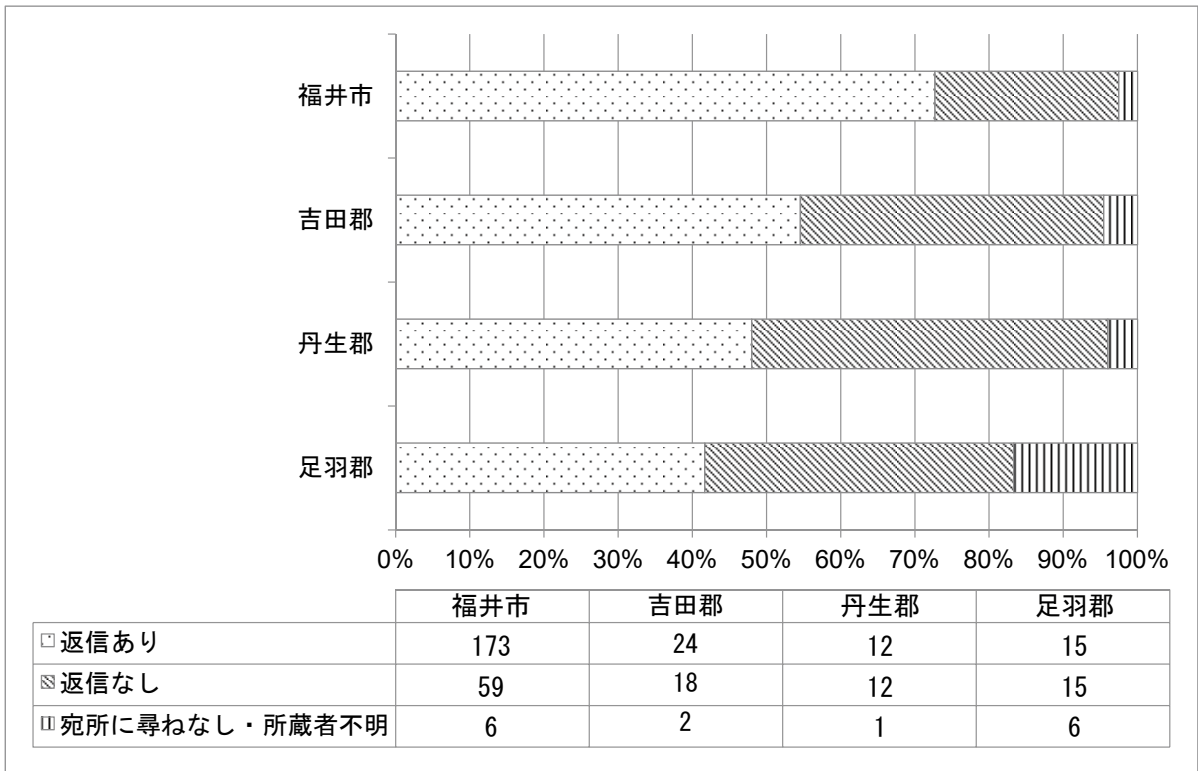
越前町地域の資料群58件は18年（平成30）度に調査を実施した。そこで、残りの資料群25件を福井市教育委員会文化財保護課と協力して調査した¹⁵⁾。

（4）足羽郡の資料の状況

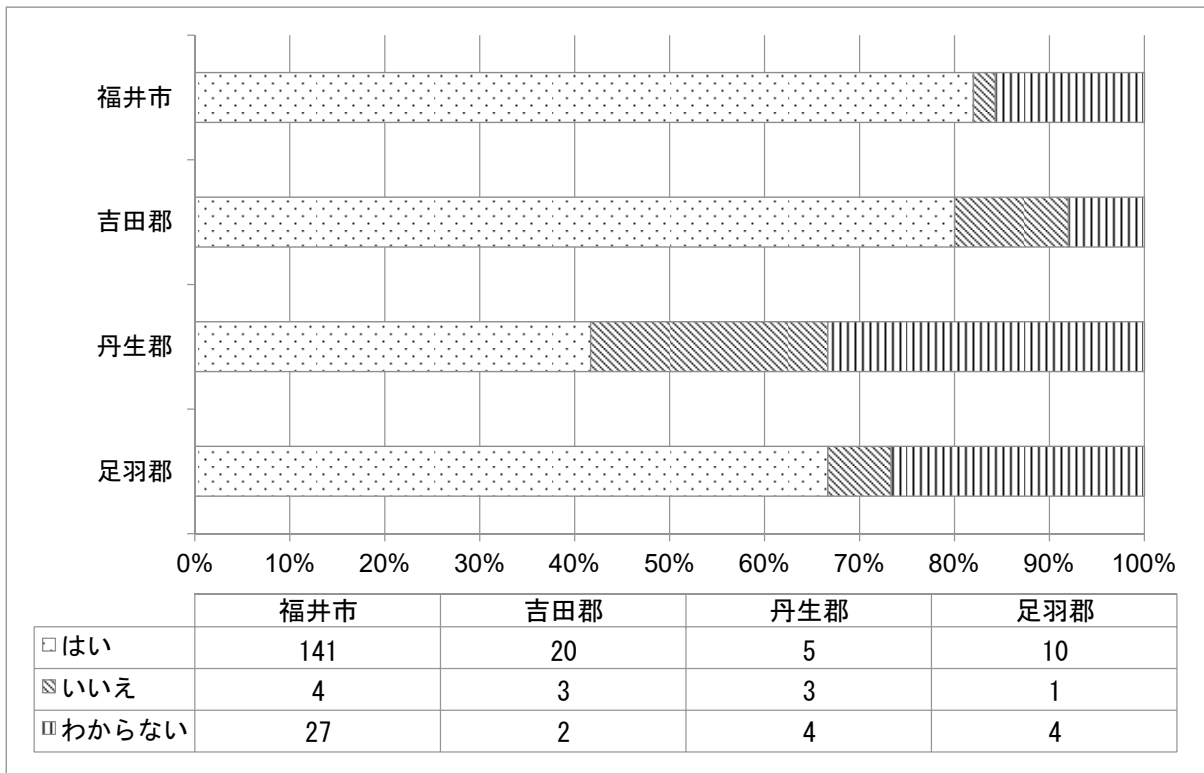
足羽郡は福井県史編さん事業当時、美山町で構成されていたが、美山町は2006年（平成18）に福井市へ編入された。そのため、足羽郡の資料は福井市に存在している¹⁶⁾。

そこで、足羽郡で調査を行うにあたり、福井市教育委員会文化財保護課に協力を仰いだ。

図表1 返信状況



図表2 質問2の回答



図表3 質問3の回答

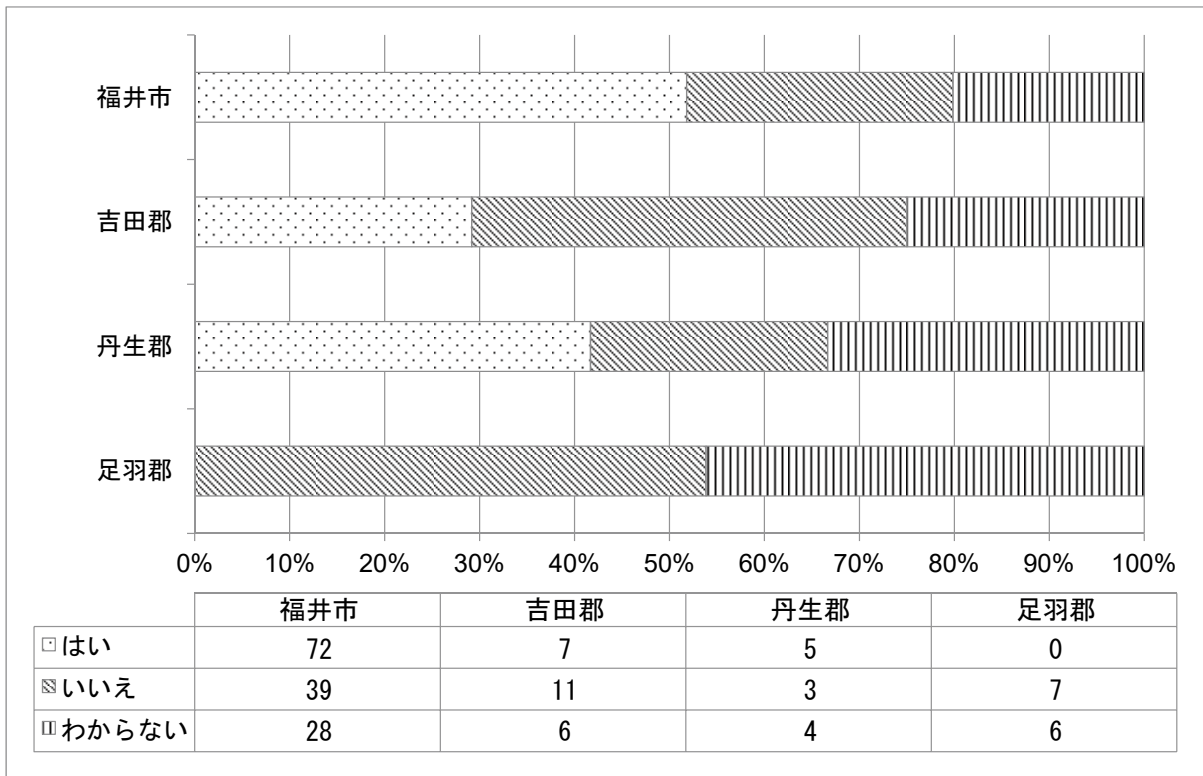


表4 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

福井市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・勝山城博物館 ・金沢大学 ・千葉県 ・福井県立子ども歴史文化館 ・福井県立歴史博物館 ・福井市立郷土歴史博物館
吉田郡	・松岡町教育委員会
丹生郡	・茨城県 ・武生市教育委員会
足羽郡	－

表5 自由記述欄の主な回答（質問4より）

- ・代替わりした（回答複数）
- ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数）
- ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数）
- ・資料の管理方法について教えて欲しい（回答複数）
- ・資料のことについて、引き継ぎを受けていない（回答複数）
- ・資料の調査をお願いしたい（回答複数）
- ・『文書館だより』を送っていただき、感謝している
- ・くずし字の勉強をしたい
- ・資料を見たことがない

(5) 資料の散逸要因

今年度の調査でも資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

表6 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・(福井県あるいは地元) 資料を預かってもらっている（回答複数） ・資料を処分した ・火災で資料が焼失した

「資料を処分した」「火災で資料が焼失した」という回答については、資料は散逸してしまったものと判断できるだろう。「資料を処分した」という回答を詳しく見てみると、「建物を移転したため」「古い建物を取り壊して建て替えたため」「新しい資料の保管スペースを確保するため」とも記述されていた。

今年度も「資料を預かってもらっている」という回答がいくつかあった。実際に預けられていることを確認できた資料もあったが、中には当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等でも確認できなかった資料もあった。所蔵者によっては年月が経過して資料の所在があやふやになってしまい、「資料はどこかに預けている（寄託している）」と思い込んでしまっていると考えられる。

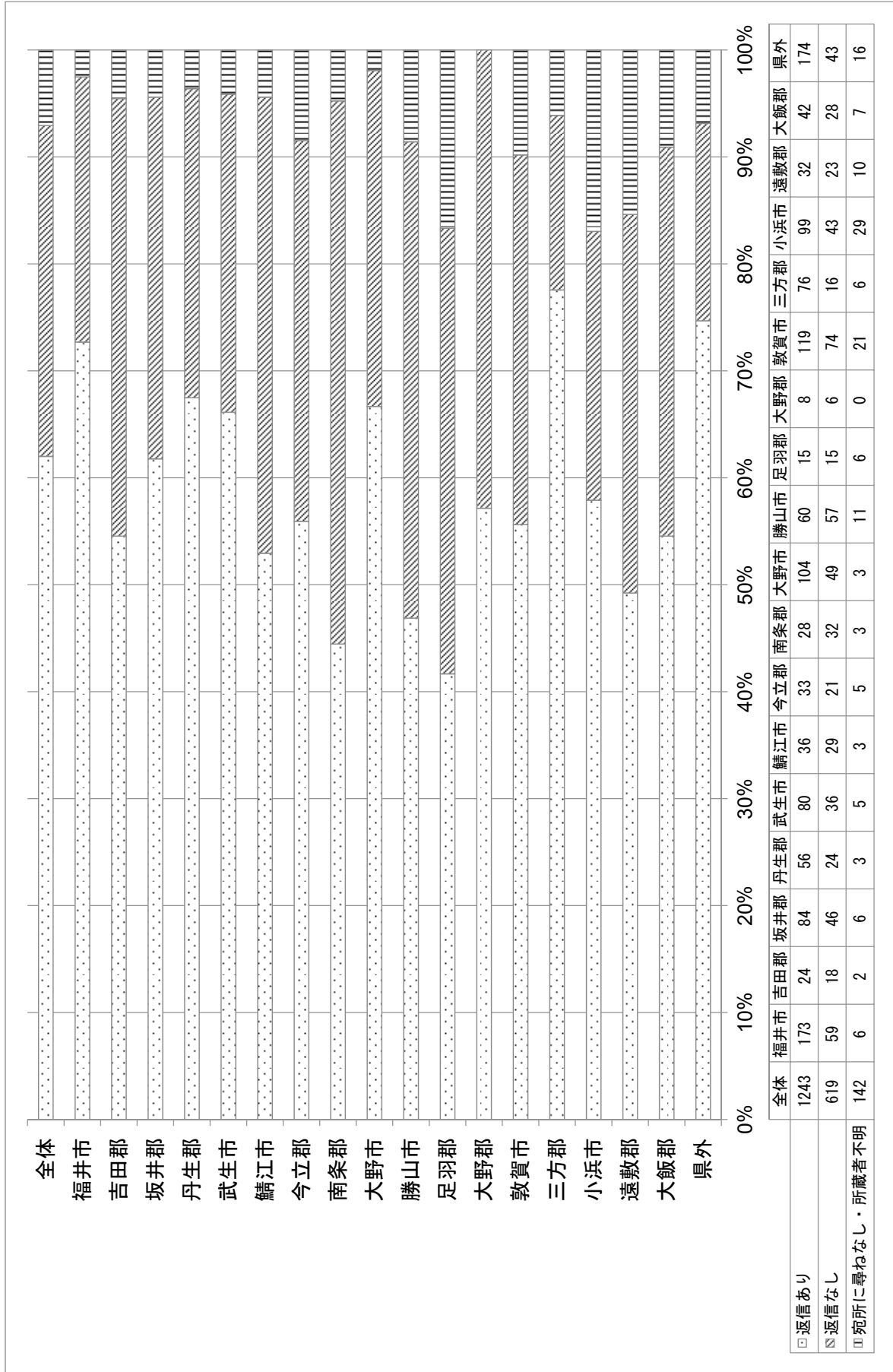
3. 今後の展望と課題

(1) 5か年計画の調査の総括

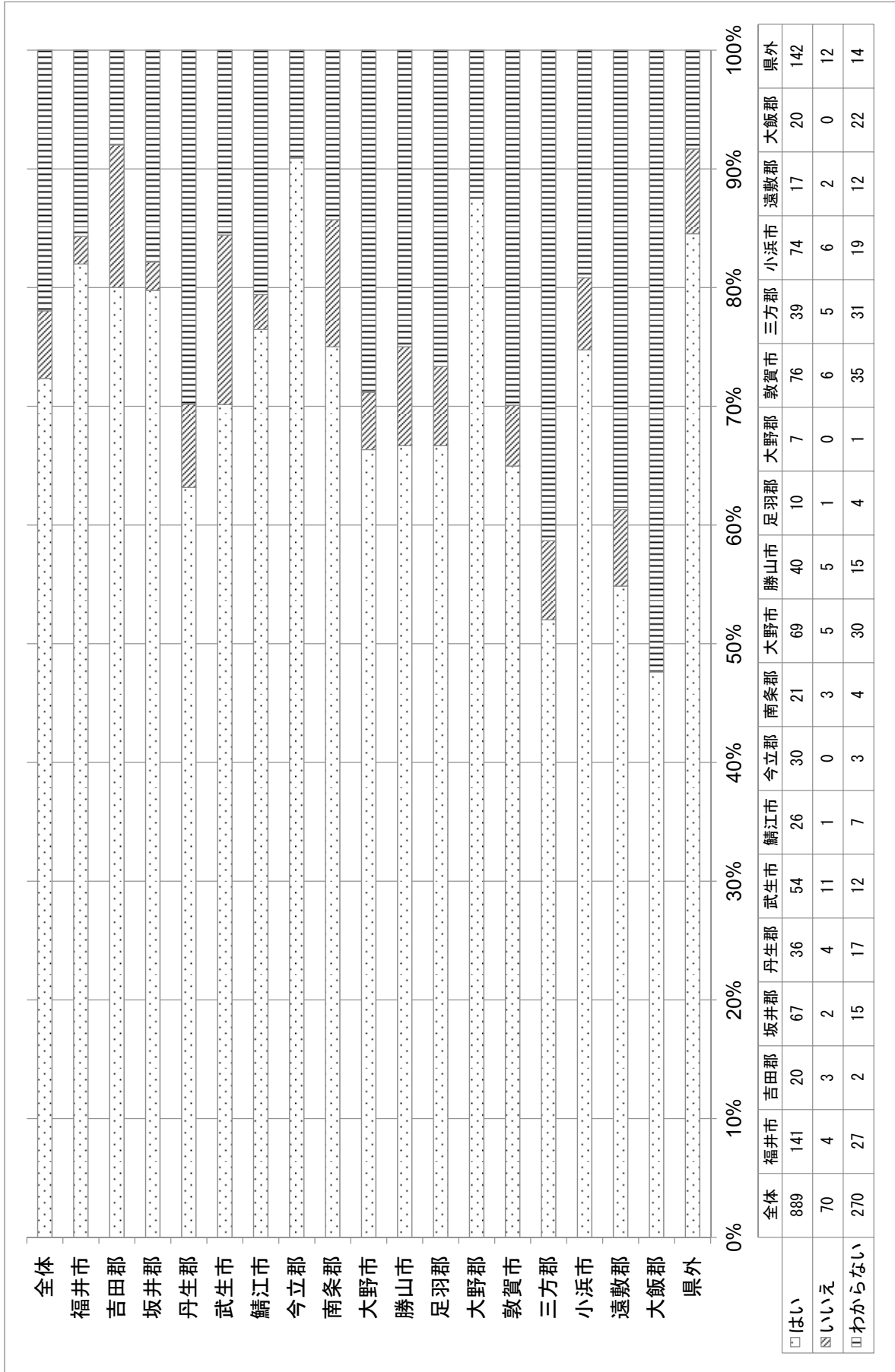
今年度の調査で、5か年計画で実施してきた当館の資料所在確認調査はひとまず完了した。これまでの調査結果を示しておきたい。

繰り返しになるが、これまでの調査で回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものがあつた。また、アンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数が一致していない点にご注意いただきたい。

図表4 返信状況 (2021年(令和3)12月24日現在)



図表5 質問2の回答（2021年（令和3）12月24日現在）



図表6 質問3の回答（2021年（令和3）12月24日現在）

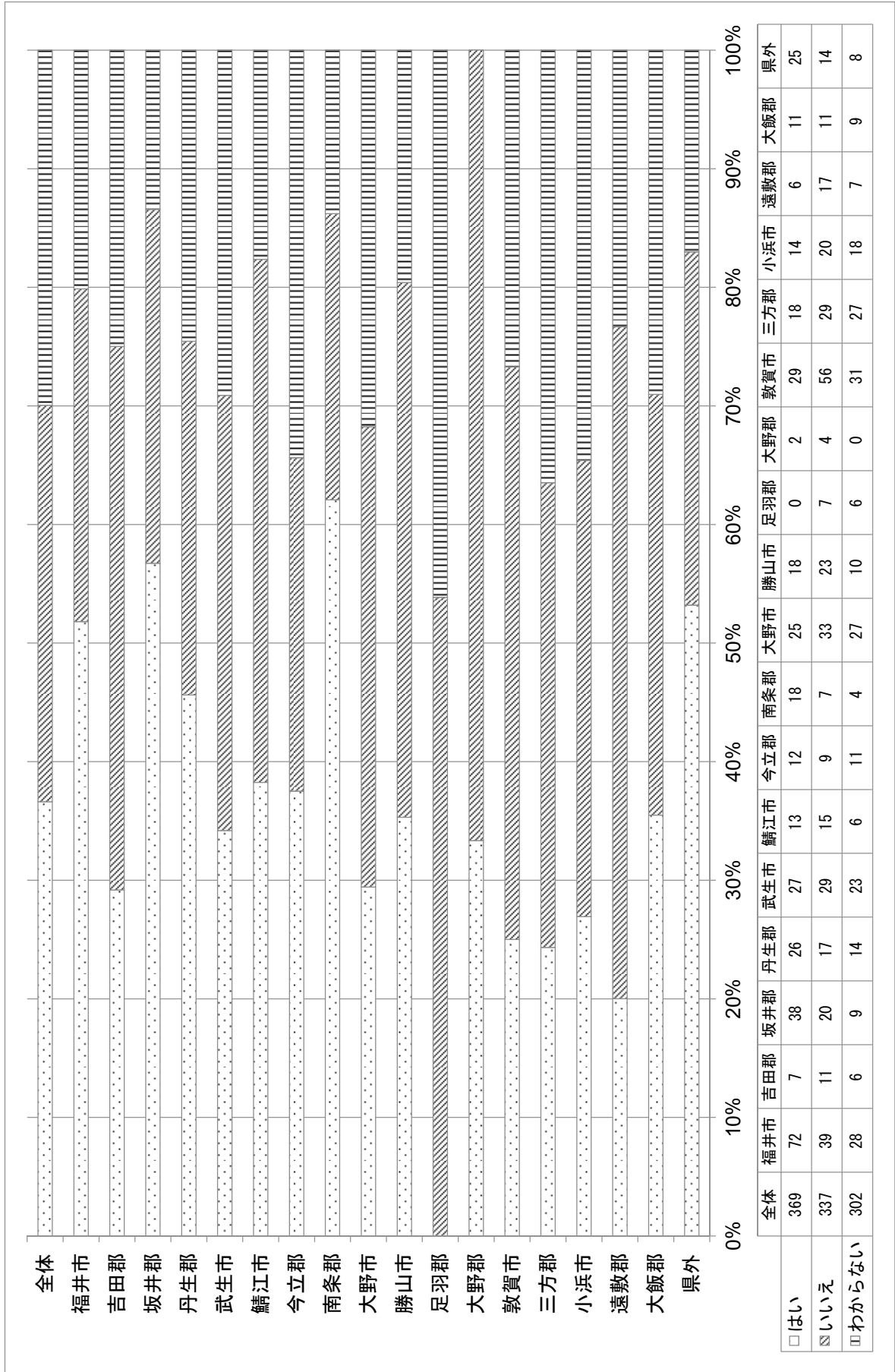


表7 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

福井市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・勝山城博物館 ・金沢大学 ・千葉県 ・福井県立子ども歴史文化館 ・福井県立歴史博物館 ・福井市立郷土歴史博物館
吉田郡	・松岡町教育委員会
坂井郡	・あわら市郷土歴史資料館 ・大谷大学 ・大野市教育委員会 ・京都中央郵便局 ・地元の郷土史研究家 ・東京大学史料編纂所 ・福井県教育庁生涯学習・文化財課 ・福井県文書館 ・福井中央郵便局 ・本願寺総合研究所 ・歴史を研究している高校生
丹生郡	・茨城県 ・織田町教育委員会 ・越廼村教育委員会 ・小松市教育委員会 ・武生市教育委員会 ・西尾市教育委員会 ・福井市教育委員会 ・宮崎村教育委員会
武生市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・越前市史編さん室 ・武生市教育委員会 ・早稲田大学
鯖江市	・京都女子大学 ・鯖江市教育委員会 ・同朋大学 ・北陸電力北陸地方電気事業百年史編さん委員会 ・立正大学
今立郡	・越前市史編さん室 ・同朋大学
南条郡	・今庄町教育委員会 ・日本国有鉄道の関係者 ・福井県立歴史博物館 ・南越前町教育委員会
大野市	・NHK ・大野市教育委員会 ・加能史料編纂委員会 ・東京大学 ・富山県 ・福井大学
勝山市	・勝山市教育委員会 ・敦賀市立博物館 ・名古屋市立大学 ・福井大学 ・北國新聞
足羽郡	－
大野郡	・和泉村教育委員会 ・大野市教育委員会
敦賀市	・寺社関係者 大学関係者（教員や学生） ・地元の郷土史会 ・敦賀市立博物館 ・テレビ局
三方郡	・大学関係者（教員や学生） ・福井県立若狭歴史博物館 ・美浜町歴史文化館
小浜市	・小浜市教育委員会 ・京都大学 ・東京大学 ・福井県立若狭歴史博物館 ・福井大学 ・北海道大学 ・山梨県立博物館
遠敷郡	・地元の郷土史会 ・農村生活総合研究センター ・福井県土地家屋調査士会 ・福井県立若狭歴史博物館
大飯郡	・おおい町歴史会館 ・おおい町立郷土史料館 ・小浜市教育委員会 ・慶応大学 ・高浜町教育委員会 ・高浜町郷土資料館 ・福井県立若狭歴史博物館
県外	・青森県立郷土館 ・秋田県公文書館 ・石川県立白山ろく民俗資料館 ・岐阜県 ・郡上市フィールドミュージアム ・小松市史編さん室 ・武生古文書の基礎学習会 ・東京大学史料編纂所 ・新潟県立文書館 ・福井工業大学 ・みくに龍翔館 ・もりおか歴史文化館 ・和歌山県立文書館

表8 自由記述欄の主な回答（質問4より）

<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数） ・資料群の名称を変更して欲しい ・資料の情報を変更して欲しい ・全ての資料を個人の力で保存するのは無理だと思う ・今後も自分で資料を保存したい ・資料の調査をお願いしたい（回答複数） ・資料のことに、引き継ぎを受けていない（回答複数） ・地元の資料保存機関に受け入れをお願いしても進展がないため、支援して欲しい ・施設の老朽化が進み、資料の保存が困難になっている ・古文書の定義とは何か ・資料数の多さに驚いている ・資料の管理にはお金がかかるので、補助金が欲しい ・家の歴史について、何か新しいことが分かったならば教えてほしい ・資料の整理をしたい ・『文書館だより』を送っていただき、感謝している ・くずし字の勉強をしたい ・資料を見たことがない

表9 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・(福井県あるいは地元) 資料を預かってもらっている（回答複数） ・資料の保存期間が満了した ・資料を保存していた施設が閉館した ・所蔵者に資料を返却した ・他の資料保存機関に移管した ・施設の管理者が変わった後、資料の行方が分からなくなった ・目録と照合したが、特定の資料が見当たらない（同定できない） ・貸した資料が戻ってきていない ・資料を処分してしまった ・火災で資料が消失した

全体の返信率は約60%であった。調査を開始した当初、どれくらいの返信があるだろうかと不安だったが、5年間を通して50%は越えた。

返信があった約1,300件のうち、資料が残っているという回答は約900件で約70%であった。目録との照合を十分に進められていない、保管状況を確認できていないといった問題点はあるが、一定数の資料が残っていることを確認できたことは大きい。残念ながら、廃棄や火災などによる資料の散逸も確認されている。

一方、返信を得られていない所蔵者が約30%いること、返信があっても資料について分からない所蔵者が約20%いるという結果になった。資料について分からない所蔵者が一定数確認でき、所蔵者の高齢化や代替わりによる所蔵者の世代交代などが伺える。

アンケートを送ることができなかった、もしくはアンケートが届かなかった資料群は約140件であった。全体の10%弱にとどまったが、これらの中には公開の許諾が得られていないものも含まれており、今後活用することは非常に困難である。

福井県史編さん事業の終了後、調査されている資料群は一定数あるものの、地域によってその度合いは大きく異なる。博物館のような地域の中核となる資料保存機関がある場合は文化財指定のために調査されたり展示で借用されて活用されたりすることが多い。学芸員のような専門的な知識や技能を有する職員が配置されているかどうかも大きい。一方、中核となる資料保存機関がない場合は調査や活用が難しい現状が明らかとなった。

なお、この5年間で当館や市町に寄贈されたり寄託されたりした資料群は10件程度、原本と目録の照合を行った資料群は10件程度である。調査を契機として、市町と協働して資料の保存や調査を進めることができた。さらに、市町でも独自の資料調査が進み、その結果は当館と共有されるようになってきている。

(2) 2022年（令和4）度以降の取り組み

これまでの調査結果を踏まえ、2022年（令和4）度以降の当館の主な取り組みは以下の通りである。

表10 2022年（令和4）以降の取り組み

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査で返信がなかった所蔵者が対象 ・従来どおりの簡単なアンケート調査を実施 ・アンケートと資料の目録を一緒に送付
資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館と市町教育委員会等で協働して調査 ・当館所蔵の目録と複製本を用いた原本照合 ・否撮資料や未調査資料の現況も確認
資料ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内における資料の保存・管理を目的とする資料ネットワークを設立し、定期的に活動 ・ネットワークの会合として資料保存研修会を年1回のペースで開催
資料整理調査・研究の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館および県立の資料保存機関、各市町の資料保存機関などが所蔵する資料を整理 ・資料整理や調査・研究に対し、文書館から目録や画像を提供
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の調査・読解能力を持ち、地域資料を利用につなげる人材を育成 ・資料の保存や管理に対する意識の高揚をはかる ・資料所蔵者に対して、『文書館だより』と一緒に所蔵者や資料の現況を確認するためのアンケートを送付

この5年間、当館で継続して長期的な調査に取り組むことができた。全ての市町で調査に協力いただくことができたため、当館と市町とのつながりを築くことができた¹⁷⁾。また、多くの方からご意見やご助言をいただき、調査のノウハウや技術を蓄積した。

結果、5年間にわたる調査を通して、一定数のデータを集めることができた。そして、集めたデータを県内の市町に提供することで、資料の調査を促進したり文化財の保護につながったりなど、成果は少しずつ出てきている。

また、県外からも調査について問い合わせを受けるようになった。県外でも同様の調査を進めたり

検討したりしている自治体は一定数あるようで、調査に関して情報交換ができて¹⁸⁾いる。

来年度以降の大きな課題として、調査のノウハウや技術の継承、能動的・組織的調査の実施と継続の2点が挙げられる。調査して終わりではなく、引き続き文書館と市町の協働による調査を継続し、資料の保存や活用を進めなければならない。この2点を解決するには、館内の体制を整備することと若い人材の育成が必要であると考えている。

今後も、当館の取り組みについてご意見やご助言をいただければ、幸いである。

注

- 1) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 2) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 3) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) 「福井の熊川宿にシェアオフィス 古民家改修、若者と交流期待」(『産経新聞』2018.4.8朝刊)では、東京の会社によって福井県若狭町の「菱屋」という古民家が改修されたことが報道されている。この古民家は元々勢馬清兵衛家の持ち物で、この家にはP0004 勢馬清兵衛家文書(未許諾)が伝わっていた。記事によれば、この改修には若狭町も協力しているということだが、過去の調査に協力した若狭町の担当者は勢馬家が大阪方面に転居したことしか知らず、所蔵者の名前や連絡先も知らなかった。そのため、現在まで調査することができておらず、資料の所在も不明のままである。
- 6) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」(『福井新聞』2018.1.8朝刊)で報道されている。
- 7) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館)、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」(『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館)、『三重県資料現況確認調査報告書』(2007年、三重県生活局)、などを参照されたい。
- 8) これまでの調査結果については、三好康太「文書館による資料所在確認調査について－2020年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第18号、2021年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2019年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第17号、2020年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2018年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第16号、2019年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2017年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第15号、2018年、福井県文書館)を参照されたい。
- 9) 前掲注7「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 10) 西村慎太郎氏はNPO法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」(『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室)などがある。また、過去の資料保存研修会については「災害から歴史資料を守る 県文書館 先進事例など学ぶ」(『日刊県民福井』2020.10.15朝刊)、「災害時の史料保全先進事例から学ぶ 福井、博物館職員ら30人」(『福井新聞』2020.10.15朝刊)、「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」(『福井新聞』2017.12.8朝刊)などで報道されて

いる。

- 11) たとえば、所蔵者の家族が代理で回答しているケースがある。これは所蔵者の高齢化が進み、文字を書いたり話したりすることが困難になっているためと考えられる。
- 12) 仮に所蔵者へ目録を送付したとしても、原本との照合は難しく、複製資料がなければ確実性に欠ける。実際、当館でも原本と目録の照合を行うことがあるが、職員といえども複製資料がなければ確実な同定が難しいのが現状である。その一方、ある所蔵者からの依頼で目録と複製資料のコピーを送付したところ、「全ての資料について、原本と目録の照合ができた」という連絡を受けた。このことから、目録だけではなく複製資料のコピーも用意すれば、所蔵者の力でも照合を行うことができると考えられる。
- 13) 福井市の資料については『足羽町の古文書』（足羽町史編纂委員会 1970年 足羽町教育委員会）や『福井市史資料編 3 福井市の古文書』（1986年 福井市）などを参照されたい。
- 14) 吉田郡の資料については『永平寺町史 史料編』（1988年 永平寺町）や『上志比村史』（1978年 上志比村）、『松岡町史 上巻』（野村 英一 1978年 松岡町）などを参照されたい。
- 15) 丹生郡の資料については『越廼村誌 史料編』（越廼村誌編集委員会 1986年 越廼村）や『清水町史 上巻』（清水町史編さん委員会 1978年 清水町教育委員会）などを参照されたい。
- 16) 足羽郡の資料については『美山町史 上巻』（1984年 美山町史編さん委員会）などを参照されたい。
- 17) 県外のある文書館の職員によれば、県から市町に調査への協力を依頼しても、市町に協力を断られる事例があるという。
- 18) 研究会や講演会などで、県外の関係者と話す機会がこれまでに何度かあったが、「論文を拝読した」「非常に参考になった」というお声をいただいている。

資料紹介

「明治の大合併」と「新村撰定事由調」

堀井 雅弘*

はじめに

1. 福井県における「明治の大合併」の推移
2. 新法取扱事務所の「新村撰定事由調」

まとめにかえて

はじめに

日本の近代的な市町村の原初形態は「市制及町村制」（明治21年4月25日公布・翌22年4月1日施行、明治21年法律第1号）を機に創成された。それまで大区小区制（戸籍法）、三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）、連合戸長役場制と模索を続けてきた地方自治制度は「地方官官制」（明治19年勅令第54号）、「市制及町村制」、「府県制」（同23年法律第35号）・「郡制」（同第36号）によって確立したという経緯があり、なかでも「市制及町村制」は大日本帝国憲法の発布、および帝国議会の開設を見すえて制定された法律であった。「村」は同法の制定に伴う市町村の合併、いわゆる「明治の大合併」によって近世以前の「自然村」から近代的な「行政村」へと編成されていき、その後、日本国憲法と地方自治法とによって地方自治が規定され、さらに「昭和の大合併」「平成の大合併」によって区域や基盤が変更されるなど、市町村の制度や枠組は変遷を遂げたが、このような経緯から現在の市町村の原形も、さかのぼっていくと同法、そして「明治の大合併」へとたどりつく。

「明治の大合併」では各府県の「市町村制実施方法取調委員」が「市制及町村制」への対応と合併の取りまとめにあたり、福井県の場合は同委員が「臨時新法取扱事務所」（以下、「事務所」という）において係る事務を執り行った。県域の変遷や県庁の移転、戦災・震災などにより、明治～昭和前期の福井県の公文書は年代が上るにつれて現存数が絞られていくが、その限られた明治時代の県の公文書の中に「新村撰定事由調」（以下、「事由調」という）という簿冊がある（旧福井県庁文書（資料番号 A0300-00001、複製本番号 A1198～A1200））。『福井市史』をはじめとする県内の自治体史等でとりあげられ¹⁾、一部においては詳細な分析も行われているが²⁾、未刊行の部分も残されている。

そこで本稿では、「市制及町村制」が公布されて福井県の「行政村」が創出されるまでの推移をたどりながら、「事由調」の資料としての性格を検討し、改めて「明治の大合併」における位置づけを確認していく。なお、参考のために「地方行政区画便覧」（明治20年10月）「福井新報」（同21年11月）「福井県令第18号」「同19号」（同22年2月）と比較した変遷表を掲載している（**後掲表**）。

* 福井県文書館古文書調査専門員

1. 福井県における「明治の大合併」の推移

まず、「市制及町村制」の公布から新市町村の確定まで、福井県内町村の合併の推移をたどってみよう。

新聞を足がかりに県下の動向を探っていくと、公布の前年にあたる明治20年（1887）、12月7日付の「福井新聞」（のち「福井新報」）に「市町村制度の要領」という記事が掲載されている。記事は同じ見出しで二つあり、前者は「府県郡の制度」とあわせた「元老院にて審案中なる地方制度」の全体像の紹介、後者は要領の抄記（出典は朝野新聞）である。後者はそのまま9日まで3日にわたって連載され、続く10日には「町村制度改正案の不同意者」という記事で元老院の内部の動向も伝えている（出典は毎日新聞）。そして翌21年、3月6日に「市制定の旨趣」という記事で市制の目的と内容を紹介し（出典は郵便報知新聞）³⁾、4月25日に法律が公布されると、29日から翌月17日にかけて紙面に条文が掲載されていく。その間、5月9日には「社説」でも取りあげ、寄稿された「寄書」（「論説」）も掲載して前者は16日、後者は22日まで回を重ねている⁴⁾。さらにこの時期は広告欄で『新令市町村制』（政書閣）や『市町村制正解』（博聞館）が紹介されるなど、紙面の随所で「市制」「町村制」が目に入るようになる。これは一紙の例であるが、合併を前にした地域の反応がうかがえよう。

他方、合併を取りまとめていくことになる県も態勢をととのえはじめていた。「官報」に各府県の「市町村制実施方法取調委員」が掲載されており、5月16日付の同紙に福井県の委員が詳載されている（資料1）⁵⁾。

資料1 「官報」第1461号

○市町村制実施方法取調委員 兵庫県ニ於テハ（中略）ヲ命シタリ●群馬県ニ於テハ（中略）ニ命シタリ●福井県ニ於テハ今回市制及町村制公布ニ抛リ右ニ関スル事務ヲ専掌セシムルカタメ臨時新法取扱事務所ヲ置キ其規程ヲ定メ第一部長書記官李家裕ニ新法取扱事務長ヲ命シ属塚本京太、藤田秀睦、吉田信之、小野武次郎、岩井成章、並木立弥ノ六名ニ同事務員、属久世正治、西島岬ノ二名ニ同事務書記ヲ命シタリ

福井県の委員は第一部長・書記官の李家⁶⁾以下9人で、県は係る事務を専掌させるため、事務所を置いて規程を定め、9人をそれぞれ事務長（李家）・事務員（6人）⁷⁾・事務書記（2人）⁸⁾に任命している（ちなみに兵庫県は11人、群馬県は6人）。

任命の翌月、6月13日に「町村合併標準提示」（内務大臣訓令第352号）が発せられると、これを受けて福井県も7月5日に知事から郡長・戸長にあてて合併の標準を内示するとともに「有力町村区域構成方取調」を通牒し、前者によって指標が、後者によって手順が定まった。以後、合併の作業が本格化していくことになるのであるが⁹⁾、この頃、福井では後藤象二郎を中心とする大同団結運動に呼応して旧士族層と商工層グループが政治勢力の結集を図ろうとしていた¹⁰⁾。同グループの起源は同月7日の「市制の件」を相談する集会で¹¹⁾、この時期は、ほかにも県内各地で市制・町村制の研究会や講話会、相談会などが開催されていたことが確認できる¹²⁾。

そうした中で合併の作業を進めてきた事務所は、9月から10月にかけて合併案の取りまとめ作業に

入ったが、正式決定の時期を通牒した後で延期するなど、作業は困難をきわめたようである¹³⁾。10月18日付の「福井新報」に「新法事務委員の多忙」の見出しで「新法事務委員詰所は県庁第二応接所を用らるゝ事なるが昨今はその事務なかゝの多忙にて日曜日も大祭日も休暇を廃し委員諸氏には日々午後六時過の帰宅なりときけり」という記事が掲載されており、その「多忙」さは新聞でも報じられている¹⁴⁾。

しかし、取りまとめ作業も10月中には終了したようで、11月1日付の「福井新報」に次のような記事が掲載された（資料2）¹⁵⁾。

資料2 「福井新報」（明治21年11月1日付）

○本県新町村構成区画 如何に構成せらるやらんと人々の待ち居りたる新町村構成区画もこの程より夜を日に継ぎて県庁新法取扱事務所に於て頻りに取調べられし趣きなるが最早略ぼ調査を了はられしをもて不日県知事の裁決を経てその筋へ進達相成るよしその区域及び新町村名は本社聞得たるまゝ、後号の紙上に詳載すべし

事務所による調査は「略ぼ」終了し、近く知事の裁決が完了して「その筋」（内務省の臨時市町村分合審査委員か）に進達される段階にきたため、新町村構成区域と新町村名を掲載していくという。こう予告したうえで、6日になって「かねて前号に予約せし同区画は本号より記者聞き得たる俣を左に掲ぐ新区画新町名読者の細読して記憶あらんことを祈る」という前書きとともに市の構成区画が掲載され、翌7日から16日にかけて（12日は休刊）町村の構成区画が連載されていった（後掲表）。

ただ、新聞に「詳載」されて広く読者に伝達された「新町村構成区画」であったが、これは「第三次案」にあたり¹⁶⁾、確定は翌22年2月16日の「福井県令」第18号・19号を待つことになる（後掲表）。

2. 新法取扱事務所の「新村撰定事由調」

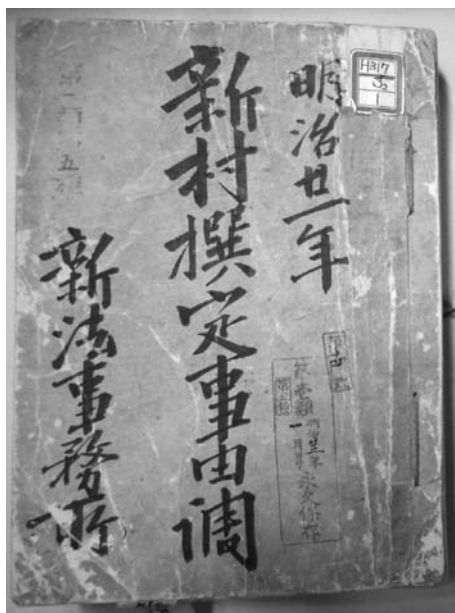


写真1 「新村撰定事由調」（表紙）

以上の合併の推移をふまえたうえで、つぎに事務所で作成された「事由調」の書誌を検討していこう。

（1）「新村撰定事由調」の書誌

「事由調」は表紙（写真1）に「明治廿一年／新村撰定事由調／新法事務所」（直書き）、「第一類第五種」「第十四号」「第壹類第五種明治廿二年一月ヨリ永久保存」（スタンプ、号数・年・月は手書き）、地に「新村撰定事由調原稿」（書込み）とあり、作成は明治21年、完了は翌22年1月で同月をもって「永久保存」に処置されている。地に「原稿」とあるとおり、中身は「新村撰定事由調」作成の過程で生み出された文書群である。後述するように区分や事務員の捺印はあるものの、それぞれ作成日も完了日も不明で、作成者も推定の

域をでない。

用紙は後述の「町村合併ニ付意見書」をのぞき、すべて「福井県」の罫紙である。内容は前述したように「新村撰定事由調」の「原稿」なのであるが、中扉があって次のように大別できる。

中扉題	書込み	捺印
足羽・吉田郡		「岩井」(角印)
坂井郡	町村合併事由等原稿	「岩井」(角印)「吉田」(丸印)
大野郡	町村合併事由等原稿	「岩井」(角印)「並木」(丸印)
大野郡	町村組合	「並木」(丸印)
南条郡	町村合併事由等原稿	「吉田」(丸印)
今立郡	町村合併事由等原稿	「吉田」(丸印)
丹生郡		「岩井」(角印)「吉田」(丸印)
敦賀郡	各村沿革／合併事由／村名撰定／答申要旨	
三方郡	各村沿革／合併事由／村名撰定／答申要旨	「吉田」(丸印)
遠敷郡	各村沿革／合併事由／村名撰定／答申要旨	「吉田」(丸印)
大飯郡	各村沿革／合併事由／村名撰定／答申要旨	「吉田」(丸印)

※「書込み」は中扉への書込み。「捺印」は中扉「南条郡・今立郡は中扉の次の丁」への捺印。

区分は郡単位で、敦賀郡をのぞいて中扉（南条郡・今立郡は中扉の次の丁）に捺印がある。「岩井」「吉田」「並木」はそれぞれ資料1の「岩井成章」「吉田信之」「並木立弥」であろう。これは各部の担当者であろうか。

各町村の記載内容は、(1) 新町村名 (2) 「合併ヲ要スル事由」(3) 「新村名撰定ノ事由」(4) 「郡長戸長等答申ノ要旨」を基本的な項目として成り立っている¹⁷⁾。各項目の記述内容は、最初の一村、足羽・吉田郡の(1) 和田村を例に確認してみると、(2) では、はじめに「記載ノ各村」は面積・人口・資力から自治の目的を達成して法律上の義務を負担することはできないとし、そうしたうえで和田村を構成する9村中7村は「現今一戸長役場所轄内ノ村々ニシテ従来既ニ合同ノ習慣」があり、現今戸長役場所轄外の2村も「土地接続平素互ニ交際ノ関係アリテ離ルベカラザルノ状況」にあるとする。そして7村では資力不足であるため、この9村をもって区域を構成したとし、さいごに各村の合併希望案と不採用の理由も明記している。(3) では、古来の郷名が近郷に通用しているため、郷名から採ったとする。(4) では、郡長は原案を適当とし、戸長は大区域案を希望するも原案を適当とし、各村民は原案に21村を加えた大区域案を希望するも反対意見や大区域による弊害を考慮した結果、過半の了解をもって原案を適当としたとする。これらの記述は前出の県が合併の標準として内示した指標と対応している。

繰り返しになるが「事由調」は「原稿」であり、この和田村も(2)(3)本文に黒で加筆、(4)本文に黒で加筆や修正が行われている。村によっては黒のほかに赤で加筆や修正、訂正が行われ、さらには貼紙や付紙などもあって修正の過程を追いながら原案と修正案とを比較していくことができる(写真2)。また、書き入れや貼紙・付紙は基本的に原文への直接的な加除であるが、南条郡の鹿能村には「鹿能ノ条ハ如何ニモ寄セ物ニテ熟セサル様ニ存候故ニ同シク条互折衷スルナレハ鹿見ト為シ

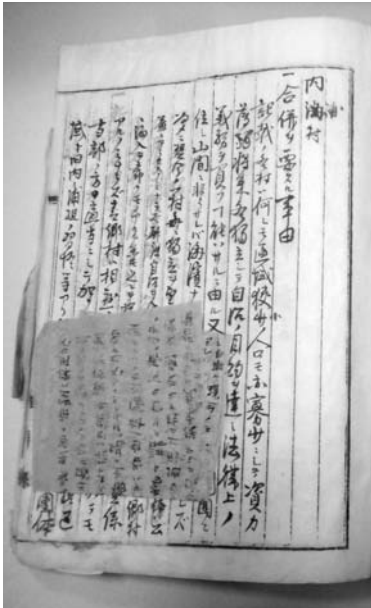


写真2 修正の例(大飯郡内浦村)

テハ如何」という付紙があり、村名の再検討が提案されている。これは末尾に「藤田」(丸印)という捺印がある。事務員の一人、藤田秀睦による提案であろう。村名に訂正は加えられていないが、事務所内での検討のようすがうかがえる。

ちなみに当該期の福井県の文書の管理について確認しておく、県は同19年8月10日に前出の「地方官官制」の公布にあわせて「一大改革を断行」している。そこで審査掛、秘書掛、往復掛、記録掛から成る文書課を置き、「処務細則」の中で「文書取扱順序」を定めており、この「一大改革」によって文書の管理体制が整備されたようである¹⁸⁾。その後「事由調」の公文書としての現用期間中、同21年7月5日に内務省文書保存規則が改正されると、各府県でも同規則に準じて規程等が制定されていくようになる。しかし、管見の限り、福井県では規程等の制定が確認できず、この「事由調」以外に新法取扱事務所が作成した公文書や明治19～

22年に県が作成した公文書は現存が確認されていないため、「文書取扱順序」から管理の体制は概観できるものの、基準や運用は未詳なままである。ただ、当時の文書課の課長は「市町村制実施方法取調委員」で事務員の一人、吉田信之であった。そのため事務所が作成する文書の管理には、文書課長が直接的に携っていたと考えられる。

(2) 「新村撰定事由調」と「新村構成区域戸口資力調」

ところで和田村の(2)(3)本文は「記載ノ各村ハ」ではじまりながら、その「各村」は「事由調」に記載されておらず、(2)本文中の「上北野下北野ノニヶ村ヲ除クノ外自余ノセヶ村ハ現今一戸長役場所轄ノ内ノ村々ニシテ」や(3)本文中の「古来和田郷ト称シ」などを手がかりにして特定していく必要がある(この場合は(2)から上北野村・下北野村と「現今一戸長役場所轄ノ内ノ」7村で、当該「現今一戸長役場所轄」11村のうち四ツ居渡村・北四ツ居村・米松村・下四ツ居村の4村は吉田郡の岡保村に記載があるため、上北野村・下北野村・淵上村・和田中村・和田東村・城ノ橋向村・勝見村・西方村・和田出作の9村が「記載ノ各村」であると特定できる)。なお、和田村は区域を特定できたが、これは岡保村に符合する記述があったためである。そのため、一村の記述だけでは区域を特定できない、しきれない村もあり、そのような場合は前後(「地方行政区画便覧」「福井新報」)との比較をとおして推定する必要がある。

しかしながら、この「記載ノ各村」については『福井市史』(資料編11近現代二)に「史料1(「新村撰定事由調」一筆者注)は各郡ごとに作成された「新村構成区域戸口資力調」を基に作成されたものとみられ」とあり、「事由調」の基底をなしたと考えられる資料があったようである¹⁹⁾。試しに「吉田郡新村構成区域戸口資力調」²⁰⁾という資料を確認してみると、はじめに吉田郡の西藤島村を構成する各村の資力・人口・戸数が列記され、そこから「合併ヲ要スル事由」「沿革」「郡長戸長等答申ノ要旨」「新村名撰定ノ理由」と続いている。この「合併ヲ要スル事由」も「記載ノ各村ハ」ではじまっ

ており、そこから最後の「新村名撰定ノ理由」まで、項目は「事由調」と同順で、しかも本文は「事由調」の加筆修正を反映した文章とほぼ一致している。表紙には「明治貳拾壹年」とあるものの月日は未詳で、また「拾壹冊ノ内式」とあるものの本冊以外は現存が確認されておらず、「事由調」との関係を確認するためにはより詳細な検討が必要であるが、各地域と事務所との間での緊密なやりとりが想像される。

このほか今立郡の中山村の後に「町村合併ニ付意見書」（明治21年9月2日、今立郡赤坂村ほか3村・今立郡中戸口村ほか3村→福井県知事石黒務）が綴じこまれており、その本文中には「吉田文書課長ノ諮巡」とある。この意見書から地域の主張とともに新法取扱事務所の出張時の対応を読みとることができ、また「南条・今立郡長本多」の手を経て事務所に提出されていることから、地域から新法取扱事務所への具申の過程などもうかがうことができる²¹⁾。

「事由調」はあくまで原稿であり、村域の重複や脱漏など、一部で整合性がとれておらず、矛盾を生じており、資料としての扱いには注意を要する。しかし、それでも福井県の明治の大合併の基礎資料として重要な位置を占め、改めて、現在まで続く市町村の歴史を知るうえで欠かせない資料として位置づけられよう。

まとめにかえて

福井県の「明治の大合併」は「事由調」「福井新報」「福井県令」から諸段階を読みとることができ、前段階の「地方行政区画便覧」とあわせて比較していくと、全県的な推移をたどることができる。そのなかで「事由調」は県の「明治の大合併」の基礎資料として位置づけられ、加筆修正から新法取扱事務所内での検討や地域の意見が反映されていく過程を読みとることができる。また加筆修正をとりぞいていけば原案（あるいは素案）が復元されていき、そこに福井県における「行政村」の原初であり現在の市町村の原形をみることもできる。

なお「事由調」の公文書としての作成や管理のありかたについては、実態に即した検討ができず、類推するにとどまっており、また各町村の記述についても、個別具体的な検討はできず、概観するにとどまっている。しかしながら、本稿でとりあげた資料以外にも「福井新報」には事務員の各地域への出張の記事などが掲載されている。そして各地域には家文書や区有文書などに含まれる形で、合併に関連する資料が現存しており、各地域の合併の過程については検討の余地も残されている。「事由調」の各町村の検討とともに今後の課題としたい。

注

- 1) 『福井市史』通史編3 近現代（福井市、2004年）、『同』資料編11 近現代二（同、1994年）、『新修 坂井町誌』通史編（坂井市、2007年）、『同』資料編（同、2005年）、『勝山市史』第3巻 近代・現代（明治・大正・昭和）（勝山市、1992年）、『大野市史（第14巻）』通史編下 近代・現代（大野市、2013年）、『鯖江市史』通史編下巻（鯖江市、1999年）、『同』史料編 第7巻 近現代編I（同、1989年）、『朝日町誌』通史編2（朝日町役場、2004年）、『宮崎村誌（中巻）』（宮崎村役場、1985年）、『今立町誌』第一巻本編（今立町役場、1982年）、『わかさ美浜町誌』〈美浜の歴史〉第一巻 ふりかえる美浜（美浜町、2010年）、など。
- 2) 小倉長良「明治二十二年市町村制の過程」（『奥越史料』第22号、大野市教育委員会、1993年）、小谷正典『文化

- 財としての町村一明治期、鯖江地域の町村合併一』（2009年、非売品。初出は『会誌』第12号（鯖江郷土史懇談会、2004年）『同』第15号（同、2007年）『同』第16号（同、2008年））、小倉長良「明治22年市町村制による阪谷五箇組合役場運営の一端」（『奥越史料』第34号、大野市教育委員会、2012年）など。
- 3) 「福井新報（福井新聞（第1次）」）第1851号（複製本番号S00057）。なお、同号をふくめた明治15年（1882）8月1日～同24年6月30日各日付「福井新聞」（第1次）「福井新報」「福井新聞」（第2次）はインターネット資料検索・閲覧システム「デジタルアーカイブ福井」で画像が公開されている（令和3年3月時点で2374号分9385画像）。
 - 4) 社説は9日・11日・13日・16日の全4回、寄書（論説）は9日・15日・16日・22日の全4回。
 - 5) 「官報」（明治21年5月16日、内閣官報局）の「彙報」欄「官庁事項」。
 - 6) 『福井県職員録』（明治22年3月1日調）によると第一部長・書記官（官報報告主任、文官普通試験委員長）、文学士、奏任官五等（上）、山口県士族。
 - 7) 『福井県職員録』（明治22年3月1日調）によると塚本は第一部庶務課長（文官普通試験委員）・第二部兵事課長、判任官三等、滋賀県士族。藤田は第一部議事課長、判任官五等、静岡県士族。吉田は第一部議事課属・同文書課長（官報々告主任、文官普通試験委員）・第一部長付書記兼、判任官五等、静岡県士族。小野は第一部農商課長、判任官五等、福井県士族。岩井は第一部文書課属（文官普通試験書記）・第一部長付書記属・第二部長付書記属、判任官七等、広島県士族。並木は第一部議事課属・同文書課属兼、判任官六等、福井県士族。
 - 8) 『福井県職員録』（明治22年3月1日調）によると久世は第一部庶務課属・第二部兵事課属、勲七等、福井県士族。西島は第一部文書課属・第二部監獄課監獄書記・第二部長付書記属（文官普通試験書記）、判任官十等、福井県士族。
 - 9) 『福井県史』通史編5近現代一（福井県、1994年）177～178頁。
 - 10) 前掲注9、201・202頁。
 - 11) 明治21年7月8・10日各日付「福井新報」第1953号・第1954号（複製本番号S00061）。
 - 12) 明治21年6月23日に坂井郡川西地方、7月1日に同郡北部で町村制研究会、同月5日～7日に同郡役所で町村制講話会などが開催されている。
 - 13) 前掲注9、180頁。
 - 14) 「福井新報（福井新聞（第1次）」）第2037号（複製本番号S00064）。
 - 15) 「福井新報（福井新聞（第1次）」）第2049号（複製本番号S00065）。
 - 16) 前掲注13。
 - 17) 足羽・吉田郡は各町村の（1）新町村名（2）「合併ヲ要スル事由」（3）「新村名撰定ノ事由」と（4）「郡長戸長等答申ノ要旨」を別記。坂井郡は町村単位で（1）（2）（3）（4）。一部、（2）と（3）との間に「沿革」があり、（3）と（4）との間で紙が改められている。大野郡の上ノ庄村（上庄村）・平泉寺村・片瀬村（猪野瀬村）と南条郡・今立郡は（2）（4）（3）の順で紙は改められていない。このほか「組合ヲ要スル事由」「一村独立ト為トノ事由」のように一部、例外的な項目もある。
 - 18) 明治19年8月12日付「福井新聞」（のち「福井新報」）。なお「文書取扱順序」は到達文書、收受番号簿、発議番号簿、金庫收受番号簿・金庫送付番号簿、文書番号についての5か条から成り、「処務規則」全3章中の一章を占めている。
 - 19) 『福井市史』資料編11近現代二（福井市、1994年）4頁。
 - 20) 小澤藤兵衛家文書「吉田郡新村構成区域戸口資力調 拾壹冊ノ内式」（明治21年（1888）、資料番号A0543-00255、複製本番号A1966）。
 - 21) 詳細は前掲注2『文化財としての町村一明治期、鯖江地域の町村合併一』104～106頁。

表 福井県の「明治の大合併」による町村の変遷

※ 「地方行政区画便覧」(内務省地理局、1887年。国立国会図書館デジタルコレクション)、旧福井県庁文書「新村指定事由調」(複製本番号 A1198～A1200)、明治21年11月6日～17日・同22年2月17日～22日各日付「福井新報」(複製本番号 S00065、S00068)より作成。「地方行政区画便覧」の大字の町村名は「戸長役場ノ所在地」にあたる。旧字体は新字体に改めた。

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村指定事由調 (明治21年)		福井県令(明治22年)	
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
郡	同 千歳町 同 石場畑方 福井 日ノ出中町 同 日ノ出上町 同 日ノ出下町 同 宝永上町 同 宝永中町 同 宝永下町 同 松ヶ枝上町 同 松ヶ枝中町 同 松ヶ枝下町 同 鏡川上町 同 鏡川中町 同 鏡川下町 同 清川上町 同 清川中町 同 清川下町 同 手寄上町 同 手寄中町 同 手寄下町 同 豊島上町 同 豊島中町 同 豊島下町 同 吉野上町 同 吉野中町 同 吉野下町 同 松本地方 福井 浪花下町 同 浪花中町 同 浪花上町 同 乾下町 同 乾中町 同 乾上町 同 大和下町 同 大和中町 同 大和上町 同 春山下町 同 春山中町 同 春山上町				福井県令(明治22年) 改定市町村名	
市	福井市					
郡	同 佐久良中町 同 佐久良下町 同 佐久良上町 同 照手上町 同 照手中町 同 照手下町 同 湊上町 同 湊中町 同 湊下町 同 花月上町 同 花月中町 同 花月下町 同 錦上町 同 錦中町 同 錦下町 同 佐佳枝下町 同 佐佳枝中町 同 佐佳枝上町 福井 常磐木町 同 岩瀬町 同 不動町 同 川上町 同 寿町 同 豊町 同 葵町 同 月見町 同 旭町 同 水川町 同 松影町 同 毛矢町 同 相佳町 同 足羽上町 同 足羽下町 同 九十九町 同 若松町 同 栄町 同 錦町 同 緑町 同 玉井町				福井市	福井市
市	福井市					
郡					(吉田郡) 円山西村 (吉田郡) 円山西村	
市	福井市					
郡					福井市	
市	福井市					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
足羽郡	下荒井村	下荒井村	足羽郡	六条村	六条村	六条村	六条村
	江端村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	大島村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	南江守村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	南居村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	合谷村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	引目村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	中荒井村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	今市村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	浅水村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	浅水二日町村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	真木村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	安保村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	杉谷村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	冬野村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	中野村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	上江尻村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	下江尻村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	三十八社村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
	花守村	六条村		六条村	六条村	六条村	六条村
三尾野村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
三尾野出作村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
主計中村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
大土呂村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
半田村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
錦ヶ崎村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
角原村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
生野村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
徳尾村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
三木木村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
来広村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
森行村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
上河北村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
下河北村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
新開村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
太田村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
二上村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
帆谷村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
上細江村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
下細江村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		
上六条村	六条村	六条村	六条村	六条村	六条村		

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名	
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)				
足羽郡	同 江戸下町		福井市					
	同 江戸上町							
	同 東下町							
	同 東上町							
	同 尾上上町							
	同 尾上中町							
	同 尾上下町							
	同 老松上町							
	同 老松中町							
	同 老松下町							
	境村	安居村		安居村	東安居村 (吉田郡) 西藤島村	東安居村 (吉田郡) 西藤島村	東安居村 (吉田郡) 西藤島村	東安居村
	田原下村	安居村		安居村	東安居村	東安居村	東安居村	東安居村
	三ツ橋地方							
	東明里村							
	明里村							
菅谷村								
水越村								
大瀬村								
角折村								
飯塚村								
下市村								
深谷村	安居村	安居村	東安居村	東安居村	東安居村	東安居村		
金谷村								
大渡村								
小渡村								
若杉村								
小山谷村								
加茂河原村								
東下野村								
西下野村								
久喜津村								
久喜津島村								
淵村								
福村								
門前村								
山奥村								
西谷村								
郷屋村								
江守中村								
種池村								
下江守村								

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
足羽郡	上毘沙門村					
	上東郷村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村
	下東郷村					
	東郷中島村					
	円成寺村					
	深見村					
	柳泉村					
	岩倉村					
	田中村					
	生部村					
	田治島村					
	徳光村					
	北山新保村					
	北山村					
	大村					
	西袋村					
	西大味村					
	東大味村					
	城戸ノ内村					
	浄教寺村					
東新町村						
西新町村						
鹿保村						
安波賀村						
安波賀中島村						
大久保村						
小和清水村						
彌ヶ口村						
福島村						
市波村						
字坂大谷村						
高田村						
田尻村						
三万谷村						
三万谷別所村						
奈良瀬村						
蔵作村						
東天田村						
西天田村						
小字坂島村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
足羽郡	天王村					
	上筋生田村					
	下筋生田村					
	堀埋村					
	下島村					
	小稲津村					
	下六条村					
	大町別所村					
	大町村					
	花堂村					
	木田地方					
	淵上村					
	和田中村					
	和田東村					
	四ッ居渡村					
	北四ッ居村					
	米谷村					
	下四ッ居村					
	城ノ橋向村					
	勝見村					
西方村						
和田出作						
荒木新保村						
稲津村						
柳野村						
合島村						
荒木別所村						
荒木村						
成願寺村						
篠尾村						
高尾村						
前波村						
宿布村						
東郷二ヶ村						
安原村						
小路村						
南山村						
脇三ヶ村						
中毘沙門村						
下毘沙門村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)		新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)			
吉田	寺本村	下志比村	吉田郡	下志比村	志比谷村	志比谷村	志比谷村
	諏訪間村	五領ヶ島村		五領ヶ島村	五領ヶ島村	五領ヶ島村	五領ヶ島村
	山村	松岡村		松岡村	松岡村	松岡村	松岡村
	未政村	吉野村		吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
	上合月村	上藤島村		上藤島村	上藤島村	上藤島村	上藤島村
	下合月村	西野中村		西野中村	西野中村	西野中村	西野中村
	渡新田村	宮重村		宮重村	宮重村	宮重村	宮重村
	兼定島村	篠谷村		篠谷村	篠谷村	篠谷村	篠谷村
	領家村	上吉野村		上吉野村	上吉野村	上吉野村	上吉野村
	種瓜村	上中村		上中村	上中村	上中村	上中村
	松岡 台町	下中村		下中村	下中村	下中村	下中村
	同 本町	原目村		原目村	原目村	原目村	原目村
	同 極印町	堅達村		堅達村	堅達村	堅達村	堅達村
	同 観音町	坂下村		坂下村	坂下村	坂下村	坂下村
	同 松原町	林村		林村	林村	林村	林村
	同 毘沙門町	藤島村		藤島村	藤島村	藤島村	藤島村
	室村	泉田村		泉田村	泉田村	泉田村	泉田村
	糟村	北野上村		北野上村	北野上村	北野上村	北野上村
	窪村	中ノ郷村		中ノ郷村	中ノ郷村	中ノ郷村	中ノ郷村
	下吉野村	島橋村		島橋村	島橋村	島橋村	島橋村
	吉野梁村	女正島村		女正島村	女正島村	女正島村	女正島村
	重立村						
	小畑村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)		新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)			
吉田	小字坂村	上字坂村	吉田郡	上字坂村	上字坂村	上字坂村	上字坂村
	租谷村	上志比村		上志比村	上志比村	上志比村	上志比村
	塚寺村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	朝谷村	浄法寺村		浄法寺村	浄法寺村	浄法寺村	浄法寺村
	朝谷島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	品ヶ瀬村	松岡村		松岡村	松岡村	松岡村	松岡村
	中島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	吉峰村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	市荒川村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	藤巻村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	竹原村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	石上村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	大野島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	清水村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	栗住波村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	北島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	大月村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	山王村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	市右衛門島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	牧福島村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	浅見村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	野中村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
	轟村	下志比村		下志比村	下志比村	下志比村	下志比村
飯島村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
上浄法寺村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
下浄法寺村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
岩野村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
吉波村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
柳原村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
東古市村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
法寺岡村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
志比梁村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
高橋村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
谷口村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
花谷村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
光明寺村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
京善村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
市野々村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
荒谷村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		
志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村	下志比村		

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
吉田郡	天池村	森田村	森田村	森田村	森田村	森田村
	八重巻村					
	古市村					
	稲多村					
	中角村					
	河合鷲塚村					
	網戸瀬村					
	勝見村	河合村	河合村	河合村	河合村	河合村
	六日市村					
	高屋村					
	山室村					
	二日市村					
	安竹村	下藤島村	下藤島村	下藤島村	西藤島村	西藤島村
	灯明寺村	中島村	中島村	中島村	中藤島村	中藤島村
	舟橋新村					
郡村						
黒丸村						
土橋村						
上伏村						
海老助村	下藤島村	下藤島村	下藤島村	西藤島村	西藤島村	
里別所村						
地藏堂村						
牧島村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村	
経田村						
重藤村						
福万村						
八ツ島村						
三ツ屋村						
西福村	下藤島村	下藤島村	下藤島村	西藤島村	西藤島村	
三郎丸村						
三郎丸村						
堀ノ宮村						
上里村						
坂井港 松ヶ下町						
同 元新町						
同 今新町						
同 台町	三国町	三国町	三国町	三国町	三国町	
同 錦町						
同 末広町						
同 喜宝町						
同 平木町						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
吉田郡	圓山村	上藤島村	上藤島村	東藤島村	東藤島村	東藤島村
	大畑村					
	西谷村					
	次郎丸村					
	宮地村	岡保村	岡保村	岡保村	岡保村	岡保村
	花野谷村					
	河水村					
	曾万布村					
	河瀬村	円山東村	円山東村	円山東村	円山東村	円山東村
	北今泉村					
	東今泉村					
	上北野村	(足羽郡) 和田村	(足羽郡) 和田村	(足羽郡) 和田村	(足羽郡) 和田村	(足羽郡) 和田村
	下北野村					
	印田村	岡安村	岡安村	岡安村	岡保村	岡保村
	駿下村					
	寮村					
	新保村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村
	丸山村					
	開発村	中島村	中島村	中島村	中藤島村	中藤島村
	南河合新保村					
	新田三ヶ村					
	大和田村					
	堂島村	上藤島村	上藤島村	上藤島村	東藤島村	東藤島村
	北野下村	中島村	中島村	中島村	中藤島村	中藤島村
	高木村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村	円山西村
	町屋村					
	幾久村					
大願寺村						
高柳村	中島村	中島村	中島村	中藤島村	中藤島村	
寺前村						
舟橋村						
下森田村						
上森田村						
上野村						
漆原村	森田村	森田村	森田村	森田村	森田村	
河合新保村						
河合常安村						
栗森村						
石盛村						
定正村						

郡	地方行政区画概覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (原案)			
坂 井	栲原村		坂 井 郡	細呂木郷村	細呂木村	細呂木村	細呂木村
	山西方寺村						
	坂口村						
	蓮ヶ浦村						
	細呂木村						
	細山村						
	橋屋村						
	滝村						
	指中村						
	沢村						
	牛ノ谷村						
	畝市野々村				坪江村	坪江村	坪江村
	字根村						
	下金屋村						
	宮谷村				細呂木郷村	細呂木村	細呂木村
	青野木村						
	山室村						
	中川村						
	瓜生村						
	南延田村						
	北延田村						
次郎丸村							
東田中村			坪江村	坪江村	坪江村		
北村							
北野村							
前谷村							
笹岡村							
熊坂村							
櫛村							
清滝村							
後山村			剣岳村	剣岳村	剣岳村		
鎌谷村							
権世村							
権世市野々村							
上竹田村							
山口村			竹田村	竹田村	竹田村		
山竹田村							
吉谷村							
長畝村			長畝郷村	長畝村	長畝村		
千田村							

郡	地方行政区画概覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
坂 井	同 橋本町		坂 井 郡	三国町	三国町	三国町	三国町
	同 堅町						
	同 上真砂町						
	同 下真砂町						
	同 滝本町						
	同 下西町						
	同 上西町						
	同 大門町						
	同 中元町						
	同 玉井町						
	同 岩崎町						
	同 桜谷町						
	同 沙見町						
	三国浦						
	宿浦				雄島村	雄島村	雄島村
	滝谷村				三国町	三国町	三国町
	米ヶ脇浦						
	陣ヶ岡村						
	崎浦				雄島村	雄島村	雄島村
	安島浦						
	靉浦						
加戸村							
水居村							
覚前村							
西谷村			加戸村	加戸村	加戸村		
高村							
平山村							
池上村							
北湯村			吉湯村	吉湯村	吉湯村		
浜地浦			雄島村	雄島村	雄島村		
城新田村							
城村							
波松浦							
番堂野村			吉湯村	吉湯村	吉湯村		
赤尾村							
吉崎浦							
浜坂浦							
山十薬村							
高塚村			細呂木郷村	細呂木村	細呂木村		
清王村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)		
坂井郡	長崎高瀬村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	豊原高瀬村					
	牛ヶ島村					
	筑後清水村					
	末政村					
	野中山王村					
	大森村					
	山崎三ヶ村					
	上金屋村					
	金元村					
	東二ツ屋村					
	鳴鹿山鹿村					
	上久米田村					
	下久米田村					
	栗田島村					
	栗田村					
	為安村					
	寄永村					
	友末村					
	坪ノ内村					
坂井郡	上安田村					
	下安田村					
	安田新村					
	八丁村					
	磯部村					
	今市村					
	四郎丸村					
	磯部島村					
	磯部福庄村					
	熊堂村					
	宇隨村					
	羽崎村					
	磯部新保村					
	ハツ口村					
	吉政村					
	枯木高柳村					
	磯間村					
	新間村					
	眞国村					
西瓜屋村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)		
坂井郡	玄女村		長畝村	長畝村	長畝村	長畝村
	宇田村					
	里竹田村					
	堀水村					
	乗兼村					
	坪江村					
	女形谷村					
	山久保村					
	川上村					
	丸岡 雷田町					
	同 谷町					
	同 八幡町					
	同 石城戸町					
	同 栗町					
	同 霞町					
	同 松川町					
	同 乾町					
	同 本町					
	同 上田町					
	同 下田町					
磯岡村						
里丸岡村						
猪爪村						
小黒村						
升田村						
内田村						
曾々木村						
豊原村						
田屋村						
畑中村						
与河村						
伏屋村						
三本木村						
赤坂村						
振倉村						
油為頭村						
高田村						
四ツ柳村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
坂井郡	番田村	芦原村	坂井郡	芦原村	芦原村	芦原村	芦原村
	重養村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	本荘村
	国影村	木部村		木部村	木部村	木部村	木部村
	二面村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	本荘村
	牛山村	木部村		木部村	木部村	木部村	木部村
	横垣村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	井江殿村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	中浜村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	河間村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	蛸渡村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	刺村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	宮前村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	今井村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	野中新村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	野中村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	玉ノ江村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
	藤沢村	西十郷村		西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村
西今市村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
藤沢村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
竹松村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
角屋村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
北本堂村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
東荒井村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
公文村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
中番村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
下番村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
玉木村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
上番村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
藤木村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
合島村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
東善寺村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
馬場村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
新用村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
栗村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
西村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
東中野村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
大味村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
蔵垣内村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
下園村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
上園村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		
下兵庫村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村	西十郷村		

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
坂井郡	今福村	高萩村	坂井郡	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	一本田村	高萩村(「幾部分」は丸岡町)		高萩村(「幾部分」は丸岡町)	丸岡町/高萩村	丸岡町/高萩村	丸岡町/高萩村
	笹和田村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	西里丸岡村	高萩村(「幾部分」は丸岡町)		高萩村(「幾部分」は丸岡町)	丸岡町/高萩村	丸岡町/高萩村	丸岡町/高萩村
	一本田中村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	一本田福所村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	宮領村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	田島村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	田島露村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	若宮村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	上新庄村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	下新庄村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	長畑村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	定旨村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	五本村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	河和田村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	長屋村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	御油田村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	伊井村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	池口村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	河原井手村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	稲越村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
	菅野村	高萩村		高萩村	高萩村	高萩村	高萩村
清間村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
矢地村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
御藤尾村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
桑原村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
古屋石塚村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
金津 十日町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
同 八日町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
同 六日町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
同 坂ノ下町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
同 水口町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
同 新町	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
舟津村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
布目村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
堀江十薬村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		
田中中村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村	高萩村		

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村構成区画 (修正案)		福井新報(明治21年) 新町村構成区画及 ひ新町村名		福井県令(明治22年)	
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名	新町村構成区画 及び新町村名	福井県令(明治22年)	福井県令(明治22年)	
坂井郡	安沢村	江留春近村	春江村	春江村	春江村	春江村	春江村	
	木部西方寺村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	大石村	
	木部新保村	木部村	木部村	木部村	木部村	木部村	木部村	
	辻村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	大石村	
	上下小森村							
	下小森村							
	川崎村							
	栗田村							
	油屋村							
	石丸村							
	高柳村							
	木部東村							
	池見村							
	折戸村							
	清水村							
	鳥村							
	堀越村							
	泥原新保浦							
	下野村							
	坂上市	西野中村						
山岸村								
黒目村								
沖野々村								
米納津村								
横越村								
波寄村								
木下村								
水切村								
小野村								
坂上市	串野村							
	草漕谷村							
	田納村							
	藤瀬村							
	砂子田村							
	砂子坂村							
	佐野村							
	上野村							
	浄土寺村							
	布施田村							
坂上市	西中野村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							
	波寄村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村構成区画 (修正案)		福井新報(明治21年) 新町村構成区画及 ひ新町村名		福井県令(明治22年)	
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名	新町村構成区画 及び新町村名	福井県令(明治22年)	福井県令(明治22年)	
坂井郡	上兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	
	徳分田村	東十郷村	東十郷村	東十郷村	東十郷村	東十郷村	東十郷村	
	井向村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	兵庫村	大石村	
	西長田村							
	大牧村							
	舟寄村							
	長崎村							
	沖布目村							
	大針村							
	福島村							
	北横地村							
	南横地村							
	江留中村							
	藤野塚村							
	東長田村							
	随心寺村							
	境村							
	為国村							
	寄安村							
	坂上市	江留上村						
中筋村								
正蓮化村								
定重村								
江留下村								
松木村								
千歩寺村								
中庄村								
金剛寺村								
田端村								
坂上市	高江村							
	針原村							
	東太郎丸村							
	西太郎丸村							
	本堂村							
	定広村							
	姫王村							
	正善村							
	石塚村							
	取次村							
坂上市	布施田新村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							
	兵庫村							

地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年)	福井県令(明治22年)
郡	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (原案)	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名	改定市町村名
坂井	石畠村	藪村	藪村	藪村	鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村 鷹巣村
	為寄村				
	中山村				
	領家村				
	田ノ頭村				
	浜別所村				
	川尻村				
	西橋屋村				
	市ノ瀬村				
	浜住村				
	北菅生浦				
	長橋浦				
	糸崎浦				
	松蔭浦				
	裏浦				
	和布浦				
	免鳥浦				
	西二ツ屋村				
	大窪村				
	西畑村				
	高須村				
	宮郷村				
	大野 西一番町				
同 東一番町					
同 西二番町					
同 東二番町					
同 西三番町					
同 東三番町					
同 西四番町					
同 東四番町					
同 五番町					
同 清水町					
同 角山町					
同 水落町					
同 七間町					
同 寺町					
同 神明町					
同 柳町					
同 春日町					
同 清滝町					

地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年)	福井県令(明治22年)
郡	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (原案)	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名	改定市町村名
坂井	三宅村	波寄村	波寄村	波寄村	郷村
	小崎村	浜四郷村	浜四郷村	浜四郷村	浜四郷村
	黒丸村				
	池尻村	波寄村	波寄村	波寄村	郷村
	江上村				
	御所垣内村				
	鳥山梨子村				
	内山梨子村				
	仙村				
	剣大谷村	大安寺村	大安寺村	大安寺村	大安寺村
	天管生村				
	岸水村				
	四十谷村				
	田ノ谷村				
	北橋原村				
	南橋原村				
	大年村				
	荒谷村				
	八幡村				
	灯豊村				
	大谷村				
	中村				
	木米村				
	相谷村				
	一王寺村				
	中河内村				
	西荒井村				
	清水平村				
	中平村				
	奥平村				
	足谷村				
河内村					
熊瀬村					
東平村					
石橋村					
石新保村	藪村	藪村	藪村	藪村	
白方村	藪村/浜四郷村	藪村	藪村	藪村	
浜島村	藪村	藪村	藪村	藪村	
深坂村					
小幡村	藪村/波寄村	波寄村	波寄村	波寄村	

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新料鑑定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
大野	同 戸村	羽生村	羽生村(芦見村と組合)	羽生村	羽生村	羽生村
	東河原村	下味見村	下味見村(組合)	下味見村	下味見村	下味見村
	西河原村	上味見村	上味見村	上味見村	上味見村	上味見村
	横越村					
	折立村					
	赤谷村					
	中ノ手村					
	河内村					
	神当部村					
	南野津又村					
	小当見村					
	西市布村					
	下舌村					
	上舌村					
	阿難祖地頭方村					
	阿難祖領家村					
	上黒谷村	小山村	小山村	小山村	小山村	小山村
	下黒谷村					
	上荒井村					
	深井村					
	右近次郎村					
	飯盛村					
	鍛掛村					
新庄村						
猪ノ島村						
下郷村						
森政地頭村						
開発村						
東山村						
御給村						
友兼村						
森政領家村	上ノ庄村	上庄村	上庄村	上庄村	上庄村	
北御門村						
吉村						
東中村						
下掘村						
中郷村						
今井村						
平沢地頭村						
平沢領家村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新料鑑定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
大野	同 篠庭町	大野町	大野町	大野町	大野町	大野町
	表江村	下ノ庄村	下庄村	下庄村	下庄村	下庄村
	横枯村					
	南新在家村					
	堂本村					
	中保村					
	中狭村					
	中荒井村					
	高蒲池村					
	庄林村					
	東大月村					
	中津川村					
	大矢戸村					
	小矢戸村					
	太田村					
	西市村					
	中野村					
	牛ヶ原村	乾ノ側村	乾側村	乾側村	乾側村	乾側村
	矢村					
	下丁村					
	中丁村					
	上丁村					
	尖山村					
血谷村						
所谷村						
西中村	芦見村(組合)	芦見村(羽生村と組合)	芦見村	芦見村	芦見村	
籠谷村						
吉山村						
大谷村						
大宮村						
野波村						
許石村						
川上村						
東段村						
南四保村						
南宮地村						
織原村						
仁位村						
薬師村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
大野	伊月村	下穴馬村	下穴馬村	下穴馬村	下穴馬村	下穴馬村
	川合村					
	貝皿村					
	朝日村					
	板倉村					
	角野前坂村					
	朝日前坂村					
	石徹白村					
	柿ヶ島村					
	八町村					
	伏石村					
	堂島村					
	金山村					
	小黒見村					
	西勝原村					
	東勝原村					
	仏原村					
	下打波村					
	上打波村					
	松丸村					
	森ヶ野村					
	花房村					
	南六呂師村					
	不動堂村					
	石谷村					
	森本村					
	大月村					
	御領村					
	桶爪村					
	裏道村					
	落合村					
	土打村					
	上野村					
	富高村					
	新田村					
	七坂村					
	下唯野村					
	喉生村					
	木落村					
	下麻生島村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
大野	西山村	上ノ庄村	上庄村	上庄村	上庄村	上庄村
	稲郷村					
	野中村					
	五条方村					
	佐開村					
	木ノ本村					
	森山村					
	上若生子村					
	下若生子村					
	宝慶寺村					
	中島村					
	奥原村					
	熊河村					
	温見村					
	上秋生村					
	下秋生村					
	小沢村					
	木戸村					
	黒当戸村					
	上笹又村					
	下笹又村					
	下半原村					
	上半原村					
	東市布村					
	箱ヶ瀬村					
	特穴村					
	面谷村					
	荷藪村					
	長野村					
	鷺村					
	角野村					
	下大納村					
	上大納村					
	下山村					
	野尻村					
	大谷村					
	米飯村					
	久沢村					
	伊勢村					
	後野村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新市町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
郡	同 長淵町	同 長淵町	同 長淵町	同 長淵町	同 長淵町	同 長淵町
	同 富田町	同 富田町	同 富田町	同 富田町	同 富田町	同 富田町
	同 沢町	同 沢町	同 沢町	同 沢町	同 沢町	同 沢町
	同 芳野町	同 芳野町	同 芳野町	同 芳野町	同 芳野町	同 芳野町
	郡村	郡村	郡村	郡村	郡村	郡村
	滝波村	滝波村	滝波村	滝波村	滝波村	滝波村
	五本寺村	五本寺村	五本寺村	五本寺村	五本寺村	五本寺村
	黒原村	黒原村	黒原村	黒原村	黒原村	黒原村
	養倉村	養倉村	養倉村	養倉村	養倉村	養倉村
	三谷村	三谷村	三谷村	三谷村	三谷村	三谷村
	浄土寺村	浄土寺村	浄土寺村	浄土寺村	浄土寺村	浄土寺村
	寺尾村	寺尾村	寺尾村	寺尾村	寺尾村	寺尾村
	養見村	養見村	養見村	養見村	養見村	養見村
	中尾村	中尾村	中尾村	中尾村	中尾村	中尾村
	杉山村	杉山村	杉山村	杉山村	杉山村	杉山村
	中野原村	中野原村	中野原村	中野原村	中野原村	中野原村
	北六呂師村	北六呂師村	北六呂師村	北六呂師村	北六呂師村	北六呂師村
	河合村	河合村	河合村	河合村	河合村	河合村
	谷村	谷村	谷村	谷村	谷村	谷村
	木根橋村	木根橋村	木根橋村	木根橋村	木根橋村	木根橋村
	小原村	小原村	小原村	小原村	小原村	小原村
	柳神谷村	柳神谷村	柳神谷村	柳神谷村	柳神谷村	柳神谷村
	栗師神谷村	栗師神谷村	栗師神谷村	栗師神谷村	栗師神谷村	栗師神谷村
	竜谷村	竜谷村	竜谷村	竜谷村	竜谷村	竜谷村
	竹林村	竹林村	竹林村	竹林村	竹林村	竹林村
	聖丸村	聖丸村	聖丸村	聖丸村	聖丸村	聖丸村
	深谷村	深谷村	深谷村	深谷村	深谷村	深谷村
	牛ヶ谷村	牛ヶ谷村	牛ヶ谷村	牛ヶ谷村	牛ヶ谷村	牛ヶ谷村
	北野津又村	北野津又村	北野津又村	北野津又村	北野津又村	北野津又村
	横倉村	横倉村	横倉村	横倉村	横倉村	横倉村
	北新在家村	北新在家村	北新在家村	北新在家村	北新在家村	北新在家村
	清水島村	清水島村	清水島村	清水島村	清水島村	清水島村
	布市村	布市村	布市村	布市村	布市村	布市村
	田名部村	田名部村	田名部村	田名部村	田名部村	田名部村
	新保村	新保村	新保村	新保村	新保村	新保村
	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村	松ヶ崎村
	妙金島村	妙金島村	妙金島村	妙金島村	妙金島村	妙金島村
	西砂金島村	西砂金島村	西砂金島村	西砂金島村	西砂金島村	西砂金島村
	松田村	松田村	松田村	松田村	松田村	松田村
	別所村	別所村	別所村	別所村	別所村	別所村

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新市町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
郡	井ノ口村	井ノ口村	井ノ口村	井ノ口村	井ノ口村	井ノ口村
	田野村	田野村	田野村	田野村	田野村	田野村
	川島村	川島村	川島村	川島村	川島村	川島村
	上麻生島村	上麻生島村	上麻生島村	上麻生島村	上麻生島村	上麻生島村
	土布子村	土布子村	土布子村	土布子村	土布子村	土布子村
	新河原村	新河原村	新河原村	新河原村	新河原村	新河原村
	森目村	森目村	森目村	森目村	森目村	森目村
	大渡村	大渡村	大渡村	大渡村	大渡村	大渡村
	大矢谷村	大矢谷村	大矢谷村	大矢谷村	大矢谷村	大矢谷村
	小矢谷村	小矢谷村	小矢谷村	小矢谷村	小矢谷村	小矢谷村
	岩ヶ野村	岩ヶ野村	岩ヶ野村	岩ヶ野村	岩ヶ野村	岩ヶ野村
	壁倉村	壁倉村	壁倉村	壁倉村	壁倉村	壁倉村
	笹尾村	笹尾村	笹尾村	笹尾村	笹尾村	笹尾村
	赤尾村	赤尾村	赤尾村	赤尾村	赤尾村	赤尾村
	岡横江村	岡横江村	岡横江村	岡横江村	岡横江村	岡横江村
	平泉寺村	平泉寺村	平泉寺村	平泉寺村	平泉寺村	平泉寺村
	若猪野村	若猪野村	若猪野村	若猪野村	若猪野村	若猪野村
	猪野口村	猪野口村	猪野口村	猪野口村	猪野口村	猪野口村
	北市村	北市村	北市村	北市村	北市村	北市村
	猪野村	猪野村	猪野村	猪野村	猪野村	猪野村
	猪野毛屋村	猪野毛屋村	猪野毛屋村	猪野毛屋村	猪野毛屋村	猪野毛屋村
	片瀬村	片瀬村	片瀬村	片瀬村	片瀬村	片瀬村
	下毛屋村	下毛屋村	下毛屋村	下毛屋村	下毛屋村	下毛屋村
	上高島村	上高島村	上高島村	上高島村	上高島村	上高島村
	下高島村	下高島村	下高島村	下高島村	下高島村	下高島村
	畔川村	畔川村	畔川村	畔川村	畔川村	畔川村
	崎崎村	崎崎村	崎崎村	崎崎村	崎崎村	崎崎村
	下荒井村	下荒井村	下荒井村	下荒井村	下荒井村	下荒井村
	大袋村	大袋村	大袋村	大袋村	大袋村	大袋村
	北山村	北山村	北山村	北山村	北山村	北山村
	蓮生村	蓮生村	蓮生村	蓮生村	蓮生村	蓮生村
	比島村	比島村	比島村	比島村	比島村	比島村
	勝山 下元碓町	勝山 下元碓町	勝山 下元碓町	勝山 下元碓町	勝山 下元碓町	勝山 下元碓町
	同 上元碓町	同 上元碓町	同 上元碓町	同 上元碓町	同 上元碓町	同 上元碓町
	同 立石町	同 立石町	同 立石町	同 立石町	同 立石町	同 立石町
	同 郡町	同 郡町	同 郡町	同 郡町	同 郡町	同 郡町
	同 上後町	同 上後町	同 上後町	同 上後町	同 上後町	同 上後町
	同 中後町	同 中後町	同 中後町	同 中後町	同 中後町	同 中後町
	同 下後町	同 下後町	同 下後町	同 下後町	同 下後町	同 下後町
	同 袋田町	同 袋田町	同 袋田町	同 袋田町	同 袋田町	同 袋田町

郡	地方行政区画概観 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名		
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (原案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)					
南条	同 泉町		南条郡	武生町	武生町	武生町	武生町		
	同 相生町								
	同 並木町								
	同 老松町								
	同 深草町								
	同 曙町								
	同 蛭子町								
	大門河原村								
	上市村								
	北府村								
	平出村								
	千福村								
	沢村								
	岡本村								
	広瀬村								
	池ノ上村								
	行松村	茶臼山村						茶臼山村	茶臼山村
	松森村								
	三ツ口村								
	常久村								
	砂法寺村								
	高瀬村								
	春日野村							王子保村	王子保村
中津原村									
下中津原村		坂口村	坂口村						
下別所村									
湯谷村									
河内村	王子保村/河野村	河野村	河野村						
具谷村									
白崎村									
塚原村									
今宿村		王子保村	王子保村						
下湯谷村									
国兼村									
小松村									
中村									
瓜生野村									
清水村									
東谷村	初音村	南日野村	南日野村						
脇本村	王子保村/初音村								

郡	地方行政区画概観 (明治20年)		市郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (原案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
大野	細野村		大野郡	鹿ノ谷村	鹿谷村	鹿谷村	鹿谷村
	本郷村						
	杉俣村						
	東蓮羽口村						
	西蓮羽口村						
	矢戸口村						
	北西俣村						
	西光寺村						
	俣田村						
	志田村						
	登坂村						
	伊波村						
	堀名中清水村						
	榎曾谷村						
	森川村						
	北宮地村						
	細野口村						
	栗野村						
	坂東島村						
	伊知地村						
	岩屋村						
	志比原村						
	武生 蓬萊町						
同 幸町							
同 有明町							
同 桂町							
同 尾花町							
同 北府町							
同 浪花町							
同 吾妻町							
同 旭町	武生町	武生町	武生町				
同 寿町							
同 大山町							
同 上市町							
同 楠町							
同 末広町							
同 鶴沢町							
同 緑町							
同 桜町							
同 幡町							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
南条郡	大門村	鹿能村	鹿能村	鹿能村	鹿能村	鹿能村
	孫谷村					
	板取村					
	今庄村		今庄村(鹿森村と組合)	今庄村	今庄村	今庄村
	大瀬村					
	山中村	西谷村	鹿森村(今庄村と組合)	鹿森村	鹿森村	鹿森村
	二ツ屋村					
	婦村					
	河野浦					
	糠ノ浦					
	八田村					
	甲斐城浦					
	今泉浦	河野村	河野村	河野村	河野村	河野村
	大谷浦					
	大良浦					
赤萩村						
菅谷村						
今立郡	河野村					
	神明村					
	神明村		神明村	神明村	神明村	神明村
	中河村		中河村	中河村	中河村	中河村
	片川村		片川村	片川村	片川村	片川村
	乙坂今北村					
	四方谷村					
	別所村					
	大野村					
	大正寺村					
	南井村					
	中野村					
	川島村					
	落井村					
	松成村					
横越村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
南条郡	四郎丸村	王子保村	王子保村	王子保村	王子保村	王子保村
	下平吹村					
	中平吹村					
	上平吹村	初音村	南日野村 (今立郡) 北日野村	南日野村 (今立郡) 北日野村	南日野村 (今立郡) 北日野村	南日野村 (今立郡) 北日野村
	向新保村					
	上野村	柚木村	柚山村	柚山村	北柚山村	北柚山村
	堂宮村					
	金稻村					
	牧谷村	初音村	南日野村	南日野村		
	辨物師村					
	鱒波村					
	阿久和村					
	中小屋村					
	奥野々村	柚木村	柚山村	柚山村	南柚山村	南柚山村
	上別所村					
新河原村						
西大道村	初音村	南日野村	南日野村	南日野村	南日野村	
東大道村						
湯尾村	柚木村	柚山村	柚山村	湯尾村	湯尾村	
癡村						
八乙女村						
社谷村						
久喜村						
長沢村						
馬上免村						
小倉谷村	宅良村	宅良村	宅良村	宅良村	宅良村	
瀬戸村						
柳水保村						
杉谷村						
上温谷村						
古木村						
宇津尾村						
橋立村						
広野村						
岩谷村						
大河内村	鹿能村	鹿能村	鹿能村	鹿能村	鹿能村	
峠谷村						
八坂村						
荒井村						
合渡村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
	西谷村	日野村		北日野村	北日野村	北日野村	北日野村
	荒谷村						
	平林村						
	庄田村						
	岩内村						
	大屋村						
	清水頭村						
	南小山村						
	北小山村						
	五分市村						
	金屋村						
	上真榎村						
	宮谷村						
	西尾村						
	大手村						
	下真榎村						
	杉崎村						
	糸川村						
	入谷村						
	中居村						
	裏脇村						
	輪尾谷村						
	池泉村						
	野大坪村						
	上大坪村						
	萱谷村						
	文室村						
	粟田部村						
	岩本村						
	不老村						
	大滝村						
	新在家村						
	定友村						
	杉尾村						
	南坂下村						
	別印村						
	中印村						
	八石村						
	大平村						
	長五村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
	新村	中越村		新横江村	新横江村	新横江村	新横江村
	下新庄村	北新庄村					
	定次村						
	五郎丸村						
	東鱈江村						
	鱈江 下深江町						
	同 中小路						
	同 東小路						
	同 清水町						
	同 南小路						
	同 上深江町						
	同 上小路						
	同 下小路						
	上鱈江村						
	西鱈江村						
	有定村						
	小黒町村						
	長泉寺村						
	村国村						
	瓜生村						
	稲寄村						
	馬上免村						
	長土呂村						
	塚町村						
	庄村						
	横市村						
	葛岡村						
	押田村						
	中新庄村						
	高木村						
	長尾村						
	北村						
	三ツ屋村						
	戸谷村						
	西郷尾村						
	矢放村						
	帆山村						
	矢船村						
	畑村						
	小野谷村						

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年)
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	改定市町村名		
今立	常安村					
今立	市村					
今立	寺島村					
今立	池田村					
今立	山田村					
今立	寺谷村					
今立	藪田村					
今立	安善寺村					
今立	水瀨村					
今立	美濃又村					
今立	北坂下村					
今立	市野々村					
今立	柳村					
今立	炭焼村					
今立	赤谷村					
今立	南中村					
今立	大谷村					
今立	長谷村					
今立	殿村					
今立	室谷村					
今立	春山村					
今立	西河内村					
今立	相ノ木村					
今立	清根村					
今立	楳住村					
今立	寺地村					
今立	波垣村					
今立	東磐尾村					
今立	領家村					
今立	藤木村					
今立	北中村					
今立	清水町村					
今立	沢村					
今立	上河内村					
今立	尾花村					
今立	寺中村					
今立	金谷村					
今立	小坂村					
今立	西袋村					
今立	片山村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年)
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	改定市町村名		
今立	島村					
今立	山室村					
今立	轟井村					
今立	西角岡村					
今立	魚見村					
今立	菅生村					
今立	新保村					
今立	東俣村					
今立	東角岡村					
今立	定方村					
今立	上荒谷村					
今立	板垣村					
今立	志津原村					
今立	河内村					
今立	櫛又村					
今立	田代村					
今立	木谷村					
今立	柳谷村					
今立	土合皿尾村					
今立	月ヶ瀬村					
今立	小畑村					
今立	千代谷村					
今立	金見谷村					
今立	助生谷村					
今立	蒲沢村					
今立	籠掛村					
今立	大本村					
今立	東青村					
今立	西青村					
今立	柳田村					
今立	尾鏡村					
今立	下荒谷村					
今立	松ヶ谷村					
今立	野尻村					
今立	広瀬村					
今立	谷口村					
今立	清水谷村					
今立	柿ヶ原村					
今立	持越村					
今立	稲荷村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名	
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名			
丹生	上糸生村	糸生村	丹生郡	糸生村	糸生村	糸生村	糸生村	
	大谷寺村							
	東二ツ屋村							
	天谷村							
	真木村							
	小川村							
	細野村							
	山田村							
	赤井谷村							
	桜谷村							
	岩倉村							
	笹川村	織田村			織田村	織田村	織田村	萩野村
	入尾村							
	笈松村							
	老荷村							
	織田村							
	平等村							
	下河原村							
	江波村	織田村/宮寄村		織田村/宮寄村(組合)	宮崎村	宮崎村	宮崎村	宮崎村
	上山中村	織田村		織田村	織田村	織田村	織田村	織田村
下山中村								
四ツ杉村								
三崎村								
中村								
大王丸村								
安養寺村								
小菅原村								
古屋村								
熊谷村								
増谷村								
曾原村								
栗野村								
小杉村	山千飯村							
牧村								
若須村								
中野村								
萩原村								
黒川村								
二階堂村								
千合谷村								

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
今立	萌生田村	河和田村	今立郡	河和田村	河和田村	河和田村	河和田村
	別司村						
	栗庄郷村	中山村		中山村	中山村	中山村	北中山村
	桶飯村						服間村
	高岡村						
	北中津山村						
	南中津山村						
	西庄郷村	中山村		中山村	中山村	中山村	北中山村
	野岡村						
	赤坂村						
	三峯村						
	上戸口村	中山村		中山村	中山村	中山村	南中山村
	中戸口村						
	下戸口村						
	磯部村						
	新堂村	片川村		片川村	片川村	片川村	
	吉江町						
	入村						
	西番村						
	下石田村	立待村		立待村	立待村	立待村	立待村
上石田村							
糺村							
杉本村							
米圃村							
氣比庄村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村		
在田村	丹生村	丹島村	丹生村	丹島村	天津村		
乙坂村							
田中村							
市村							
島場村							
柳川村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村		
宝泉寺村							
天王村							
下糸生村							
横山村							
牛嶋村							
野采村							
大畑村							
小倉村	糸生村	糸生村	糸生村	糸生村	糸生村		
露中野村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村編定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
丹生郡	西田中村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村
	内郡村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	下川去村	吉川村 / (丹生郡) 立待村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	小泉村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	大倉村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	田村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	特明寺村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	冬鳥村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	下野田村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	和田村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	石生谷村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	漆原村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	上野田村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	上式家村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	下氏家村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	当田村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	下司村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村	岡山村
	鳥井村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	熊田村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	平井村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	二丁掛村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村
	吉田村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
	本保村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
	余田村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
	氷坂村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
	片屋村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村
芝原村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	
家久村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	吉野村	
高森村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
上四目村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
下四目村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
上大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
下大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
上太田村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
新村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
小松村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
太田新保村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
下太田村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	
北山村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	大虫村	

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新町村編定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
丹生郡	安戸村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	土山村	(南条郡)坂口村	(南条郡)坂口村	(南条郡)坂口村	(南条郡)坂口村	(南条郡)坂口村
	小谷村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	菅村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	中山村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	勾当原村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	小野村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	勝蓮花村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	丸岡村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	弘谷村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	米口村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	堀村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	菖蒲谷村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	都辺村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	上杉本村	山干飯村	白山村	白山村	白山村	白山村
	八田村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	櫻津村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	舟場村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	八田新保村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	円満村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	上野村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	宇須尾村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	野村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	寺村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	大谷村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
	蛸口村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村
青野村	常盤村	常盤村 (組合)	常盤村	常盤村	常盤村	
金谷村	常盤村	常盤村 (組合)	常盤村	常盤村	常盤村	
栗原村	常盤村	常盤村 (組合)	常盤村	常盤村	常盤村	
境野村	常盤村	常盤村 (組合)	常盤村	常盤村	常盤村	
上戸村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村	
蚊谷寺村	宮寄村	宮寄村 (組合)	宮寄村	宮寄村	宮寄村	
広野村	常盤村	常盤村 (組合)	常盤村	常盤村	常盤村	
頭谷村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	
佐々生村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	吉川村	
西大井村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	
岩永村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	
開榮村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	
上川去村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	
朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	朝日村	

地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年)	福井県令(明治22年)
郡	町村名	新村構成区画 及び新村名 (原案)	新村構成区画 及び新村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名	改定市町村名
丹生郡	武周村				
	二ツ屋村				
	尾ヶ谷村				
	別畑村				
	白滝村				
	別所村				
	宿堂村				
	水谷村				
	大矢村				
	鳳尾村				
	本堂村				
	五太子村				
	下一光村				
	上一光村				
	米村				
	更毛村				
	羽坂村				
	細坂村				
	安田村				
	北郷村				
	恐神村				
	三留村				
	杉谷村				
	田尻筋谷村				
	朝宮村				
	片稻村				
	清水尻村				
	繁和田村				
	竹生村				
	下天下村				
	上天下村				
	大森村				
	笹谷村				
	山内村				
	滝波村				
	本折村				
	清水畑村				
	平尾村				
	御油村				
	小羽村				

地方行政区画便覧 (明治20年)		新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年)	福井県令(明治22年)
郡	町村名	新村構成区画 及び新村名 (原案)	新村構成区画 及び新村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名	改定市町村名
丹生郡	丹生郷村				
	横根村				
	三ツ原村				
	米ノ浦				
	蓮口浦				
	麩浦				
	茂原浦				
	高佐浦				
	六呂師村				
	牛房ヶ平村				
	梅浦村				
	宿浦				
	新保浦				
	小鞆浦				
	大鞆浦				
	城有村				
	赤坂村				
	浜北山村				
	居倉浦				
	八ツ俣村				
	梨子平村				
	左右浦				
	血ヶ平村				
	玉川浦				
	蒲生浦				
	柔崎浦				
	大味浦				
	鮎川浦				
	南音生浦				
	三本木村				
	国見村				
	清水谷浦				
	白浜浦				
	大丹生浦				
	小丹生浦				
	畠中村				
	国山村				
	向山村				
	謡谷村				

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)		
郡	中村					
	高野村					
	谷村					
	栗原村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村
	新保村					
	田尻村					
	越坂村					
	瀬河内村					
	赤崎浦					
	阿曾浦					
	拳野浦					
	五嶺浦					
	江良浦					
	田結浦					
	大比田浦	東浦村	東浦村	東浦村	東浦村	東浦村
	元比田浦					
	横浜浦					
	杉津浦					
	足田村	愛発村	愛発村	愛発村	愛発村	愛発村
	池河内村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村
	杉暮村					
	刀根村					
	興麻生村					
	新道村					
	麻生口村					
	曾々木村					
	興野村					
	市橋村					
	道分村					
	駄口村					
	山中村					
	道ノ口村					
	坂ノ下村					
	吉河村					
	長沢村					
	古田畑村					
	山鼻村					
	堂村	栗野村	栗野村	栗野村	栗野村	中郷村
	柳原村	愛発村/栗野村	愛発村	愛発村	愛発村	愛発村
	小河口村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村議定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
郡	風巻村					
	高寺村					
	片山村					
	清水山村					
	真栗村					
	坪谷村					
	鯨谷村					
	敦賀 大内町	丹生村	清島村	天津村	天津村	天津村
	同 桜町	丹生村/三方村				
	同 大湊町	丹生村				
	同 天満町					
	同 入船町					
	同 常磐町					
	同 浪花町					
	同 界町					
	同 曙町					
	同 御手洗町					
	同 大島町					
	同 幡町					
	同 蓬萊町					
	同 富貴町	敦賀町	敦賀町	敦賀町	敦賀町	敦賀町
	同 神楽町					
	同 旭町					
	同 大黒町					
	同 幸町					
	同 清明町					
	同 未広町					
	同 大金町					
	同 結城町					
	同 川崎町					
	同 松栄町					
	三島村					
	津内村					
	泉村					
	舞崎村					
	余聖村					
	熊曲村					
	大蔵村					
	谷口村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村	東郷村
	井川村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
郡	北田村	山東村	三方郡	山東村	山東村	山東村	山東村
	太田村						
	山上村						
	佐野村						
	新庄村						
	富戸村						
	五十谷村						
	安江村						
	宮代村						
	中寺村						
	興道寺村						
	金山村						
	郷市村						
	松原村						
	久々子村						
	大藪村						
	三方村						
	向笠村						
	鳥浜村						
	生倉村						
	気山村						
	南前川村						
	北前川村						
田名村							
佐古村							
藤井村							
相田村							
岩屋村							
白屋村							
倉見村							
成願寺村							
上野村							
能登野村							
瀬渡村							
井崎村							
黒田村							
田上村							
田井村							
海山村							
成出村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
郡	小河村	粟野村	敦賀郡	粟野村	粟野村	中郷村	中郷村
	榑林村						
	和久野村						
	野神村						
	市野々村						
	助生野村						
	園村						
	金山村						
	野坂村						
	長谷村						
	砂流村						
	公文名村						
	御名村						
	山村						
	松島村						
	香見村						
	木崎村						
	櫛川村						
	原村						
	二夕村浦						
	名子浦						
	縄間浦						
	常宮浦						
香浦							
手ノ浦							
色ヶ浜浦							
浦底浦							
立石浦							
白木浦							
佐村村							
坂尻村							
木野村							
麻生村							
和田村							
河原市村							
南市村							
佐田村							
丹生浦							
竹渡村							
菅浜村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新市町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
越前	堀屋敷村	堀屋敷村	堀屋敷村	堀屋敷村	堀屋敷村	西津村
	北塩屋村	北塩屋村				
	福谷村	福谷村				
	新小松原村	新小松原村				
	下竹原村	下竹原村				
	小松原村	小松原村				
	甲ヶ崎村	甲ヶ崎村				
	阿納尻村	阿納尻村				
	若狭浦	若狭浦				
	弘谷浦	弘谷浦				
	堅海浦	堅海浦				
	泊り浦	泊り浦				
	字久浦	字久浦				
	加尾浦	加尾浦				
	西小川浦	西小川浦				
	阿納浦	阿納浦				
	大熊浦	大熊浦				
	志保浦	志保浦				
	矢代浦	矢代浦				
	田島浦	田島浦				
	無悪村	無悪村				
	三生野村	三生野村				
	海士坂村	海士坂村				
麻生野村	麻生野村					
黒田村	黒田村					
三田村	三田村					
小原村	小原村					
安賀里村	安賀里村					
末野村	末野村					
有田村	有田村					
下中村	下中村					
山内村	山内村					
特田村	特田村					
長江村	長江村					
大鳥羽村	大鳥羽村					
熊川村	熊川村					
河内村	河内村					
新道村	新道村					
関村	関村					
瓜生村	瓜生村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新市町村構成区画 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (原案)	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
三方	世久見浦	世久見浦	田井村(西浦村と組合)	田井村	田井村	田井村
	早瀬浦	早瀬浦	西郷村	西郷村	西郷村	西郷村
	笹田村	笹田村				
	日向浦	日向浦				
	小川浦	小川浦				
	常神浦	常神浦				
	神子浦	神子浦				
	遊子浦	遊子浦				
	集坂越浦	集坂越浦				
	小浜 住吉町	小浜 住吉町				
	同日吉町	同日吉町				
	同白鬮町	同白鬮町				
	同玉前町	同玉前町				
	同塩竈町	同塩竈町				
	同鈴鹿町	同鈴鹿町				
	同多賀町	同多賀町				
	同津島町	同津島町				
	同清滝町	同清滝町				
	同生玉町	同生玉町				
	同今宮町	同今宮町				
	同広峰町	同広峰町				
	同酒井町	同酒井町				
	同竜田町	同竜田町				
同神田町	同神田町					
同大宮町	同大宮町					
同男山町	同男山町					
同鹿島町	同鹿島町					
同白鳥町	同白鳥町					
同貴船町	同貴船町					
同浅間町	同浅間町					
同大原町	同大原町					
同香取町	同香取町					
同飛鳥町	同飛鳥町					
青井村	青井村					
竹原村	竹原村					
西津村	西津村					
上竹原村	上竹原村					
湊村	湊村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
遠 敷	国分村		遠 敷 郡	遠敷村		遠敷村	遠敷村
	金屋村			遠敷村			
	竜前村						
	神宮寺村						
	忠野村						
	下根来村						
	中ノ畑村						
	上根来村						
	濁田村						
	府中村						
	和久里村						
	多田村			今富村	今富村		
	木崎村						
	生守村						
	野代村						
	尾崎村						
	伏原村						
	中井村			口名田庄村	口名田村(「幾分」 は今富村)		
	谷田部村			口名田村	口名田村(字新滝谷 は今富村)		
	須細村			今富村	今富村		
	奥田細村						
	口田細村						
	相注村						
和多田村		口名田庄村	口名田村				
深谷村							
深野村		中名田庄村	中名田村				
下田村							
上田村		口名田庄村	口名田村				
小屋村							
久坂村		中名田庄村	中名田村				
虫鹿野村							
寮野村							
小倉畑村							
三重村							
堂本村							
染ヶ谷村							
下村		奥名田庄村	奥名田村				
小倉村		中名田庄村	中名田村				
根谷村							

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		市 郡	新村撰定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)		新町村構成区画 及び新町村名 (修正案)			
遠 敷	脇袋村		遠 敷 郡	瓜生村	瓜生村	瓜生村	瓜生村
	上吉田村						
	下吉田村						
	井ノ口村						
	俣屋村						
	三宅村			三宅村	三宅村		
	市場村						
	天徳寺村						
	神谷村						
	日笠村						
	太興寺村						
	平野村						
	東市場村						
	上野村						
	四分一村			松永村	松永村		
	三分一村						
	門前村						
	池河内村						
	竹長村						
	加茂村						
	新保村			宮川村	宮川村		
	大谷村						
	本保村						
玉置村							
杉山村							
堤村							
加福六村							
兼田村		野木村/宮野村	野木村				
武生村							
上野木村							
中野木村							
下野木村							
高塚村							
太良庄村		国富村	国富村				
栗田村							
次吉村							
羽賀村							
奈胡村							
能野村							
遠敷村		遠敷村	遠敷村				

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
大飯郡	久保村					
	安川村					
	福谷村					
	佐畑村					
	小車田村					
	鹿野村					
	笹谷村					
	岡安村					
	神崎村					
	広岡村					
	万願寺村					
	東三松村					
	立石村					
	畑村					
	鐘寄村					
	中津海村					
	西三松村					
	日置村					
	青村					
	横津海村					
	小和田村					
	上津村					
	岡屋村					
	六路谷村					
	森島村					
	高野村					
	今寺村					
	高屋村					
	中山村					
	神野村					
	難波江村					
	小黒飯村					
	音海村					
	神野浦					
	山中村					
	鎌倉村					
	下村					
	宮尾村					
	日引村					
	上瀬村					

郡	地方行政区画便覧 (明治20年)		新村誘定事由調 (明治21年)		福井新報(明治21年) 新市町村構成区画及 び新市町村名	福井県令(明治22年) 改定市町村名
	町村名	新市町村構成区画 及び新市町村名 (原案)	新市町村構成区画 及び新市町村名 (修正案)	新市町村構成区画 及び新市町村名		
遠敷郡	中村					
	西谷村					
	井上村					
	口坂本村					
	奥坂本村					
	納田終村					
	高浜 三明町					
	同 若宮町					
	同 碓土町					
	同 事代町					
	同 宮崎町					
	和田村					
	大見村					
	下車持村					
	上車持村					
	馬居寺村					
	岩神村					
	園部村					
	笠原村					
	子生村					
	坂田村					
	大島村					
	本所村					
	東勢村					
	西勢村					
	飯盛村					
	岡津村					
	鯉川村					
	長井村					
	尾内村					
	本郷村					
	小堀村					
	父子村					
	野尻村					
	芝崎村					
	山田村					
	石山村					
	川上村					
	三森村					

福井県文書館研究紀要 第19号

令和4年3月25日 発行

編集発行 福井県文書館
〒918-8113
福井県福井市下馬町51-11
Tel. 0776(33)8890

印刷 創文堂印刷株式会社
〒918-8231
福井県福井市問屋町1-7
Tel. 0776(22)1313

BULLETIN OF FUKUI PREFECTURAL ARCHIVES

No. 19
March 2022

CONTENTS

Transcript of Lecture:

“Shungaku Regime” and His Vassals: Focusing on Hasebe Jimpei and Yuri Kimimasa
MOTOKAWA Mikio 1

Notes and Suggestions:

Functions and Roles of Okumuki of the Matsudaira Family in the Fukui Domain during the
Middle of the Early Modern Period: in Reference to the Fukui Domain Law
YANAGISAWA Fumiko 19

Bujyutsu (Martial Arts) Training in the Fukui Domain during the End of the Shogunate:
Findings from a Copy of the “Survey Report of Vassals' Bujyutsu Rankings along with Diploma
and License Levels”
NAGANO Eishun 39

Apple Growing at the Matsudaira Experimental Agricultural Station
TAGAWA Yuichi 69

Check of the Historical Materials Present in the Fukui Prefectural Archives
– Results of the Check in the Fiscal Year 2021 –
MIYOSHI Kota 85

Information, Data and Materials:

“The Great Mergers of the Meiji Period” and a Copy of the “Report Regarding Town and
Village Mergers”
HORII Masahiro 107

Fukui Prefectural Archives
Fukui, Japan

